

# 「知的財産推進計画2008」の 実施状況に対する評価

知的財産推進計画2009 参考1

2009年6月24日

知的財産戦略本部

## 「知的財産推進計画 2008」の実施状況に対する評価の結果概要

平成 21 年 6 月 24 日  
知的財産戦略本部

「知的財産推進計画 2008」の実施状況に関する各省庁及び知的財産戦略推進事務局の評価結果は以下のとおり。

### (1) 「知的財産推進計画 2008」の実施状況（各省庁自己評価）

評価基準	項目数	全体に占める割合
A：すべて実施した。	444	58.0%
B：おおむね実施した。	294	38.4%
C：一部実施した。	19	2.5%
－：実施されていないが、状況の変化や当該施策の性格から見て、取組を行わないこととしたもの。	8	1.0%
合計	765	－

### (2) 「知的財産推進計画 2009」での扱い

評価基準	項目数	全体に占める割合
◎：重点施策とすべき。	66	17.9%
○：推進施策とすべき。	178	48.2%
－：推進計画には掲載しない。	125	33.9%
合計	369	－

(注) (1) では、各施策に対する複数の担当省庁の評価を集計しているため、(2) と比較すると項目数の合計が多くなっている。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	第1章 知的財産の創造						
↓	1. 基礎研究分野の創造力を強化する						
↓	(1) 基本特許の取得に向けた研究分野の戦略的重点化を図る						
↓	①イノベーション実現のための知的財産の戦略的取得・活用を促進する						
1	i) 技術フロンティアを開拓する研究に資金が適正かつ効果的に配分されるよう、2008年度から、目的基礎研究(応用研究も含む。)に関する競争的資金の研究課題の選定における選考の基準に知的財産戦略に関する項目を追加する。	25	文部科学省	・JSTの産学共同シーズイノベーション化事業、独創的シーズ展開事業、先端計測分析技術・機器開発事業においては、研究機関からの応募書類に知財に関する項目を設け、選考の際に参考としている。 ・2009年度から新たに開始される「研究成果最適展開事業」、「戦略的イノベーション創出事業」においても、同様の措置をとる予定。 ・JST戦略的創造研究推進事業において、平成21年度公募に係る募集要項で、知的財産の取得・活用についての考え方も選考の要件になる旨を明記している。	A	○	前年度対象とならなかった省庁を含め取組が完了していない省庁において項目の追加を徹底するとともに、その実効性の向上を図るため。
			農林水産省	競争的研究資金の採択に際し知財戦略を考慮することについて、「農林水産研究知的財産戦略(2007年3月農林水産技術会議)」に明記しており、このことについては、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の公募要領にも反映させているところ。同事業での課題の採択審査にあたっては、参画機関の知的財産の保護・活用に関する内部規程や体制の整備状況について評価を実施した。また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(生研センター)で実施する「イノベーション創出基礎的研究推進事業」の公募要領においては、参画機関に対し、職務発明規程の整備を指示した。	B		
			経済産業省	産業技術研究助成事業、大学発事業創出実用化研究開発事業、地域資源活用型研究開発事業、地域イノベーション創出研究開発事業において、公募要領に知財に関する項目を設けている。	B		
2	ii) 大学等が学内において競争的資金や共同研究による間接経費を配分するに当たっては、産業界との連携の強化及び特許の出願や維持管理等に係る費用を適切に確保するため、各大学等の主体的な判断により、知財関連活動に対して適切な資源配分を行うことを奨励する。	25				○	施策は実施されたが、引き続き、大学の知的財産活動への適切な資源配分が求められており、その実態を調査する必要があるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年8月、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会大学知的財産本部審査・評価小委員会が取りまとめた「大学知的財産本部整備事業」事業評価結果報告書において、大学等における自立的な産学連携体制整備に向けた取組として、科学研究費補助金等の競争的資金の間接経費から知的財産活動経費を捻出した事例を明示するとともに、イノベーション・ジャパン2008や大学等における30の研修会等において、これらの取組事例を周知した。</li> <li>・2008年8月、「知的財産推進計画2008」の該当部分について、知的財産の管理・活用体制を整備している若しくは整備する予定である約400の国公私立大学等に対し文書により周知を図った。</li> <li>・JSTの競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分される間接経費については、全ての制度において30%の措置の早期実現に向け取り組んでいる。</li> </ul>	A		
3	②独創的・革新的な研究を促進する 多様な基礎研究を推進し、基本特許につながるものが特に期待される独創的・革新的な研究を促進するため、競争的資金を拡充し、その中に「大挑戦研究枠」を設定するなど、研究者の斬新なアイデアに基づく革新性の高い成果を生み出し得るハイリスク研究開発や異分野の融合を図る研究開発を支援する。	25				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	<p>JST戦略的創造研究推進事業において、平成21年度から新たに「さきがけ大挑戦型」を実施し、実現の可能性の観点からは明確な見通しが得難いが、成功した場合には飛躍的、画期的な成果が期待できる研究についても採択・支援することを決定した。</p> <p>科学研究費補助金においては、異分野連携による新しい領域の開拓や、新興・融合領域における挑戦的な課題の支援を目的とした「新学術領域研究」を平成20年度に新設して、革新的・挑戦的な学術研究を支援している。また、平成21年度には芽生え期の研究を支援する「萌芽研究」について、挑戦的で斬新なアイデアに着目する「挑戦的萌芽研究」として、審査方法等を見直すとともに、「新学術領域研究」をさらに拡充して、引き続き革新的・挑戦的な学術研究を支援することを決定した。</p>	A		
			経済産業省	<p>NEDOにおける競争的資金を含む複数の事業において、全国の調査員による情報網を活用して優良技術を把握するイノベーション・オフィサーを拡充し、NEDO内の横断的な情報交換を円滑にする分野ごとのリエゾン担当を新規配置するなど、中長期・ハイリスクの研究開発に対する支援を拡充している。</p>	A		
↓	③革新的技術に関する研究開発を加速する						
4	i) 革新的技術の研究開発のうち、機動的に資金投入すべき技術の研究開発を加速するため、2009年度から、「革新的技術推進費」を創設し、我が国の総力を挙げて革新的技術の研究開発を推進する。	25				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			内閣府	革新的技術戦略（平成20年5月19日 総合科学技術会議）において、革新的技術推進費の創設を決定した。平成20年度は、革新的技術の効率的な推進を目指し、目利き集団である革新的技術推進アドバイザー制度を創設し、特許情報を含めた国内外の技術動向等を幅広く収集する体制を構築した。また、平成21年度以降の革新的技術推進費の運用にあたっては、開発された技術の活用に関して、知的財産の視点を考慮することとしている。	A		
			文部科学省	科学技術振興調整費に「革新的技術推進費」（平成21年度配分予定額60億円）を創設。総合科学技術会議の策定する「公募の基本方針」に基づき公募実施予定。（新規）	A		
5	ii) 2008年度から、iPS細胞等に代表される革新的技術に関する研究開発や実用化促進の観点から、知的財産の創出を促進するために必要な支援を迅速に行う。	25				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>革新的技術の効率的な推進を目指し、目利き集団である革新的技術推進アドバイザー制度を創設し、特許情報を含めた国内外の技術動向等を幅広く収集する体制を構築した。</li> <li>平成20年7月、革新的技術を阻害している要因を克服するため、研究資金の統合的かつ効率的な運用や、開発段階からの規制を担当する機関等との意見交換や相談等を試行的に行い、最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進するため、先端医療開発特区（スーパー特区）を創設した。このスーパー特区として、プロジェクトの公募を行い、既に強い知財を確保しており、その実用化が期待される24件を採択し、関係4府省が一体となって、実用化に向けて支援しているところ。</li> <li>iPS細胞研究に関して、総合科学技術会議 基本政策推進専門調査会にiPS細胞研究ワーキンググループを設置し、iPS細胞研究促進について「第一次とりまとめ」を作成した（平成20年7月3日）。その中で、知的財産戦略に関して「日本国内のみならず海外も含めた戦略的な特許出願及び取得を最速で行い、知的財産権を確保するために国としても迅速かつ強力な支援を行う。」との推進方策を示した。</li> </ul>	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	<p>・2008年4月、「産学官連携戦略展開事業」においてiPS細胞の知的財産権に関する組織を整備した拠点（京都大学、慶應義塾大学）に対して、関連する知的財産の管理・活用体制を強化するための支援を実施した。</p> <p>・革新的技術に関する研究開発や実用化促進の観点から、JSTの産学共同シーズイノベーション化事業において、大学等の基礎研究に着目し、産業界の視点からシーズ候補を顕在化させ、顕在化したシーズについて、大学等と産業界との大型共同研究を実施している。2008年度は顕在化ステージ116課題、育成ステージ10課題を採択し、研究開発を実施している。また、JSTの独創的シーズ展開事業において、シーズの実用化に向けた展開を図るため技術フェーズや技術移転の形態に応じた各種プログラムを設け、研究開発を実施している。</p> <p>なお、2009年度から上記2事業を再編し、研究開発課題の内容に応じた最適なファンディング計画を設定することにより、より効果的・効率的に研究開発を進める「研究成果最適展開支援事業（A-STEP）」を開始することとした。</p> <p>2009年度においては、「再生医療の実現化プロジェクト」等を活用し、再生医療の実現化に向けた知的財産ポートフォリオの構築や知的財産戦略の策定に必要なノウハウ取得の支援を行うとともに、iPS細胞研究等を行う研究機関における知的財産の管理・活用体制の強化を図ることとした。</p>	B		
			経済産業省	<p>平成20年度～平成25年度までの研究開発プロジェクトとして、「iPS細胞等幹細胞産業応用促進基盤技術開発」を開始。</p> <p>・革新的技術に深く関連する技術として、「太陽電池」「バイオベースポリマー」「再生医療」等の全12テーマについて特許出願技術動向調査を実施した。2009年3月末に調査報告書を取りまとめ、その後ホームページ等で公表することとした。</p> <p>・革新的技術により広い観点から関連しうる技術として、第3期科学技術基本計画で重点推進4分野、推進4分野と定められた分野（重点8分野）の特許出願状況に関する調査を実施し、調査結果をホームページ上で公表している。</p> <p>・iPS細胞・ヒトES細胞に関連する特許出願および論文の調査を行い、2009年3月末に調査報告書を取りまとめ、ホームページ等で公表することとした。</p>	B		
			厚生労働省	<p>厚生労働科学研究費補助金の適切な配分を行った。また、内閣府、文部科学省及び経済産業省とスーパー特区（先端医療特区）を創設し、平成20年11月に採択を行った。</p>	B		
6	④技術戦略マップを活用した戦略的研究開発を推進する「技術戦略マップ」を活用し、企業・大学等を問わず効果的な研究開発の推進を図るとともに、特許動向等の技術動向や市場動向等を踏まえて技術戦略マップの改定を行う。	26				○	技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	2005年3月に20分野からなる「技術戦略マップ」を策定した。その後、毎年、分野拡充や各分野における見直し（ローリング）を行い、2008年4月には29分野からなる「技術戦略マップ2008」を策定した。 産学官の効果的・効率的な研究開発の推進のための広報・普及活動を行うとともに、2008年9月10日に開催した産業構造審議会産業技術分科会第24回研究開発小委員会において、『「技術戦略マップ2009」ローリング基本方針』を示し、本年度のローリングを開始した。	A		
↓	(2) 内外リソースの積極活用のための環境を整備する						
7	①研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する ネット等を活用して膨大な情報を収集・解析することにより高度情報化社会の基盤的技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発が促進されること等を踏まえ、これらの科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発については、権利者の利益を不当に害さない場合において、必要な範囲での著作物の複製や翻案等を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。	26				－	著作権法改正案が提出されたため。
			文部科学省	・文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、情報解析分野の研究開発目的での著作物利用について、一定の条件の下で権利制限を講ずることが適当であるとの結論が示された。これを踏まえ、同年3月にこの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した。	A		
8	②「特許・論文情報統合検索システム」の利便性を向上させ、周知する 2007年3月から運用を開始した特許・論文情報統合検索システムの利用の促進を図るため、利用動向や利用者ニーズの把握・分析、特許技術用語辞書の整備など、利便性向上のための必要な措置を講ずるとともに、大学等の研究者に対し周知する。	26				○	関係省庁が連携しつつ「特許・論文情報統合検索システム」に対する改善要望を調査し、利便性を一層向上させるとともに、関連する特許や文献等をリンク・分析する新しいシステム（J-GLOBAL）を推進する必要がある。
			文部科学省	・公開特許公報の全文情報へのリンクのための民間特許ベンダー（1社）との提携（システム連携）を追加し、2社と提携（システム連携）した。 ・利用動向調査、ニーズ把握のため、「特許・論文情報統合検索システム」について学会発表を行い、大学の研究者と意見交換を行った。また、国立16大学、公立6大学、私立7大学の計29大学を訪問し、教員や知財、産学連携部門に対して「特許・論文情報統合検索システム」の説明を行い、大学への利用促進を図った。 ・大学等の研究者が、特許情報と文献情報の統合検索をより効果的に行えるようにするため、特許技術用語と科学技術用語の表記の違いを吸収することを目的とした特許技術用語辞書の整備を行った。また、機関名と出願人の表記の違いを吸収する機関名辞書の整備を行った。 ・「特許・論文情報統合検索システム」を運用しているJDream II システムのログイン機能のセキュリティ強化を行い、システムの安全性を高めた。	B		
			経済産業省	大学等の研究者を対象にしたセミナーや講演の場（7回以上）で、「特許・論文情報統合検索システム」の紹介を行った。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
9	③リサーチツール特許等に係る統合データベースを構築する 2008年度中のリサーチツールデータベースの運用開始に向けて、システムの構築を行うとともに、関係省庁連絡会議の下で運用方針を策定し、これに基づき大学・研究機関等によるリサーチツール特許等の円滑な登録を進める。					○	政府資金を原資とする研究開発から生じた企業等のリサーチツール特許等の統合データベースへの登録を促進することが必要。
			内閣府	・関係省庁連絡会議の下、運用方針を決定し関係省庁からのデータ登録を取りまとめ、2009年3月にデータベースを運用開始。	A		
			文部科学省	・大学等及び文部科学省所管の独立行政法人に対し同データベースへの登録を促し、47権利主体から計761件のデータを提出した。	A		
			農林水産省	・農林水産省所管研究独法に対し同データベースへの登録を促し、5法人から合計134の特許情報を登録した。	A		
			厚生労働省	・厚生労働省所管の研究機関、独立行政法人等に対しデータベースへの登録を促し、データベースに公開可能なデータを提出した。	B		
			経済産業省	・リサーチツール特許データベースのシステム構築を効率的かつ計画的に実施し、2009年3月16日に試験運用を開始した。内閣府総合科学技術会議の下、関係省庁と機能(仕様)を調整するとともに、ユーザーヒアリングを実施することで、運用開始時における機能を充実した。	A		
10	④ライフサイエンス分野のリサーチツール特許に係る指針を普及させる 2007年3月に総合科学技術会議で決定された「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」を踏まえ、2008年度から、ライフサイエンス分野における政府資金を原資とする研究開発の公募要領において当該指針の遵守を義務付けるとともに、大学等や企業における取組について実施状況をフォローアップする。また、指針に沿ったライセンスポリシーの整備を促すとともに、経済協力開発機構(OECD)ガイドラインの考え方の国際的な普及に努める。	27				○	内閣府が関係省庁の協力を得て、各省の取組状況に関するフォローアップをすることが必要。
			内閣府	関係省庁と協議の上、リサーチツール特許に関する大学等や企業の取組みのフォローアップのベースとなるリサーチツール特許等統合データベースを構築し、2009年3月に運用を開始した。	B		
			文部科学省	・2008年度、イノベーション・ジャパン2008や大学等における30の研修会等において、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」を踏まえ、各大学等において指針の周知、規程の整備等の対応をするよう周知した。 ・2008年度、大学等に対して「リサーチツール特許使用円滑化ポリシー」の整備状況について調査を実施した。 ・平成20年4月に「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」に基づき、「文部科学省iPS細胞等研究ネットワーク規約」を策定の上、研究者及び研究機関のネットワークを構築し、知的財産の管理・活用体制を強化しているところ。(文部科学省iPS細胞等研究ネットワーク規約第4条において、「構成機関等は、本規約を遵守しなければならない」と定められている。)	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」の普及については、農林水産省が行うプロジェクト研究、競争的資金等の公募要領、実施要領等に「成果の取扱は指針に沿う」旨明示した。	B		
			厚生労働省	平成21年度厚生労働科学研究費補助金の公募要項(2008年10月)において「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」に基づく特許等の適切な取扱いを求めた。	B		
			経済産業省	・2008年度より、政府資金を原資とする研究開発事業の基本計画等に、当該指針の遵守を義務づけている。 ・指針を踏まえ、リサーチツール特許の使用の円滑化を図るため、リサーチツール特許データベースシステムの運用に向けて独立行政法人産業技術総合研究所が有するリサーチツール特許の登録や独立行政法人産業技術総合研究所の既存データベースとの相互リンクの形成等の作業を進めた。	B		
↓	⑤海外の大学との交流を促進する						
11	i) 2008年度において、大学や研究機関等がアジア・アフリカ諸国等の研究機関等とのパートナーシップ強化のため、環境問題等の課題の解決に向けた国際共同研究等の科学技術協力に取り組むことを支援する。					－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	○地球規模課題対応国際科学技術協力事業は、環境・エネルギー、防災、感染症などをはじめとする地球規模課題を対象とし、開発途上国等のニーズを基に、将来の社会実装の構想を有する国際共同研究を、政府開発援助と連携して推進するもの。平成20年度の研究課題については、平成20年9月に12件の採択課題を決定した。平成21年度分についても前年度同様選考中。 ○科学技術振興調整費「アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進(共同研究)」：先進技術を基盤とした地域共通課題解決型共同研究は、日本の高い研究ポテンシャルを活用し、アジア・アフリカ諸国等と我が国を中心とした国際的な科学技術コミュニティを構築することにより、将来的な我が国とアジア・アフリカ諸国等との政府間の協力関係の強化・構築を目指す。 平成20年度の研究課題については、平成20年に6件の採択課題を決定した。平成21年度分についても選考を開始した。	A		
12	ii) 2008年度から、大学等がアジア諸国等からの留学生を受け入れ、我が国の学生と共に学びつつ、優れた環境技術や政策を習得させ、母国等における優れた環境リーダーとして活躍できる人材として育成する取組を促進する。	27				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			内閣府	文部科学省・環境省と共に検討を行った「環境人材育成イニシアチブ」が、両省により2008年度から実施された。2008年5月に総合科学技術会議が決定した「科学技術外交の強化に向けて」においても「地球規模の課題解決に向けた開発途上国との科学技術協力の強化」の1つとしてとり挙げた。	A		
			文部科学省	平成20年度、科学技術振興調整費「アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進」プログラムにおける戦略的環境リーダー育成拠点形成において、5課題を採択した。平成21年度においても新規に課題を採択すべく、途上国における環境問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する人材(環境リーダー)を育成する拠点の形成を推進するための予算を計上した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連大学高等研究所と連携して、大学院レベルでの教育・研究に持続可能性の教育を統合するネットワーク通称ProSPER. Netが08年6月に発足した。</li> <li>・また、産学官民が協働して環境人材を育成するプラットフォームである「環境人材育成コンソーシアム（仮称）」の準備会を09年3月に立ち上げた。</li> <li>・産官学民連携環境人材育成コンソーシアム事業（平成21年度～）、アジア規模で活躍する環境リーダー育成支援（平成20年度～）、一般学部・大学院の学生を対象とした環境教育プログラムの開発・実証（平成20年度～）に係る予算を計上した。</li> </ul>	A		
13	⑥先端研究施設の利活用を促進する 2008年度において、大学・研究開発型独立行政法人等の有する先端研究施設の民間利用も含めた共用を促進するため、利用支援体制の構築や共用のための施設の運転等に係る経費を支援するとともに、自立的な共用に向け、知的財産を含めた研究成果の取扱いや課金に関する規程の策定、専門人材の配置など体制の整備を促す。	27				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	<p>大学・研究開発型独立行政法人等の有する先端的な研究施設・機器の共用を促進し、イノベーションにつながる成果を創出することを目的として、【産業戦略利用】及び【ナノテクノロジー・ネットワーク】の2つプログラムで構成されている「先端研究施設共用イノベーション創出事業」を実施している。</p> <p>【産業戦略利用】については、分野を限らず、産業利用のポテンシャルが高い先端的な研究施設・機器を有する17機関において、産業界への共用を通じてイノベーションに繋がる研究成果を創出するため、産業界が利用するための技術支援や課金制度等の体制の整備を図った。</p> <p>また、【ナノテクノロジー・ネットワーク】については、ナノテクノロジー研究の特性にふさわしい最先端の研究施設・機器を配し、ナノテクノロジー研究環境として求められる研究機能を有する26機関において、全国への産学官への研究者への共用化を推進し、分野融合を促進するとともにナノテクノロジー研究基盤の整備を図った。（2007年度利用件数：1,316件）</p>	B		
↓	2. 大学、研究機関における知的財産戦略を強化する						
↓	(1) 上流域から下流域までの知財マインドの浸透を促進する						
↓	①研究現場における知財マインドを高める						
14	i) 2008年度において、大学、研究機関の研究現場における知財マインドをより一層高めるため、研究者等を対象として、知的財産権を戦略的に取得するために論文発表に先駆けて特許出願すること等の重要性に関して周知啓発する研修・講習等の取組を支援する。	28				○	大学知財本部・TLOに求められる戦略・機能の実現の状況を調査し、必要な取組を推進する必要があるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年8月、学内の啓発活動等に利用できるよう「知的財産推進計画2008」の該当部分について、知的財産の管理・活用体制を整備している若しくは整備する予定である約400の国公立大学等に対し文書により周知を図った。</li> <li>・2008年度、研究現場における知財マインドを高めるため、産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）において選定した66機関のうち、今後、大学内の知的財産活動基盤の強化に取組む19機関における学内啓発を目的とした研修会等の開催における費用について支援を行い、研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視することや大学等における知的財産の組織的な管理・活用の在り方などについて周知した。</li> </ul>	A		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等の研究者を対象としたセミナーや講演（6回以上）において、論文発表に先立ち特許出願すること等、研究成果を戦略的に特許出願し、権利化、活用につなげていくことについて説明を行った。</li> </ul>	A		
			農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産分野の研究者を対象として、研究計画の立案時や実施時における知財意識向上を図るため「農林水産知的財産セミナー」を開催し、論文発表に先駆けた特許出願の重要性等戦略的に特許出願するために研究者が習得しておくべきこと等について講演した。（3月11日：熊本、3月17日つくば）。</li> </ul>	B		
15	ii) 大学等における研究者と知財担当者のコミュニケーションをより緊密なものとするため、2008年度から、知財担当者が研究者を随時訪問することや研究チームの中に研究成果の特許化等を検討する者を加えること等を促す。	28				○	大学知財本部・TLOに求められる戦略・機能の実現の状況を調査し、必要な取組を推進する必要があるため。
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年8月、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会大学知的財産本部審査・評価小委員会が取りまとめた「大学知的財産本部整備事業」事業評価結果報告書において、研究戦略を決定するために研究者に当該研究分野の特許マップを作成し、研究内容の位置づけを提示している事例などを明示するとともに、イノベーション・ジャパン2008や大学等における30の研修会等において、これらの取組事例を周知した。</li> <li>・2008年8月、「知的財産推進計画2008」の該当部分について、知的財産の管理・活用体制を整備している若しくは整備する予定である約400の国公立大学等に対し文書により周知を図った。</li> </ul>	A		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TLOに対して、教員等を定期的に訪問し、研究の進捗状況の把握、企業ニーズ・市場動向等の提供、研究成果の活用に向けた意見交換を行うよう促した。</li> <li>・独立行政法人産業技術総合研究所では、知財部門等において、研究者のための環境整備として、先行技術調査を十分に行えるよう学術情報と同様な手順で特許情報の検索ができる新たな検索システムを整備し、その活用方法について知財担当者による研修を実施した。</li> <li>・12月より、大学を含む研究開発プロジェクトに対して、知財プロデューサーの派遣を開始し、知財プロデューサーが研究者や知財担当者と意見交換を行った。</li> </ul>	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
16	②研究者の立場から知的財産政策を点検する 2008年度から、我が国科学者を代表するアカデミーである日本学術会議において、学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して検討を行い、具体的な提言を行う。	28				○	施策は実施されたが、2009年度中の提言とりまとめを着実なものとするため。
			内閣府	○ 平成20年12月、日本学術会議科学者委員会の下に、知的財産検討分科会を設置し、知的財産政策等について、知的財産を創造する研究者の立場から審議を行い、必要な提言等を取りまとめるための検討を開始。 ○ 平成21年2月から3月にかけて、知的財産に係る取り組みや制度について、学協会における検討状況や要望等を把握するため、アンケート調査を実施（日本学術会議協力学術研究団体1632団体に対して、アンケート調査を実施した）。	A		
17	③知的財産戦略におけるプロデュース機能を強化する 2008年度から、研究開発の「入口」である、研究開発プロジェクトの政策立案及び推進にあつては、知的財産の観点を含む政策立案を推進するとともに、研究開発プロジェクトの知的財産戦略や知的財産ポートフォリオを構築するための人材（知財プロデューサー）を投入する。さらに、2008年度中に、知財プロデューサーとなり得る人材を含むデータベースの構築を図る。あわせて、TLO等地域における産学連携のコアとなる組織において、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくための総合プロデュース機能を果たせる人材の育成・導入を促進する。	28				○	知財プロデューサーをリーダーとする経営と技術の双方の観点から知的財産戦略の策定を支援するチームの整備等が必要であるため。
			経済産業省	・2008年12月から、研究開発プロジェクトへの知財プロデューサー派遣を開始した。 ・知財プロデューサー派遣事業における、特許流通アドバイザー及び特許情報活用支援アドバイザーのサポート内容・体制について検討し、支援体制を構築した。 ・地域において不足している支援人材を供給するために「地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース」を構築し、平成21年2月に試行的運用を開始した。 ・TLOが、産学連携に係る高度な知識・経験を有する人材を活用し、産学のリソースを基にした研究開発から事業化までの計画の企画・立案及びその実施を行うために必要な費用の一部を補助した。	B		
18	(2) iPS細胞の研究・事業化を加速する総合的支援体制を構築する iPS細胞研究に関し、国内のみならず諸外国においてもその基本特許が確保されるよう、体制整備を含めた支援を引き続き行うとともに、iPS細胞に関する研究を更に発展させ、その技術の活用や将来の事業化につなげていくため、2008年度から、関係機関によって関連技術や応用技術の開発が積極的に行われることを支援し、これらの機関が連携をとりつつその成果たる技術を的確に権利化することを促進する。また、これらの知的財産の産業界での有効活用を促進するため、大学・研究機関と産業界が共同で設立する知財管理・活用会社の仕組みを活用するなど効率的な体制を構築する。	29				◎	iPS細胞技術に関し、関係機関による基礎研究や応用研究を促進し、その成果を国内外において的確に権利化し事業化につなげるための知財戦略が構築されるよう、関係省庁が連携をとりつつ必要な支援を行う必要があるため。また、産業界が推進するiPS細胞技術に係る知的財産活動支援プロジェクトに対し必要な支援を行う必要があるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			内閣官房	関係省庁間の情報交換会の開催や関係省庁、大学等、産業界、弁理士会との情報交換会への出席等により、総合的支援体制の構築を促した。	B		
			内閣府	iPS細胞研究WGにおいて、知的財産戦略について検討を行い、「海外も含めた戦略的な特許出願及び取得を最速で行い、知的財産権を確保するために国としても迅速かつ強力な支援を行う。」ことをとりまとめた(平成20年7月24日「iPS細胞研究の推進について(第一次とりまとめ)」)。 また、得られた知的財産の管理・活用については知的財産の管理・活用会社が設立されており、「国内のすべての大学や研究機関及び製薬企業や医療機器企業などの民間企業も参加・利用できるように開かれたものとする」とを第一次とりまとめで提言した。	B		
			文部科学省	・2008年4月、「産学官連携戦略展開事業」においてiPS細胞の知的財産権に関する組織を整備した拠点(京都大学、慶應義塾大学)に対して、関連する知的財産の管理・活用体制を強化するための支援を実施した。 ・JSTの技術移転支援センター事業において、特許主任調査員により、各大学の知的財産本部・発明評価委員会に対する先行技術調査・発明評価支援や発明者に対する特許相談を通じて、発明の創出や国内出願の前の段階において知的財産の質の向上についてアドバイスを行っている。 ・2009年度に、「再生医療の実現化プロジェクト」等を活用し、再生医療の実現化に向けた知的財産ポートフォリオの構築や知的財産戦略の策定に必要なノウハウ取得の支援を行うとともに、iPS細胞研究等を行う研究機関における知的財産の管理・活用体制の強化を図ることとした。	A		
			経済産業省	・平成20年度～平成25年度までの研究開発プロジェクトとして、「幹細胞産業応用促進基盤技術開発」を実施する予定(平成20年度は第1次補正予算)。 ・「iPS細胞に関連する研究開発成果の円滑な応用・産業化に向けた技術的・制度的課題について、大学・研究機関と産業界で意見交換を行うため、内閣府、文部科学省及び厚生労働省と連携しつつ、革新的創業等のための官民対話の下に「iPS細胞産業応用促進に向けた産学対話」を設置し、2008年3月、5月に開催した。」 ・京都大学、慶應義塾大学など、全国14大学において、ライフサイエンス分野の研究者等を対象とした審査基準セミナーを実施した。また、京都大学及び慶應義塾大学において、ライフサイエンス分野の研究者等に対し、研究開発における特許情報の活用についてのセミナーを実施した。 ・iPS細胞・ヒトES細胞に関連する特許出願および論文の調査を行った。2009年3月末に調査報告書を取りまとめた。 ・再生医療に関する特許出願技術動向調査を実施した。2009年3月末に調査報告書を取りまとめた。	B		
			厚生労働省	iPS細胞関連技術を含む先端医療分野に関する知的財産については、内閣官房に設置された「先端医療特許検討委員会」で特許保護の在り方について検討がなされているところであり、会議に出席する等の必要な協力を行った。	C		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	(3) 大学等やTLOの体制整備を促進する						
↓	①大学知的財産本部・TLOの機能を強化する						
19	i) 2008年度において、大学知的財産本部やTLOが権利取得や事業化の可能性を適切に評価するための体制を強化し、パテントマップの作成等を通じて、研究開発の早い段階から、大学研究者に対し特許情報の提供を行うことや、大学研究者が論文発表を行う前にその特許出願の可能性についてレビューを行う仕組みを導入することを促進する。さらに、大学における知財創造の上流域から成果の活用に至るまでの総合的な知的財産戦略を策定・実施することを促す。	29				○	大学知財本部・TLOに求められる戦略・機能の実現の状況を調査し、必要な取組を推進する必要があるため。
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年8月、「知的財産推進計画2008」の該当部分について、知的財産の管理・活用体制を整備している若しくは整備する予定である約400の国公私立大学等に対し文書により周知を図った。</li> <li>・2009年度予算として、研究開発独立行政法人と大学等とが連携することにより、特許ポートフォリオの形成を中心とした総合的な知的財産戦略を策定・展開できる体制整備を支援するための経費を計上した。</li> <li>・産学官連携戦略事業において、基本特許の国際的な権利取得の促進などの国際的な産学官連携活動の推進や大学間連携による地域の知的財産活動の活性化、並びに小規模大学や地方大学、人文社会系における知的財産活動の強化など、大学等における戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図る体制の整備を支援した。</li> </ul>	A		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TLOが、産学連携に係る高度な知識・経験を有する人材を活用し、産学のリソースを基にした研究開発から事業化までの計画の企画・立案及びその実施等を行うために必要な支援を行った。</li> <li>・2008年12月から、大学を含む研究開発プロジェクトに対し、知財プロデューサー派遣を開始し、知財プロデューサーが大学研究者等と、プロジェクトにおけるパテントマップ作成について意見交換を行った。</li> <li>・大学等の研究者に対し、技術動向調査の報告書を配布し、研究開発における特許情報の活用を促した。</li> <li>・大学・TLOに対して、特許情報活用支援アドバイザーによる指導を実施し、特許情報の取得手法や戦略的活用等についての知識向上を図った。</li> </ul>	B		
20	ii) 2008年度から、大学やTLOが自らの役割・特色を踏まえた上で、中期的な事業計画を策定し、実施許諾率、特許査定率等の知的財産管理に関する指標を定め、知的財産活動について定期的な実績のレビューを行うよう促す。それを踏まえ、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、連携強化や統廃合など組織の効率化、大学や地域における大学知的財産本部やTLOの果たすべき役割とその実現に向けた措置の在り方に係る検討を促進する。	29				◎	現行の大学の知的財産本部やTLOの機能強化を図るため、現行の支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進する必要があるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	<p>・2008年7月、産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）の選定に当たり、応募機関における事業計画の年度別計画（発明状況、特許取得及び管理状況、特許権のライセンス等収入、共同研究受入実績、受託研究受入実績、その他特色ある知的財産活動）や資金等計画を含む、中長期的な「産学官連携戦略」を踏まえて選定を行った。また、2008年12月、外部有識者からなる産学官連携戦略展開事業推進委員会において実施66機関の開始状況を確認し、指摘事項を実施66機関へ通知したうえで2009年度の事業計画を策定した。今後も、毎年度事業の進捗状況について確認し必要な計画の修正を行うとともに、事業開始後3年度目に中間評価を実施することとした。さらに、産学官連携戦略展開事業推進委員会において、実施機関における産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、実施機関の運営及び推進に関する諸事項に関する指導・助言を行うこととした。</p> <p>・2008年8月、「知的財産推進計画2008」の該当部分について、知的財産の管理・活用体制を整備している若しくは整備する予定である約400の国公立大学等に対し文書により周知を図った。</p>	A		
			経済産業省	<p>・広域TLOを対象とした事業の公募にあたり、応募者たるTLOに対し、自らの役割・特色を踏まえた中期的な事業計画を策定し、実施許諾率、特許査定率等の知的財産管理に関する指標を定めることを求めるとともに、当該事業を年度毎の更新制とすることにより、応募者たるTLOが知的財産活動を含む産学連携活動全般について定期的に実績のレビューを行うよう促した。</p>	B		
↓	②戦略的な知的財産活動に取り組む大学等への支援を行う						
21	i) 2008年度から、大学等における産学官連携を始めとする知的財産活動が持続的に展開されるように、国際的な産学官連携体制の強化や特定分野の課題に対応した知的財産の管理など、大学等の主体的かつ多様な特色ある取組を重点的に支援する。その際、支援対象となる大学等における適切な目標を設定するとともに、その到達度の評価を実施する。	30				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。（実施状況について、引き続きフォローアップが必要。）
			文部科学省	<p>・2008年7月、産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）において、戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図る体制整備を支援（国際的な基本特許の権利取得及び地域の多様な知的財産活動体制の構築を重点的に支援）するため、応募機関における事業計画の年度別計画（発明状況、特許取得及び管理状況、特許権のライセンス等収入、共同研究受入実績、受託研究受入実績、その他特色ある知的財産活動）や資金等計画を含む、中長期的な「産学官連携戦略」を踏まえ、66機関を選定した。また、2008年12月、外部有識者からなる産学官連携戦略展開事業推進委員会において実施66機関の開始状況を確認し、指摘事項を実施66機関へ通知したうえで2009年度の事業計画を策定した。今後も、毎年度事業の進捗状況について確認し必要な計画の修正を行うとともに、事業開始後3年度目に中間評価を実施することとした。</p>	A		
22	ii) 大学等における基礎研究のシーズ及び企業における研究開発戦略やニーズを把握し、両者を仲介する機能を果たすことができる人材の育成と確保に向けた大学やTLO等の取組を支援する。	30				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	・2008年7月、産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）において選定した66機関のうち、国際的な産学官連携活動の推進に取組む17機関に対して、国際的に通用する知財人材の育成・確保に必要な支援をした。また、特色ある産学官連携活動として、事業化までのビジネスプロデュースができる人材等の育成に取組む7機関に対して知財人材の育成に必要な支援をした。 ・JSTの技術移転支援センター事業において、技術移転業務を支援・サポートする人材（目利き人材）の専門能力向上のための研修を行う「目利き人材育成プログラム」を実施した。2008年度はのべ712人の参加を得た。	A		
			経済産業省	・TLOが、産学連携に係る高度な知識・経験を有する人材を活用し、産学のリソースを基にした研究開発から事業化までの計画の企画・立案及びその実施等を行うために必要な支援を行った。	B		
23	(4) 大学等・TLOによる海外出願を支援する基本特許の国際的な権利取得を促進するため、科学技術振興機構（JST）による大学やTLOの海外特許出願経費支援の充実に努めるとともに、外国出願に基づく優先権主張を伴う国際的な特許出願を支援の対象としていることを含め、支援制度を広く周知する。	30				○	JSTの特許化支援事業について、大学に出願を選別するインセンティブを働かせつつ、外国出願すべきものを適切に支援できるよう必要な拡充を行うとともに、外国出願時に必要な実施例の追加などが効率的になされるよう改善する必要があるため。
			文部科学省	・JSTの技術移転支援センター事業において、大学等の研究成果を海外で知的財産化し国際競争力の強化に資するべく、海外においても強い特許権を取得する事ができるよう特許主任調査員による目利きの支援を行うとともに海外出願費用の支援を行っている。また、外国出願に基づく優先権主張を伴う国際特許出願を支援の対象としている事を募集要項に明記し周知を図っている。平成20年度の支援件数は1500件程度の見込み。	A		
↓	3. 事業化に向けての研究開発を促進する						
↓	(1) 産学官連携を強化する						
24	①企業による産学官連携活動を促進する産業界に対し、企業の経営戦略に大学等との連携を積極的に位置付けるとともに、産学官連携の取組や実績等について積極的に公表することを促す。また、2008年度から、大学との共同研究を行う際には、実用化・商品化プランやマーケティング等を含めた戦略的なビジョンを可能な限り大学に示すことにより、目標を共有するとともに適切な役割分担の上で研究を進めていくことを促す。さらに、大学と企業の双方の研究者、経営者が意見交換を行う場の活性化や相互の人的交流を促進する。	30				○	企業と大学の情報交換を円滑に行う必要があるため。
			文部科学省	・優れた技術シーズと産業界のニーズとのマッチングを図り、産学官連携を促進し、大学等の研究成果の実用化を促進するため、全国規模での大学発「知」の見本市（イノベーションジャパンを開催した。2008年度は約45,000人の来場者を得た。 ・企業側がプレゼンテーションを行い、短期的な解決を求めている課題や中長期的なアライアンスについての展望などの企業ニーズを大学側に対して主体的に発信する「産から学へのプレゼンテーション」を平成20年度に4回開催し、企業側からの産学連携への取組を促進する機会を設けた。	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	・6月に開催された第7回産学官連携推進会議において、産学の連携による新たな価値を創造する（共創する）ことの重要性を説き、企業等に対して産学連携活動を促した。 ・昨年度に引き続き平成20年11月に、「知識の融合」活動の促進を目的とした「インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」をOECDと共催し、大学と企業が意見交換を行う場を提供するとともに、オープンイノベーションの事例を紹介し、企業等にその取組を促した。	B		
↓	②研究開発を実用化につなげていく取組を促進する						
25	i) 国の委託研究により得られた特許権等に関する日本版バイ・ドール規定の適用や活用状況を調査し、これら特許権等の活用を促進する。	31				○	日本版バイ・ドール規定適用特許権等の活用状況の把握がイノベーションの促進に一層重要となっているため。
			経済産業省	国の技術に関する委託研究開発について、日本版バイ・ドール規定の各省の適用状況について調査するとともに、経産省の委託研究開発について特許権等の活用状況を調査した。また、この調査を通じてこれら特許権等の活用を促した。	A		
26	ii) 大学等の優れた研究成果について、知的財産等に関する専門能力を活用した応用・発展性に係る評価分析等により実用化につなぐ仕組みの一層の活用を図る。	31				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	・JSTの技術移転支援センター事業において、大学等で創出・育成された技術シーズの中から実用化に向けた発展が期待される課題を収集し、目利き人材が特許、技術や市場規模等の評価分析を行い、次の実用化ステップへ円滑につなげる支援を行うことにより、実用化を促進する「良いシーズをつなぐ知の連携システム（つなぐしくみ）」を引き続き実施。2007度は、64課題について特許・技術や市場規模等の評価分析を行った。	A		
↓	(2) 共同研究・受託研究の円滑な実施を促進する						
27	①共同研究の成果の活用を一層促進する 2008年度から、大学・企業間で共同出願や単独出願のメリットについて十分な議論を行って共通認識を形成した上で、共同研究の円滑な実施を確保しつつ共同研究成果の適正な配分を前提とした権利帰属やライセンスの取扱いに係る合意形成を追求していくことを促すとともに、権利を集約し大学等もしくは企業による単独出願とする選択肢も当然排除されるべきではないとの基本的考え方を大学やTLO、企業に周知する。	31				○	引き続き、共同研究の成果の活用を一層促進するため、適切な合意形成を促すとともに、単独出願とする選択肢も排除されるべきでないことを周知する必要があるため。
			文部科学省	・2008年8月、「知的財産推進計画2008」の該当部分について、知的財産の管理・活用体制を整備している若しくは整備する予定である約400の国公立大学等に対し文書により周知を図った。 ・2008年度、大学等における30の研修会等において、大学等が自らの戦略的な知財の活用及び共同研究・受託研究の促進を図るため、知的財産権の帰属等についてのルールを明確化するとともに、外部に対して公表するよう周知した。	A		
			経済産業省	・共有知財に係る問題について、日本知的財産協会ライセンス委員会との意見交換会を実施した。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
28	②共同研究における知的財産権の管理の一元化を推進する 複数の大学及び研究開発型独立行政法人による共同研究（ナショナルプロジェクトも含む）の成果の特許出願・知的財産管理及び活用を容易にするため、2008年度から、鉱工業技術研究組合制度を見直し、所要の制度改正を行うことを含め、知的財産権の帰属及び管理の一元化を可能にするための方策について検討を行い、一定の結論を得る。	31				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	大学や所管独立行政法人の対応に関して、経済産業省が行う産業技術力強化法等の改正に協力した。 また、知的財産権の管理・活用の一元化を図る方策を検討し、平成21年度から、大学等と研究開発型独立行政法人が連携して知財のポートフォリオ化に取り組むための体制を整備する「産学官連携戦略展開事業（知財ポートフォリオ形成モデルの構築）」を開始することとした。	A		
			経済産業省	大学や研究開発型独立行政法人が組合員になれる措置や、組合から株式会社への組織変更を可能とする措置等を盛り込んだ鉱工業技術研究組合法の改正案、企業等との共同研究を試験研究独法が承継した場合の特許料の特例措置等を設けた産業技術力強化法の改正案が平成21年2月3日に閣議決定された。今後は法律の制定、円滑な施行に向けて、引き続き検討・準備を行う。	A		
29	③共同研究における学生等の位置付けを明確化する 共同研究等にポストドクターや院生・学生・留学生在が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、2007年度に実施した調査結果を基に、大学等がルールを整備する上で参考となる事例や留意点を広く周知する。	31				○	共同研究等にポストドクターや院生・学生・留学生在が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、引き続きルール整備を促進する必要があるため。
			文部科学省	・2008年度、イノベーション・ジャパン2008や大学等における20の研修会等において、2007年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、共同研究等におけるポストドクターや院生・学生による発明の権利の帰属や守秘義務等に関する大学の規則等を整備し、外部に対して積極的に公表するよう周知した。 ・2008年8月、「知的財産推進計画2008」の該当部分について、知的財産の管理・活用体制を整備している若しくは整備する予定である約400の国公私立大学等に対し文書により周知を図った。	A		
↓	(3) 大学、研究機関発のベンチャーを支援する						
↓	①大学発ベンチャーへの支援を強化する						
30	i) 2008年度から、大学の自助努力を可能にするシステムの一環として国立大学法人による大学発ベンチャー等へ出資の対象範囲の拡大等について検討し、必要に応じて法的措置を講ずる	32				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	国立大学法人等の出資の対象範囲の拡大については、現下の経済・社会情勢や国立大学法人等の業務の安定的な運営等に留意しつつ検討を行っている。	A		
31	ii) 国立大学法人が大学発ベンチャー等へのライセンスの対価としてストックオプションを取得した場合において、これを円滑に権利行使することができるよう、2008年度中に必要な措置を講ずる。	32				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第1章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	「国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」（平成20年7月8日付け20文科高第260号）を各国立大学法人等宛に発出し、国立大学法人等が、寄附やライセンス対価により新株予約権を取得した場合、その現金化の過程において、当該新株予約権の権利行使を行って株式を取得することは可能であることとした。	A		
32	iii) 産学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援等、成長力のある大学発ベンチャーの創出・育成に資する事業を推進するとともに、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。また、2007年度に行った大学発ベンチャーの技術面、人材面、販路面、資金面等に関する調査結果を基に、適切な支援策を講ずる。	32				○	施設利用の関する優遇措置を含む各種ベンチャー支援について、休眠状態のベンチャーから有望なベンチャーや新しいベンチャーへ人的・金銭的リソースが円滑に再配分されるよう、適切なインセンティブスキームを構築するために調査や課題の抽出が必要があるため。
			文部科学省	・JST独自のシーズ展開事業（大学発ベンチャー創出推進型）において、大学等の研究成果を基にした起業及び事業展開に必要な研究開発を推進している。	A		
			経済産業省	大学発事業創出実用化研究開発事業（2008年度予算17.5億円）を実施し、産学のマッチングによる実用化研究開発を支援した。	B		
33	②研究開発型独立行政法人発ベンチャーへの支援を推進する 研究開発型独立行政法人の研究成果の事業化を進めるため、2008年度から、研究開発型独立行政法人の知的財産を活用したベンチャー企業に対し、当該知的財産、研究開発用設備等による出資を可能とするための方策について検討を開始し、必要に応じて法的措置を講ずる。	32				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	経済産業省の行う産業技術力強化法等の改正に協力した。 【理化学研究所】 独立行政法人理化学研究所では2008年度は新規ベンチャーを2社認定し、研究成果普及に向けた実施許諾等の優遇措置を講じた。 【物質・材料研究機構】 独立行政法人物質・材料研究機構では、2008年度は物質・材料研究機構ベンチャー認定企業として4社を認定し、認定期間（5年間）中は、①特許権等の独占的な実施を認める、②特許権等の実施許諾にあたる契約一時金の免除、③安価でのスペースの貸与、④安価での装置貸与といった支援措置を講じている。	A		
			経済産業省	産業技術研究法人（試験研究独法等）の研究及び開発の事業者への移転に当たって、その成果の移転の対価について額の低廉化、金銭以外の財産での受領等その他の柔軟な方法によることの必要性についても勘案し、行うことができるよう検討し、産業技術力強化法の改正案を取りまとめ、閣議決定された。	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	第2章 知的財産の保護						
↓	1. 知的財産を適切に保護する						
↓	1. 新技術等を適切に保護し、新市場の創出を後押しする						
34	(1) iPS細胞関連技術を含む先端医療分野における保護の在り方を検討する 医療分野に広く応用可能で国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が激化しているiPS細胞関連技術を含む先端医療分野における適切な特許保護の在り方について、2008年度から直ちに検討を開始し、2005年4月に改訂された特許審査基準の運用状況及び先端医療分野の技術の特許保護に関する国際的な議論の動向も踏まえ、早急に結論を得る。	33	内閣官房	平成20年11月に先端医療特許検討委員会を設置し、先端医療分野における適切な特許保護の在り方について検討開始。平成20年度中に計5回開催。	B	◎	「先端医療特許検討委員会」における検討は途中段階であり、引き続き検討の必要があるため。
			内閣府	iPS細胞研究WGにおいて、知的財産推進計画2008での結果を「iPS細胞研究の推進について(第一次取りまとめ)」に盛り込んだ。	B		
			厚生労働省	内閣官房に設置された「先端医療特許検討委員会」について、会議に出席し、先端医療について情報提供を行う等必要な協力を行った。	B		
			経済産業省	2008年11月に開始された知的財産戦略本部の「先端医療特許委員会」に参考人として毎回出席し、2005年4月に改訂された特許審査基準の運用状況について情報提供を行うとともに、その他調査、検討に必要な情報提供を行った。	B		
35	(2) 特許権の存続期間延長制度を抜本的に見直す 特許権の存続期間延長制度に関して、カルタヘナ法上の遺伝子組換え生物の使用承認に係る手続やiPS細胞由来の生物材料の承認手続のほか、DDSのように革新的な製剤技術を用いた剤型のみが異なる革新的医薬も対象に追加するなどの制度の対象の見直しを検討する。あわせて、延長の要件、延長する特許権の数及び回数、延長された特許権の効力範囲などを含めた制度全般の在り方につき、国際的な動向等も踏まえつつ、総合的な検討を行う。これらの検討は、直ちに開始し、2008年度中に結論を得る。	33	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に、特許権の存続期間の延長制度検討ワーキンググループを設置し、2008年10月より3回開催し(2008年2月末現在)、延長制度の対象の追加、延長の要件、延長する特許権の数及び回数、延長された特許権の効力範囲を含めた制度全般の在り方について検討中。	B	○	「特許権の存続期間の延長制度検討ワーキンググループ」における検討は途中段階であり、引き続き検討の必要があるため。
36	(3) 機能性食品等に関連する用途発明の保護の在り方を検討する いわゆる機能性食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や2006年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況及び国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護の在り方について効力の及ぶ範囲を含め、2008年度の早期に関連業界より意見をj得て議論を行い、その結果に応じて必要な方を講ずる。	33	経済産業省	機能性食品等に関する用途発明について、関係業界(財団法人バイオインダストリー協会及び日本食品・バイオ知的財産センター)に意見を求めていたところ、2009年1月に意見書が提出された。現在、これらの意見書を詳細に検討中。	B	○	機能性食品等に関連する用途発明の保護の在り方について、検討は途中段階であり、引き続き検討の必要があるため。
↓	(4) 植物新品種の保護を強化する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
37	i) 育成者権の侵害判定を容易にするために必要なDNA品種識別技術の開発に関し、対象品目を拡大し、当該識別技術をガイドラインとして取りまとめ普及を図る。また、すべての登録品種について侵害発生時に迅速・的確なDNA鑑定が提供できるようDNA等を保管する体制の整備を進める。	34				○	育成者権の保護の実効性を高める上では、識別技術の開発・ガイドライン作成、DNAの保管体制の整備(2008年度に開始されたばかり)は、引き続き推進して行く必要があるため。
			農林水産省	落花生、海苔類、リンドウ等についてDNA品種識別技術の開発に取り組んだ。 地域等で育成された品種の保護を目的として、小麦・アズキ等を対象とするほか、品種識別のニーズの高い一次加工品である果樹(カンキツ等)を対象に、DNAを利用した品種識別技術の開発を推進した。 ノリの育成者権の保護・育成に向けて、品種・原産地の判別に必要なノリゲノム情報の解読・微量元素等の分析を行うとともに、優良なノリ株の探索、品種特性の評価法の開発を行った。 また、2008年度から新たに登録される品種について、植物体の一部を標本及びDNAによる保存を開始した。	B		
38	ii) 農業者の自家増殖に原則として育成者権が及ぶようにする制度改正に向けて、2008年度から、生産現場における許諾契約の実態及び問題点についての調査を実施し、環境整備を行う。	34				－	育成者権の拡大の制度改正に向けては、現時点では、法改正を検討できる段階にない。将来の検討に向けて、適切な許諾契約の定着のための取組や、生産現場における問題点の調査が各省において進められると考えられるため。
			農林水産省	農業者の自家増殖について、生産者に対するアンケート調査及び生産者との意見交換会を全国3か所(長野、愛知、熊本)において実施。	B		
↓	2. 我が国がリーダーシップを取って国際知財システムを構築する						
↓	(1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する						
↓	①国際的ワークシェアリングの拡大により審査の世界的な迅速化を進める						
39	i) 第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる特許審査ハイウェイについて、2008年度から、既に実施され又は実施が合意された米、韓、英、独に加え、他諸国の参加を働き掛けることにより、特許審査ハイウェイのネットワーク化を目指す。	34				◎	世界特許システムを実現していく上で、PPHのネットワークの拡大、運用の改善は引き続き推進する必要があるため。
			経済産業省	2008年7月からデンマークとの間で特許審査ハイウェイの試行を開始し、特許審査ハイウェイの対象を広げた。また、多国間特許審査ハイウェイ実現に向けた取組の一環として、2009年2月には日本の提案によりPPH実施国である10か国からなる多国間特許審査ハイウェイ会合を開催し、特許審査ハイウェイのネットワーク化を推進した。	A		
40	ii) 我が国から国内のみならず他国に対しても行われる特許出願について、まず国内で早期に審査を行い、外国特許庁でその結果を活用して迅速な特許化を図る取組(JP-FIRST)を2008年度から導入する。	34				－	JP-FIRSTの取組は既に定着しており、今後を着実に実施されると考えられる。ただし、引き続き取組状況をフォローアップすることが必要。
			経済産業省	JP-FIRSTは2008年4月から実施が開始された。2009年2月までに着手されたJP-FIRSTの適用条件を満たす9111件の案件について分析を行った結果、おおよそ8~9割の案件は他国の実体審査着手よりも早期に我が国において審査着手していることが分かった。	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
41	iii) 特許審査の結果の国際的な相互利用を拡大するため、2008年度から、日米欧三極特許庁のファーストアクションに添付する引用文献の記載形式の統一について検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。	34				○	ファーストアクションの引用文献の記載形式については、三極特許庁、ユーザーとの間での検討は途中段階であり、引き続き検討の必要があるため。
			経済産業省	日米欧三極特許庁は、2008年9月及び11月に行われた三極戦略作業部会において、三極特許庁のファーストアクションに添付する引用文献リストの共通化について検討を行い、その結果、三極特許庁のユーザー団体に対して具体的な提案を求めた。	B		
42	iv) 審査結果の相互利用の最大化を図るため、日米欧三極特許庁間で設置された「ワークシェアリングの強化発展作業部会」の活用を図るほか、2008年度から、分野別の日米欧三極審査官会合において審査結果の相互利用を促進するための分野別の課題を検討するなど、審査の実質的な相互承認の実現に向けた取組を推進する。	34				◎	審査の実質的な相互承認に向けて、審査基準、判断の調和等を日米欧三極間で引き続き推進していくだけでなく、中国、韓国等へも拡大する必要があるため。
			経済産業省	2008年9月、2009年3月に開催された、三極戦略WGや2008年11月に開催された三極予備・長官会合において、ワークシェアリングの強化発展作業部会において各種ワークシェアリングプロジェクトの検討を行った。 2008年12月 (JPO) で開催された三極審査官会合では、各分野別 (物理、機械、化学、電気) に審査官を参加させ、三極で実施している特許審査ハイウェイ (PPH)、JP-FIRST、SHAREといった各ワークシェアリングプロジェクトにつき、実案件を用いた審査官目線でのワークシェアリング効果の検証を行った。	A		
↓	②特許制度の国際調和を我が国が主導する						
43	i) 先願主義への統一を含む実体特許法条約の草案について、2008年度中に先進国間で合意することを目指し、引き続き議論をリードする。また、先発明主義の見直しや出願公開制度の全面導入等が検討されている米国における特許法改正の動きを注視し、特許制度の国際的な調和の観点から必要な働き掛けを行う。	35				○	世界特許システムを構築する上では、実体特許条約の実現は不可欠な要素であるため。
			外務省	・WIPOの特許協力条約 (PCT) ワーキング・グループの議論に参画した。 ・WIPOのPCT国際機関会合における議論に参画した。 ・PCT同盟総会でPCT規則改正の採択を行った。 ・PCTロードマップに関する非公式会合の議論に参画し、PCT改革について提案を行った。 ・特許制度調和に関する先進国 (B+) 会合の議論に参画した。 ・「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」対話において、特許制度の国際調和を促進する観点から、米国に対し、先願主義への移行や、出願公開制度の全面的な導入等を要望し、必要な働き掛けを行った。	B		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実体特許法条約に関し、2008年9月の特許制度調和に係る先進国会合（B+会合）の全体会合にて、先願主義移行、グレースピリオド拡大等が含まれる議長提案の項目リストについて議論した。その結果、B+会合及び国際的な制度調和の価値を再確認するとともに、最終的な結論を見出すべく、年1回の全体会合も含め議論を継続していくことで一致した。</li> <li>・また、3年ぶりに開催された第12回WIPO特許法常設委員会（SCP）にて議論を行い、暫定的に策定した項目リストにつき今後議論を深めることで合意した。</li> <li>・2008年7月の日EU・BDRTにおける産業界からの提言に、制度調和を巡る日EU協力の必要性についての言及を盛り込んだ。</li> <li>・2008年4月のG8ビジネスサミット共同宣言、及び同年7月のG8サミット成果文書に、制度調和の必要性を盛り込んだ。</li> <li>・2008年7月、日米規制改革イニシアティブ（7年目）報告書に、先願主義への移行、ヒルマードクトリンの廃止等、米国の特許制度に対する日本の要望を記載し、改善を働きかけた。</li> <li>・2008年12月、日米規制イニシアティブ（8年目）において、上記日本の要望を米国側へ伝え、改善を働きかけた。</li> <li>・米国第110議会、第111議会の特許法改革の動きに関して情報を幅広く収集・発信した。</li> </ul>	A		
44	ii) 日米欧三極特許庁により策定された出願明細書の三極共通出願様式の2009年1月からの運用開始を目指し、当該様式が電子出願に関するWIPO標準に採用されるように各国への働き掛けを行う。また、2008年度中に三極共通出願様式の特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度における採用や他諸国における採用のための必要な働き掛けを行う。さらに、請求項の記載形式など、三極共通出願様式に含まれなかった事項についても、その統一に向けて議論を促進する。	35				○	さらなる出願様式の統一（請求項の記載形式などについては議論の途中であり、また、採用国の拡大が必要であるため。
			経済産業省	<p>我が国の働き掛けに基づき、電子出願に関するWIPO標準を三極共通出願様式に対応するための変更が行われた。</p> <p>また、日米欧三極特許庁は、2008年4月の第15回PCT国際機関会合及び2008年5月の第1回国際機関会合において、PCT実施細則に規定される、明細書等に用いられる見出しに、共通出願様式に対応した見出しを追加する改正提案を行った。この提案により改正されたPCT実施細則は、2009年1月1日より発効している。</p> <p>これらの変更を受け、2009年1月1日より、我が国では三極共通出願様式での出願の受付を開始している。</p> <p>さらに、韓国や中国でも共通出願様式が導入されるよう、情報提供を行っている。</p> <p>三極共通出願様式に含まれなかった事項については、2008年9月及び11月の三極戦略作業部会において、三極特許庁間で議論を行った。</p>	B		
↓	③我が国主導で国際的な特許の電子システムを構築する						
45	i) 2008年度から、外国出願の利便性向上及び国際出願手数料の引下げに向け、特許協力条約（PCT条約）に基づく国際出願制度に係る事務処理の改善と次世代電子出願システム構築のための取組を我が国が主導して推進する。	35				○	PCTの事務処理システムについては、改善の余地があり、引き続き取り組む必要があるため。
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許協力条約（PCT条約）に基づく国際出願制度に係る諸手続を、可能なものについてすべて電子化するために、日本特許庁において非電子化書類の標準仕様を検討中。2009年度から、その標準仕様について三極で検討を行い、WIPOへ提案する予定。</li> </ul>	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
46	ii) アジア等途上国の知的財産庁における電子システムの確立に向けて、各国の知財制度の現状やシステム化の実情に応じて、電子出願、出願事務処理、検索データベース、情報発信等のシステム開発などの機械化・情報化に関する協力の取組を推進する。	35				○	アジア諸国に対する機械化・情報化は、十分とは言えず、途上国支援の一部として引き続き取り組む必要がある。
			経済産業省	・WIPOジャパンファンドを活用し、ASEANを中心とする途上国に対し、知的財産庁の業務におけるIT活用の普及啓発を図るワークショップをインドネシアで開催(2009年2月)。 ・JICAベトナム知的財産権情報活用プロジェクトを通じ、知的財産権情報の検索及び公衆への提供のためのシステム構築等、ベトナム知財庁の近代化支援を実施。2009年3月には、同プロジェクト終了にあたり、広くユーザーに利用促進を呼びかけるためのセミナーを開催。	B		
47	iii) 外国出願時の出願人の手続的な負担軽減を図るべく、2008年度から、自国の出願日を証明する書類(優先権書類)を外国の特許庁との間で電子的に相互に提供するシステムについて、既に相互の提供が開始されている米国、欧州、韓国に加えて対象国を拡大するための取組を推進する。	35				○	優先権書類の電子的交換は一部先進国としが実現しておらず、電子的交換が可能な国をさらに拡大していく必要があるため。
			経済産業省	・五庁会合や日中韓三庁会合の場において、他庁とともに中国に対して優先権書類の電子的交換への参加を求めた。 ・優先権書類を電子的に交換可能な対象国を拡大するため、世界知的所有権機関(WIPO)が提供する「優先権書類のデジタルアクセスサービス」という国際的な枠組みを利用可能とするべく法令改正を行い、特許庁システム及び特許庁-WIPO間の通信システムを開発。	B		
48	iv) 重要な技術情報であり権利情報である各国の提供する産業財産権情報を、国際的な公共財として相互にかつ有効に活用できる体制を構築するため、アジアを中心とする諸外国への技術協力を通じ、英語による産業財産権情報の提供を促すとともに、欧米先進国を含め各国の提供する産業財産権情報の内容等の共通化を図る。	36				－	情報発信力の強化のための途上国支援の取組みやワークショップのための様式等の調和の取組みを通じて推進されるものと考えられる。
			経済産業省	・WIPOジャパンファンドを活用し、ASEANを中心とする途上国に対し、知的財産庁の業務におけるIT活用の普及啓発を図るワークショップをインドネシアで開催(2009年2月)し、インターネットによる審査結果の提供とその活用について紹介。 ・JICAベトナム知的財産権情報活用プロジェクトを通じ、知的財産権情報の検索及び公衆への提供のためのシステム構築等、ベトナム知財庁の近代化支援を実施。2009年3月には、同プロジェクト終了にあたり、広くユーザーに利用促進を呼びかけるためのセミナーを開催。 ・ファーストアクションに添付する引用文献リストの共通化などについて日米欧三極間で検討を進めた。	B		
49	④日中韓三極における原語出願の導入を目指す中国・韓国への出願を促進しつつ、翻訳のリスク低減を図るために、2008年度から、中国・韓国に対して、日本語及び英語による特許出願の受付を可能とする措置をとるよう働き掛けを行う。	36				○	日本語及び英語出願の導入は我が国出願人にとってメリットがある事項であり、引き続き働き掛けを続ける必要があるため。
			外務省	日韓ハイレベル経済協議等で働きかけた。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<p>・平成20年7月23日に東京にて行われた日韓特許庁実務者会合において、韓国側に日本語・英語による特許出願の受理を要請したが、韓国側はPLT加入とリンクして検討していく旨を表明した。</p> <p>・平成20年9月16日に東京にて行われた日中特許庁実務者会合において、日本語出願及び英語出願の受入に向けた検討を中国側に要請したが、中国側は日本側の要請に理解を示しつつも、法改正の必要性等から短期間で検討できる問題ではないと報告した。</p> <p>・平成21年1月5日に北京にて行われた中国専利法実施条例改正に関する意見交換において、中国語以外の言語での出願の可能化について中国側に要請した。</p>	B		
↓	(2) グローバル化に対応した国際的な商標制度を構築する						
50	<p>①我が国の地名や著名商標等が保護されるよう制度改善を働き掛ける</p> <p>我が国の地名、品名、普通名称及び著名商標が海外(特に漢字文化圏)で第三者によって商標登録されることによる悪影響を防止して我が国企業等の円滑な海外展開を促進するため、2008年度から、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて各国に下記の措置を講ずるよう働き掛けを行う。</p> <p>a) 当該商標が商品の産地名・品名・普通名称として当該国の地名辞典等に掲載されている場合などには原則として当該国の需要者に知られた外国の商品の産地名・品名・普通名称として登録拒絶又は事後の登録取消の対象となるよう、制度・運用の改善及び明確化を行うこと。</p> <p>b) 当該商標が、当該国で著名な場合だけでなく、外国において著名な商標を不正な目的で出願した場合も登録拒絶又は事後の登録取消の対象となるよう、制度・運用の改善及び明確化を行うこと。</p>	36				○	日本の地名等が海外で商標登録される問題については、引き続き対策の推進が必要であるため。
			外務省	<p>・2008年10月の日中経済パートナーシップ協議や、2008年11月の交流協会と亜東関係協会との間の日台貿易経済会議、2008年6月、2009年2月の国際知的財産保護フォーラム(IIPPF) 知的財産保護官民合同訪中ミッション、等での働きかけを行った。</p>	B		
			経済産業省	<p>・2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的対応策」に基づき、我が国の地名・地域団体商標、著名商標等が当該国で適切に保護されるよう、知的財産保護官民合同代表団(副大臣級)、第7回日中商標長官会合、第33回日台貿易経済会議等、様々なレベルで中国政府等へ制度改善の働きかけを実施した。</p> <p>2009年度以降も引き続き、我が国の地名・地域団体商標等が当該国で適切に保護されるよう、中国政府等と協議を行う予定。</p> <p>・2008年7月、外国周知商標保護義務が規定されているインドネシアとのEPAが発効した。</p>	B		
			農林水産省	<p>関係省庁と連携し、閣僚レベルをはじめ様々なレベルにおいて、各国に我が国の地名の公正かつ適正な審査の実施について働きかけを行った。</p>	B		
51	<p>②ホログラム、動き、音等の新商標の導入を検討する商標制度の国際的な制度調和の観点から、産業界のニーズも踏まえて、現行商標法で保護の対象とされていないホログラム、動き、音等を保護対象とすることについて2008年度中に検討を行い、結論を得る。</p>	37				○	現在、検討の途中段階であり、検討を継続する必要があるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	現行商標法で保護の対象とされていないホログラム、動き、音等を保護対象とすることについて、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会の下に「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」を設置し、平成20年7月以降、検討を行っている。平成21年2月末時点において、報告書（案）について、パブリックコメントを実施したところ。	B		
52	③アジア地域等のマドリッド協定議定書の加入を促す 商標の国際的な権利取得を容易にするマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度について、二国間や地域的な枠組みを通じて、加入が遅れているアジア地域等の加入を働き掛けるとともに、我が国出願人による利用を促進する。 このため、指定締約国における登録確認手段の提供を義務化することや言語の違いを考慮して同一性要件を緩和することなど、マドリッド・システムをより使いやすいものにするための世界知的所有権機関（WIPO）における見直しの議論に積極的に参加する。	37				○	マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度の利用を控える要因として、アジア諸国の未加盟が挙げられており、また、同制度に対する改善要望もあり、引き続き取組を推進する必要があるため。
			外務省	・WIPOのマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度に関するアドホック会合における議論に参画した。 ・WIPOのマドリッド同盟総会における議論に参画、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく共通規則の改正案を採択した。	B		
			経済産業省	・2008年9月、タイ・知的財産局の委託を受けたチュラロンコン大 研究員によるマドプロ調査団を受け入れ。 ・2008年10月、シンガポールにおいて、アセアン事務局等との共催で「マドプロフォーラム」を実施。 2008年5月、WIPOマドリッド作業部会において、指定締約国における登録確認手段の提供を義務化することに合意し、同9月、マドリッド同盟総会において採択。 ・2008年11月、国際出願において、言語の違いを考慮して同一性要件を緩和することについて、日本の検討結果を発表。	B		
53	(3) 植物新品種の登録出願に関する国際的な審査協力を拡大する 植物新品種の登録に関する出願の国際的な増加に対応し、国際間における迅速・的確な権利保護を図るため、栽培試験方法及び審査基準の国際的な調和を推進するとともに、2008年度から、現在EUと行っている審査データの相互利用の対象植物の拡大やアジア諸国等への協力対象国の拡大を推進し、相互承認制度の導入可能性の検討など国際的な審査協力を促進する。	37				○	植物新品種の登録の国際的な制度調和に向けた取組は引き続き推進して行く必要があるため。
			農林水産省	アジア地域における植物新品種保護制度の整備・拡充を目的として、植物新品種保護国際同盟（UPOV）内のトラスト・ファンドに必要な経費を拠出し、セミナーやワークショップの開催及び当該諸国への専門家派遣等を実施した。 国際間における迅速・的確な権利保護を図るため、2006年度～2007年度において、国際調和を行った審査基準の内、日本の既登録品種に影響のないことが確認された61種類の基準を改正するとともに、EUから33品種の審査データを購入した。また、現地調査における審査精度の向上及び国際調和の検討を行うため、ブリーダーズテストによる審査・登録を行っているオーストラリア等の品種登録制度、審査方法等の情報収集を行った。	B		
↓	(4) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する						

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
54	①アジア地域等における制度整備支援を強化する 知財法に加え関連する実体法・手続法も含めた総合的な 立法支援、審査協力、人材育成、知財庁の情報化に関する 協力などを通じて、アジア地域等における知財制度や 運用の整備と調和に向けた取組を官民協力して進める。	37				◎	引き続き人材育成等の支援を推進していく 必要があるため。
			法務省	ベトナムにおいては、民事判決執行法の法案起草支援を継続して 実施し、2008年11月同法が成立するとともに、2008年度に引き続 き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関等の能力 向上に向けた取組を行った。カンボジアにおいては、司法省に対 し、民事法関連附屬法令の起草支援を行ったほか、王立裁判官・検 察官養成校に対し、既に適用が開始された民事訴訟法を適切に運用 できる裁判官の育成のため、民事科目の教官育成・教材作成支援に 取り組むなど、民事法関連法制度の構築・普及のための支援を行っ た。	B		
			外務省	・知的財産権に関する法・運用整備、普及啓発活動に携わる知的財 産庁及び関係官庁に勤務する行政官に対し、海賊品・模倣品対策お よび知的財産権制度の普及に重点をおいた研修を行った。[200 8年度受入実績：インドネシア2名、中国2名、フィリピン1名、 ベトナム2名] ・工業所有権審査職員の資質の向上を図るため、審査手法などの実 務、時代の変化に対応した国際的知的所有権侵害等の個別分野に特 化したAPEC知的財産権に関する集団研修及び知的財産権の取り締ま りのための国際捜査セミナー（集団研修）を実施した。[2008 年度受入実績：インドネシア1名、カンボジア1名、ネパール1 名、フィリピン1名等] ・各国における知的財産保護制度の実行性を高めるため、諸国民へ の知的財産教育・環境整備など法の執行の面に力を置く研修を実 施した。[2008年度受入実績：インドネシア1名、中国1名、 ベトナム2名、ミャンマー1名等] ・ベトナム知的財産権執行職員等を対象とし、知的財産権に関する 国際的な保護の枠組み、知的財産権に関する基本的知識、知的財産 権侵害の対応、日本における侵害に対する施策、侵害が及ぼす悪影 響、知的財産保護の重要性等について理解を深め、ベトナム知財庁 の審判官、裁判官、検察官、警察官、税関職員などの実務における 知的財産に関する知識を高めるための研修を実施した。[2008 年度受入実績：ベトナム14名]	B		
			農林水産省	アジア地域における植物新品種保護制度の整備・拡充を目的とし て、植物新品種保護国際同盟（UPOV）内のトラスト・ファンドに必 要な経費を拠出し、セミナーやワークショップの開催及び当該諸国 への専門家派遣等を実施した。 また、2008年7月、ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハ イレベルによる常設的な意見・情報交換と協力活動を推進する場と して「東アジア植物品種保護フォーラム」第1回会合が東京で開催 され、各国の制度運営能力強化及び制度の国際的調和に向けた様々 な協力活動が実施された。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	アジア地域等における知財制度や運用の整備と調和に向けて、以下の取組を行った。 ・「特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブ」を推進 ・アジア太平洋地域を中心とする途上国における産業財産権制度の整備を支援するため、先進国、途上国を含む各国の産業財産権関係法令を、英文により提供 ・2008年度については、アジア太平洋地域を中心とした知的財産関係者を官民合わせ246名受け入れた。また、24名の専門家を派遣。 ・WIPOジャパンファンドを活用し、ASEANを中心とする途上国に対し、知的財産庁の業務におけるIT活用の普及啓発を図るワークショップをインドネシアで開催(2009年2月)。 ・JICAベトナム知的財産権情報活用プロジェクトを通じ、知的財産権情報の検索及び公衆への提供のためのシステム構築等、ベトナム知財庁の近代化支援を実施。2009年3月には、同プロジェクト終了にあたり、広くユーザーに利用促進を呼びかけるためのセミナーを開催。	B		
55	②特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブを推進する 特許審査協力の推進、審査能力向上のための人材育成、機械化・情報化を柱とする「特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブ」を精力的に推進する。2008年度は、このうち、特にAPECの各エコノミーにおける審査協力の活動に関する情報の共有化により審査結果の相互利用を促進する取組を推進する。	38				○	APECは審査協力を進めて行く上での、重要なツールの一つ。
			外務省	2008年8月、第27回APEC知的所有権専門家会合において、APECにおける特許審査協力プラクティスに関する調査票につき了承を得、その後、各国・地域に対し調査票を配付し調査を行った。 2009年2月、第28回APEC知的財産専門家会合において、特許審査協力プラクティスに関する調査結果について報告を行った。	A		
			経済産業省	2008年8月、第27回APEC知的所有権専門家会合において、APECにおける特許審査協力プラクティスに関する調査票につき了承を得、その後、各国・地域に対し調査票を配付し調査を行った。 2009年2月、第28回APEC知的財産専門家会合において、特許審査協力プラクティスに関する調査結果について報告を行った。	A		
56	③我が国のサーチ・審査結果のアジア諸国等における利用環境を充実する 我が国のサーチ・審査結果に関する情報を英語に機械翻訳し、海外の特許庁において利用可能とする「高度産業財産ネットワーク(AIPN)」について、英語への機械翻訳用の辞書等の利用環境の充実を行い、その利用の拡大を図る。	38				○	我が国の審査結果を発信することは、我が国出願人が海外でスムーズな権利取得を行う上で重要であり、特に、AIPNの利用が低調な国を対象にして、その利用を引き続き促進する必要がある。
			経済産業省	「高度産業財産ネットワーク(AIPN)」について、2007年度実施した日英機械翻訳に関する調査結果の反映、利用者からの誤訳フィードバック等を反映した辞書の充実等、利用環境を充実させた。利用拡大の観点では、新たにスロバキアが参加し合計32カ国が利用することになった。また、利用拡大のため海外特許庁向けのe-learningコンテンツを作成した。今後も引き続き利用環境の充実を検討する。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
57	④東アジアにおける植物品種保護制度の整備と調和を推進する 植物新品種保護国際同盟 (UPOV) 体制の下、東アジア全体の統合された植物新品種保護制度を構築することを目指し、2008年度から「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置し、同フォーラムの下で、各国の植物新品種保護制度の整備と調和を進めるため、審査登録業務の合理化、審査能力の向上等に向けた協力活動を展開する。	38				○	途上国における審査能力の向上は引き続き取り組むべき課題。
			農林水産省	2008年7月、ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハイレベルによる常設的な意見・情報交換と協力活動を推進する場として「東アジア植物品種保護フォーラム」第1回会合が東京で開催され、各国の制度運営能力強化及び制度の国際的調和に向けた様々な協力活動が実施された。	B		
58	⑤自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) 等を活用する 自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) や投資協定などの二国間・複数国間協定の交渉の機会において、外国周知商標の保護など交渉相手国の知財制度の整備や特許におけるいわゆる修正実体審査の制度上又は運用上の受入れなどを促し、我が国産業界等の要望に沿った「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)」等の国際約束で規定されているよりも厚い知財の保護が達成されるよう積極的に働き掛ける。	38				○	EPA等を通じて途上国の知財制度・運用の改善を進めることが引き続き必要。また、インド等、交渉中のEPAもあるため。
			外務省	・「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)」等の国際約束で規定されているよりも高いレベルの知財の保護規定を含むEPAとして、2008年7月に日インドネシアEPA、2008年12月に日フィリピンEPAが発効し、2008年12月に日ベトナムEPA、2009年2月に日スイスEPAが署名された。 ・インド及び豪州とそれぞれEPAの締結交渉を実施した。 ・たとえば日インドネシアEPAの知的財産章には特許の早期審査、部分意匠の保護、外国周知商標の保護の規定等を盛り込んでいる。	B		
			文部科学省	FTA/EPA交渉に積極的に参画し、TRIPS協定等の国際約束よりも厚い知財の保護が達成されるよう積極的に働き掛けた。	B		
			農林水産省	・知的財産に関する規定を含むEPAとして、2006年7月に日マレーシアEPA、2007年9月に日チリEPA、2007年11月に日タイEPA、2008年7月1日に日インドネシアEPA、2008年12月11日に日フィリピンEPAがそれぞれ発効し、ベトナム、スイスとのEPAに署名した。 ・韓国、インド、豪州とそれぞれEPAの締結交渉を実施した。 ・日マレーシアEPA、日インドネシアEPA、日フィリピンEPAの知的財産章に、外国周知商標の保護規定を盛り込んだ。	B		
			経済産業省	・日ベトナムEPA (2008年12月署名) に、特許の優先審査に関する条文を盛り込んだ。 ・日スイスEPA (2009年2月署名) に、包括的かつハイレベルな知的財産保護規定を盛り込んだ。 ・日インドEPA交渉において、TRIPS協定等の国際約束よりも厚い知財の保護が達成されるよう積極的に交渉した。 ・日オーストラリアEPA交渉において、互いに知的財産保護レベルの高い国であることをふまえて交渉を実施した。	B		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	(5) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する						
59	i) 遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と開発、人権、環境、公衆衛生といった他の様々な国際公共政策との関係について、我が国として適切な対応が図れるよう、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」等を通じて政府内の連携を深めるとともに、産業界との意見交換の場を設けるなど、国際的な知財政策に関する検討体制を強化する。	39				○	生物多様性条約締約国会合（日本開催）、その他国際会議の議論に向け、に向け関係省庁間の連携が必要であるため。
			内閣官房	関係省庁等からの情報収集に努めた。	C		
			外務省	・ WTO・TRIPS理事会、WIPO遺伝資源等政府間会合、生物多様性条約（CBD）・締約国会議（COP）及びABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）作業部会において、遺伝資源等を利用した特許の出願における原産国・出所開示等の問題等の知的財産権に関する議論において政府として連携をとり対応している。	B		
			文部科学省	WIPO「知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）」、「開発と知的財産に関する委員会（CDIP）」等に継続的に参加し、フォークロアの保護等について諸外国と議論を行った。	B		
			厚生労働省	第61回WHO総会（2008年5月開催）等の場において、「公衆衛生・開発と知的所有権」に関する議論に、関係省庁と連携して参画した。	B		
			農林水産省	FAOの第5回食料及び農業のための動物遺伝資源に関する国際技術作業部会（CGRFA）及びアジア地域会合（共に2009年1月開催）へ出席し、動物遺伝資源に関する技術的専門分野を中心に、国際動向に関する調査及び対応を行った。	B		
			経済産業省	・ 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する問題について、東京、名古屋、富山において産業界等との意見交換を実施した。 ・ WTO/TRIPS理事会（2008年6月、10月）、WIPO遺伝資源等政府間会合（2008年10月）、生物多様性条約（CBD）締約国会議（COP）（2008年5月）において、遺伝資源等を利用した知的財産権申請の出願における原産国／出所開示等の問題等の知的財産権に関する議論において政府として連携をとり対応している。 ・ 「知的財産権に関する開発協力常設委員会（CDIP）において、開発問題の議論に積極的に参加（2008年7月）。	B		
			環境省	生物多様性条約（CBD）・締約国会議（COP）等について政府として連携をとり対応した。	B		
60	ii) 知財政策と他の様々な国際公共政策との関係に関する問題に関する国際的な相互理解とコンセンサスづくりに貢献するために、これらの問題に関する先進国、途上国、地域コミュニティ間の対話、国際シンポジウム等の開催、アカデミアやシンクタンクなどでの研究活動を促進する。	39				－	今後は、各課題に応じた必要な取組を行っていく。
			外務省	・ WIPO日本事務所における、知的財産と経済発展との関係等に関する国連大学とWIPOとの共同研究をコーディネートし、関連する研究活動を促進する事業を支援した。	B		
			文部科学省	WIPO「知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）」、「開発と知的財産に関する委員会（CDIP）」等に継続的に参加し、フォークロアの保護等について諸外国と議論を行った。	B		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			厚生労働省	WTOにおけるTRIPS理事会等知財施策に関連する国際的な会合への参画に寄与した。	C		
			農林水産省	FAOが取り組んでいる、食料農業植物遺伝資源の持続的利用を可能とするGPA(世界行動計画)の具体化のため、アジア地域で、植物遺伝資源に係る現状分析、国内情報共有メカニズムの構築を図るとともに、アジア地域におけるネットワークの構築・強化するための資金をFAOに対し拠出した。	B		
			経済産業省	・ 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する問題について、国連大学とともにシンポジウムを開催した。 ・ WIPO日本事務所における、知的財産と経済発展との関係等に関する国連大学とWIPOとの共同研究をサポートした。	B		
			環境省	絶滅危惧鳥類の国際的な細胞・遺伝子長期保存に関するネットワークの構築に向けて、海外の研究機関との意見交換等を行った。	C		
↓	3. 知的財産権の安定性・予見性を高める						
↓	(1) 審査の質・予見性を更に高める						
↓	①審査基準を見直し、予見性を高める						
61	i) 特許の審査基準に関する検討手続の透明性の一層の向上を図りつつ、審査基準を、技術、産業及び国際的な動向に適切に対応し、審査、審判、裁判における判断の調和に資するものとするために、司法関係者、弁理士、法学者、経済学者、科学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会(仮称)」を2008年度中に設置し、審査基準を定期的に点検する。	39				◎	権利の予見性を高める上で、審査基準基準を策定過程の透明化することが重要であるため。
			経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に、審査基準専門委員会を設置し、2008年11月に特許審査基準の位置付けを定め、また「特許・実用新案 審査基準」に対し、微生物等の寄託の要否に関する事例集を追加すること、及び明細書等の共通出願様式への対応について審議を行い、審査基準の改訂を行った。	A		
62	ii) 商標審査における商品又は役務の類否判断に用いられている現行の「類似商品・役務審査基準」を現在の取引の実情を反映したものとするように見直すために、既存の登録商標への影響等、審査基準の改訂に伴い生ずる問題への対応策について検討を行い、2008年度中に結論を得る。	39				○	2008年度中の検討結果を踏まえつつ、着実に基準改訂作業を進める必要あり。
			経済産業省	学者、弁護士、業界団体、弁理士等からなる調査研究委員会を立ち上げ、「類似商品・役務審査基準」の見直しに伴う諸問題と対応の方向性について検討を行った。2008年度内に報告書を取りまとめた。	A		
63	②審査基準等を的確に運用する 審査官間での協議や審査部と審判部との間の意見交換を促進するとともに、審査基準等の運用に関する技術分野横断的な分析結果を審査官にフィードバックするなどの審査基準等の運用に関する品質監理を通じて、特許審査の質の維持・向上に努める。	40				－	特許庁内における審査の品質管理の取組は既に定着しており、今後は各省において必要な取組が推進されると考えられるため。
			経済産業省	審査部においては、審査官間での協議を定期的に行ってきた。 また、審査部と審判部との間では、審査・審判間の判断の乖離防止のために、(1) 定期意見交換会を開催するとともに、(2) 審判での審理結果を審査官へフィードバックし、当該審理結果を踏まえた意見交換を随時行ってきた。 特許審査及び国際段階の審査(国際調査、予備審査)について、特許庁内の第三者によるサンプルチェックを実施し、分析結果を審査官にフィードバックするなど審査基準の運用に関する品質監理を実施した。	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	③先行技術文献の調査環境を充実する						
64	i) 世界最高水準の審査に向けた先行技術文献の検索環境を整備するため、2008年度から、最近出願が急増している中国・韓国等における特許文献を審査用検索システムに蓄積するための取組を開始する。また、国内外の特許文献と非特許文献をシームレスに検索ができるような検索環境を整備するため、2008年度から、大学や企業等と連携して検討に着手し、一定の結論を得る。	40				◎	権利の安定性を高める上で、国内外文献のシームレスな検索環境の実現は重要であるため。
			経済産業省	・2008年度に、日中特許庁長官会合において、特許文献のデータ等を交換することに新たに合意した。(なお、韓国との間では以前にデータ交換を合意済み。) ・2008年7月に、特許情報と論文情報をシームレスに検索できる環境を整備するために東京大学と特許庁で共同検討会を設置した。現在、どのような協力が可能か検討中。	B		
65	ii) ソフトウェア関連発明等の審査を行う上で重要な先行技術を示す資料であるオープンソースソフトウェア等のネット上に公開された関連資料について、2008年度中に、その公表日の明確化など先行技術文献として利用しやすくするための取組の検討を開始し結論を得る。	40				－	ソフトウェアの関連資料の先行技術文献としての利用に向けた必要な準備は整い、今後は、各省においてその運用が進められると考えられるため。
			経済産業省	審査官がソフトウェア関連発明等の審査を行う際に用いるコンピュータソフトウェアデータベースにおいて、インターネット上に公開された関連資料を蓄積する方法についての検討を行い、2009年度から蓄積を開始できるようにした。また、インターネットからデータをダウンロードした日に第三者機関から取得したタイムスタンプを付与し、遅くともその日を公表日として確保することによって、先行技術文献として利用しやすくした。	A		
↓	④特許審査における外部の知見の活用を促進する						
66	i) 2008年度から、特許出願に関し第三者がネット上で情報交換して最適の先行技術文献を特許庁に情報提供するコミュニティー・パテント・レビューを試行する。2009年度中に、当該試行結果及び米国等の諸外国における同種の取組についての情報を踏まえ、外部の知見の効果的な活用の在り方を検討して、結論を得る。	40				－	CPRIに関して一定の検討結果は得られた。
			経済産業省	調査研究事業として、米国におけるコミュニティー・パテント・レビューの施行状況を調査するとともに日本版コミュニティー・パテント・レビューの試行を行い、その結果を分析した。2009年3月末に報告書を取りまとめた。	A		
67	ii) 特許出願に関する情報提供制度をより使いやすく、有効なものとするため、2008年度中に、現在「書類」の提出に限られている特許庁への情報提供をオンラインでも可能とする。	40				－	システム上の対応が完了し、既に稼働済み。
			経済産業省	情報提供制度を、従来よりも使いやすいものとし、その利用を促進するために、以下の措置を実施した。(1) オンラインによる情報提供制度を可能にするために、法令上の措置を講じ、情報提供に係る手続を電子的に行うことを可能にした。(2) オンラインによる情報提供制度を可能にするために、2009年1月から、インターネット出願ソフトを用いたオンライン手続によって、情報提供を電子的に行うことを可能にした。	A		
↓	(2) 審判の準司法手続としての信頼性を向上させる						
68	i) 準司法手続としての審判の信頼性を向上させるため、2008年度から、審判官の事実認定能力向上等のための研修を充実する。	41				○	審判のさらなる能力向上を図るため、引き続き研修の充実が必要。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前、審判部内研修であった「法律アドバイザー研修」について、研修運営の効率化・充実化（アンケートによる次年度開催内容へのフィードバックによる充実化等）を目的とし、運営を（独）情報・研修館に移管し、民事訴訟法に準拠する審判実務において必須となる幅広い法律的知見・センスを習得するための「審判官法律研修」（月1回×6ヶ月）として、一新した。また、すでに、運営を（独）情報・研修館に移管している、訟務等に関する知識の向上等を目的とした「訟務・応用実務研修」（週1回×5回）についても、前年のアンケート内容を踏まえつつ、講師と相談すること等により研修内容の充実を図った。</li> <li>・知的財産高等裁判所判事を講師とする審決取消訴訟に関する特別研修を実施し、審判官の能力向上を図った。</li> <li>・審判官の事実認定能力向上のために、既存の「訟務・応用実務研修」の事実認定演習等の講座に加え、新たな研修について検討を行い、2009年度における実施の方針を纏めた。</li> </ul>	A		
69	ii) 審判における特に高度な法解釈への対応や人証等に対する高度な事実認定能力の向上に資するため、2007年度末に新たに設置された知財分野の裁判官経験者等からなる「審判参与」の活用を2008年度から積極的に行う	41				○	審判の能力を図る上で2008年度から導入された「審判参与」の活用が重要。
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年2月1日付け訓令改正により「審判参与」を審判部に置き、同年3月12日付けで8名の審判参与（全員が知財分野の判事経験者）を任命。</li> <li>・口頭審理・証拠調べ等に関する問題をはじめ、個別の事件から派生する高度な法令解釈問題について審判参与から助言を受ける「法律相談」を実施し、審判における審理の充実を図っている。</li> <li>・審判参与全員から構成される「審判参与会」を開催し、審判における制度・運用の在り方についての有用な提言を受けた。</li> <li>・審判参与が講師を務める「審判官法律研修」を実施し、民事訴訟法に準拠する審判実務において必須となる幅広い法律的知見・センスを審判官に習得させた。</li> </ul>	A		
70	iii) 特許法第168条等に基づく裁判所との間の情報交換をより一層促進するなど、特許庁における無効審判の判断と裁判所における無効の判断との食い違いの防止に努める。	41				－	特許法168条の運用は既に4年経過し、定着し、今後も円滑な情報交換が実施されると考えられるため。なお、情報交換の状況は引き続きフォローアップする。
			経済産業省	<p>特許法第168条に基づく特許庁と裁判所との情報交換の実績は次のとおりである。</p> <p>特許法168条3項の裁判所から特許庁への特許権等の侵害に関する訴えの提起又は訴訟手続の完結の通知（927件）、同法同条4項の特許庁から裁判所への侵害訴訟に係る権利についての審判請求の有無の通知（433件）、審判事件に係る決定、審決等の処分の有無の通知（88件）、その他に同法同条5項の同法104条の3第1項の規定による攻撃防御の方法を記載した書面が提出された旨の通知、同法同条6項の規定による、特許庁から裁判所への訴訟記録の写しの送付の求めも行った。</p>	A		
↓	(3) 紛争処理機能を強化する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
	①司法に期待する 特許侵害訴訟において、2005年4月以降、特許無効の抗弁が認められるようになり、技術的事項について判断すべき範囲が拡大した。このような事情もあり、知的財産高等裁判所を始めとする裁判所においては、知財や技術に精通した調査官や専門委員を効果的に活用し、知財分野における技術的専門性の高い事件を今後も的確に処理していくことが求められる。 国際競争が激化している中、研究開発の成果を適切に知的財産として保護しイノベーションを促進することが国際競争力強化の観点からますます重要となっている。また、昨今、米国等ではいわゆるパテントトロールによる濫用的な権利行使が問題となり、我が国でも懸念が広がっている。このため、裁判官については、ビジネスの実情に関する知見や国際感覚に一層磨きをかけるため、民間における研修や国際交流を活発に行うことが望まれる。	44				○	司法に対する期待は依然として大きい。
71	②裁判外紛争処理を充実する 急速な技術革新にも的確に対応できる専門的な紛争処理手続の提供及び地域における簡便かつ効果的な紛争処理手続の提供等の観点から、知財分野における裁判外紛争処理(ADR)機能の強化と活用を促進する。このため、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」の活用や、日本司法支援センター(法テラス)との連携により、非公開性、迅速性、専門性等のADRのメリットやADR機関に関する情報提供を強化する。 また、2007年4月から開始された認証紛争解決制度(「かいけつサポート」)の積極的活用のため、知財に係る紛争処理を行う民間事業者に対し、当該制度を周知し、相互の情報共有等の連携を促すとともに、国民に対しては、時効の中断等、当該制度を利用するメリットの積極的なPRを図る。 さらに、「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」等の配布や周知を通じて、日本知的財産仲裁センター等のADR機関を利用する場合の利点の理解を深め、その活用を促進する。					○	ADRの利用状況は低調なところ、利用促進に向けた取組の継続が必要。
			内閣官房	「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」において策定された「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」に基づき、2008年9月に同プランの実施状況について4回目のフォローアップを行った。	B		
			法務省	認証の申請を検討している民間事業者を対象として、その申請準備の円滑化を図ることを目的とした申請相談を実施し、16事業者のADRの業務を認証した(うち知的財産権に関する紛争を取扱う事業者は、ソフトウェアの知的財産権に関する紛争を取扱う事業者などの9事業者)。 さらに、広報については、認証ADR事業者に関する詳細な情報を法務省ホームページに掲載するとともに、認証紛争解決制度(「かいけつサポート」)に関する広告又は広報記事を私鉄沿線のフリーペーパー等の各種情報誌又はインターネット上の各種ホームページに掲載するなどして、国民に周知を図った。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁理士が依頼者に対してADR機関を利用するメリットについて情報提供ができるよう、日本弁理士会が会員にADR制度に関する説明会への参加を呼びかける等、同制度について理解が得られるよう日本弁理士会に要請。</li> <li>・日本弁理士会は、会員に対して日本知的財産仲裁センター（ADR機関）の役割と活用についての説明会を開催。</li> <li>・日本弁理士会は、継続研修において、ADRに関する研修科目を導入。</li> <li>・平成20年度に「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」を11,000部作成し、産業財産権専門官及び、各経済産業局各地域の支援機関等を通じて配布や周知を実施。</li> </ul>	B		
↓	4. 知的財産の権利付与を迅速化する						
↓	(1) 世界最高水準の迅速な特許審査を実現する						
	①特許審査迅速化のための総合的な取組を推進する						
72	i) 特許審査の順番待ち期間をゼロとするという最終目標の達成に向け、まずは審査の遅れが最大になると予想される2008年においても審査順番待ち期間を29か月台にとどめつつ、2013年には11か月に短縮するという中期目標の確実な達成を目指す。このため、総合的な取組を推進し、個別の施策の確実な実施に加え、施策間の総合調整と不断の見直しにより、特許庁全体としての業務の最適化・合理化を促進する。	42				◎	2013年までに審査待ち期間を11月にするという目標(長期目標)の達成に向け、引き続き総合的な取組の推進が必要。
			経済産業省	審査順番待ち期間の中期目標を達成するべく、各種施策の確実な実施を行ってきたところ、2008年末の審査順番待ち期間は28.1か月となり、2008年の目標を達成した。	A		
73	ii) 経済産業省においては、上記中期目標を達成するための毎年度の実施計画を当該年度の知的財産推進計画の作成の時期に合わせて策定し、前年度の目標及び実施計画の達成状況とともに知的財産戦略本部に報告し、公表する。	42				○	中期目標の達成に向けた取組みの進捗状況等を制度利用者に対して公表していくことが必要であるため。
			経済産業省	「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成20年度実施計画」を2008年6月に策定し、知的財産戦略本部に報告、公表した。併せて、「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成19年度実施計画」の達成状況も併せて知的財産戦略本部に報告、公表した。	A		
74	iii) 知的財産戦略本部においては、上記報告について総合的かつ多面的な検証を行い、必要に応じ、政府内外の関係者に対する情報の提供や協力の要請その他必要な措置を講ずる。	42				－	審査迅速化を進めていく過程で、対処すべき事項が生じた場合には、各省等に対応策を検討し、必要な措置が講じられるもの考える。
			内閣官房	6月の知財戦略本部（第20回）において、平成20年度実施計画について報告を受けた。なお、平成20年度の競争力強化専門調査会においても、長期目標の達成に向けた今後の取組について議論を行った。	A		
			経済産業省	・「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成20年度実施計画」及び「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成19年度実施計画」の達成状況について、特許庁HPでも公表し、同計画に基づき措置を講じた。	A		
↓	②審査処理能力を向上する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
75	i) 2008年度から、既存各登録調査機関に対して人材を確保しつつ調査可能な技術範囲を拡大することを促して各登録調査機関の処理能力の向上を図るとともに、登録調査機関への新規参入を促進し、登録調査機関への先行技術調査の外注を拡大する。	43				○	長期目標達成に向けた総合的取組の中で、先行技術調査の外注は重要であるため。
			経済産業省	・登録調査機関の参入促進を図るため、特許庁HPにおいて登録調査機関制度の紹介ページを設けると共に、大阪と名古屋において登録調査機関制度に関心のある機関に対して登録調査機関制度の説明を行った。 ・2008年度には2機関（(株)パソナグループ、(株)プロテック）が新たに事業を開始し、2機関（(株)技術トランスファーズサービス、テクノサーチ（株））が調査可能な技術範囲の拡大を行った。 ・調査業務実施者候補の推薦に関する案内の知的財産制度説明会等での配布によって、登録調査機関における人材確保の促進を図った。 ・以上の結果、2003年度の外注件数である16万件に対して、2008年度の外注件数は22.5万件にまで、外注規模は拡大した。	A		
76	ii) 必要な審査官を十分に確保する。特に、2008年度は、2004年度採用の任期付審査官が任期満了を迎えることに対応するため、再採用のための措置の実施等の必要な取組を行う。	43				○	長期目標達成に向けた総合的取組の中で、人的体制の確保は重要であるため。
			経済産業省	特許審査官として、国家公務員I種試験の合格者から59名、任期職員追加募集の合格者から38名を採用予定。また、任期付審査官の再採用のための選考手続を新たに定め、2004年度採用の任期付審査官から80名を再採用予定。	A		
77	iii) ポストドクターや研究者OB等の先端技術の研究開発活動の経験を有する者、審査・審判経験者等の技術的専門性を備えた人材の専門補助職員としての採用を強化し、技術説明や先行技術文献調査、特許情報検索のデータベース整備等の業務において活用する。	43				○	長期目標達成に向けた総合的取組の中で、人的体制の確保は重要であるため。
			経済産業省	特許庁ホームページでの告知などを通じて、審査官OB、研究者OB及びポストドクターなどを特許審査調査員や技術アドバイザーとして採用し、特許出願に係る技術説明や先行技術調査、特許情報検索のデータベース整備等に従事させ、審査官業務の補助として活用した。	A		
↓	③出願・審査請求等の権利化活動の適正化を促す						
78	i) 出願人自らが出願時・審査請求時等に出願内容の精査を行うことで特許出願戦略の向上を図る出願・審査請求構造改革を推進するために、2008年度から、各企業が自社の出願件数・海外出願比率や審査実績等の詳細な情報を加工、抽出、経年比較できる「特許戦略ポータルサイト」の利用の拡大等、企業が特許出願戦略を策定するに当たって参考となる情報の提供環境を充実する。	43				○	出願・審査請求の適正化を推進するために出願人に有益な情報を提供する上では、「特許戦略ポータルサイト」の利便性向上・有効活用が必要であるため。
			経済産業省	2008年9月10日開始の特許戦略ポータルサイトを通じて企業の知財統計データ（自己分析用データ）を提供。更に特許ユース、PATENT等で周知した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
79	ii) 企業に対し、特許出願前及び審査請求前に十分な先行技術調査を行うことにより、権利取得に至らない特許出願を削減し、質の高い特許を重点的に取得することを促す。このため、特許情報の利用環境の整備を徹底するとともに、安定した品質の先行技術文献調査がなされるよう、民間事業者による先行技術調査事業や特定登録調査機関への参入を促す。また、先行技術文献情報開示制度の運用を徹底するとともに、先行技術調査が不十分と思われるケースを出願人にフィードバックする。	43				○	出願・審査請求の適正化を図るためには、出願人に対して十分な先行技術調査環境を提供することが必要であるため。
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定登録調査機関の参入促進を図るため、特許庁HPにおいて特定登録調査機関制度の紹介ページを設けると共に、大阪と名古屋において特定登録調査機関制度に関心のある機関に対して特定登録調査機関制度の説明を行った。2009年4月に特定登録調査機関として1機関を認定。</li> <li>・2008年度の知的財産権制度説明会等の場を通じて、先行技術文献情報開示制度の周知を行った。</li> <li>・自社の先行技術による拒絶など、事前の発明の評価が不十分と思われるケースについてデータの収集・分析を行い、企業経営者、実務者等との意見交換の場でその結果をフィードバックすることで、研究開発効率の向上に資する先行技術調査の充実化や、質の高い特許を重点的に取得する等の取組を促進した(企業コンタクト約100社)。</li> <li>・2008年度も、中小企業等特許先行技術調査支援事業を実施し、審査請求を行うか否かの判断材料を提供した(約5500件)。</li> </ul>	A		
80	iii) 企業に対し、審査請求を行ったがその後権利化の必要性が低下したものについて出願取下・放棄制度(審査請求料の一部返還制度)の利用を促す。	44				○	出願・審査請求の適正化のインセンティブとして、審査請求料の返還制度の在り方について検討が必要であるため。また、昨今の経済情勢が厳しい中、全額返還制度に対するニーズも強い。
			経済産業省	企業の経営者・実務者等との意見交換において、審査請求料の一部返還制度(半額返還)の周知を図るべく同制度に係るパンフレットを配布し同制度の活用を促した。その結果、2008年1月～12月の取下げ・放棄件数は18,976件。	A		
81	④審判における審理の迅速化を図る 審査の上級審としての厳正かつ的確な審理を担保しつつ、今後増加が予想される特許の拒絶査定不服審判における審理の長期化を防止するため、審判実務の経験者を含む外部能力の活用、前置報告書による審尋の実施、まとめ審理等、審理の長期化防止のための諸施策を推進する。 また、近年の請求不成立率の上昇にかんがみ、審判請求の是非の精査、前置審査段階までに特許可能となるように適切に補正を行うこと、審判請求理由において審判請求時の補正が適法な理由等を明確かつ十分に説明を行うことなど、迅速かつ充実した審理への協力を求める。	44				－	審理待ち期間の長期化を未然に防ぐための取組は、今後とも各省において進められると考えられるため。ただし、審理待ち期間の推移については、引き続きフォローアップを行う。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	・審判実務の経験者を含む外部能力の活用については、積極的に審判調査員を活用し、審理の迅速化、充実化を図った。 また、バイオ分野など、専門性の高い分野については、ポストドク調査員を活用した。 その他、外国異議調査案件については、外部に委託し、外国での異議情報を収集し、審理の充実化に努めている。 ・前置報告された事件については、実際の審理前に、前置報告を利用した審尋の対象を原則全件に拡大する運用を2008年度から開始したことにより、審理の充実化とともに業務効率の向上が図られている。 ・審判請求人に対する、審判請求の是非の精査等、審理の迅速化、充実化への協力要請については、企業コンタクトを介して審判請求人に対し協力を要請した。	A		
82	(2) 品種登録の審査期間を世界最短水準に短縮する 種苗法に基づく品種登録出願の平均審査期間を2008年度末までに2.5年に短縮するとともに、審査の質の確保・向上を図るため、審査官の計画的確保・養成の強化、種苗管理センターにおける栽培試験の体制強化、業務の効率化を図るための登録品種のデータベースの構築、審査登録業務迅速化のための総合的電子システムの整備等を進める。	44				－	品種登録の審査期間を維持するために必要な取組は、今後とも各省において進められると考えられる。ただし、審査期間の推移について、引き続きフォローアップを行う。
			農林水産省	2008年度の植物新品種の品種登録については、審査の質の向上を図るため、審査官の増員及び養成の強化、審査基準の世界標準に合わせた見直し、種苗管理センターの施設整備等栽培試験の体制強化(知覧農場を再編統合。さらに、西日本農場に審査課を新設し、職員5名を増員するとともに、栽培試験温室等を整備。)、品種登録業務迅速化のための総合電子システムの整備・活用等を進め、審査業務の効率化を図った。その結果、平均審査期間は2.59年となった。	B		
↓	5. 利用者の利便性を高める						
83	(1) 出願人の多様なニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する 限られた審査資源の下で出願人の満足度を最大化するためには、出願人以外の者が権利化の動向や内容について監視する負担の増大等の影響にも配慮しつつ、権利化の時期についての出願人の多様なニーズに応え得る審査制度を整備することが必要である。このため、2008年度中に、現行の早期審査制度よりも更に早い超早期審査制度の試行を行う。	44				◎	ユーザーニーズに対応した行政サービスを提供する上で、重要であるため。
			経済産業省	ユーザの求めるタイミングで早期に権利化が行える審査体制の構築に向け、現行の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を創設し、2008年10月1日より試行を開始した。2009年2月末までに122件の申請があり、申請から一次審査までの期間は平均20.5日であった。	A		
↓	(2) 手続の柔軟性・利便性を高める						
84	①特許法条約等への早期加入に向けた準備を進める 手続を簡素化し、また出願人の手続上のミスの救済等を認めることによって産業財産権制度をよりユーザーにとって利用しやすいものにする特許法条約や「商標法に関するシンガポール条約(仮称)」への早期加入に向け、条約に適合した詳細な手続の明確化やシステム開発設計等の必要な準備を進める。	45				○	手続き面での制度調和、出願人の利便性向上を図る上で、重要であるため。
			外務省	・WIPO総会の特許法条約に関する議論に参画、国際特許出願様式の変更等を採用。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	・特許法条約等に参加した場合の具体的な手続及び運用について、各実務担当部署において検討を行い、運営基盤システム(2012年1月稼働予定)に漸次取り込んだ。システムへの取り込み作業は、現在も継続中。	B		
↓	②料金支払い手続の柔軟性・利便性を高める						
85	i) 産業財産権に関する出願料等の手数料の納付について、銀行口座からの自動引落としによる決済を2008年度中に実現する。また、クレジットカードを活用した決済について、他の公金に関するクレジットカード決済の導入状況等を踏まえて検討し、早期に所要の措置を講ずる。	45				－	銀行口座からの自動引き落としは措置済み。クレジットカード決済については、その実施スキームの検討は終了し方向性は得られており、今後、次期システム(2012年予定)と併せて導入予定。
			経済産業省	銀行口座からの自動引落としによる決済について、特許法の改正(特許法の一部を改正する法律・平成20年4月18日法律第16号)により可能とし、2009年1月より実施。	A		
86	ii) 産業財産権に関する特許料・登録料等の納付時期の途過による権利失効を防止するため、2008年度中に、権利者の申出により、個別に納付書を提出することなく、引落としの事前通知をした上で、予納口座等からの特許料・登録料等の引落としを可能とする制度を導入する。	45				－	予納口座からの引き落とし制度は、予定どおり順調に立ち上がった。
			経済産業省	予納・銀行口座からの特許料等の引き落としを可能とする自動納付制度を導入するための法改正、システム開発を行い、2008年10月1日より、自動納付申出書の事前受付を開始した。	A		
87	③微生物等の寄託制度の運用を円滑化する 特許微生物寄託制度をユーザーにとって利用しやすい制度とするために、2008年度から、寄託機関とユーザーそれぞれの責務の明確化等、安全を確保しつつ円滑な運営を図る方策等の特許微生物寄託制度の改善策について検討を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。	47				－	微生物委託制度を改正する告示が行われ、既に措置済み。
			経済産業省	・特許微生物寄託制度の改善策についての検討を「特許微生物寄託制度に関する検討委員会」において行い、報告書「今後の特許微生物寄託制度の在り方について」を2009年1月に取り纏めた。当該報告書に基づいて、特許微生物寄託制度改善のための告示を作成し、2009年3月に官報掲載。 ・特許取得のための寄託の要否を明確化するための事例集「微生物等の寄託の要否に関する事例集」を作成し、2009年1月に公表した。	A		
↓	(3) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する						
88	i) 研究開発活動において特許情報の利用を促進しイノベーション創出を加速しつつ、特許取得の予見性を高めて効果的・効率的に先端技術を保護するため、特許電子図書館(IPDL)が大学等の研究者にとって利用しやすいものとなるよう、2008年度から特許審査において利用された先行技術を示す引用文献情報を充実する。また、2008年度から、特許分類に慣れていない研究者が簡単に検索できるようにするためのシステムについての研究開発を推進する。	45				○	IPDLの機能向上・提供する内容の充実は、引き続き取り組む必要があるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	2008年度には、特許電子図書館(IPDL)における経過情報検索機能において、引用文献番号から該当文献へのハイパーリンク機能を実装し利便性を向上させた。 また、大学等の特許分類に慣れていない研究者が簡単に検索できるようにするためのシステムの研究開発として、8大学の研究者に特許公開公報テキストデータを提供して研究を推進している。その他、検索に関する情報を一元的に提供する「特許検索ポータルサイト」の立上げ等を行なった。	A		
89	ii) 特許電子図書館(IPDL)において提供される海外の特許情報について、既に提供している欧米の特許情報に加え、韓国、中国の特許情報も提供すべく、2008年度から外国特許庁とのデータ交換等に関する交渉を積極的に推進する。また、2008年度中に、韓国、中国の特許情報を機械翻訳等の日本語で提供する方策について検討を行い、一定の結論を得る。	46				○	IPDLの機能向上・提供する内容の充実は、引き続き取り組む必要があるため。
			経済産業省	2008年度には、特許電子図書館(IPDL)において、データ交換によって得た韓国英文抄録を利用できるように機能改善を行なった。今後も確実にデータ交換を推進する。また、中日機械翻訳に関する調査を実施し、実現に対して技術的に解決すべき課題が多くあることが把握できた。今後も特許情報を機械翻訳等の日本語で提供する方策について引き続き検討を行なう。	B		
90	(4) 知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する我が国の知財に関連する法律などが国際的に理解され、利用されやすくするため、法改正や新規立法に適時に対応しつつ、2008年3月に再改定された翻訳整備計画に従い知財法や関連する実体法・手続法の正確かつ統一された英訳の整備を更に進めるとともに、英語による検索機能等を付加した利便性の高いウェブサイトの構築を速やかに進めるなど、利用者のニーズを踏まえた英訳の利用環境を整備する。	46				－	翻訳整備計画はこれまで円滑に実施されてきており、今後も円滑な実施が期待できる。
			内閣官房	翻訳整備計画に従い、関係各省庁等において翻訳を行った法令(知財法や関連する実体法・手続法を含む)を内閣官房のウェブサイト( <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data2.html">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data2.html</a> )に掲載した。2009年2月末までに約170本の法令等を掲載している。	A		
			法務省	翻訳整備計画に従い所管法令の英訳版を作成し、法令翻訳データ集のホームページ(内閣官房)にて情報提供を行っている。 なお、2009年度以降は、法令外国語訳推進の業務を内閣官房から引継ぎ、あわせて使いやすい検索機能等を備えた日英両語に対応するウェブサイトを新たに立ち上げ、国際的に情報発信を行っていく予定である。	A		
			文部科学省	2008年度翻訳整備計画において該当する法令なし。	－		
			農林水産省	2008年度翻訳整備計画において該当する法令なし。	－		
			経済産業省	・平成19年に一部改正された弁理士法について平成20年11月に特許庁における英訳作業を完了。所定の手続きを経た後、内閣官房のウェブサイトにおいて公表予定。 ・産業技術力強化法(平成12年法律第44号)、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)をそれぞれ英訳し、内閣官房の法令翻訳データHP( <a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data2.html">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data2.html</a> )に掲載した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
↓	6. 海外出願を促進する						
↓	(1) 海外の情報提供を行い海外での権利取得を促進する						
91	①特許の海外での権利化を促進する 我が国における国内出願偏重の出願構造を改め、アジアも含めた世界的な競争に勝ち残るための戦略的な海外出願を促進する。このため、特許出願技術動向調査を実施して欧米等の出願状況などの特許情報等を提供するとともに、2008年度から、日米欧三極の特許庁で実施している審査基準に関する比較研究を推進して検討結果を日本語で公表する等、海外における権利取得に役立つ情報の提供を推進する。	46				◎	出願人により海外展開を促進する上では、海外知財情報の提供が重要であるため。今後は特に経済発展の著しい国の情報が必要である。
			経済産業省	・戦略的な海外出願を促すため、企業の経営者・実務者等との意見交換において、特許審査ハイウェイ、J-P-F-I-R-S-Tや三極共通出願様式の周知を行った。 ・「太陽電池」「バイオベースポリマー」「再生医療」等の全12テーマについて、内外の特許情報を用いて技術動向等を調査する特許出願技術動向調査を実施した。2009年3月末に調査報告書を取りまとめ、その後ホームページ等で公表する予定。 ・第3期科学技術基本計画で重点推進4分野、推進4分野と定められた分野(重点8分野)について、日本の他、米国、欧州等の特許出願状況を調査し、調査結果をホームページ上で公表している。 ・日米欧三極の特許庁で実施している審査基準に関する比較研究を「記載要件」及び「進歩性」をテーマに実施し、検討結果を日本語に翻訳して公表した。	A		
↓	②商標の海外での権利化や事後的対応を支援する						
92	i) 海外において我が国の地名、品種名、普通名称、著名商標が商標登録されている問題に関して、我が国企業等の円滑な海外展開を促進するために、2008年度から、関係省庁が連携して日本企業及び地方自治体等に対し、外国における商標出願手続についての情報提供や相談会、講習会の開催等を積極的に行い、当該国における早期権利化を支援する。また、我が国の地名、品種名、普通名称、著名商標が海外で出願又は登録された場合の対応策を具体的に説明したマニュアルを作成し、日本企業等に幅広く配布する。	47				◎	日本の地名等が海外で商標登録される問題については、引き続き対策の強化が必要であるため。
			農林水産省	2008年度は都道府県職員等を対象とした海外商標問題に関する勉強会を2回開催した。また、地方自治体職員や農林水産関係者、食品産業関係者等を対象としたセミナーを全国10ヶ所で実施した。 勉強会等を通じて、特許庁作成の冒認出願対策マニュアルを配布した。	A		
			経済産業省	2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的対応策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、都道府県、政令指定都市、農業関連団体等に幅広く配布。また、自治体等関係者を対象とした説明会・セミナーを開催し、幅広く情報提供を実施。北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」を設置して、自治体等関係者の相談に対応。 2009年度以降も引き続き、我が国企業等の円滑な海外展開を促進するために、日本企業及び地方自治体等に対し、外国における商標出願手続についての情報提供や相談会、講習会の開催等を積極的に行う。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
93	ii) 海外で商標権を取得する出願人の手続負担を軽減し海外での権利取得を支援するため、日米欧の三極特許庁間で相互に受入れられる指定商品・役務表示のリスト(三庁リスト)の拡充を図るとともに、三庁リストの他諸国への普及に向けた措置を講ずる。	47				○	リストの拡充、他国への普及に向けた対策が引き続き必要であるため。
			経済産業省	三庁リストへの商品・役務表示の掲載件数を増加させた(2007年度約7,6000件→2008年度約1万件)。また、商標三極会合において、三庁リストについての検討を行い、商品・役務表示の掲載件数をさらに増加させることや他諸国の三庁リストへの参加の条件等について合意した。	B		
94	③植物新品種の海外での権利化を促進する我が国の登録品種が海外に無断で持出され、その収作物が日本に逆輸入される問題が顕在化していることから、植物品種に関する海外での権利取得やその活用を促進するため、諸外国における品種保護制度に関する情報収集・提供の充実など、海外における育成者権の積極的な取得・活用を促進するために必要な措置を講ずる。	47				－	取組は概ね実施されており、今後とも引き続き実施されることが期待される。
			農林水産省	UPOV国際会議、東アジア植物品種保護フォーラムの活動等を通じて、諸海外における品種保護制度の状況について情報収集を行い、HPを通じて情報提供を行った。	B		
95	(2) 大学等・TLOによる海外出願を支援する(再掲)基本特許の国際的な権利取得を促進するため、科学技術振興機構(JST)による大学やTLOの海外特許出願経費支援の充実に努めるとともに、外国出願に基づく優先権主張を伴う国際的な特許出願を支援の対象としていることを含め、支援制度を広く周知する。	47				○	JSTの特許化支援事業について、大学に出願を選別するインセンティブを働かせつつ、外国出願すべきものを適切に支援できるよう必要な拡充を行うとともに、外国出願時に必要な実施例の追加などが効率的になされるよう改善することが必要。
			文部科学省	・JSTの技術移転支援センター事業において、大学等の研究成果を海外で知的財産化し国際競争力の強化に資するべく、海外においても強い特許権を取得する事ができるよう目利きの支援を行うとともに海外出願費用の支援を行っている。また、外国出願に基づく優先権主張を伴う国際特許出願を支援の対象としている事を募集要項に明記し周知を図っている。平成20年度の支援件数は1500件程度の見込みである。	A		
96	(3) 中小・ベンチャー企業による海外出願を支援する外国出願に関する現行の支援制度についてはその活用を促進するとともに、2008年度から創設された都道府県等の中小企業支援センターを通じた出願費用助成制度の充実を図り、中小企業の外国出願を支援する。	48				◎	グローバル化への対応が求められている中において、知的財産の観点から中小企業の海外展開を支援することが必要であるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成18年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」において、海外での知的財産権取得経費について交付の対象となるよう努める旨が記載されて以降、関係省庁連絡会議等を通じて呼びかけを図っている。</li> <li>・平成20年3月に実施した調査においては、19年度に指定された特定補助金等89本のうち32本が、国外知的財産権に要する費用について交付の対象としていると回答しており、SBI R特定補助金等の交付を受けて得られた研究開発成果について、特許等の海外出願を促進することができた。</li> <li>・この内、平成16年度から平成20年度まで実施した、中小・ベンチャー企業が行う実用化研究開発から事業化活動までの一体的な支援を行う「中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(実用化研究開発事業及び事業化支援事業)」は、海外特許出願の際に必要な出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等も補助対象とすることにより、特許等の海外出願を促進することができた。</li> <li>・戦略的に外国出願を行おうとする中小企業の海外展開を支援するための事業を実施する都道府県等中小企業支援センター(4箇所)の活動に対して助成を行った。</li> </ul>	B		
↓	7. 技術流出を防止する						
97	(1) グローバル化・情報化の進展による技術流出リスクに対応する グローバル化・情報化の進展により技術流出リスクが増大していることに適切に対応するため、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策について総合的に検討し、2008年度中に結論を得る。	48				◎	不正競争防止法の整備や刑事手続についての検討(産業界からの要望も依然強い)に引き続き取り組む必要があるため。
			経済産業省	<p>平成19年10月から平成20年7月にかけて「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会」を立ち上げ、技術情報等の管理に関して包括的な検討を行った。</p> <p>研究会の報告書の提言(平成20年7月)を受け、産業競争力の観点からは営業秘密に係る刑事的保護の見直しについて平成20年9月より産業構造審議会知的財産政策部会「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」において議論を重ね、「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について」を平成21年2月にとりまとめた。</p> <p>また、安全保障の観点からは、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会において、技術取引規制の見直しなどについて検討を行った。</p> <p>これらを受けて、第171回通常国会に不正競争防止法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案を提出した。</p> <p>両法案は、国会における可決・成立を経て、本年4月30日に公布された。</p>	A		
↓	(2) 戦略的なノウハウ管理のための環境を整備する						
98	i) 不正競争防止法や営業秘密管理指針等の周知・普及を通じて、企業に適切な営業秘密管理を促す。食品産業における意図せざる技術流出に関する意識啓発と知識の普及を図るために、2008年度から、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」の周知・普及を行う。	48				○	不正競争防止法改正の法的措置の周知が必要。 また、中小企業等の意識は十分でなく引き続き意識向上のための取組が必要であるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	2008年3月、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」を策定・公表し、周知・普及を行った。 2008年9月、(財)食品産業センターを実施主体として、「食品産業の意図せざる技術流出対策 英文版契約条文案作成に係る検討委員会」を設置し、国内食品関連企業が海外事業を展開する場合、相手先と事業化を検討する際に必要となる秘密保持契約書について英文版文例作成の検討を行った。	B		
			経済産業省	パンフレット等の配布、知的財産権制度説明会の実施(全国15会場で開催、参加者平成20年2、336名)及び中小企業総合展への出展等により、不正競争防止法や営業秘密管理指針等の周知・普及を図り、企業の適切な営業秘密管理を促進した。 引き続き、企業等における適正な営業秘密管理について周知・普及を図る。	A		
99	ii) 先使用権制度が有効に活用されることにより、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権制度ガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて」を活用して先使用権制度の周知を図り、事業戦略に応じて国内外に特許出願し権利保護を図るかノウハウとして秘匿するかを選択するなど、戦略的なノウハウ管理を促す。	48				○	海外の先使用権制度に関する情報に対するニーズが存在する。
			経済産業省	2006年6月に公表した先使用権制度ガイドライン(事例集)を活用し、知的財産権制度説明会(実務者向け)を実施した。また、先使用権制度に知見を有する弁護士を各地方経済産業局に派遣し、相談会を開催した。	A		
100	(3) 大学等における輸出管理を強化する 大学・研究機関等が国際的な共同研究等を行うに際しては、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理等を効果的に行うことが必要である。こうした観点から、大学等における効果的な輸出管理の参考に資することを目的として大学等が組織的に実施すべきこと等を取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)」の周知徹底や研究者向けの「安全保障貿易管理ハンドブック」の配布、説明会の開催等を通じ、大学等における輸出管理を強化する。	48				○	大学等における種出管理体制の整備に向け、引き続き取組を推進する必要があるため。
			文部科学省	・2008年度、イノベーション・ジャパン2008や大学等における30の研修会等において、外国為替及び外国貿易法等の各種規制や調査研究報告書「外為法等への対処方法」について周知した。 ・2008年8月、「知的財産推進計画2008」の該当部分について、知的財産の管理・活用体制を整備している若しくは整備する予定である約400の国公立大学等に対し文書により周知を図った。	B		
			経済産業省	2008年度においては、大学等を対象として、各都道府県を単位とした安全保障貿易管理説明会を15箇所で開催し、外為法(外国為替及び外国貿易法)及び「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)」の説明を行うとともに、研究者向けの「安全保障貿易管理ハンドブック」の配布を行った(説明会は、2006年度から累計で43箇所を実施)。 2009年度においても、未開催自治体における当該説明会開催等を通じて、大学等における組織的な輸出管理体制の構築を働きかける。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
↓	II. 模倣品・海賊版対策を強化する						
↓	1. 外国市場対策を強化する						
↓	(1) 国際的な法的枠組みを構築し活用する						
101	①「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早期実現を目指す 我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」について、米欧などの集中的な協議が開始されたことを踏まえ、一層国際的な関心を高めるとともに、関係国・地域との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードし、関係省庁が一体となって、早期の実現に向けた取組を加速する。	50				◎	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、ACTAの早期実現・妥結後の参加国の拡大が不可欠である。
			警察庁	・「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」の早期実現に向けて、関係省庁との協議に参画した。	B		
			総務省	「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早期の実現に向けて取り組んできたところ。	B		
			法務省	・2008年3月(ジュネーヴ)、同年10月(東京)、同年12月(パリ)の関係国会合に出席し、刑事に関する関係国会合における議論をリードした。 ・特に、10月及び12月の会合では、米国とともに作成した共同提案を提出し、方針や見解を明確に示した。	B		
			外務省	・2008年6月から、条文案をベースとした交渉が開始され、2008年度中に4回の公式会合を開催し、水際措置、刑事及び民事手続等の法的規律や国際協力の推進、執行の強化等を中心として議論を行ってきた。 ・2008年10月には、東京において第3回関係国会合を開催し、我が国が議長を務めた。	B		
			財務省	・ACTA会合において、知的財産侵害物品の取締りに係る国境措置に関する議論に積極的に参加した。 ・条文に関する日米共同提案に関して、ドラフティング作業から参画するなど国境措置に係る議論をリードした。 ・今後とも関係省庁と協力して条約の早期実現を目指す。	B		
			文部科学省	模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現のために、関係省庁と緊密に協力した。	B		
			農林水産省	「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」に参画した。	B		
			経済産業省	・我が国は、日米共同イニシアティブの下、条文案作成や議論の進め方について積極的にリードした。 ・2008年6月より条文案ベースでの交渉を開始し、その後、7月、10月、12月に交渉会合が行われ、12月の交渉会合において条約の内容について一通りの議論を了した。 ・2008年10月には、東京において会合を開催し、我が国が議長を務めた。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
102	②自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）や投資協定などの二国間・複数国間協定に、知的財産権の実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉する。また、エンフォースメントも含めた実際の執行状況等について協定上のメカニズムの場等を利用してレビューを行う。	50				○	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、引き続き二国間協定等を活用した働き掛けが必要。
			警察庁	・経済連携協定（EPA）について関係省庁との協議に参画した。	B		
			外務省	・知的財産権の実効的なエンフォースメントの確保のための規定を含むEPAとして、2008年7月に日インドネシアEPA及び日ブルネイEPA、2008年12月に日フィリピンEPAが、また同月にシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間で、2009年1月にブルネイとの間で、同年2月にマレーシアとの間で日ASEAN・EPAがそれぞれ発効した。2008年12月に日ベトナムEPA、2009年2月に日スイスEPAが署名された。 ・インド及び豪州とそれぞれEPAの締結交渉を実施した。 ・カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、ペルーとのBITにおいても知的財産権の十分かつ効果的な保護に関する条項を盛り込んだ。	B		
			財務省	・知的財産権侵害物品の水際取締りに係る情報交換に資する規定を盛り込んだ日インドネシア経済連携協定及び日ブルネイ経済連携協定が2008年7月に、日フィリピン経済連携協定が2008年12月に発効した。 ・知的財産権侵害物品の水際取締りに係る情報交換に資する規定を盛り込んだ日ベトナム経済連携協定が2008年12月に、日スイス経済連携協定が2009年2月に署名された。 ・交渉中のEPAにおいても、知的財産権侵害物品の水際取締りに係る情報交換の規定を盛り込む方向で、引き続き交渉を進める。	B		
			文部科学省	FTA/EPA交渉等に参画し、エンフォースメント関連条項を盛り込むよう積極的に交渉した。	B		
			農林水産省	・自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等の対処方針協議に参画した。	B		
			経済産業省	・日ベトナムEPA（2008年12月署名）にて、権利執行において裁判所による相当な損害額の認定等の規定を盛り込むとともに、協議メカニズムについても規定を創設した。 ・日スイスEPA（2009年2月署名）にて、保護される権利の内容について、TRIPS協定で保護される知的財産権のすべて及び植物の新品種について規定した包括的な知的財産章を設け、権利行使に関する規定（民事、刑事及び国境措置）についてもTRIPS協定を上回る規律を設けた。 ・日インドEPA交渉において、知的財産保護レベルに関する条項や、実効的なエンフォースメントの確保のための条項、協議メカニズム等を盛り込むべく交渉を実施した。 ・日豪EPA交渉において、知財章に、今後の先進国とのEPAとのモデルとなりうるエンフォースメント規定を導入すべく交渉を実施した。	B		
↓	(2) 侵害発生国・地域への対策を強化する						
↓	①在外公館等の機能を強化する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
103	i) 在外公館において模倣品・海賊版対策を我が国外交上の重要施策と位置付け、模倣品・海賊版被害を受けている我が国の企業を迅速かつ効果的に支援するため、大使自ら相手国政府に対して働き掛けを強力に行うなど取組の強化を図る。また、支援活動を実施した際には事案の概要を本国にフィードバックするとともに、必要に応じ、本省は当該事案を政府間協議の場においてとり上げることなどを通じ更なる働き掛けを行う。	50				○	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、在外公館等現地における企業への支援体制が不可欠である。
			外務省	・中国、エジプト等での企業からの被害相談に対応し、政府関係機関への申し入れを行った。	B		
104	ii) 迅速かつ適切に企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応じ、対応方法や手続に関する助言などの具体的な支援を行うため、各地域の知財担当官の専門性向上、在外公館の知財担当官会議における在外公館と日本貿易振興機構(JETRO)その他関係機関との役割分担の在り方といった連携のための方策についての検討などを通じ、在外公館やJETROの相談・支援機能を強化するとともに、取組を効果的に推進する。	50				○	外国における模倣品・海賊版による被害状況を把握し被害企業を支援するための重要な手段の一つであるため。
			外務省	・知財担当官マニュアルの改訂版を作成し、各在外公館に配布した。 ・2009年1月にシンガポールにおいてASEAN諸国及びインドの在外公館を対象に、3月に広州において中国の在外公館を対象に、それぞれ知財担当官を集めた会議を行った。会議には現地のJETRO職員の参加も得て、連携のための方策の検討を行った。	B		
			経済産業省	・JETRO北京、上海等では知的財産専門の担当者を置き、企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談を受け、必要に応じ調査会社の紹介等を行っている。 ・海賊版対策専門家をJETRO北京、上海に配置し、海賊版等に係る情報収集、企業相談等を実施。	A		
105	②侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う アジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、デザイン模倣対策の強化、執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者負担の軽減、国際郵便における我が国の輸入制限の周知徹底及び当該郵便の引受検査の徹底等、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化などについて、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて、また官民合同ミッションの派遣などを通じ、強力に要請する。	51				◎	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、侵害発生国・地域に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けが不可欠である。
			総務省	北朝鮮からの郵便について、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成18年10月13日)等の閣議決定に基づく北朝鮮を原産地等とする全ての貨物(知的財産侵害物品も含む)についての輸入禁止措置を踏まえ、同日日本郵政公社(現郵便事業株式会社)に対し、同閣議決定を踏まえた適切な措置を求める等の指導を行った。本年4月及び10月に同閣議決定に基づく措置を延長する旨の閣議決定がなされたため、郵便事業株式会社に対し適切な措置を講じるよう要請を行った。また、アジア諸国を含むUPU全加盟国(我が国を除く190カ国)の郵政庁に対して、UPU国際事務局を通じて、郵便引受検査の徹底等の協力の要請を行った。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			外務省	・2008年10月、日中経済パートナーシップ協定で知的財産保護の執行の強化を中国側に申し入れた。 ・日韓間の経済対話の枠組みである日韓ハイレベル経済協議(2008年10月に、第7回を開催)の中で、知的財産権保護について意見交換を行った。	B		
			財務省	・官民合同訪中ミッション(2008年9月)及び官民合同中東訪問ミッション(2009年1月)に職員を参加し、税関当局に対して執行強化の要請を行った。 ・2008年11月、韓国において日中韓の税関当局による第2回知的財産作業部会を開催し、情報交換の促進等を議論した。	A		
			文部科学省	下記のような枠組みを活用し、侵害発生国・地域政府との情報共有及び海賊版対策の強化等の要請に努めた。 2008年6月 IIPPF実務レベル訪中ミッション参加(CODA) 2008年10月 日韓著作権協議 2008年10月 日中経済パートナーシップ協定 2008年11月 日本・台湾貿易経済会議 2009年2月 IIPPFハイレベル訪中ミッション参加	A		
			農林水産省	2008年9月及び2009年2月、中国へ第6回官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して、模倣品・海賊版問題への取組強化、我が国地名等の第三者による冒認出願への対応強化、UPOV91年条約への加盟、保護対象植物の拡大等について要請を行うとともに、東アジア植物品種保護フォーラムへの協力活動について協議を行った。	B		
			経済産業省	・08年5月の日中首脳会談において知的財産保護の取組の促進を要請した。 ・日中商標長官会合(09年1月)において、知的財産の保護強化について要請した。 ・08年6月、9月、09年2月にそれぞれ官民合同ミッションを中国に派遣し、デザイン模倣規制の強化、再犯防止をはじめとする取締りの強化などを要請した。 ・09年1月、官民合同ミッションをアラブ首長国連邦・サウジアラビアに派遣し、執行の強化、手続きの透明化等を各取締機関に要請した。	A		
			国土交通省	侵害発生国との協議において、船用工業製品に係る模倣品対策を要請した。今後も引き続き、要請を行っていくとともに情報交換を行っていく予定。	C		
106	③侵害状況調査制度を活用する 海外における我が国企業の知財権侵害による被害の重大性にかんがみ、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」を活用し、事業者からの申立に基づく調査を実施し同調査の結果を踏まえて二国間協議等を行う。	51				○	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、企業の被害状況や外国制度の把握を通じた、外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けが不可欠である。
			外務省	・「香港商号問題」について、香港政府が公表した「会社法」の改正方針案の改正スケジュール等につき、9月に在香港総と港政府会社登記所との意見交換を行った。	B		
			経済産業省	・2005年に(社)電子情報技術産業協会(JEITA)から申し立てられた「香港商号問題」について、4回の協議を行ったところ、2008年4月、香港政府が我が国政府の要請に沿った「会社法」の改正方針案を公表した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由	
107	④コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）等の活用を促進する 海賊版の摘発活動を容易にするため、コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）の周知・普及やCJマークに係る商標登録国の拡大、調査・摘発活動を支援する。また、国内外における摘発活動の際の真贋判定を容易にするため、権利者・権利者団体や製造業者・流通業者に対し、その有効性を検証しつつ、偽造防止技術の活用を奨励する。	51					○	海外市場における海賊版による被害を低減させるためには、外国での摘発活動支援が不可欠である。
			警察庁	・不正商品対策協議会と連携し、コンテンツ海外流通促進機構が行う「CJマーク」の周知・普及活動を支援した。	B			
			外務省	・CJマークによる摘発活動に関し、2008年度については、具体的な支援要請事例がなかった。	－			
			財務省	差止申立てにより権利者から提供された模倣品・海賊版の取締りのため、ホログラム等の偽造防止技術を含む真贋判定に関わる資料を、税関の検査において積極的に利用した。	B			
			文部科学省	CJマークの運用に関するCJマーク委員会（CODA）に参加した。また、CJマークを活用してCODAが実施する、侵害発生国・地域の取締機関職員を対象とした真贋判定セミナーを支援した。	B			
			経済産業省	コンテンツ海外流通促進機構において、海賊版対策の実効性を高めることを目的としたコンテンツ海外流通マーク（CJマーク）を国内外に商標出願し、これまでに6ヶ国・地域において登録済み。また、2005年1月から2009年3月までの間、香港税関や中国・台湾の取締執行機関により、合計7,690件の取締を行い、合計537万枚の日本コンテンツの海賊版DVD等を押収。	A			
↓	(3) 国際的な連携を強化する							
↓	①諸外国・地域との連携を強化する 侵害発生国・地域への働き掛けなど模倣品・海賊版対策に関する各種取組を効果的に推進するため、以下の取組などを通じ、諸外国・地域との連携を強化する。					○	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるため、またハイレベルな知的財産外交の一環として、二国間協議等を通じた諸外国との緊密な連携が不可欠である。	
108	a) 首脳間・閣僚間を始めとする日米間の二国間協議などを積極的に活用するとともに、第三国における知財保護に関する情報交換の推進などを通じ、米国との連携を強化する。 b) 首脳・閣僚レベルの定期・個別協議や「知的財産権に関する日・EU対話」などを積極的に活用するとともに、第三国における知財保護に関する情報交換の推進などを通じ、EU及び欧州各国との連携を強化する。 c) 「日中ハイレベル経済対話」「日中経済パートナーシップ協議」などを活用し、知財権の保護・運用の強化を働き掛けるとともに、中国との対話と協力を強化する。	52						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」対話等を通じて、二国間、地域、多国間のフォーラムの場において、米国政府と引き続き協力していくことを確認するとともに、模倣品・海賊版拡散防止条約について、米国政府と緊密に連携し、早期の実現に向けた取組を進めることを確認した。</li> <li>・2008年4月の第17回日・EU定期首脳協議において発表された共同プレス声明において、「知的財産権の保護および執行に関する日・EU行動計画」に基づく協力の進展を確認するとともに今後の協力強化を確認した。</li> <li>・上記「知的財産権の保護および執行に関する日・EU行動計画」等の具体的実施の一環として、2008年4月にタイにおいて知的財産の保護に関する第1回日米欧官民合同会合を開催し、同国における侵害例、対策及び当局の対応等に関する意見交換を通じて、今後の三極間の連携強化の方策について協議するとともに、右結果をまとめた合同報告書を事後作成した。</li> <li>・2008年の日EU・ビジネス・ダイアログ・ラウンド・テーブル(BDR T)において日欧産業界から、知的財産権保護、特にアジア地域における模倣品海賊版に関する対策として、官民間の情報共有の強化に向けた日欧の取組み強化について要望があったところ、日本政府より、日EU協力枠組みを通じた取組み等を説明する回答書を提出した。</li> <li>・2008年10月、日中経済パートナーシップ協議で知的財産保護の執行の強化を中国側に申し入れた。</li> </ul>	B		
			財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年9月、米国税関国境保護局(CBP)と我が国税関との協力関係の強化を協議し、これを受け、2009年1月には制度の相互理解の促進を目的として、我が国税関職員を米国に派遣し、米国における水際取締り制度の調査を実施した。</li> <li>・2008年11月、韓国において日中韓局長会議が開催され、知的財産侵害物品の取締りを含む協力強化等について議論した。</li> </ul>	B		
			文部科学省	<p>下記のような枠組みを活用し、諸外国との情報共有及び協力強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2008年10月 日韓著作権協議</li> <li>2008年10月 日中経済パートナーシップ協議</li> <li>2008年11月 日本・台湾貿易経済会議</li> <li>2009年 2月 アジア著作権セミナー実施 (アジア6カ国、欧米招聘)</li> </ul>	B		
			農林水産省	<p>2008年10月、「日中経済パートナーシップ協議」の場を利用して、我が国の地名について公平かつ適正な商標審査を検討するよう要請した。また、育成者権保護の範囲が限定されているUPOV 1978年条約に加盟している中国に対し、より強い権利保護を規定するUPOV 1991年条約への締結を文書で要請した。</p>	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<p>a) 2007年1月に、甘利大臣とグティエレス米商務長官との間で刷新された「知的財産権の保護及び執行とその他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ」の下、個別協力を推進。具体的には、2008年4月、バンコクにおいて日米欧官民合同会合を開催し、タイにおける模倣品・海賊版問題を中心に情報交換・意見交換を行ったほか、課長レベルで商務省と今後の協力についての意見交換を随時実施した。</p> <p>b) 2008年4月の日仏首脳協議と7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいて、特許制度調和の重要性が確認され、9月の制度調和に関する先進国会合全体会合では、特許審査ハイウェイ等の実務的協力を強化していくことが確認された。また、2008年4月、バンコクにおいて日米欧官民合同会合を開催し、タイにおける模倣品・海賊版問題を中心に情報交換・意見交換を行った。さらに、2009年春には、「知的財産権に関する日・EU対話」において、日EU間における制度・運営上の問題改善のため議論が行われる予定。</p> <p>c)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年10月に行われた「第7回日中経済パートナーシップ協議」において、中国における商標制度の運用改善、知的財産保護の執行強化を要請した。</li> <li>・2008年11月に中国から初めてとなる知的財産関係部局による訪日団が来日。対話・協力の強化等について意見交換を行った。</li> <li>・2009年2月、日本から、第6回知的財産保護官民合同訪中団（政府側代表：高市経済産業副大臣）を派遣。中国政府知的財産関係機関に対し、模倣品・海賊版問題への取組強化、地名等の冒認出願への対応強化、2008年6月に策定された中国の中長期戦略である「国家知的財産権戦略綱要」の着実な実行等を要請するとともに、両国間の知財保護に関する協力について意見交換を行った。</li> </ul>	B		
↓	②多国間の取組をリードする 主要国首脳会議（G8サミット）を始めとして、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、アジア欧州会合（ASEM）、世界貿易機関（WTO）、世界知的所有権機関（WIPO）、世界税関機構（WCO）などの国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳を始めハイレベルで取り上げられるよう準備や働き掛けを行うとともに、以下のような加盟国・参加国の間における協力や取組を積極的に推進する。					○	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるため、またハイレベルな知的財産外交の一環として、多国間協議を通じた諸外国との緊密な連携が不可欠である。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
109	<p>a) G8サミット・プロセス及びG8知財専門家会合を積極的に活用し、税関当局間における情報の交換・共有するための国際的ネットワークの構築、途上国への技術支援、啓発活動などを推進し、主要先進国間における連携を強化する。</p> <p>b) OECDによる模倣品・海賊版対策プロジェクトについて、デジタル・コンテンツに対する海賊行為に係る報告書の取りまとめに向け、諸外国と連携しつつ議論を推進する。</p> <p>c) APECにおいて、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき新たに策定された「知的財産権に関する能力構築ガイドライン」を含む関連ガイドラインを周知するとともに、同ガイドラインに沿った取組、各国・地域における知的財産権サービスセンターの早期設置の働き掛け、植物品種保護に関するセミナーの実施に向けた取組などを推進する。</p> <p>d) ASEMにおいて、ASEM関税局長・長官会議での議論等を通じ、エンフォースメントを含む知財保護のための活動を推進する等、アジア・欧州間での協力を強化する。</p> <p>e) WTOの対中国経過的レビューメカニズムや貿易政策検討制度(TPRM)などを積極的に活用し、アジア諸国・地域に対して模倣品・海賊版の取締りを強化するよう要請するとともに、TRIPS理事会におけるエンフォースメントの議論に積極的に参加する。</p> <p>f) WIPOにおいて、エンフォースメント諮問委員会の場などを活用し、模倣品・海賊版問題を主要議題として採り上げ、積極的に議論を推進する。</p> <p>g) 税関の国際機関であるWCOにおいて、知的財産侵害物品の水際取締りに関する基準(SECURE)の策定に向けた議論に積極的に参画するとともに、WCOに加盟する途上国が当該基準を充たすことが可能となるよう、WCOによる能力構築(キャパシティビルディング)を支援する。</p>	52					
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G8知財専門家会合の議論に参画、模倣品・海賊版対策、効果的な知財制度、途上国への技術支援等につき議論、G8国間の連携を図ると共に、北海道洞爺湖サミットにおいては報告書をまとめた。</li> <li>・ G8各国及び伯・中・印・墨・南ア間のハイレベル対話であるハイリゲンダム・プロセスのイノベーション作業部会に参画、主要新興経済諸国とのイノベーションの促進と保護に関する議論を進めた。</li> <li>・ 北海道洞爺湖サミットにおいて、知的財産権の効果的な促進及び保護の重要性について首脳宣言で言及した。</li> <li>・ WTO・TRIPS理事会の対中国経過的レビューメカニズム(TRM)において知財制度に関する説明を求めた。</li> <li>・ WTO・TRIPS理事会においてエンフォースメントの議論を行うべく先進国間での連携を図った。</li> <li>・ OECD海賊版・模倣品対策プロジェクトフェーズIの成果である文書「模倣品・海賊版の経済的影響」が公表された。また、フェーズIIのプロジェクトたる「デジタルコンテンツに対する海賊行為に係る報告書」のとりまとめ作業及び海賊版・模倣品に関するOECD勧告案に関する協議が開始された。</li> <li>・ APECにおいて、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づくガイドライン実行テンプレートの更新提案を行ったほか、各国・地域における知的財産権サービスセンターの早期設置の働きかけ及び当該情報の更なる充実を図るとともに、2008年11月にインドネシア(ジャカルタ)において植物品種保護に関するセミナーを実施した。</li> </ul>	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年12月、G8税関専門家によるフォローアップ会合を主催し、洞爺湖サミットプロセスにおいて合意された情報交換等の各プロジェクトに関する議論を行った。</li> <li>・2009年2月、G8税関専門家会合において、我が国が提案した税関当局間の情報交換のモデル取決めに実質合意した。</li> <li>・2008年8月、知的財産保護のための知的財産権所管当局と執行機関との協力の一環として、ACBD(APEC税関ビジネス対話)において、我が国の税関職員を派遣し、我が国税関の取組みについて発表を行った。</li> <li>・ASEM関税局長・長官会議の下部作業部会において、我が国の知財取締りへの取組みの紹介等を行い、アジア・欧州間での協力強化に積極的に貢献した。</li> <li>・2008年10月、WCOのSECURE作業部会に参加し、一部の途上国の強い反対がある中、積極的に議論を行った。</li> <li>・WCOに対して知的財産侵害物品の取締能力の向上を目的とした技術協力を行うため、知的財産に特化した資金の拠出を行った。</li> </ul>	B		
			文部科学省	<p>WTOの各制度を活用するとともに、OECD、APEC、WTO(TRIPS理事会)等の議論に積極的に参加した。</p>	B		
			農林水産省	<p>c) アジア地域における植物新品種保護制度の整備・拡充を目的として、植物新品種保護国際同盟(UPOV)内のトラスト・ファンドに必要な経費を拠出し、セミナーやワークショップの開催及び当該諸国への専門家派遣等を実施した。</p>	B		
			経済産業省	<p>a) 08年4月に開催されたG8知財専門家会合において、中小企業における知財利用の成功事例の情報共有を提案するとともに、08年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおけるサミット首脳宣言にて、新たな国際的な法的枠組みである模倣品・海賊版拡散防止条約構想(仮称)(ACTA)の交渉加速などの知的財産権保護の強化に関する取組の推進が盛り込まれた。</p>	B		
			経済産業省	<p>b) ・OECD事務局は、模倣品及び海賊版プロジェクトの第2フェースとして、デジタル・コンテンツの海賊版に関する調査(スポーツ放送に関するケーススタディを含む)を実施し、報告書を作成した。 ・昨年4月と10月に開催された産業イノベーション起業委員会に出席し、積極的に議論に参加した。</p>	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	c) ・ APECにおいて、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づくガイドライン実行テンプレートの更新提案を行った。 ・ ACBD(税関ビジネス対話)において、知的財産保護のための知財権所管当局・執行機関協力の一環として、財務省とも連携しつつ、産業界からの発表をアレンジした。 ・ 各国・地域における知的財産権サービスセンターの早期設置の働きかけ及び当該情報の更なる充実を図るとともに、2008年11月にインドネシア(ジャカルタ)において植物品種保護に関するセミナーを実施した。	A		
			経済産業省	e) ・ 2008年10月WTOのTRIPS理事会において行われる対中国経済的レビューメカニズム(中国TRM)にて、官民合同訪中ミッションのフォローアップ結果等を踏まえて、模倣品・海賊版に対する中国政府の取り締まり強化を要請。 ・ 2008年5月に行われたWTO/TPR対中国審査会合においてエンフォーースメントを含む知的財産権制度につき質問を提出。 ・ WTO・TRIPS理事会のTRIPS協定法令レビューにおいて、ベトナムに対して質問を提出。	B		
↓	③当局間の連携を強化する						
110	i) 侵害発生国・地域を含む外国関係当局(権利付与官庁、警察当局、税関当局、行政取締当局、司法当局)との連携を具体的に強化するため、日常的な情報交換に加え、相互支援協定などの締結や当局間での定期協議などを推進する。	53				○	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、当局間協議を通じた諸外国との緊密な連携が不可欠である。
			警察庁	・ 中国の捜査当局と定期協議を行い、取締事例や取締手法の紹介、情報交換を実施したほか、ICPOを通じて情報交換を実施した。 ・ 韓国捜査当局との意見交換会において、取締事例や取締手法の紹介、情報交換を実施したほか、ICPOを通じて情報交換を実施した。	B		
			外務省	2008年9月にマカオとの間で税関当局の取決めを作成した。	C		
			財務省	・ 2008年9月にマカオの税関当局と知的財産侵害物品に関する情報交換を含む相互支援等を行うことを規定した税関協力取決めを締結。 ・ 2009年3月にオランダとの間で知的財産侵害物品に関する情報交換を含む相互支援等を行うことを規定した「税関相互支援協定」に署名した。	B		
			文部科学省	下記のような枠組みを活用し、侵害発生国・地域との連携を強化した。 2008年6月 IIPPF実務レベル訪中ミッション参加(CODA) 2008年10月 日韓著作権協議 2008年10月 日中経済パートナーシップ協議 2008年11月 日本・台湾貿易経済会議 2009年2月 IIPPFハイレベル訪中ミッション参加 2009年2月 アジア著作権セミナー実施(アジア6カ国、欧米招聘) また、侵害発生国・地域の取締機関職員を対象とした真贋判定セミナーの実施により、当該機関との連携を強化した。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	08年11月、中国商務部をはじめとする中国知的財産権交流訪日代表団が来日した際、意見交換を行った。また、実務レベルでも訪中などの機会を捉えて中国商標局等を訪問し、意見交換を実施している。	A		
			経済産業省	・日中商標長官会合(09年1月)会合を開催し、情報交換や協力の推進に関する協議等を行った。 ・08年11月、中国商務部をはじめとする中国知的財産権交流訪日代表団、08年12月、中華商標協会・中国地方工商行政管理局訪日団が来日し、我が国関係省庁、知的財産関連団体及び企業との意見交換を行った。	A		
111	ii) 日中韓の税関当局による3か国会議の活用、税関相互支援協定の締結推進及び同協定の枠組みを通じた情報交換などを通じ、侵害発生国・地域を含む外国税関当局との連携を強化する。また、侵害発生国・地域の税関当局に対し、模倣品・海賊版の郵便物による輸出の取締りを要請する。更に、郵政当局は、万国郵便連合(UPU)を通じて、侵害発生国・地域を含むすべての同連合加盟国郵政庁に対し、郵便物の引受検査の徹底等による知的財産侵害物品の国際郵便による送達防止への協力を要請する。	53				○	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、当局間協議を通じ、体制整備・執行強化に向けた働き掛け等諸外国との緊密な連携が不可欠である。
			総務省	UPU国際事務局を通じて、UPU全加盟国(我が国を除く190カ国)の郵政庁に対して日本への輸入(繰越しの場合を含む)禁制品等(知的財産侵害物品を含む)の情報を適時通知し、引受検査の徹底等の協力の要請を行った。	B		
			外務省	・二国間協議などを通じて各国との税関協力を強化した。	B		
			財務省	・2008年11月、韓国において日中韓の税関当局による第2回知的財産作業部会を開催し、情報交換の促進等を議論した。 ・2008年11月、第2回日中韓3か国関税局長・長官会議が開催され、3か国税関がWCOと協力してIPRセミナーを開催するために緊密に連携していくことを認識した。	A		
↓	(4) 外国市場対策に関する基盤を整える						
112	①模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する 2003年8月に決定されたODA大綱を踏まえ、個別の援助計画において必要性及び優先度に応じ開発途上国の知財制度の整備・執行の強化を支援する。また、模倣品・海賊版対策に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し、各府省が実施している知財権の保護に関する能力構築を、「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」(模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定)に基づき、我が国企業と協力しつつ、関係府省や国際協力機構(JICA)、JETROなどの関係団体が協調して実施し、年度終了後に事業内容のレビューを行う。	54				○	海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、能力構築支援を通じた、外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けが不可欠である。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察大学校において、「中国公安部捜査幹部セミナー」、「国際捜査セミナー」を開催し、中国公安部等の捜査幹部に対し我が国における知的財産権侵害事犯の実態と取締り状況等について講義した。</li> <li>JICA主催の「著作権制度整備研修」、発明協会主催の「WIPO知的財産権研修」、「WIPOジャパノファンド研修」、「東京特別研修」等に担当者を派遣し、アジア諸国の政府関係者に我が国における知的財産権侵害事犯の実態や捜査手法等について講義し、能力構築を支援した。</li> </ul>	B		
			総務省	日インドEPA交渉等において、対象国の能力構築の参考となるようにプロバイダ責任制限法についての情報提供を行った。	B		
			法務省	ベトナムにおいては、民事判決執行法の法案起草支援を継続して実施し、2008年11月同法が成立するとともに、2008年度に引き続き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関等の能力向上に向けた取組を行った。カンボジアにおいては、司法省に対し、民事法関連附属法令の起草支援を行ったほか、王立裁判官・検察官養成校に対し、既に適用が開始された民事訴訟法を適切に運用できる裁判官の育成のため、民事科目の教官育成・教材作成支援に取り組むなど、民事法関連法制度の構築・普及のための支援を行った。	B		
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年10月に策定された対中国経済協力計画の重点分野・課題別経済協力方針において、知的所有権保護政策など中国側の投資受入れのための基盤整備努力に対する支援に関する記述があるほか、平成16年11月に策定された対インドネシア国別援助計画の重点分野・重点事項において、経済関連の法制度整備としてインドネシア政府による知的財産権や基準認証関連の法制度整備等の取組に対して政策支援を行う旨が記述されている。また、改定中の対ベトナム国別援助計画第一次案(平成20年5月)において、知的財産権の整備・運用を支援する旨記述されている。</li> <li>知的財産権に関する法・運用整備、普及啓発活動に携わる知的財産庁及び関係官庁に勤務する行政官に対し、海賊品・模倣品対策および知的財産権制度の普及に重点をおいた研修を行った。[2008年度受入実績：インドネシア2名、中国2名、フィリピン1名、ベトナム2名]</li> <li>工業所有権審査職員の資質の向上を図るため、審査手法などの実務、時代の変化に対応した国際的知的所有権侵害等の個別分野に特化したAPEC知的財産権に関する集団研修及び知的財産権の取り締まりのための国際捜査セミナー(集団研修)を実施した。[2008年度受入実績：インドネシア1名、カンボジア1名、ネパール1名、フィリピン1名等]</li> <li>保護制度の実行性を高めるため、諸国民への知的財産教育・環境整備など法の執行の面に力点を置く研修を実施した。[2008年度受入実績：インドネシア1名、中国1名、ベトナム2名、ミャンマー1名等]</li> <li>ベトナム知的財産権執行職員等を対象とし、知的財産権に関する国際的な保護の枠組み、知的財産権に関する基本的知識、知的財産権侵害の対応、日本における侵害に対する施策、侵害が及ぼす悪影響、知的財産保護の重要性等について理解を深め、ベトナム知財庁の審判官、裁判官、検察官、警察官、税関職員などの実務における知的財産に関する知識を高めるための研修を実施した。[2008年度受入実績：ベトナム14名]</li> </ul>	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年11月、二国間支援によりASEAN諸国の税関当局の職員を受け入れ、研修を実施した。研修においては、我が国の税関の取り組みを伝えるとともに、民間企業及び関係省庁による講義の時間を設け、知財保護に関して総合的な能力構築を支援した。</li> <li>・2009年1月、二国間支援により中国及びメコン諸国の税関当局の職員を受け入れ、研修を実施した。研修においては、我が国の税関の取り組みを伝えるとともに、民間企業及び関係省庁による講義の時間を設け、知財保護に関して総合的な能力構築を支援した。</li> <li>・2009年2月、二国間支援によりタイ税関に対し、専門家を派遣した。</li> <li>・二国間支援の枠組み以外においてもWCOやWIPOの海外セミナー等に専門家を派遣し講義を行った(2008年度8件)</li> </ul>	B		
			文部科学省	<p>WIPO(世界知的所有権機関)との協力により「アジア地域著作権制度普及促進事業」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①アジア・太平洋地域でのシンポジウムの開催(マレーシア)</li> <li>②途上国の国民を対象とした、著作権の重要性に関する啓発を目的としたセミナーの開催(3カ国・5カ所)</li> <li>③途上国への著作権専門家派遣(スリランカ)</li> <li>④途上国の取締機関職員を対象とする研修の実施(5カ国10名、2週間)</li> <li>④途上国における集中管理団体設立を目的とした、政府職員や著作権管理団体職員等を対象とする研修の実施(2カ国8名、1週間)</li> </ul> <p>その他、独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力により、途上国の政府職員等を招へいした著作権研修を実施。(5カ国8名、3週間)</p>	A		
			農林水産省	<p>アジア各国政府の植物品種保護担当者を対象にした受入研修を日本で実施し、また各国で開催されるセミナー等に日本の専門家を派遣し、各国の植物品種保護のための人材育成、制度の強化及び国際的調和に向けた取組を実施した。</p>	B		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JETROと協力し、09年2月、模倣品取締り・製品品質を担当する中国華東・華南知財当局訪日代表団、09年3月、中国地方人民法院知財裁判官を招聘し、法制度の整備・取締りの強化と言った要請に加え、知的財産高等裁判所を含む我が国関係省庁、知的財産関連団体及び企業との意見交換を行い、日本の知的財産保護に関する取組みや制度に関する意見交換を実施した。</li> </ul>	A		
113	<p>②模倣品・海賊版対策に関する情報発信を強化する 2008年度において、関係府省の連携を確保しつつ、各種協議や国際会議などを通じ、我が国の模倣品・海賊版対策に関する制度や取締実績、官民による取組事例などについて、積極的に諸外国・地域に紹介する。また、対策に関する相互理解の促進、透明性向上という観点から、取締実績など取組の実施状況に関する情報の整理・公表について、その状況を勘案しつつ、諸外国・地域の政府に対して働き掛ける。</p>	54				○	<p>海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、我が国の取締り実績や取組事例の積極的な発信を通じ、諸外国との相互理解・透明性の向上を図ることが不可欠である。</p>
			警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産権犯罪に関する法執行機関会議において、アジア・太平洋地区の法執行機関職員に対し、我が国の知的財産権侵害事犯の検挙事件数、検挙人員、特徴、主要検挙事例、取組み等について紹介した。</li> </ul>	B		
			総務省	<p>EPA交渉や日米構造改革イニシアティブの協議において、積極的に日本の責任制限に関する制度を紹介してきたところ。</p>	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			法務省	模倣品・海賊版拡散防止条約に関する会合等において、我が国の模倣品・海賊版対策に関する制度等を適宜紹介。	B		
			外務省	・WTO・TRIPS理事会、WIP0、G8等の多数国間及び二国間の協議において、我が国の模倣品・海賊版対策に関する制度や取締実績、官民による取組事例等を適宜紹介。	B		
			財務省	・二国間援助技術協力の受入研修において民間企業による取組みに関する講義を設け、官民による取組事例の紹介などを行った。 ・知財保護に関する日本税関の取組みに関する英文のパンフレットを作成し、ウェブページに掲載するとともに、機会をとらえ各国に紹介した。	B		
			文部科学省	下記のような枠組みを活用し、我が国の制度・取組紹介等の情報発信を行った。 2008年6月 IIPPF実務レベル訪中ミッション参加(CODA) 2008年10月 日韓著作権協議 2008年10月 日中経済パートナーシップ協議 2008年11月 日本・台湾貿易経済会議 2009年2月 IIPPFハイレベル訪中ミッション参加 2009年2月 アジア著作権セミナー実施(アジア6カ国、欧米招聘)	B		
			農林水産省	アジア各国政府の植物品種保護担当者を対象にした受入研修を日本で実施し、また各国で開催されるセミナー等に日本の専門家を派遣し、各国の植物品種保護のための人材育成、制度の強化及び国際的調和に向けた取組を実施した。	B		
			経済産業省	・中国各政府機関の訪日団が来日した際、経済産業省の模倣品対策に係る取組を紹介した。 ・08年4月に上海で開催された中国知的財産権保護ハイレベルフォーラムに参加し、中国政府機関関係者等に対し、経済産業省の取組を紹介した。 ・08年6月、カナダで開催されたインターポール等主催の国際知財犯罪対策カンファレンスに参加し、各国警察関係者等に対し、経済産業省の取組を紹介した。	A		
114	③模倣品・海賊版の被害の実態を調査する 海外市場における我が国企業の模倣品・海賊版の被害が未だ深刻であることにかんがみ、模倣品・海賊版による被害の実態などを調査・分析し、その結果を広く公表するとともに、国際交渉にも活用する。また、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、資料としてまとめ、企業に配布する。	54				○	ネット上の違法コンテンツを含め、海外市場における模倣品・海賊版による被害を低減させるためには、まず被害状況を把握することが不可欠である。
			外務省	・在外公館からの我が国企業の模倣品・海賊版の被害報告等を国際交渉に活用した。	C		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	我が国権利者が、権利行使をする際に実践で役立つ「中国における著作権侵害対策ハンドブック2」を作成した。 また、「ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック(イタリア共和国編)(平成19年度作成)を活用し、我が国権利者を対象としたセミナーを実施した。(国内3カ所)	B		
			経済産業省	・新たに、中国、韓国、UAE、イランの模倣対策マニュアル及び中国、韓国の侵害事例・判例集を作成し、我が国企業等に配布。特許庁HPにも近々に掲載予定。 ・我が国企業に対して模倣被害に関するアンケート調査を行った「模倣被害調査報告書」を公表(08年4月)。 ・2007年度にジェトロに委託した中国における法執行制度・運用実態調査の成果を2008年度の官民合同訪中ミッションに活用した。	B		
↓	2. 水際での取締りを強化する						
115	(1) 税関による水際取締りを強化する 税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等を明確化している通達に沿って、税関は水際における取締りを強力に推進するとともに、侵害認定について、状況により専門委員制度を活用する等、厳正化を図る。また、模倣品・海賊版に係る水際取締りの実効性の確保及び流通の抑止効果という観点から、税関による差止状況、国内の取締状況、模倣品・海賊版による被害状況、個人使用目的による模倣品・海賊版の輸入・所持の規制に関する諸外国の動向などについて、関係府省が連携し、情報の収集・分析に努める。	55				◎	模倣品・海賊版の取締りを強化するにあたって、水際での取締りは不可欠であるため。
			警察庁	・密輸出入取締対策会議において、検挙状況や取締事例の紹介、情報交換などを行った。 ・また、税関と連携し、偽ブランド品密輸入事犯等を検挙した。	A		
			法務省	政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書に対する所要の回答など、関係省庁との間で情報を共有し、必要な協議に応じた。	B		
			財務省	・税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず原則として認定手続を執ること等を明確化している通達に基づき、取締りを徹底した。 (参考：差止点数が1個の場合の件数) 平成19年 約5,700件 平成20年 約8,600件	A		
			文部科学省	関係府庁が参加する会議等を活用し、情報収集等に努めた。	B		
			経済産業省	・「知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について」(2007年取りまとめ)を受けて、当面関税法上の水際措置の実施状況を見守ることとしており、必要があれば改めて対応の在り方について検討することとしてきた。	B		
↓	(2) 税関の体制を強化する						
↓	① 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う体制を整備する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
116	i) 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断が可能となるよう、税関における専門委員制度について、同制度の運用指針を周知するとともに、税関職員の専門性向上などを図りつつ、制度の適切な運用を徹底する。	55				－	施策は実施され、今後は担当省庁により必要な取組が進められると考えられるため。
			財務省	・専門委員制度の運用指針などについて申立人及び利害関係人にも周知し透明性の確保に努めるとともに、税関職員向けにもイントラネットにより周知を図った。 財務省税関研修所において、知的財産を講義科目に含む総合研修及び知的財産に特化した専門研修を行い、税関職員の専門性の向上を図った。	A		
117	ii) 関税法に基づく侵害認定手続期間内に裁判所の仮処分命令があった場合、特段の事情がない限り当該命令における侵害判断と同一の侵害判断に基づいて税関長による侵害認定が行われていること、及び水際における迅速な救済の必要性にかんがみ、裁判所には、仮処分命令が迅速になされるよう訴訟運営面での対応が望まれる。	55				－	裁判所における適切な対応が期待されるため。
118	②税関による水際取締りの推進体制を強化する 並行輸入や個人輸入と偽った輸入、個人による郵便物などの小口貨物を利用した輸入等、税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止件数が年々増加しており、また国内において偽ブランド品や海賊版が未だ氾濫している現状にかんがみ、模倣品・海賊版の輸入を強力に取り締まるため、税関の検査設備や情報システムの強化、必要な税関職員の確保、税関職員の能力の向上、知的財産侵害物品の輸出入取締りに関する十分な情報の収集・蓄積・共有を進め、より効果的かつ強力に税関による取締りを推進するための体制を強化する。	55				○	模倣品・海賊版の取締りを強化するにあたって、水際での取締りは不可欠であり、取締体制の強化は引き続き必要。
			財務省	・知的財産侵害物品の水際取締りと必要な税関職員の確保を行った。(平成21年度知財定員14名増、機構3増)  ・税関職員の知的財産に関する専門的な知識・技能の向上のため、主要な一般研修に知的財産に関する講義を設定するとともに、より高度な知識等の修得を目的に、従前の専門研修の継続実施及び専門団体に委託した研修の新設をした。 (参考：平成20年度の主な研修実績) ○一般研修(知的財産に関する講義を設定している主な研修) 採用研修198名、中等科研修271名、高等科研修57名、高等専科研修43名、専科研修206名 ○専門研修 専門事務理論研修(知的財産コース)17名、専門事務応用研修(知的財産コース)9名、知的財産委託研修(基礎コース)92名、知的財産委託研修(上級コース)8名、大学委託研修2名 ○真贋判定の能力向上のための識別研修 のべ44社146講義、のべ3,425名受講  ・平成20年10月税関情報総合総合判定システム(GIS)等の更改を行い審査機能の強化を図った。 ・平成20年12月職員向けイントラネットに掲載している知的財産に関する情報発信ページを更改し、審査支援機能の強化を図った。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
119	③水際取締りに関する手続の利便性を向上させる 2008年度において、差止申立書の必要提出部数が削減された新たな差止申立制度を周知するとともに、権利者による制度の積極的な活用及び税関に対する十分な情報提供を促す。また、税関による侵害認定手続において、権利者への負担軽減の観点から、同手続の簡素化措置の積極的な活用、遠隔地に所在の手続当事者に対する電子メールによる知的財産侵害疑義物品の画像送付など、手続利用者の利便性向上に配慮した取組を推進する。	56				○	模倣品・海賊版の取締りを強化するに当たって、水際での取締りは不可欠。制度の利用を促進するためには手続の利便性向上が必要。
			財務省	・各税関において、権利者及び業界団体に対して輸入差止申立てのPR活動を行った。 ・2009年3月、権利者向けのPRリーフレットを新たに作成した。 ・申立てを行うことにより、疑義物品発見時の認定手続に簡素化措置の適用を受けることができるなどの利便性についてのPRを行った。 (参考：PR実績) 平成20年9月～12月 279件	B		
↓	3. 国内での取締りを強化する						
120	(1)警察による取締りを強化する 模倣品・海賊版の密売などにより不正な利益を得ている犯罪組織の実態を的確に解明するとともに、商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度の活用等様々な捜査手法を駆使し、不正商品対策協議会などの民間団体と連携強化を図りつつ、模倣品・海賊版の販売事犯の取締りを強化する。また、犯罪収益の剥奪、模倣品・海賊版の入手ルートなど仕出国・地域に関する調査などを推進する。	56				◎	模倣品・海賊版対策において、国内での取締りは不可欠であるため。
			警察庁	・商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度等の様々な捜査手法を駆使するとともに、不正商品対策協議会などの権利者団体と連携強化を図りながら、模倣品・海賊版の販売事犯の取締りを実施した。 ・2008年中の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は385事件、検挙人員は710人と前年と比べ検挙事件数及び検挙人員とも減少したものの、偽ブランド品の押収点数は、前年を大きく上回った。 ・組織的に敢行された事件については、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律を適用し、重刑を獲得するとともに没収により不法収益をなく奪した。	A		
121	(2)育成者権の侵害対策を強化する 種苗管理センターにおける品種保護対策役(品種保護Gメン)の活動を強化し、国内外における権利侵害の実態調査や侵害の判定等を支援するための品種類似性試験(比較栽培、DNA分析)を実施する。また、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物、加工品の栽培、保管、販売等の状況を調査・記録するとともに、その証拠品を寄託し、育成者権侵害の立証を支援する。	56				○	育成者権侵害対策は引き続き重要であるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	2008年度は、品種保護対策役の活動を強化するため、新たに上北農場に品種保護対策役等を2名配置し、これまでの全国5ヶ所14名体制を6ヶ所16名体制に増強するとともに、育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行った(侵害相談34件)。 育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を実施(5件)するとともに、DNA分析による試験の対象にナシを追加した。 また、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を調査・記録(12件)するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品の寄託(10件)を行い育成者権侵害の立証を支援した。	B		
122	(3)劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する 「映画の盗撮の防止に関する法律」について、その周知徹底、映画関係事業者による映画の盗撮防止の自助努力、違反行為の取締り等、官民挙げて劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する。	56				○	映画盗撮による侵害を防止するため、引き続き取組を推進していく必要がある。
			警察庁	・「映画盗撮防止マニュアル」の改訂に協力するとともに、映画事業の関係者との通報体制を強化した。 ・都道府県警察に対し、映画盗撮事犯の取締り強化について指示した。	B		
			文部科学省	・「映画の盗撮の防止に関する法律」について、周知に努めた。	B		
			経済産業省	劇場内での無許可撮影の状況、インターネットでの違法流通の状況について、映画制作者、劇場関係者から被害状況を確認。2007年通常国会での「映画の盗撮の防止に関する法律」の成立に協力し、官民をあげた盗撮防止に取り組んだ。	A		
↓	4. インターネット上での対策を強化する						
↓	(1)インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する						
123	i)2008年度中に、著作権法において、インターネットオークションへの出品など海賊版の広告行為自体を権利侵害とすることについて検討し、必要に応じ法制度を整備する。	57				－	文科省において法案提出済のため。
			警察庁	・著作権法における海賊版の販売申出行為の禁止についての協議に参画した。	A		
			法務省	違法な著作物の私的使用の制限などに関する著作権法の改正案に関する協議に対応した。	B		
			文部科学省	・文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、海賊版を譲渡等するためにインターネットを活用して申出を行うことについて、「情を知って」などの一定の要件の下で著作権等を侵害する行為とみなすことが適当であるとの結論が示された。これを踏まえ、同年3月にこの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由	
124	ii) 権利者が権利侵害品の出品を確認しオークション事業者に通報がなされた場合には、権利者・オークション事業者間の適切な責任分担に基づき違法出品の削除や出品者情報の開示の措置が迅速に行われるよう、関連するガイドラインを周知し運用を促進する。また、侵害行為への権利者・事業者による迅速な対応がなされるよう更なる対策の検討を行い、必要な措置を構ずる。	57					○	インターネット上の模倣品・海賊版の取引を防止するため、民の取組を引き続き促進する必要あり。
			警察庁	・権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」にオブザーバとして参加しており、取組推進への必要な助言を行った。	B			
			総務省	業界団体によるWebサイト等を通じた関係ガイドラインの周知及び運用の促進を支援してきたところ。	B			
125	iii) 特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」や「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を踏まえ、同法に違反する販売業者に対する法執行を強化する。また、模倣品・海賊版の出品状況や被害の実態を踏まえて関連する通達や同準則を見直し、必要に応じ改定を行う。	57					○	インターネット上の模倣品・海賊版の取引を防止するため、引き続き対策を強化していく必要あり。
			経済産業省	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂し、公表した。改訂準則について、各所で説明を行い、また、別冊NBLとして出版した。	B			
126	iv) 官民協力の下、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」などを通じた以下の取組を推進する。 a) 違法な出品を防止するため、オークション事業者による正確な本人確認を促進する。 b) 模倣品・海賊版をオークションサイト上から一掃するため、「知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」の運用などを通じた自主削除の強化など、オークション事業者及び権利者が一体となった自主的取組を促進する。 c) 模倣品・海賊版の出品・購入を防止するため、協議会のウェブサイト積極的に活用することなどを通じ、出品者及び消費者への啓発活動を強化する。また、権利者及びオークション事業者双方に対し、協議会への更なる参加を促す。	57					○	インターネット上の模倣品・海賊版の取引を防止するため、民の取組を引き続き強化していく必要あり。
			警察庁	・権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」にオブザーバとして参加しており、取組推進への必要な助言を行った。	B			
			総務省	「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」にオブザーバとして参加し、その活動を支援しているところ。	B			
			文部科学省	インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会にオブザーバーとして出席する等、関係者間の協議等を支援した。	B			

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	・「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」にオブザーバーとして参加した。	C		
127	v) 警察による以下の取組を推進する。 a) 権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を効果的に活用し、オークションサイトを通じた模倣品・海賊版の取締りの効率化及び強化を図る。 b) オークション事業者の実態把握を促進し、出品者の本人確認等古物営業法に定める遵守事項などについての指導を徹底するとともに、違法出品者の取締りを強化する。 c) インターネットオークションを含むインターネットを利用した知的財産権侵害事犯に対し、買受け捜査による取締りを強化するとともに、積極的な事件広報を実施し、サイバー空間における知的財産権侵害事犯の抑止を図る。	58				○	インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止するため、取締り強化は引き続き必要。
			警察庁	・「情報共有スキーム」等を効果的に活用し、インターネット・オークション上での模倣品・海賊版の取締りを実施した。 ・インターネット・オークション事業者に対して古物営業法の遵守事項等の実施状況について実態調査を行うとともに、違法出品の防止強化について事業者に指導を図った。 ・全国会議等において都道府県警察に対し、取締りの強化について指示するとともに、専科教養等を通じて捜査員の能力向上を図った。 ※インターネット・オークション利用に係る知的財産侵害事件検挙件数 平成20年：142件（前年比 + 12件）	A		
↓	(2) インターネット上の海賊行為への対策を強化する						
128	①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける 海外の動画共有サイトに掲載されている我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツを円滑に排除し、コンテンツの流通を促進するよう、2008年度において、日本のコンテンツ事業者が容易に排除を要求できる枠組みや技術的手段の導入などについて、官民挙げて対象国に要請するなどし、その結果を取りまとめる。	87				◎	二国間協議の中で、引き続き要請していく必要があるため。
			内閣官房	・2009年2月に行われた第6回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベル）に参加し、中国に対しインターネット上における著作権侵害対策強化（信頼性確認団体による簡易手続きの確立）を要請した。	B		
			総務省	・他省庁と協力してインターネット上の海賊行為への対策に取り組んできたところ。 ・海外の動画共有サイトに違法に掲載されている放送コンテンツについて、放送事業者等へのヒアリングを実施し、その被害状況や対策等について把握を行っているところ。また、違法コンテンツの排除ができる技術的手段の可能性について検証等の取組を検討中。	B		
			外務省	・2008年10月の日中経済パートナーシップ協議その他の機会において、関係省庁とともに知財保護の強化を求めた。 ・2009年2月に行われた第6回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベル）に参加し、中国に対しインターネット上における著作権侵害対策強化（信頼性確認団体による簡易手続きの確立）を要請した。	B		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	官民合同訪中ミッションを派遣し、中国政府に対し、インターネット上の著作権保護に関する提案・要請をした。 2008年6月 IIPPF実務レベル訪中ミッション参加(CODA) 2009年2月 IIPPFハイレベル訪中ミッション参加	A		
			経済産業省	2008年6月、コンテンツ業界単独による初の官民代表団を中国に派遣し、同国における「インターネット上における著作権侵害」の問題改善のため、国家著作権局に改善を要請するとともに、中国のコンテンツホルダーとのネットワーク構築を行った。また、2009年2月、国際知的財産保護フォーラムによるハイレベルの訪中代表団において、国家著作権局から日本レコード協会が信頼性確認団体に認められたことにより、インターネット上の違法コンテンツ削除要請に関する簡易な枠組みが構築された。	A		
↓	②違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する						
129	i) 2008年度から、Winny等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。	92				◎	警告メールの送付等の取組を引き続き支援する必要があるため。
			警察庁	警察庁の主催する総合セキュリティ対策会議の報告書を受け、警察庁は、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」の発足に協力し、平成20年5月に同協議会は発足した。それ以降、警察庁はオブザーバとして参加しており、取組推進への必要な助言を行っている。	B		
			総務省	「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」にオブザーバとして参加し、その活動を支援しているところ。	B		
			文部科学省	ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会にオブザーバとして出席する等、関係者間の協議等を支援した。	B		
130	ii) ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯に対し、著作権団体との連携を強化し、効果的な取締りを実施する。	92				◎	サイバー犯罪の取締りを強化する必要があるため。
			警察庁	著作権団体からの相談を端緒に、著作権者の許諾を受けずに、ファイル共有ソフト「Winny」を使用して、外国映画の情報に日本語字幕を付して放流していた被疑者を逮捕するなど、効果的な取締りを実施した。	A		
131	iii) コンテンツ提供事業者に対し、適法配信サイト識別マークの付与や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促す。	92				◎	技術的手段の可能性についての検証等の取組が行われているところであり、その推移を引き続き注視する必要があるため。
			総務省	海外の動画共有サイトに違法に掲載されている放送コンテンツについて、放送事業者へのヒアリングを実施し、その被害状況や対策等について把握を行っているところ。また、違法コンテンツの排除ができる技術的手段の可能性について検証等の取組を検討中。	B		
			文部科学省	適法配信サイト識別マークについて、必要に応じて、関係者への助言を行った。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	日本レコード協会が実施しているエルマークの広報を支援している。 また、自動動画検索技術を用いてインターネット上の海賊版動画の被害実態を可視化及び数値化することで現状を把握すると同時に、検出された動画について削除申請を行った際の有効性について追跡調査を行った。	A		
↓	5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する						
132	(1) 取締等に関するデータ・情報の積極的公表を図る 国民の関心が高い模倣品・海賊版対策について、その理解を促進するという観点から、国内取締、水際取締などに関連するデータ・情報について、分かりやすさ、アクセスの容易さ及びデータの利便性などに十分配慮しつつ、ウェブサイトなどにおいて積極的に公表する。	59				○	模倣品・海賊版対策に対する国民の理解を促進する観点から、取締に関するデータの公表は必要である。
			警察庁	・知的財産権侵害事犯の検挙事件数、検挙人員、特徴、主要検挙事例等を警察白書、警察庁ホームページ「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて!!」等に掲載し、取締り等に関するデータ・情報を公表した。	B		
			法務省	「検察統計年報」や「犯罪白書」において、著作権法違反・商標法違反事件等の受理人員等のデータをまとめ、「犯罪白書」をホームページなどにおいて公表した。	B		
			財務省	・税関ホームページにおいて、税関の知的財産侵害物品の取締制度の概要及び各種手続を紹介している。 ・差止実績の四半期毎に集計し、税関ホームページにおいて公表している。 ・平成21年3月、平成20年の税関における知的財産侵害物品の差止状況の公表とともに記者説明も行った。	B		
			農林水産省	2008年度は、国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、種苗管理センターのホームページに掲載している育成者権の侵害及び活用に関するQ&Aや海外の品種登録制度の情報を更新し、掲載内容の充実を図った。	B		
133	(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する 権利侵害事犯の特徴等について事例を紹介したり、様々な機会を捉えて模倣品・海賊版の問題をとり上げたりする等、模倣品・海賊版が社会悪であることを明確にするとともに、その氾濫が社会にもたらす悪影響について訴求し、政府が推進している模倣品・海賊版対策についてセミナーの開催などを通じて周知する。 また、このような訴求などにより国内外において模倣品・海賊版の購入をしない適切な消費行動につなげることが重要であるという認識の下、消費者の意識向上を図るための戦略的かつ効果的な啓発活動を関係省庁が一体となって展開する。	59				◎	模倣品・海賊版を購入しないことについて未だ国民の十分な理解が得られていないことに鑑み、啓発活動は必要である。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正商品対策協議会と共同作成した広報啓発ポスター「DON'T BUY COPY GOODS!」を警察署、運転免許センターのほか、駅掲示板等の人が多く集まる場所に掲示し、知的財産権の保護と不正商品の排除を国民に広く訴えた。</li> <li>・不正商品対策協議会が毎年開催している「不正商品防止キャンペーン ほんと?ホント!フェア」及び「アジア知的財産権シンポジウム」を後援するとともに、担当者を派遣して不正商品の排除を訴えた。</li> <li>・文部科学省等が毎年開催している「全国生涯学習フェスティバル」に担当者を派遣し、模倣品・海賊版に対する知識を広め、知的財産権保護の大切さを学ぶ機会を提供した。</li> <li>・特許庁主催の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」に協賛、警察関係施設にポスターを掲示し、広報啓発稼働を行った。</li> <li>・不正商品対策協議会のホームページに掲載した「警察庁だより」において、不正商品の排除を訴えた。</li> <li>・警察庁ホームページ「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて!!」、広報誌「けいさつ窓」において、不正商品の排除を訴えた。</li> </ul>	B		
			内閣府	2007年度に策定した市民講師育成プログラムを用いた市民講師育成講座を開催し、消費者教育(知的財産を含む)の市民講師を育成するとともに、同プログラムの内容を検証した。また、教材等の消費者教育に関する基盤的情報を提供するための「消費者教育ポータルサイト」を構築した。その他、消費者行政推進基本計画(2008年6月閣議決定)で示された消費者市民社会にふさわしい消費者市民教育の検討に資するため、各国の消費者市民教育(知的財産を含む)について調査・研究を行った。	B		
			法務省	「検察統計年報」や「犯罪白書」において、著作権法違反・商標法違反事件等の受理人員等のデータをまとめ、「犯罪白書」をホームページなどにおいて公表した。	B		
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省ホームページに模倣品・海賊版の問題と対策を取り上げ、周知した(「わかる!国際情勢Vol.16 模倣品・海賊版を取り締め!～現状と模倣品・海賊版拡散防止条約(ACFTA)構想」等。)</li> </ul>	B		
			財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外旅行者向けに知的財産侵害物品の持ち込みに関する啓発を行うことを目的として雑誌用広告を作成し、成田・羽田両空港と都心間を運行するバスの車内常備紙平成20年7月号(7月～9月常備)に掲載した。</li> <li>・海外旅行者向けに知的財産侵害物品の持ち込みに関する啓発を行うことを目的に雑誌用広告を作成し、本年3月にファッション誌(3誌)へ掲載した。</li> </ul>	B		
			文部科学省	特許庁が実施する模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを後援し、協力した。	B		
			農林水産省	2008年度は、農林水産関係者や食品産業関係者等を対象とした「海外における農林水産物・食品に係る商標、産地偽装に関するセミナー」を全国10ヶ所で行い、現状と対策について情報提供した。また、県や農業団体等からの依頼に応じて植物新品種の保護に関する講演、研修活動を行い、育成者権侵害の状況及び権利保護対策について周知した(開催場所:22カ所、参加人数:およそ1286名(2月末現在))。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<p>本年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、インターネットを利用した模倣品・海賊版の流通が増加傾向にあることから、インターネットショッピングによる模倣品購入を事例として取り上げ、気軽に手軽に遊び感覚で模倣品・海賊版の購入してしまう消費者に向けて、模倣品が「組織犯罪の資金源」となっている事実に加え、「品物が届いてみたら全く違う粗悪品だった」、「個人情報流出などのおそれ」など模倣品購入者自身も思わぬトラブルに巻き込まれるおそれがあるという明確な警告を与え、「だから私は買わない」という意識を促すよう、テレビCM、ポスター、特設ホームページ（HP）等を通じてメッセージを伝えていった。具体的には以下のとおり。</p> <p>(1)テレビCM 関東、近畿、中部、北海道、東北、中国、四国、九州、沖縄の9地域で、12月11日（木）から2週間、15秒のスポットCMを放映した。「ニセモノのブランド品を売っているのはホンモノの犯罪者です。」をテーマとして、消費者に警戒心を促し、模倣品の購入をしないよう呼びかけた。</p> <p>(2)広告ポスター掲出 全国の官公庁、関係団体、関係機関等にポスターを掲示。</p> <p>(3)新聞広告 全国版朝刊に12月12日（金）、13日（土）の2日間、新聞広告を掲載した。</p> <p>(4)キャンペーン特設WEBサイト開設 本キャンペーンの公式WEBサイトとして、インターネットでの模倣品・海賊版トラブルの現状や消費者が購入する際の気をつけるポイントなどの情報を掲載するWEBサイト（www.not-buy.com）を開設した。開設期間：12月11日（木）～平成21年3月31日（火）</p> <p>(5)インターネットバナー広告 Yahoo!、MSN、BIGLOBE、OCN、オークファンの各オークションページにおいて、本キャンペーン広告を掲載した。掲載期間：12月11日（木）～平成21年1月31日（土）</p> <p>(6)公共交通機関広告 JR東日本の山手線・中央線・京浜東北線の交通広告の中で、注目率の高い映像メディア「トレインチャンネル」（電車内ドア上ビジョン）にて15秒のCMを放送した。また、JR新宿駅、渋谷駅に設置されているモニター「ステーションチャンネル」でも15秒のCMを放送した。掲載期間：12月22日（月）～12月28日（日）</p> <p>(7)劇場広告 ブランド品の購入傾向が性別・世代別の中で最も多いと言われる「若年女性」が主要顧客であるルミネtheよしもと（新宿）において、劇場内CM放送及びチラシ配布を行った。掲載期間：12月11日（木）～平成21年2月10日（火）</p>	B		
			国土交通省	船用工業製品の利用者に対し、アンケート調査を実施し、模倣品に関する利用者側の意識を把握するとともに、啓発を図った。	C		
134	(3) 企業経営での模倣品・海賊版対策の重要性に関する理解を促進する 2008年度において、模倣品・海賊版が企業経営に与える悪影響の分析、企業による先進的な模倣品・海賊版対策取組事例の研究などを通じ、模倣品・海賊版対策の企業経営への貢献に関する検証を実施する。また、同検証の結果を広く周知することにより、企業経営層を中心に模倣品・海賊版対策の重要性に対する理解を促進する。	59				○	模倣品・海賊版対策は継続性が必要であることに鑑み、本取組は引き続き必要である。
			経済産業省	・08年9月、企業による先進的な取組事例の分析等の研究を通じて企業経営への貢献について検証を行う「模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析に関する研究会」を設置し、検討を行った。	A		
↓	6. 模倣品・海賊版対策に関する連携体制を強化する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
135	(1) 政府内の連携を強化する 外国市場対策、水際・国内での取締りなど模倣品・海賊版対策の推進に関し、関係府省が一体となって対策を推進するため、以下の取組などを通じ、関係府省の連携を強化する。 a) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は、ウェブサイトによる情報提供を行い、権利者や企業などからの相談に対し、関係府省の連携を確保しつつ、迅速に対応するとともに、「総合窓口年次報告書」を作成する。 b) 知的財産侵害事案に関する税関当局や国内取締機関からの照会について、知的財産制度を所管する省庁において迅速に回答する等、強力な取締りを推進するための協力体制を強化するとともに、関係府省間において積極的な情報共有を図る。 c) 各種施策については、関係府省間で相互に調整を行うとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を機動的に開催し、政策調整を密に行い、総合的に実施する。	60				○	政府内の連携は効果的な施策の企画・実施に当たって不可欠であるため。
			内閣官房	・模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議幹事会等の関係府省間の会議を開催するなど、鋭意情報交換を行い、施策に係る総合調整を密に行った。	B		
			警察庁	・当庁に寄せられた模倣品・海賊版相談窓口や政府模倣品・海賊版対策総合窓口に寄せられた相談に対し、関係省庁と連携し、迅速な対応に努めた。 ・「総合窓口年次報告書」の作成にあたり、関係省庁との協議し、内容の充実に努めた。 ・特許庁主催の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」に協賛、警察関係施設にポスターを掲示し、広報啓発活動を行った。	B		
			総務省	プロバイダ責任制限法の所管官庁として、水際・国内での取締りなど模倣品・海賊版対策の推進に関し、他省庁と連携した。	B		
			法務省	模倣品・海賊版対策についての関係省庁との必要な協議や照会の回答を行ったほか、「総合窓口年次報告書」につき、必要な協議に対応した。	B		
			外務省	・模倣品・海賊版に関する在外公館等からの情報を関係省庁と共有した。	B		
			財務省	・本年8月に「模倣品対策における税関と特許庁の連携について」を特許庁との間で取りまとめた。 ・20年12月に特許庁から商標審査官2名を2週間税関に受入れOJTによる研修を行ったほか、20年12月に税関の知財担当者2名を特許庁へ派遣し、特許、商標等に関する研修を受講した。 ・財務省の海外旅行者向けの知的財産侵害物品に関する啓発活動において、政府の模倣品・海賊版撲滅キャンペーン共通ロゴマークを使用し、一体的な活動をおこなった。	B		
			文部科学省	政府模倣品・海賊版対策総合窓口に寄せられた相談への対応、報告書作成に取り組んだ。	B		
			農林水産省	「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」への参加等により、知的財産侵害に関する各省庁との積極的な情報共有を図った。	B		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府模倣品・海賊版対策総合窓口において、2008年1月から2008年末にかけて269件の相談に対応した。相談に際しては、必要に応じて、関係省庁に情報提供を行うとともに、外務省や文化庁、警察庁とも連携しつつ、回答や助言を行った。また、ウェブサイトにおいても専用のホームページを設け、対応手続きなど相談者が対応できるよう情報を提供した。</li> <li>・08年6月、2008年版政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書を公表した。</li> <li>・知的財産侵害事案に関する税関当局や国内取締機関からの照会に迅速に回答した。</li> </ul>	A		
136	<p>(2) 官民・民民の連携を強化する</p> <p>i) 侵害発生国・地域への働き掛けや啓発活動等模倣品・海賊版対策を効果的に推進するため、以下の取組を始めとした様々な取組を通じ、官民・民民の連携を強化する。</p> <p>a) 官民合同ミッションの派遣を始め、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、日本関税協会知的財産情報センターなどの民間団体や我が国企業の内外における模倣品・海賊版対策に関する活動を支援する。</p> <p>b) 企業間における模倣品・海賊版に係る情報共有、複数企業が共同した対策の実施、国内外の関係当局による効果的な摘発のための企業による情報提供を促進する。</p> <p>c) 企業等を対象とした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを全国各地で開催する。</p>	60				○	官民・民民の連携は、効果的な施策の企画・実施に当たって不可欠であるため。
			警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正商品対策協議会等の権利者団体が行っている不正商品排除活動を支援した。</li> </ul>	B		
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年6月、2009年2月の国際知的財産保護フォーラム(IIPPF) 知的財産保護官民合同訪中ミッションに参加した。</li> </ul>	B		
			財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民合同訪中ミッション及び官民合同中東訪問ミッションに職員を派遣し、訪問先の税関当局に対して、執行強化の申入れを行った。</li> <li>・2008年3月、日本関税協会知的財産情報センター(GIPIC) が実施する民間企業との意見交換会に参加した。</li> <li>・本年5月にわが国で開催が予定されている、知的財産侵害物品の取締りに関するWCOの地域セミナーにおいて、GIPICを窓口として産業界の参加を求める。</li> <li>・今後、GIPICをはじめとした民間団体との協力を進める。</li> </ul>	A		
			文部科学省	<p>国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構の各種専門委員会等に参加し、積極的な取組を支援するとともに、官民訪中ミッションを派遣し、中国政府に対して各種提案・要請をした。</p> <p>2008年 6月 IIPPF実務レベル訪中ミッション参加(CODA)</p> <p>2009年 2月 IIPPFハイレベル訪中ミッション参加</p> <p>また、我が国権利者を対象とした権利執行セミナーを国内3カ所で実施した。</p>	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第2章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	官民合同ミッションの派遣を通じて、国際知的財産保護フォーラムの模倣品・海賊版対策に関する活動を支援した。 また、地方自治体や農林水産業関係者、食品産業関係者等を対象とした「海外における農林水産物・食品に係る商標、産地偽装に関するセミナー」を全国10ヶ所で行い、現状と対策について情報提供した。	B		
			経済産業省	・国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)やコンテンツ海外流通促進機構(CODA)等民間団体の侵害多発国での活動を支援するため、知的財産保護強化の要請に係る官民合同ミッションの派遣(08年6月(中国専利法改正ミッション)、08年6月(中国著作権問題ミッション)、08年9月(中国知財保護実務レベルミッション)、09年1月(サウジ・UAEミッション)、09年2月(中国知財保護ハイレベルミッション))、中国知財政策セミナー(09年2月)をはじめとする各種セミナー開催、調査支援等を行った。 ・北京、上海をはじめとする世界各都市において現地日系企業による知的財産グループ(IPG)活動の支援(08年7月、中南米IPGを新たに設立)等を行った。 ・企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを東京、盛岡、佐賀、福岡、宮崎、大阪、横浜で開催した。	A		
137	ii) 権利取得や模倣品対策の助言、個別案件の相談や関係府省への連絡、侵害国政府当局への要請など、企業の相談に応じるため、JETRO、日本商工会議所、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット、日本弁理士会、日本関税協会知的財産情報センター及び発明協会で構築した「ニセモノ相談ネット」の積極的な活用を促進する。	61				－	施策は実施され、今後は担当省庁により必要な取組が進められると考えられるため。
			経済産業省	・政府模倣品・海賊版対策総合窓口にて企業から寄せられた相談案件について、海外現地における相談対応のためにジェットロに連絡をつなぐなど、ニセモノ相談ネットを活用した。 【今後実施予定の施策】 ・引き続き、「ニセモノ相談ネット」の積極的な活用を促進する。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
↓	第3章 知的財産の活用						
↓	I. 知的財産を戦略的に活用する						
↓	1. オープン・イノベーションに対応した知財戦略を促進する						
138	(1) 様々な知的財産の融合によるイノベーション創出を促進する 様々な企業や大学等に分散する技術や人材を有効に組み合わせ総合プロデュースして新たなビジネスモデルを創造することを促すため、これを後押しするイノベーション創造機構(仮称)の創設に必要な措置を2008年度中に講ずる。	62				◎	イノベーション促進のための知財戦略を強化するため、産業革新機構(イノベーション創造機構)の体制整備が必要であるため。
			経済産業省	平成21年2月3日に、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第171回通常国会に法案を提出した。同法案の中で、オープン・イノベーションにより新たな付加価値を創出する事業活動等に対し、資金供給等を行う「(株)産業革新機構」の体制を整備することを規定した。 また、平成21年度予算において、財政投融資特別会計投資勘定から「(株)産業革新機構」への出資金として400億円を計上した。	A		
↓	(2) 企業における知財戦略の高度化を促進する						
139	①未利用の知的財産の活用を促進する 2008年度から、工業所有権情報・研修館等に登録された開放特許の活用例及び民間の事業者が手がけた知財仲介事業の成功事例の公表を行う。 また、企業や大学等に対し、効率的な知財管理の観点から企業や大学等が保有している産業財産の定期的な棚卸し・再評価を奨励するとともに、他者へのライセンスや売却など開放意思のある未利用特許等については、企業等の独自のウェブサイト、工業所有権情報・研修館の特許流通データベース、科学技術振興機構の研究成果展開総合データベース等を用いて公開することを積極的に促す。	62				○	オープン・イノベーションの促進のため、引き続き取組を推進していく必要があるため。
			文部科学省	JSTの研究成果展開総合データベース(J-STORE)において、大学等の技術移転可能な特許情報(出願から1年半未満の未公開特許情報を含む)等、約19,000件のデータを公開している。	A		
			経済産業省	・年2回発行の開放特許活用例集や、特許流通成功事例の刊行物掲載等によって、開放特許の活用例を定期的に公表した。 ・知財仲介事業者に対し、成功事例の収集と共に、成功事例の公表に向けた準備等を依頼した。 ・特許流通アドバイザーの活動や、各種催事事業等を通じて、特許流通データベースへの登録を促した(2008年度新規登録件数6,714件(2009年3月末))。	B		
			防衛省	防衛省が保有する特許を科学技術振興機構に紹介して、23件の特許をインターネットにより公開した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
140	②共有特許の扱いについて調査・分析を行う 2008年度から、共同研究成果に係る特許権について、共同出願を行う場合や権利化された後に共有にする場合に、特許法第73条の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となり得るかどうか等の現状を調査・分析し、必要に応じて制度整備を行うとともに、大学・TL0や企業に対して調査・分析結果の情報提供を行う。	62				○	調査・分析結果等について、大学・TL0・企業に対して情報提供を図っていく必要があるため。
			経済産業省	「共同研究における特許の取扱いに関する調査研究」を行い、共同研究により創出された特許の取扱いについて、実務における現状、問題点等を調査・分析を行った。	A		
141	③オープン・イノベーションに関する取組事例を公表する 2008年度から、オープン・イノベーションに関する国際シンポジウムの開催やオープン・イノベーションに関する取組事例の公表により、オープン・イノベーションに即した知財戦略の構築と実践を促す。また、大企業のベンチャー活用に関する成功事例を収集・公表し、大企業とベンチャー企業の連携によるイノベーション促進を図る。	63				－	取組事例を公表済みであり、その紹介・周知等の活動は引き続き各省において進められると考えられるため。
			経済産業省	・大企業とベンチャー企業の連携によるイノベーション促進するため、大企業のベンチャー活用に関する成功事例を収集、「知的財産戦略から見たオープン・イノベーション促進のための取組事例」を特許庁ホームページに掲載した(2009年2月)。 ・昨年度に引き続き2008年11月に、「知識の融合」活動の促進を目的とした「インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を経済産業省はOECDと共催した。 ・オープン・イノベーションやコーポレートベンチャーリングの普及・促進を図るため「大企業とベンチャーとのWIN-WINフォーラム」と題してフォーラムを開催(2/19、場所：文京学院大学)。また、大企業のベンチャー活用に関する成功事例集(ベストプラクティス集)を作成した。	A		
142	④企業発ベンチャー設立やM&Aにおける知財上の課題を整理する 2008年度から、スピンアウト・カーブアウト等の企業発ベンチャー設立やM&Aを行う際の知財上の課題について調査・分析し、必要に応じて留意点等を周知する。	63				○	M&Aにおける知財問題がクローズアップされてきており、国際会計基準との関係において留意点の検討等の施策が必要であるため。
			経済産業省	・企業再編時における知的財産に係る諸問題について、契約条項の取扱、デューデリジェンス、特許等の移転などの法的論点に加え、価値評価・会計・税務の側面から国内外文献調査やヒアリング等による実態調査を行った。その結果を「企業再編における特許権等の取扱いに関する調査研究報告書」として取りまとめた(2009年3月)。 ・企業発ベンチャーにおける課題等を把握する一環として、企業が技術を外部化するときの知財の取組について実態を調査した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
143	⑤知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針の周知を図る 2008年度において、企業が技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるよう、2007年9月に策定された「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の周知・徹底を図る。	63				○	知財に係る独占禁止法違反被疑事件の摘発事例の蓄積状況等を踏まえ知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈の検討、必要に応じた各種ガイドラインの見直しなどの取組が必要であるため。
			公正取引委員会	2007年9月に公表した「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」について、事業者団体からの要望に応じて、意見交換会に出席するなどして、その周知・徹底を図るとともに、事業者等からの相談に適切に対応した。また、寄せられた相談のうち、他の事業者等にも参考になるとと思われるものについてその概要を公表するなど、事業活動の円滑な実施に資するとともに、独占禁止法違反行為の未然防止に取り組んだ。	A		
↓	(3) 知的財産経営のための社内体制を整備する						
144	①C I P Oや知的財産担当役員の設置を促す 企業において、経営トップ自ら知財戦略のリーダーシップを発揮するとともに、知財部門の責任者を経営の中核に据えて、特許、意匠、ノウハウ、ブランド、コンテンツ等の知財戦略を統一的な見地から策定・実行することにより、知財を有効に活用した経営を強力に推進していくよう促すべく、企業における最高知財責任者 (C I P O) や知財担当役員の設置を奨励するとともに、2008年度から、知財担当者に対して経営・事業に関する知見の習得を奨励し、経営・事業に携わる者に対して知財マネジメントの習得を奨励する。	63				○	CIP0等の設置を推奨するとともに、経営層に対する知財研修、特許・意匠・商標の戦略的な組み合わせによる知財戦略の高度化の推奨等の取組が更に必要であるため。
			経済産業省	企業との個別懇談、業界団体との意見交換等の場を用い、C I P O (Chief Intellectual Property Officer) の設置など、知財を重視した企業経営や知的財産戦略の充実と、その実践のための知財の一元的体制整備等を奨励した。また、企業訪問時の意見交換において、知財担当者等に対して経営・事業に関する知見及び知財マネジメントの習得を奨励した。	B		
145	②知的財産戦略担当部門のバリューセンター化を奨励する 2008年度から、企業の知財戦略担当部門に対して、紛争対応や自己事業の防衛などリスク回避に加え、知財を活用した事業モデルの実現を支援し収益の拡大を図るなど、事業強化のために知財の価値を高める「バリューセンター」への発展を奨励する。	64				－	企業における知財戦略の高度化の促進に向けた取組として、今後とも各省において取組が進められると考えられるため。
			経済産業省	企業経営者や知財責任者との意見交換等の場や講演の場で、知財紛争対応や自己事業の防衛などリスク回避に加え、知財を活用した事業モデルの実現を支援し収益の拡大を図るなど、事業強化のために知財の価値を高める「バリューセンター」への発展を奨励した。	B		
↓	③知的財産に関する情報開示による企業価値の向上を促進する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
146	i) 「知的財産情報開示指針」、「知的資産経営の開示ガイドライン」等を踏まえて、知的財産報告書など知財の活用に関する報告書(以下、「知的財産報告書」という。)の作成企業が80社を超えたところであるが、今後も企業に対して知的財産報告書の普及・啓発を行うとともに、各企業の知財経営に関するIR・PR情報が広くかつ正確に評価されるよう、株主、取引先や消費者等のステークホルダー及び金融・証券市場等に対する知的財産報告書の普及・啓発を強化する。	64				○	知財を活用した資金調達のために、知財報告書等の開示の推奨や知財関連情報の開示の在り方の検討は重要であるため。
			経済産業省	・2008年10月に中小企業基盤整備機構と共に「中小企業のための知的資産経営実践の指針」を取りまとめ、知的資産経営報告書の開示事例に加え、金融機関から見た企業評価の視点や融資決定プロセスにおいて重視する項目などを明らかにした。 ・2008年11月に開催した「知的資産ウィーク2008」「中小企業のための知的資産経営フォーラム2008」など、普及・促進策としてのセミナー・カンファレンスを全国的に開催し、企業経営者だけでなく、中小企業診断士、弁理士、金融機関等の企業支援者も対象にして、企業における知的資産情報の開示の視点や、支援者の評価するポイント等を説明した。さらに、企業における知的資産情報を可視化するためのツールとして知的資産経営報告書の積極的な活用について国内外に普及・啓発を行った。	A		
147	ii) 研究開発・特許関連情報の有価証券報告書等における開示の在り方について検討を行い、必要に応じその明確化を図る。	64				○	どのような特許関連情報を有価証券報告書に掲載することが望ましいのか、更なる検討が必要であるため。
			金融庁	金融商品取引法制における開示制度の整備の中で、有価証券報告書等の記載内容について追加すべき事項の検討を行ったが、研究開発・特許関連情報の開示の在り方については、今後投資情報としてのニーズ等を踏まえつつ検討を行うこととした。	C		
			経済産業省	知的資産経営情報(研究開発・特許関連情報を含む)の開示のあり方について、産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会において検討され、企業の戦略に応じて任意に開示することが望ましいとされたことを踏まえ、各企業の知的資産経営情報に係る情報発信を知的資産経営ポータルサイトやセミナー等を通じて実施した。	A		
↓	④企業グループ内における国際的なライセンス活動を円滑化する						
148	i) 企業グループ内における適切なライセンス活動を促進するため、企業に対し、海外子会社等にライセンスする知財(特許、商標、ノウハウ等)についての取引条件を明確にした契約の締結を促す。	64				－	今後とも各省において必要な取組が進められると考えられるため。
			経済産業省	「移転価格事務運営要領(事務運営指針)」及び「参考事例集」の改訂・公表や事前確認制度を産業界に周知し、知財ライセンス料等における独立企業間価格算定の適正化の促進を図ることにより、知財ライセンス契約締結の適正化を促した。	A		
149	ii) 2008年度において、企業が海外子会社等に対し知財のライセンス等を行う場合、移転価格税制を考慮し、当該知財に係るライセンス料等について「移転価格指針(事務運営指針)」や「参考事例集」等に基づく適正な独立企業間価格の算定を行い、当該価格による取引を行うよう促すとともに、適正な独立企業間価格について税務当局に事前確認する事前確認手続の周知を図り、企業等による利用を促進する。	64				－	今後とも各省において必要な取組が進められると考えられるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			財務省	企業が海外子会社等を行う取引について、移転価格税制上適正な独立企業間価格により行うことに資するため、「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」や「参考事例集」を改訂・公表した。 また、納税者が事前相談及び事前確認を円滑に利用できるよう、国税庁のホームページにおいて引き続きその周知を図った。更に、事前確認の申出件数の増加に対応するため、担当する職員を増員するとともに、事前確認の審査を担当する国際情報第二課を大阪局にも新設するなど体制整備を図った。	A		
			経済産業省	「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」及び「参考事例集」の改訂・公表について、産業界への周知を通じて、適正な独立企業間価格の算定に基づく取引を促してきた。また、事前確認制度について、引き続き産業界へ周知を行い、企業による事前確認制度の利用促進を図ってきた。	A		
↓	(4) 知的財産流通市場を活性化する						
150	①知的財産流通の担い手を育成する 技術移転・特許流通の専門家養成、専門家のネットワーク化などを目的とした国際特許流通セミナーや特許ビジネス市の開催、知財権取引業者のデータベース化及び公開等により、知財取引業の育成支援を実施する。また、知財信託制度や知財の価値評価等に関する知識や知財をビジネスに活用するための交渉能力を備えた人材が育成されるよう、知財信託等の事例の公表などを通じて知財流通業務の魅力をもPRし、優秀な人材の参入を奨励する。	65				－	人材育成の取組として継続していくため。
			経済産業省	・工業所有権情報・研修館において、特許流通・技術移転の専門家養成、専門家のネットワーク化などを目的とした国際特許流通セミナーを開催した。また、特許ビジネス市を4回開催し、これらにより知財取引業の育成支援を実施すると共に、知財流通業務の魅力をもPRした。 ・知財取引業の育成支援として、知的財産権取引業者データベースを公開している（2009年3月末時点96社）。 ・知財信託等の資金調達事例や知的財産の流通に係る現状について取りまとめた報告書（「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」）、及びその他の最新の資金調達事例等を経済産業省のウェブサイトやセミナー等により普及した。 ・グループ内信託における届出・申請手続きに必要な書類のサンプルを経済産業省のウェブサイト等を通じて普及した。	A		
151	②実施許諾の意思の登録制度の導入を検討する 2008年度から、特許流通の活性化や未利用特許の有効活用を促進するため、特許権者が当該発明について第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録できるライセンス・オブ・ライト（License of Right）制度の導入について検討を行い、必要に応じて制度整備を行う。	65				◎	オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備を図る上で、取り組むべき重要な施策であるため。
			経済産業省	ライセンス・オブ・ライト制度の導入について検討するための基礎資料作成として、海外制度・運用調査やニーズ把握のための国内アンケート／ヒアリング調査等を実施し、「産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」として取りまとめた（2009年3月）。	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
152	③通常実施権等の登録制度の普及を図る 特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設や通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正内容を含む「特許法等の一部を改正する法律」(2008年4月成立)の施行に向け、改正後の通常実施権等登録制度の普及を図る。 また、「当然保護制度」の導入可否の検討を見据え、産業界からの要望、我が国の法体系との兼ね合い、国際的な制度調和の観点等を考慮しつつ、2009年4月に施行を予定している改正後の通常実施権等登録制度の運用状況、知財権の流通実態、知財権の取引に際しての契約実務の動向等の情報収集、分析に努める。	65				◎	オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備を図る上で、取り組むべき重要な施策であるため。
			経済産業省	・「特許法等の一部を改正する法律」に基づく政省令改正を行い、また全国各地における説明会の開催及び雑誌への解説執筆等を行い、制度普及を図った。 ・委託研究において、登録対抗制度の在り方を検討するため、海外の制度状況及び実務の状況等につき、情報収集、分析を行った。	A		
↓	④農林水産分野における知的財産活用を強化する						
153	i) 機能性成分高含有の特性を持つ植物新品種等の活用を促進するため、民間企業・産地・試験研究機関による事業化のための連携体制の構築、品質面の特性維持や分別生産・流通管理に必要な技術指導や施設整備について支援する。	66				－	今後とも各省において必要な取組が進められると考えられるため。
			農林水産省	2008年度の実施課題として、低グルテリン米(水稲品種「ゆめかなえ」等)、β-クリプトキサンチン高含有新食品・新素材(うんしゅうみかん果汁加工残渣を活用した食品素材等)等5課題を決定し、民間団体による関係者への情報提供、民間企業と産地のマッチング等を行った。また、事業化に必要な技術指導や施設整備について公募・審査を行った結果、5地区が新需要創造協議会として、地区事業に採択された。	B		
154	ii) 2008年度から、農林水産分野の知的財産の流通等を促進するため、農林水産・食品分野の試験研究成果、特許、育成者権等の情報を一元的に検索できる「農林水産知的財産ネットワーク」を構築し、その充実を図る。	66				○	育成者権について許諾情報等を収集した本データベースは産業界から待望されているものであり、今後も引き続き改良・推進していくことが必要のため。
			農林水産省	2008年度は、農林水産分野の知的財産の活用を促進するため、農林水産知財情報の提供や関係機関の連携強化を図るため「農林水産知的財産ネットワークポータルサイト」を開設した。このサイト内において、特許、育成者権等の情報を一元的に検索できる統合検索システム「aff-chizaiサーチ」を構築した。	A		
155	iii) 2008年度から、資金や情報収集・発信能力が十分でない農業者や中小企業等を支援するため、これらの者から育成者権、特許権等の管理の委託を受けた民間団体等がライセンス許諾の代行や許諾先の開拓等の業務を一括して行う方策について検討し、必要な措置を講ずる。また、新技術や種苗の活用・流通を促進するため、技術・ノウハウの管理手法の開発や特許等の許諾契約に係るマニュアルの作成等の支援を行う。	66				○	農林水産分野での知的財産権の活用、流通を促進する必要があるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			農林水産省	2008年度は、農林水産現場の新しい技術やノウハウについての管理手法の開発、許諾契約の締結を行い、課題の整理をするため、専門家の支援を受けながら実地に特許等を市場流通させるモデル事業を4地区において実施した。実施に当たっては、農業技術の専門家、特許流通の専門家、弁理士、弁護士などがチームになって、管理手法や許諾契約の方法の検討、マッチングを行った。また、「和牛知的財産権取得・活用推進協議会」の下で、和牛ゲノム研究における基本方針を策定、遺伝子特許の取得及び活用の方策について検討を進めた。	B		
↓	⑤知的財産信託制度を利用した知的財産の管理・運用を促進する						
156	i) 各種セミナーやインターネットを通じてグループ企業内信託や管理・運用型信託の事例を紹介し、知財信託制度の普及・啓発を行うとともに、利用者の参考となる信託の類型ごとのスキーム、利用のメリットや留意点等の情報提供を行う。	66				－	今後とも各省において必要な取組が進められると考えられるため。
			経済産業省	知財信託の現状をまとめた資料やグループ企業内信託における届出・申請手続きに必要な書類のサンプルを経済産業省のウェブサイト等を通じて普及した。	A		
157	ii) 地方独立行政法人化されていない公設試験研究機関等が保有する知的財産は、地方自治法の制限により信託の対象にできないため、2008年度から、産業界、大学、地方公共団体に対して、知財信託のニーズ調査を行い、必要に応じて制度整備を行う。	66				－	ニーズ調査結果を踏まえれば、今後の取組は不要と考えられるため。
			総務省	地方公共団体に対して、知財信託制度の活用に関するニーズについて、知財事務局及び経済産業省と連携し、アンケート調査を実施した。	A		
			経済産業省	産業界、大学、地方公共団体に対して、知財信託制度に関するニーズについてアンケート調査を行い結果を取りまとめた。	A		
158	⑥知的財産の価値評価の実務を奨励する 企業等が知財を活用した経営を推進し、知財の流通を促進するため、民間において信頼性の高い価値評価手法が確立され、知財活用の目的や経営戦略を考慮に入れた評価実務が行われるよう奨励する。	66				○	今後も引き続き、価値評価手法の確立に向けた取組や評価実務の奨励が必要であるため。
			経済産業省	金融機関に対して知的財産等に着目した価値評価実務をより徹底するため、現状、知的財産等をどのように評価対象として組み入れているか、ヒアリング調査及びアンケート調査等を全国約450金融機関に対して実施し、「知的資産経営実践のための指針～知的資産経営ファイナンス調査・研究編」(2008年度)として取りまとめた。これを受け、融資等における判断時の評価の考え方について審議する研究会を平成21年1月に設置し、知的財産権の事業上の価値を勘案するために、人的資産、関係資産、組織資産等と金融機関の一般的な融資等の考え方との関係を整理した知的資産経営評価融資に関する報告書を「知的資産経営評価融資の秘訣」(2008年度)として策定した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	(5) 知的財産の円滑・公正な活用を促進する						
159	① 濫用的な権利行使に対応する 知財権の権利行使の仕方によっては、産業界における自由な競争に悪影響を与え、公共の利益に反する場合等があるため、2008年度から、正当な権利行使を尊重することを大前提としつつ、民法の権利濫用の法理や米国最高裁判決 (eBay判決) 等を考慮し、差止請求や損害賠償請求等の適切な権利行使の在り方について検討を行い、ガイドラインの作成等の必要な措置を講ずる。	67				◎	オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備を図る上で、取り組むべき重要な施策であるため。
			経済産業省	国内の特許権の濫用的な行使について必要な措置を講ずるべきか否か検討するため、法律学者、経済学者、企業の知財責任者等で構成される委員会を立ち上げ、国内実態調査を行い、産業界から提起された課題について法的観点から分析・検証を行った。その結果を、「産業の発達を阻害する可能性のある権利行使への対応策に関する調査研究報告書」として取りまとめた (2009年3月)。	A		
160	② 不当な権利行使を取り締まる 知財権の濫用による不公正な取引方法等の独占禁止法違反について、必要な審査専門官の確保などにより知財の専門チームである「知的財産タスクフォース」の体制整備を図り、重点的に取締りを行う。	67				－	今後とも各省において必要な取組がなされると考えられる。ただし、実績については引き続きフォローアップを行う。
			公正取引委員会	知的財産権分野における事案について、2009年2月に排除措置命令1件を行った。 (参考) 2003年～2009年3月末においては、排除措置命令等の法的措置4件及び警告1件。	A		
161	③ ソフトウェアの円滑な活用を促進する 2008年度から、情報経済社会の進展や国際的な議論の進展を踏まえつつ、ソフトウェア業界におけるソフトウェアの円滑な活用の観点から、ソフトウェアの保護の在り方の検討や知財上の課題の整理を行い、その円滑な活用を促進するための環境を整備する等の措置を講ずる。	67				○	ソフトウェアの保護の在り方等について報告書をまとめ、周知する必要があるため。
			経済産業省	OECD・CIIIE (産業・イノベーション・起業委員会) のもとに設置されたプロジェクトチームにおいて、ソフトウェアに関する知的財産権保護とソフトウェア産業イノベーションの関係、知的財産権保護と競争政策の関係などについて、現状分析、問題点の抽出等について検討を行った。2009年6月に取りまとめられる予定の報告書について広く周知すると共に、引き続き検討を進めていく。	B		
162	④ ASP・SaaSに係る契約ルールを整備する ソフトウェアの機能をオンデマンド方式でユーザーに供給する新たなサービスであるASP (Application Service Provider) やSaaS (Software as a Service) を導入する際の諸問題に留意するため、2008年1月に公表された「SaaS向けSLAガイドライン」や2008年4月に公表された「情報システム・モデル取引・契約書 (パッケージ、SaaS/ASP活用、保守・運用) (追補版)」の普及を図る。	67				○	今後SaaSはますます普及することが見込まれていることから、SaaSに係る契約ルールを整備することは重要であるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	経済産業省が行う中小企業向けSaaS活用基盤の構築において、「SaaS向けSLAガイドライン」を参考に、そのサービスレベルを明示することとしている。 また、モデル取引・契約書の普及については、eラーニング・コンテンツや活用ガイドを作成したほか、全国の各都市でセミナーを実施した。引き続き周知徹底を図っていく。	A		
↓	2. 国際的な技術移転を促進する						
	(1) 環境技術の移転を促進する						
163	i) 地球規模の環境問題の解決に向けて途上国等へ円滑に技術移転ができるよう、2008年度から、ODA等による環境・エネルギーに関する協力事業等を戦略的に活用する。	68				○	我が国の環境技術の国際的な技術移転は、引き続き必要であるため。
			経済産業省	ビジネススペースの省エネ・環境技術普及協力の推進のため、日中政府間で知的財産保護等のビジネス環境改善、問題発生防止や解決を図るべく設置した「日中省エネ環境ビジネス推進モデルプロジェクト」の枠組みについて、20年度は13件のモデルプロジェクトを認定した。(19年度も合わせると18件を認定済み)	B		
164	ii) 2008年度から、環境・エネルギー技術に係る知財に関連する技術移転について、成功事例を公表する。	68				○	まずはビジネススペースでの環境技術移転の促進に取り組むことが重要であり、その過程で適切な事例があればフォローアップしていく。
			文部科学省	文部科学省が所管する研究開発独立行政法人において、国内への多数の知財に関する技術移転事例の公表や、国際的な産学連携を実施した。	C		
			経済産業省	発電技術(風力発電技術等)、省エネ技術(使用電力削減・代替燃料活用・冷暖房・エネルギー貯蔵技術等)、有害物質処理技術(殺菌浄化・汚水処理・有害物質含ガス処理技術等)等の環境・エネルギー技術に関連する技術移転について、企業、公的研究機関、大学及びTLOを対象としたヒアリング調査、民間事業者・特許流通促進事業における知財活用事例の調査を実施した。 その結果、国内における多くの技術移転事例や、国際的な産学連携事例を把握した。 さらに、事業化に向けた国際的な技術移転事例の動きも把握したものの、当該移転が最終的に中止となったため、公表は行わなかった。	C		
165	(2) 租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する 知財権等の使用料について源泉地国課税を減免する内容を含む租税条約を締結・改正していく際には、国境を越えた知財の利用を促進する目的も踏まえ、できる限り早期の合意を目指す。	68				－	今後とも各省において必要な取組がなされると考えられる。ただし、実績については引き続きフォローアップを行うことが必要。
			外務省	・日・パキスタン新租税条約が2008年11月に、日・豪新租税条約及び日・比租税条約改正議定書が同年12月にそれぞれ発効し、使用料に係る新たな限度税率について、2009年1月1日以後の源泉徴収分から適用開始された。 ・日・カザフスタン租税条約及び日・ブルネイ租税協定は、それぞれ2008年12月、2009年1月に署名され、第171回通常国会に提出された。	A		
			財務省	・投資交流を促進する日パキスタン新租税条約、日豪新租税条約及び日比租税条約改正議定書は、2009年1月1日以降の源泉徴収分より適用開始された。 ・日カザフスタン租税条約及び日ブルネイ租税協定は、それぞれ2008年12月、2009年1月に署名され、第171回通常国会に提出された。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
166	(3) 海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する企業等が海外で取得した知財権について適切に権利行使を行い、ライセンス交渉や訴訟提起等の活動が円滑に実施できるよう、権利者の海外における権利行使の状況やライセンスの事例等を調査・収集し、情報提供を行う。	68				－	今後も各省において必要な情報提供が行われると考えられるため。
			農林水産省	2009年3月に中国(広州及び上海)において、企業、弁護士等による市場における模倣品等の実態の視察及び取締当局等から取締実態等についてヒアリングを実施した。	B		
			経済産業省	平成18年度まで外部委託という形式を取って侵害データのデータベースへの追加等の作成事業を行い、十分な侵害事例を集めて公表を行った。現在もJETROのHPを通じて情報提供を行っている。	B		
↓	Ⅱ. 共通基盤技術の活用を促進する						
↓	1. 国際標準化活動を強化する－国際標準総合戦略の実行－						
↓	(1) 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する						
167	①企業における経営者層・管理職層の意識を改革する国際標準戦略に関するシンポジウムの開催や日本経済団体連合会や工業会などの団体に対して団体内部における啓発活動を積極的に行うよう促すなどにより、経営者層や管理職層の国際標準に対する理解の更なる増進を図る。	69				○	理解増進を図るべく、実態を確認して対象とする企業等を明確化した上で、重点的に啓発活動を継続的に実施する必要がある。
			総務省	標準化関係機関と協力して、2008年8月に「ICT国際競争力強化を目指した標準化・知財戦略シンポジウム」を開催したほか、2009年2月に日本経済団体連合会の国際標準化戦略部会においてICT分野の国際標準化戦略についてプレゼンテーションを実施すること等により、企業の経営者層・管理者層に対し国際標準化活動に関する理解の増進を図った。	A		
			経済産業省	・2008年6月、企業の経営者や第一線管理者に対して標準化の重要性を普及・啓発するため、経団連との共催により「事業戦略と標準化シンポジウム」を開催した。 ・2008年12月、「標準化活動におけるパテントポリシー・パテントプールの役割とホールドアップ問題へ対応」と題し、「標準化戦略と知的財産国際シンポジウム」を開催した。 ・日本経済団体連合会、関西経済連合会及び各種工業会・学会等が主催する国際標準化に関する啓発活動に積極的に参加し、国際標準化の重要性等についての講演を行った。	A		
168	②産業界自身によるアクションプランの実行を促す2008年度から、産業界に対し、各産業分野の特性に応じた国際標準化活動に関する「アクションプラン」の策定及びその着実な実行を促すとともに、実行状況についてフォローアップを行う。	69				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			総務省	2008年6月、「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」について情報通信審議会から答申を受けた。2008年8月に開催された「ICT国際競争力強化を目指した標準化・知財戦略シンポジウム」等において、国際標準化活動の着実な実行を促した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	・2007年度に策定した「国際標準化アクションプラン（各論）」の見直し過程で実行状況のフォローアップを行い、これを改訂するとともに、その着実な実行を促した。	A		
169	③国際標準化活動に関するガイドラインを公表する 研究開発戦略、知財戦略及び標準化戦略を一体的に推進するための取組、組織体制整備の参考となる事例や国際標準のビジネスへの影響を分かりやすく記載した国際標準化に関する成功・失敗事例を記載したガイドラインを2008年中に作成・公表する。	69				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。ただし、国際標準活動の普及・啓発についてフォローアップが必要。
			総務省	2008年6月に国際標準のビジネスへの影響等を分かりやすく記載した「ICT国際標準化推進ガイドライン」を策定・公表し、様々な企業・大学等に配付した。	A		
170	④多様な国際標準化スキームを活用する 企業や産業界に対し、工業会を通じた国際標準化のほか、企業の直接参加、現地法人の活用、フォーラム標準やファスト・トラック制度の活用等、種々の国際標準化スキームを戦略的に活用するよう促す。 また、情報通信分野におけるフォーラム標準化活動など国際標準化機関における標準化活動以前の活動が国際標準の獲得に大きな影響を与える分野については、企業、工業会、学会等に対し、そのような事前の標準化活動に積極的に参加するよう促す。	69				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			総務省	「ICT国際競争力強化を目指した標準化・知財戦略シンポジウム」の開催や、国際標準化の事例等を解説したガイドラインの配布を通じて、企業、工業会、学会等に対し、標準化活動への積極的な参加を促した。	A		
			経済産業省	・多数の事例について標準化経済性研究会が分析した、標準化が事業に与えた影響を整理し、「試験・検査方法標準の戦略的活用」、「国際標準化における競争と強調の戦略」や「コンセンサス標準における知的財産の役割」等に関する詳細な分析の結果を記載した「コンセンサス標準戦略-事業活用のすべて」を発行。 ・日本経済団体連合会、関西経済連合会及び各種工業会等が主催する国際標準化に関する啓発活動に積極的に参加し、国際標準化の重要性等についての講演を行った。	A		
171	⑤国際標準案等の提案及び国際議長・幹事の引受けを積極的に行う 2015年度までに国際標準案等の提案件数において欧米主要国に比べて遜色なく国際標準化活動をリードするとともに欧米並みの議長・幹事引受け数の確保を実現するため、産業界、学会、大学等に対し、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関における標準化活動に積極的に取り組むよう促すとともに必要な支援を行う。ISO、IECについては、2015年度までに国際標準案の提案件数を倍増させる。 また、2008年度から、経済団体連合会や工業会等の産業界における各種団体に対し、会員企業の有志による海外渡航費補助や国際会議運営費補助など、産業界自身による国際標準化活動に関する支援措置を講ずるよう促す。	70				○	引受け数は拡大しているものの、欧米並みに届いておらず、引き続き、国際標準案等の提案及び国際議長・幹事の引受けの拡大が必要であるため、特に、各種団体に対し国際標準化活動に関する支援措置を講ずることに重点を置き、同様の取組を継続する必要がある。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、-)	理由
			総務省	ITU-Tの世界電機通信標準化総会等への活動を通じて、SGIにおける我が国の議長の内訳の割合が15%から20%に拡大した。また、2008年8月に開催された「ICT国際競争力強化を目指した標準化・知財戦略シンポジウム」を通じて、企業、工業会、学会等に対し、標準化活動への積極的な参加を促した。	B		
			経済産業省	・2008年5月に「国際標準化アクションプラン(各論)」を改訂した。 ・2008年末時点での国際幹事が、前年比6人増(ISO)、前年比1人増(IEC)となった。 ・財団法人日本規格協会主催で国際幹事・議長等による交流会を実施し、情報提供、意見交換、経験の共有を含めた幹事国業務の支援、及び国際標準化に関する一般的な研修が実施された。 ・「国際標準化入門研修」「国際幹事等実務研修」「国際標準作成研修」「国際標準化リーダーシップ研修」の4つの研修を実施し、計475名が参加した。 ・日本経済団体連合会、関西経済連合会及び各種工業会等が主催する国際標準化に関する啓発活動に積極的に参加し、国際標準化の重要性等についての講演を行った。	B		
↓	(2) 国際標準化活動に対する支援を拡充する						
172	①ワンストップ相談窓口の機能強化を図る 情報通信分野の国際標準化戦略に関する情報提供とアドバイスを行うワンストップの相談窓口として、2008年度中に、「ICT標準化・知財センター(仮称)」を設置する。また、国際標準化機関に関する情報、国際標準化活動に関する支援制度や他府省での国際標準化活動に関する取組へのリンクなどを含むよう国際標準化に関するウェブサイトを充実させるなど、ワンストップ相談窓口の更なる機能強化を行う。	70				-	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			総務省	情報通信審議会の答申「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(2008年6月)を受けて、我が国のICT分野の国際標準化に係る取組を統括する拠点として「ICT標準化・知財センター」が2008年7月に設立された。	A		
			経済産業省	・国際標準化支援センター(財)日本規格協会において、国際標準化に関するQ&A集を更新するなど、ウェブサイト等を通じた支援制度等の関連情報を拡充すること等により国際標準化活動を支援した。 ・総務省と協力して、「ISO/IEC/ITU国際議長・幹事等名簿」を作成し、国際標準化活動において活躍する人を一覧にして紹介することを開始した。 ・ISO/IEC国際議長・幹事等の経験等を紹介記事の連載を、日本規格協会の機関誌「標準化と品質管理」で開始し、ウェブサイトでも公開している。	A		
↓	②国際標準化活動参加者に対する支援策を拡充する						
173	i) 国際標準化支援センター等の支援機関による支援策を強化し、新任の議長・幹事等の活動支援など国際標準化活動への新規参入の促進と若手の活動支援強化の観点から支援策を拡充する。また、普及・啓発活動など、企業等における国際標準化活動への投資を促進させるための方策を講ずる。	70				-	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			総務省	2008年8月に「国際会議と国際交渉実践セミナー」を開催し、模擬国際会議等を実施することにより、若手人材が国際標準化活動を行うに当たって必要となる知識の取得を支援した。 また、「ICT国際競争力強化を目指した標準化・知財戦略シンポジウム」の開催や、国際標準化の事例等を解説したガイドラインの配布を通じて、企業等に対し国際標準化活動の普及・啓発を行った。	A		
			経済産業省	・国際標準化支援センター（（財）日本規格協会）において、ISO/IECの国際幹事及び幹事国業務を行っている標準化団体に対して、国際幹事国コーディネーション制度等を通じて実務のサポートを実施した。 ・「国際標準化入門研修」「国際幹事等実務研修」「国際標準作成研修」「国際標準化リーダーシップ研修」の4つの研修を実施し、計475名が参加した。 ・総務省と協力して、「ISO/IEC/ITU国際議長・幹事等名簿」を作成し、国際標準化活動において活躍する人を一覧にして紹介することを開始した。 ・ISO/IEC国際議長・幹事等の経験等を紹介する記事の連載を、日本規格協会の機関誌「標準化と品質管理」で開始し、ウェブサイトでも公開している。 ・日本経済団体連合会、関西経済連合会及び各種工業会等が主催する国際標準化に関する啓発活動に積極的に参加し、国際標準化の重要性等についての講演を行い、標準化活動への投資を促した。	A		
174	ii) 日本での国際標準化会議の開催により日本からの参加者が増加することにかんがみ、産業界に対し、国際標準化会議の日本への積極的な誘致を行うよう促すとともに、会議運営ノウハウの提供や国際会議開催情報の周知など会議開催のための支援を積極的に行う。	70				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			総務省	ITU-Tの「ICTと気候変動に関するフォーカスグループ」を我が国に招へいし、2009年3月、広島市において開催。 また、2008年8月に「国際会議と国際交渉実践セミナー」を開催することにより、会議運営ノウハウの提供や国際会議開催情報の周知を図った。	A		
			経済産業省	・産業界に対し、国際標準会議の日本開催を積極的に促した。2007年に、国際標準化支援センター（（財）日本規格協会）において、日本で開催する国際会議の運営について、会議運営のノウハウ等の専門的なサービスの提供と会議費用の一部支援を行った。	A		
↓	(3) 国全体としての国際標準化活動を強化する						
175	①研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する国費による研究開発評価を行うための指針等において、研究成果の国際標準化が期待される分野については、国費による研究プロジェクトの事前、中間及び事後における評価の項目として国際標準化に関する取組を明確に位置付ける。	71				○	総務省における取組を実施する必要がある。また、企業内における同様の取組を項目167の一環として促す。
			総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）の「国際競争力強化型研究開発」による研究開発において、「国際的な技術の獲得」という観点で評価を実施。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	平成21年2月に「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を改定し、研究プロジェクトの事前、中間及び事後における評価の項目として国際標準化への貢献を明確に位置付け、関係機関への周知を図った。また、引き続き文部科学省のホームページにおいても周知を図る。	A		
			経済産業省	・実施中、又は終了した研究開発プロジェクトに関して、国際標準化機関への標準原案の作成・提案など、国際標準化のための事業を実施。 ・「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」において、成果の妥当性を評価する共通指標の中で、国際標準化に関する取組を明確に位置付けており、これに基づき事前、中間及び事後評価を実施。 ・技術戦略マップの策定・改訂作業の中で、研究開発戦略と標準化戦略の一体化の観点から、いくつかの分野について国際標準化シナリオを作成しているところ。	A		
			内閣府	「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を改定し(平成20年10月31日)、「II. 研究者等の業績の評価」の項目において、「国際標準化への寄与等の関連する活動」も着目して評価対象とし、国際標準化に関する取組を明確に位置付けた。	A		
176	②省庁間の連携を強化する 関係府省庁の連携強化のため、「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」を開催し、関係府省における標準化に関する取組や諸外国の標準化動向などについて情報交換を行う。	71				－	「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」は定期的に開催されており、今後は自主的に進められると考えられるため。
			内閣官房	「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」に参加し、情報共有を図った。	A		
			総務省	「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」に参加し、情報共有を図った。	A		
			文部科学省	・「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」に参加し、国際標準化をめぐる状況等について情報共有を図った。	A		
			経済産業省	・関係府省庁で構成される「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」を2008年7月に開催し、ISO、IECにおける新たな分野(教育サービス、SRなど)を含め国際標準化について情報交換、意見交換を行い、今後も関係府省庁間で連携していくことを確認した。	A		
			国土交通省	「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」に参加し、情報共有を図った。	A		
177	③産学官の連携を強化する 産学における国際標準化活動経験者、若手研究者や技術系の学生などの将来の国際標準化活動を担う人材の交流促進や我が国政府の国際標準化活動に関する取組や支援策の周知などを行うべく、2008年度中に、学会などを活用した産学官共同のシンポジウムなどを開催する。	71				○	若手研究者が参加できるようなシンポジウムの開催が必要。 また、若手研究者の育成・増員には、国際標準化活動を魅力のあるものにすべきであり、項目167の一環として、企業内での国際標準化活動のステータスを向上させる等の必要がある。
			総務省	2008年8月、産学官の幅広い参加を得て「ICT国際競争力強化を目指した標準化・知財戦略シンポジウム」を開催した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	・2008年12月、「標準化活動におけるパテントポリシー・パテントプールの役割とホールドアップ問題へ対応」と題し、「標準化戦略と知的財産国際シンポジウム」を開催した。 ・日本経済団体連合会、関西経済連合会及び各種工業会・学会等が主催する国際標準化に関する啓発活動に積極的に参加し、国際標準化の重要性等についての講演を行った。	A		
178	④企業、大学等における標準化活動に関する調査・統計の整備を図る 2008年度から、国際標準化活動に関する政策立案に資する定量データ等の収集のため、企業や大学等における標準化活動関係者数などの把握のための調査・統計の整備を図る。	71				－	施策は実施され、今後は現施策に基づき、「うち数」の把握が進められ、また、「うち数」の更なる詳細は不要と考えられるため。
			経済産業省	我が国の個人、法人、大学等公的研究機関の知的財産活動の実態を把握し、多様な知的財産活動に迅速かつ的確に対応した政策の企画立案に必要な基礎情報を得ることを目的とした「知的財産活動調査」において、平成20年度から知的財産担当者のうち数として、標準化に携わる担当者の人数を調査項目に加えた。	A		
179	⑤環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する環境・安全・福祉など、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくい分野における国際標準化活動について政府や独立行政法人型研究機関による取組を強化するとともに、大学関係者による自主的な取組を支援するなど、国民福祉の向上と国際社会への貢献に努める。	72				－	総務省及び経済産業省における取組を実施する必要がある。
			総務省	ICTの利活用によるCO2削減効果の評価手法等に関する検討を行うITUの会合「ICTと気候変動に関するフォーカスグループ」について、大学関係者に対し積極的な参加を促した。	B		
			経済産業省	・AIST、NITEを中心として、環境・安全・福祉など社会基盤の強化に寄与する公共福祉分野の国際標準提案等を主導的に実施。	B		
↓	(4) 国際標準人材の育成を図る						
180	①国際標準に関する検定制度を創設する 標準化に関する知識の普及や標準化業務のスキルの「見える化」を目指し、2008年度中に、標準化に関する検定制度の創設を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。	72				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取り組みが進められると考えられるため。 ただし、今後、企業への活用状況について情報を収集することが必要。
			経済産業省	・標準化に関する知識の修得度をはかるための標準化理解度テスト(e-test)システムを構築した。	A		
↓	②国際標準化活動のリーダーを育成する 国内外の経験者の豊富かつ多様な知識及びノウハウを次世代の人材へと継承し、国際標準化活動においてリーダーシップを発揮できる人材を育成するため、以下の取組を行う。						
181	i) 国内外の国際標準化活動経験者を講師として「国際標準化リーダーシップ研修」や「国際会議と国際交渉実践セミナー」等の各種研修、セミナーを開催する。	72				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			総務省	2008年8月25日から27日にかけて「国際会議と国際交渉実践セミナー」を開催し、約200人が参加。	A		
			経済産業省	・「国際標準化入門研修」「国際幹事等実務研修」「国際標準作成研修」「国際標準化リーダーシップ研修」の4つの研修を実施し、計475名が参加した。 ・消費者に対して、標準化の知識を広めるとともに、標準化活動に積極的に参加できる人材の育成を目指し、「入門セミナー」「実践セミナー」「トレーナー研修」を実施した。	A		
182	ii) 2008年中に、企業や大学に所属する国際標準化活動の経験者を次世代の国際標準化人材育成のために活用する「標準化エキスパート制度」を整備するとともに、「標準化エキスパート」を活用した人材育成プログラムを策定、実施する。	72				○	「標準化エキスパート」を活用した人材育成プログラムの策定、実施が必要であるため。
			総務省	2009年2月、ICT標準化・知財センターにおいて「標準化エキスパート」の公募を実施。2008年3月に「標準化エキスパート」の選定を行った。	B		
183	iii) 理工系の学生のほか、経営系、経済系や法律系等、広い範囲の学生に対して国際標準の基礎に関する教育を提供することができるよう、標準化に関するモデル教材を作成し、大学等に対して提供することなどにより、各大学の自主的な取組を促進する。	71				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。
			総務省	2008年度秋学期、早稲田大学において総務省提携講座「情報通信と国際標準化」を開講し、学生や社会人に対し国際標準の基礎に関する教育を実施。	B		
			文部科学省	『知的財産推進計画』（知的財産戦略本部決定）について、国公立大学に対し事務連絡を発出するとともに、各種会議等での説明を通じて周知することにより、各大学における知的財産教育の自主的な取組を促している。	A		
			経済産業省	・学会、シンポジウム等において、標準化に関する知見のある人材を育成する機会を積極的に設けるよう促してきた。 ・事務系・技術系問わず、将来企業人材、国際標準化専門家、研究者になりうる人材を育成すべく、教材の作成及び大学における標準化教育導入・実施の支援を実施。2008年度には、関西大学、東京工業大学、東京理科大学、産業技術大学院大学、早稲田大学の5大学にて標準化に関する講座を実施した。 ・「国際標準化入門研修」「国際幹事等実務研修」「国際標準作成研修」「国際標準化リーダーシップ研修」の4つの研修を実施し、計475名が参加した。	A		
184	③国際標準人材のキャリアパスを確立する 国際標準人材の公的機関での活用など民間の経験者が活躍できるような環境の充実化を図るとともに、企業、工業会、学会、公益法人、研究機関、大学等に対しては、国際標準人材に求められる多様な経験と知識や国際的な信頼獲得等の観点から国際標準化活動担当者の適切な評価・処遇を行うなど長期的なキャリアパスの確立に向けた取組を行うよう促す。	73				－	施策は実施され、今後は各省により必要な取組が進められると考えられるため。尚、キャリアパスは企業内の事項であり、本項目は企業への啓蒙活動がメインとなるため、上記項目（167等）に併合することが適当。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			総務省	標準化関係機関と協力して、2008年8月に「ICT国際競争力強化を目指した標準化・知財戦略シンポジウム」を開催したほか、2009年2月に日本経済団体連合会の国際標準化戦略部会においてICT分野の国際標準化戦略についてプレゼンテーションを実施すること等により、企業の経営者層・管理者層に対し国際標準化活動に関する理解の増進を図った。	A		
			経済産業省	・経営層等との直接対話やシンポジウム等、機会を捉え周知した。 ・日本経済団体連合会、関西経済連合会及び各種工業会・学会等が主催する国際標準化に関する啓発活動に積極的に参加し、国際標準化の重要性等についての講演を行った。	A		
185	④顕彰制度を充実する 国際標準に対する認識を高めるとともに、国際標準化活動に対するインセンティブを与えるため、2008年度から、国際標準化に貢献した個人とその活動を支援した企業（経営者）や大学等の同時表彰や国際標準化に特化した表彰制度などの国際標準化に関する顕彰制度の更なる充実に向けた取組を推進する。	73				○	総務省における取組を実施する必要がある。（特に、大臣表彰の制定への取組が必要）
			総務省	国際標準化活動に対するインセンティブを与えるため、「ICT標準化・知財センター」において、国際標準化会合で活動する専門家を「標準化エキスパート」として選定した。	B		
186	(5) アジア等の諸外国との連携を強化する 2008年度から、「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」（2007年7月）に基づく活動やアジア・太平洋電気通信共同体における標準化活動への取組強化により、人的ネットワークの強化、国際標準案の共同提案等に向けた取組を着実に実行し、アジア・太平洋地域諸国との更なる連携強化を図る。	73				○	アジア等の諸外国との連携は今後も必要であると考えられるため。
			総務省	2008年12月、中東及びアジア・太平洋地域の計16か国からの参加者を対象に、NGN(Next Generation Network)関連のITU勧告を素材としてその作成から適用に至る一連のプロセスについて理解を向上させることを主眼とした標準化格差是正のための研修を実施し、我が国との連携の強化を図った。	A		
			経済産業省	・アジア太平洋地域の標準化機関が集まるPASC(太平洋地域標準会議)の事務局をJISCが引き受け、アジア・太平洋地域諸国との更なる連携強化を検討した。また、2009年2月に開催されたAPEC/SCSC(基準・適合性小委員会)において、我が国が副議長を引き受けた事に加え、APEC参加各国・地域の規格の整合化に係る新たな調査対象規格を提案し、承認された。	A		
187	(6) 国際標準に関するルールづくりに貢献する ISO、IEC及びITUにおいて共通化された標準技術に関する知財の取扱いルールを円滑な運用を図るとともに、その運用状況の情報収集を行い、必要に応じ、国際標準化機関に対する働き掛けを行う。 また、標準技術に関する知財の取扱いを明確化するための検討に積極的に取り組むべく、国際的な議論の場の構築も視野に入れつつ「RAND条件（非差別的かつ合理的な条件）」に関連する判例及び競争政策当局の判断の動向を注視し関連する情報の収集・分析を行うとともに、2008年度中にシンポジウムを行うなどにより収集・分析の結果の公表を行う。	73				○	共通化されたルールの徹底が必要であるとともに、RAND条件の明確化が必要であると考えられるため。また、現行のпатентプールにおけるロイヤリティの累積加算問題について検討を行う必要があると考えられるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			総務省	2008年12月、経済産業省との共催により「標準化戦略と知的財産国際シンポジウム」を開催した。	C		
			経済産業省	・平成14年度から標準化と知的財産に関する研究を実施。その成果報告として12月に標準化活動におけるパテントポリシー・パテントプールの役割とホールドアップ問題へ対応をテーマにシンポジウムを開催した。今後ISO/IEC/ITUの共通パテントポリシーの実施状況の調査結果を含むパテントポリシー運用の実態と課題、及び標準化と知的財産に関連した係争事例などの調査研究成果を報告書としてとりまとめた。	C		
↓	2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する						
188	(1) コモンズの取組を促進する 2008年度から、各企業等が保有する知財権について、相互運用性の確保等によるイノベーション促進やコンテンツ・環境技術等の相互利用の促進を図るため、既存の知財権制度の利用を前提に、パテント・コモンズ、クリエイティブ・コモンズ等の自主的な取組を促す。	74				－	今後とも各省において必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	著作者がネットワーク上で自分の著作物を公開する際の意思表示システムの開発を調査研究会において行っているところ。また、本システムとクリエイティブ・コモンズとの連携を図るため、この調査研究会にもクリエイティブ・コモンズの役員の参加を得た。	A		
			経済産業省	・OECD・CIIIE(産業・イノベーション・起業委員会)のもとに設置されたプロジェクトチームにおいて、ソフトウェアの相互運用性に関する現状分析、問題点の抽出等について検討を行った。 2009年6月に取りまとめられる予定の報告書について広く周知するとともに、引き続き検討を進めていく。なお、相互運用性の確保については、オープンな標準に基づくソフトウェアの政府調達を促進するための技術参照モデル(Technical Reference Model)を平成20年12月に策定・公表し、各府省へのCIO補佐官へ周知を図った。 ・企業が保有する特許権を第三者が活用しやすくするエコ・パテントコモンズ等の取組の促進に資することも目指して、未利用の国有特許を中小・ベンチャー企業に技術移転する場合、その対価を低廉なものとする改正法案を国会に提出した。	B		
↓	(2) オープンソースソフトウェアの円滑な活用を図る						
189	i) オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの更なる円滑な発展を図るため、オープンソースソフトウェアを活用する際の知財法上の留意点等について企業へ周知する。	74				－	今後とも各省において必要な取組が進められると考えられるため。
			経済産業省	2005年7月に「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」を公表するとともに、独立行政法人情報処理推進機構のオープンソフトウェア・センター(以下「OSセンター」という。)において普及活動を実施した。	B		
190	ii) オープンソースソフトウェアのライセンス条件を取り決めたGPLv3は、解釈上、組込み機器等での採用に障害となるとの指摘がなされているため、2008年度から、ビジネスの実態を踏まえ、産業界に混乱が生じないようGPLv3の解釈上の問題を整理する。	74				○	引き続きGPLv3の解釈上の問題点を整理した解説書を周知する必要があるため。
			経済産業省	2008年3月に「GPLv3(日本語訳)」を公表するとともに、独立行政法人情報処理推進機構のオープンソフトウェア・センターにおいて周知のための活動を実施した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
191	iii) ソフトウェアの政府調達を促進するため、2007年8月に公表された「ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン」の普及を図ることによって関係府省における政府調達を促進するとともに、2008年度から、オープンソースソフトウェアを含めた多様なソフトウェアの活用を政府で進展させるため、オープンな標準に基づくソフトウェアの調達を促進するための技術参照モデル(Technical Reference Model)を作成し、関係府省における利用を促す。	74				－	今後とも各省において必要な取組が進められると考えられるため。
			経済産業省	2007年通常国会において成立した、産業技術力強化法の改正内容についてHPへの掲載や各省連絡会・説明会を通じて同制度を適用する省庁及び独立行政法人への周知に努めるとともに、同制度の円滑な適用を図っていくために「ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン」(平成19年8月経済産業省)を策定・公開した。同ガイドラインは、平成19年9月に改定された「情報システムの政府調達に関する基本指針 実務手引書」(総務省)における知的財産権の扱いに関する部分でも引用されている。また、技術参照モデルについては、平成20年12月に策定・公表し、各府省のCIO補佐官へ周知を図った。	A		
↓	Ⅲ. 中小・ベンチャー企業を支援する						
↓	1. 中小・ベンチャー企業に対する相談・情報提供機能を強化する						
↓	(1) 中小・ベンチャー企業に対する相談機能の強化						
↓	①企業訪問型相談業務を実施する						
192	i) 2008年度から、これまでの待ち受け型相談業務に加え、窓口に向けない利用者や自社設備を前にした相談を求める利用者等の要望に応えるため、企業OB等の知財専門家が直接中小企業等を訪問して知財の取得から活用までの全般にわたる相談に応じる体制を構築する。	75				○	企業訪問型相談事業の展開や産業財産権専門官の活動により、窓口に向けない利用者の相談に応じる体制は構築されたが、更なる充実が図られるよう、引き続き推進していく必要があるため。
			経済産業省	2008年度から、地方において窓口に向くことができない中小企業を対象に、弁理士等の知財専門家が直接訪問する企業訪問型の相談をモデル事業として全国の14地域(道県)で実施した。	B		
193	ii) 特許庁の専門職員が中小企業を個別に訪問してその相談に応じる体制を強化する。またこのような取組を通じて得られた中小企業の疑問や要望をQ&A集等の形で積極的に広報するとともに、中小企業に対する支援策等の見直しに反映させる。	75				◎	中小企業の疑問や要望を取りまとめ施策に反映させる取組は、利用者ニーズに対応した知財システムの構築に向けた先進的取組であり、このような取組をさらに推進することが重要であるため。
			経済産業省	・全国の中小企業約290社を訪問し、特許関連支援策等を紹介するとともに知財に関する相談に対応し、必要に応じ地域の支援機関やアドバイザー等の紹介を行った。 ・企業訪問時に聴取した中小企業からの意見・要望については支援策見直しや業務改善に反映すべく庁内で検討し、検討結果を特許庁ホームページで公表した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
194	②研究開発前から知財を意識させるための支援体制を充実する 中小・ベンチャー企業が研究開発前から知財を意識することによって無駄な研究開発や出願を回避するため、2008年度から、特許情報活用支援アドバイザー、特許流通アドバイザーに加え弁理士等の専門家がニーズに応じて直接企業を訪問し、特許電子図書館（IPDL）を活用しつつ、研究開発戦略や出願戦略についての的確なアドバイスを行う体制を構築する。	75				○	研究開発戦略や出願戦略策定支援に対するニーズは強く、さらに支援体制を強化する必要があるため。
			経済産業省	・地域の中小企業等における知的財産の戦略的活用を支援するため、専門家を一定期間集中的に中小企業に派遣する事業を実施する都道府県等中小企業支援センター（16箇所）の活動に対して助成を行った。なお、平成20年度は、都道府県等中小企業支援センター全体で、のべ709人の専門家を派遣した。 ・特許流通アドバイザー106名を派遣要請のあった地方自治体・TLO等に派遣し、2009年2月末時点で22,929回の企業訪問を実施した。また、地域における中小・ベンチャー企業等の特許情報活用の促進を図るため、特許情報活用支援アドバイザー54名を派遣要請のあった地方自治体に派遣し、2009年2月末時点で9,458回の企業訪問を実施した。	A		
195	③「知財駆け込み寺」の相談機能を強化する 全国の商工会・商工会議所に設置されている「知財駆け込み寺」について、2008年度において、各駆け込み寺に対するニーズを調査した上で、相談員（経営指導員）がこれに対応するために必要な知識の取得ができるように的確な内容のセミナー等の開催や資料の作成・配布を行う。	75				○	知的財産に関する相談に効果的かつ効率的に対応するためには、中小企業にとって最も身近な相談取り次ぎ窓口である知財駆け込み寺の活用、機能強化が必要不可欠であるため。
			経済産業省	・知財駆け込み寺の相談員（経営指導員）に対する知財の知識の向上を図るべく、制度概要及び支援策を説明・紹介するセミナー等を15回、相談員（経営指導員）も参加できる知財に関するセミナーを246回、それぞれ開催した（平成20年12月末現在）。 ・知的財産活用に関するリーフレットを作成し、広く周知するとともに、各知財駆け込み寺の活用状況の集計を行った。	B		
↓	(2) 弁理士・弁護士に関する公表情報の活用を促進する						
196	i) 2007年度改正弁理士法に基づき、主要取扱分野など公表すべき弁理士情報が定められたことを踏まえ、これらの情報について相談受け窓口である「知財駆け込み寺」等の諸機関に周知し、その活用を促進する。	76				－	弁理士情報を入手できる環境が整い、提供される内容の充実化も図られており、その活用を促進するための周知活動等は引き続き進められると考えられるため。
			経済産業省	・平成19年の弁理士法の一部改正法により、新たに導入された弁理士情報の公表は、平成20年4月1日より開始。具体的には日本弁理士会のウェブサイト「弁理士ナビ」において提供。 ・特許庁ウェブサイトにおいて、弁理士情報を提供する「弁理士ナビ」について広く一般に周知。 ・平成20年6月に全国の地方公共団体へ弁理士情報を提供する「弁理士ナビ」の周知・活用を図るよう協力を依頼。 ・日本弁理士会より、弁理士情報を提供する「弁理士ナビ」を紹介するリーフレットを広く一般に配布。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
197	ii) ユーザーがニーズに合った知財に強い弁護士を選ぶことができるよう、「弁護士知財ネット」や地方公共団体等の第三者機関において、専門分野や実績、ユーザーからの評価情報等を整備し、可能な情報は開示するよう奨励する。 また、日本弁護士連合会が2007年に導入した「弁護士情報提供制度」については、未整備である地域における導入を促すとともに、知財権ごとの取扱分野や取扱事件などに関する情報を始め、弁護士のプロフィール、活動歴、著作・論文、研修講師・受講歴等の利用者が弁護士を選択するに際し有用な情報を任意で開示するなど、同制度を一層整備・拡充するよう奨励する。	76				－	データベースが構築され、弁護士情報も入手できる環境が整い、今後もその活用、充実が図られると期待されるため。
			法務省	今年度も引き続き「弁護士知財ネット」上での情報提供が継続され、全国各地に弁護士が派遣されてイベントが開催された。また、「弁護士情報提供制度」についても引き続き登録者の充実を図りつつ情報提供がなされているところであり、その自主的な取組を見守った。 (弁護士知財ネットについては、全国8地域会で窓口を設置し、それぞれ相談を受け付けている。「弁護士情報提供制度」(ひまわりネット)については、2008年度新たに9弁護士会が情報提供を開始。未実施の2弁護士会についても、実施に向け準備中。)	A		
	(3) 知的財産権侵害対策を強化する						
198	i) 2008年度から、大企業による知財権侵害のおそれがある場合において、中小・ベンチャー企業が「知財駆け込み寺」等を通じ行政当局に相談しやすい体制を整備する。	76				○	知的財産に関する相談に効果的かつ効率的に対応するためには、中小企業にとって最も身近な相談取り次ぎ窓口である知財駆け込み寺の活用、機能強化が必要不可欠であるため。
			経済産業省	知財権侵害で相談する中小・ベンチャー企業への相談取り次ぎ体制整備の一環として、知財駆け込み寺の相談員(経営指導員)へ配付するQA集に知財権侵害に関する内容(QA・事例)を記載。	A		
199	ii) 2007年度において作成された、法令違反や望ましくない取引慣行等の知財に関する事例を提示した業界別指針や、下請法の規制内容について、パンフレット等の配布や親事業者に対する講習会等を活用し引き続き周知するとともに、知財権に関連する下請法違反被疑行為に係る情報の収集を効果的に行うため、親事業者及び下請事業者を対象とした書面調査の内容を改善する等必要な措置を講ずる。	76				○	適正な取引を徹底するためには、引き続き、下請法の適切な運用及びその普及・啓発活動を推進する必要があるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			公正取引委員会	<p>2008年11月、下請法についての親事業者向け講習会(コンテンツ制作を行っている親事業者を対象に含む。)を中小企業庁と共同で開催(47都道府県58会場。うち、公正取引委員会主催分は25都道府県30会場。)し、親事業者に対する下請法の普及啓発に努めた。</p> <p>また、2008年11月以降、全国約50か所の地方都市において開催した「草の根下請懇談会」(コンテンツ制作を行っている下請事業者を対象に含む。)において、違反事例や構成要件等を分かりやすく解説した冊子を配布。下請事業者に対しても下請法の普及啓発を図るとともに、親事業者による下請法違反行為についての情報提供を呼び掛けた。</p> <p>知財権に関連する委託(情報成果物作成委託)分野における下請法違反被疑行為に係る情報の収集を効果的に行えるよう、親事業者及び下請事業者を対象とした書面調査の設問票に、新たに、どのような取引が下請法上知財権に関連する取引に該当するかを明示する改善及び知財権に係る設問を新設・拡充する等の改善を行った上で、平成20年度書面調査を実施した。</p> <p>加えて、2008年度は、下請法の改正により2004年度から新たに対象となった知財権に関連する委託(情報成果物作成委託)分野における親事業者2,788社及びその下請事業者19,226名を対象に書面調査を実施し、当該書面調査結果等に基づき事件処理を行い、違反行為が認められた親事業者に対して厳正に対処(勧告1件、警告331件)し、順次改善措置を講じさせている。</p> <p>2009年3月に、コンテンツ制作を行う親事業者を対象に、「コンテンツ取引に係る下請法講習会」を東京都、愛知県及び大阪府の3会場において開催し、下請法の普及啓発に努めた。</p>	A		
			経済産業省	<p>・経済産業省では、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発のため、全国各地でガイドライン説明会を480回実施。</p> <p>・親事業者の経営者層を対象とした下請代金法のセミナーを1月から3月にかけて開催するなど下請代金法の更なる普及啓発を図った。</p> <p>・事業者に対する書面調査数を2007年度の13万件から20万件に増加させ、取締りの強化を図った。</p>	B		
200	iii) 大企業が中小企業の知的財産権を尊重する意識を促進させるため、引き続き日本経済団体連合会の「知的財産権に関する行動指針」の周知徹底を図るとともに、中小・ベンチャー企業が共同研究などにおいて巧みな契約により取引先から技術を取り上げられないよう留意することも含め、2008年3月に策定された「中小・ベンチャー企業の知的財産戦略マニュアル」の周知徹底を図る。	76				－	「知的財産権に関する行動指針」その他のマニュアル等の周知については、今後、各省において必要な取組が進められると考えられるため。
			経済産業省	<p>・経済産業省ホームページにおいて日本経済団体連合会「知的財産権に関する行動指針」を掲載し、周知の徹底に努めた。</p> <p>・平成20年度に「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」を11,000部作成し、産業財産権専門官及び、各経済産業局各地域の支援機関等を通じて配布や周知を実施。</p>	B		
201	iv) 海外における模倣品・海賊版被害に対し中小・ベンチャー企業が迅速に対応できるよう、侵害調査に関する助成を行う。	77				○	事業活動のグローバル化への対応が求められている中において、知的財産の観点から中小企業の海外展開を支援することが必要であるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	・海外展開を図る我が国中小企業の知的財産権保護を図る観点から、日本貿易振興機構の有する海外ネットワークを活用して、中小企業の個別要望に基づいた知的財産権の侵害状況調査等を平成17年度より実施しており、平成17年度3件、平成18年度16件、平成19年度11件、平成20年度15件、計45件の申請に対し助成を行った。また、その成果等について、講演会等の機会を通じて模倣品侵害に係る啓発普及が図れた。	B		
202	(4) 支援機関の取組の周知・連携を促進する利用者が相談先を選択する際の有用な情報となるよう、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等の支援機関ごとの取組をPRするとともに、相談の内容やレベルに応じた適切な支援を行うことができるよう、地方公共団体等が中心となって支援機関による連絡会を設立するなど支援機関が相互に密接な連携するよう促す。	77				○	支援施策を効率的かつ効果的に実施していくためには、関係機関間の連携を深めることが必要であるため。
			経済産業省	・各地域知財戦略本部において設置している連絡会等により各地域の知財関係機関等との連携を強化しており、いくつかの地方公共団体では地方公共団体が中心となった連絡会等が設置されているところ。(約半数の都道府県で連絡会を設置済み) ・中小機構の本部・各支部において、知財に関する窓口相談・専門家派遣事業を実施していることを、引き続きインターネット上等で周知した。	B		
203	(5) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術を顕彰する中小・ベンチャー企業による知財の創造、保護、活用を一層活性化させるとともに我が国の産業競争力の強化を図るため、国民経済の高度化や産業の発展、画期的な技術革新等に貢献した技術を有する企業や知財の活用に優れた企業を広く顕彰する。	77				○	成功事例に追随する企業を創出するため、また、金融機関が融資判断の一つとして利用できるようにするため、引き続き、中小・ベンチャー企業の優秀な技術を顕彰する必要があるため。
			経済産業省	・我が国の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「モノ作り」を着実に継承し、さらに発展させていくため、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「モノ作り」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材に対し、「ものづくり日本大賞」を創設。平成17年8月3日第1回が執り行われ、82件453名を表彰。(うち中小企業関連は43件)。平成19年8月2日には第2回が執り行われ、106件618名を表彰(うち中小企業関連は66件) ・4月18日の「発明の日」に、産業財産権制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業に対して「産業財産権制度活用優良企業等表彰」として、それぞれ経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行った。	B		
204	(6) 中小・ベンチャー企業の経営者や支援人材に対する研修等を充実させる中小企業大学校等において、中小・ベンチャー企業の経営者やそれを支援する中小企業診断士、商工会・商工会議所の経営指導員、地方公共団体の職員等に対し知財研修等を行うとともに、研修成果等の確認のための知財管理技能検定の受検を奨励する。	77				－	地域知財戦略本部や中小企業大学校等において、知財のセミナー・研修は充実が図られてきており、今後は、各省において必要な取組が進められると考えられるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域知財戦略本部事業において、中小・ベンチャー企業向けセミナー、知財専門家養成セミナー等を実施。</li> <li>・(独)工業所有権情報・研修館において、中小・ベンチャー企業向けの「特許侵害警告模擬研修」、地方自治体職員向けの「知的財産権研修」「知的財産権政策研修」を実施。さらに各種研修開催時に、知財管理技能検定のリーフレットを配布、受検を奨励。</li> <li>・中小企業大学校各校における中小企業者向け研修のうち「経営管理者研修」、「経営後継者研修」等において、「中小企業経営における知的財産マネジメント」や「知的財産権の活用法」等について、中小企業支援担当者向け研修等のうち「知的財産の管理と活用」、「知財・ものづくり支援研修」等において、「戦略的な知的財産権の活用法と事例」や「知的財産権の発案から管理の過程における留意点」等についての研修を実施。また、研修成果等の確認のための知財管理技能検定の紹介をし、受検を奨励。</li> </ul>	A		
↓	2. 中小・ベンチャー企業の負担軽減に向けた取組を強化する						
205	(1) 中小・ベンチャー企業による海外出願を支援する(再掲) 外国出願に関する現行の支援制度についてはその活用を促進するとともに、2008年度から創設された都道府県等の中小企業支援センターを通じた出願費用助成制度の充実を図り、中小企業の外国出願を支援する。	77				◎	グローバル化への対応が求められている中において、知的財産の観点から中小企業の海外展開を支援することが必要であるため。
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成18年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」において、海外での知的財産権取得経費について交付の対象となるよう努める旨が記載されて以降、関係省庁連絡会議等を通じて呼びかけを図っている。</li> <li>・平成20年3月に実施した調査においては、19年度に指定された特定補助金等89本のうち32本が、国外知的財産権に要する費用について交付の対象としていると回答しており、SBI R特定補助金等の交付を受けて得られた研究開発成果について、特許等の海外出願を促進することができた。</li> <li>・この内、平成16年度から平成20年度まで実施した、中小・ベンチャー企業が行う実用化研究開発から事業化活動までの一体的な支援を行う「中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(実用化研究開発事業及び事業化支援事業)」は、海外特許出願の際に必要な出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等も補助対象とすることにより、特許等の海外出願を促進することができた。</li> <li>・戦略的に外国出願を行おうとする中小企業の海外展開を支援するための事業を実施する都道府県等中小企業支援センター(4箇所)の活動に対して助成を行った。</li> </ul>	B		
206	(2) 特許の取得・維持の負担軽減策を検討する 2008年度中に、中小企業等が内外における特許の取得・維持にかかる費用の実態について多面的に分析し、その負担軽減のための方策等を検討し、結論を得る。	78				◎	中小企業における、知的財産を活用した事業経営を側面支援する上で、景気後退の中、特許手数料減免制度等の見直しを含めた負担軽減策に対するニーズが依然高いため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	中小企業等が内外における特許の取得・維持にかける費用の実態について多面的に分析し、その負担軽減のための方策等を検討した結果、 ①中小企業等からの引下げニーズが強く、また負担感が大きいとの意見の多い10年目以降の特許料の重点的引き下げを含む特許料、出願料の引下げ（平均12%の引下げ）を実施した。 ②中小企業等の利用割合の高い商標に関し、他国と比較して高額であること等を踏まえ、更新登録料の重点的引下げを含む商標関係料金の引下げ（平均43%の引下げ）を実施した。 ※①、②は平成20年6月1日施行 ③中小企業における外国出願に関する費用等の実態調査等を参考に、本年度から中小企業の外国出願に対する支援（地域中小企業の海外展開を支援するための事業を実施する都道府県等中小企業センターの活動に対して必要な助成を実施）を新たに実施した。 ※平成20年度予算：約1.4億	A		
↓	(3) 現行の支援制度の利用を拡大する						
207	i) 中小企業支援策の利用拡大に向けた周知、普及方策を検証し、問題点を明らかにした上で、2008年度から、各支援制度を必要としている中小企業出願人に個別にパンフレットを配布するなど支援施策の内容がこれを必要とする中小企業等に的確に伝えられる仕組みを強化する。	78				○	利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供を行い、普及・啓発活動を強化していくことが必要であるため。
			経済産業省	中小企業支援策の利用拡大を図るために、中小企業出願人、全ての弁理士等にパンフレットを配布した。また、産業財産権専門官の各種説明会・企業訪問等や経済産業局・地域の支援機関を通じて支援策の周知、普及を図った。	B		
208	ii) 先行技術調査支援制度、早期審査制度、料金減免制度及び内外における特許取得関連費用等の助成等の支援事業等について利用拡大を図るとともに、制度利用のため手続の簡素化など利便性向上を図る。	78				◎	中小企業における、知的財産を活用した事業経営を側面支援する上で、景気後退の中、特許手数料減免制度等の見直しを含めた負担軽減策に対するニーズが依然高いため。
			総務省	・創業後間もない段階の情報通信ベンチャー企業に対し新規事業化に必要な資金の一部を助成する制度の活用にあたり、平成20年度からは、海外市場を開拓するために必要な経費（海外市場調査関連経費等）を助成する場合の助成額を引き上げ、我が国発の情報通信ベンチャー企業の国際展開等に資するべく、制度の利便性拡大を図った。	A		
			経済産業省	・中小企業支援策の利用拡大を図るために、中小企業出願人、全ての弁理士等にパンフレットを配布した。また、産業財産権専門官の各種説明会・企業訪問等や経済産業局・地域の支援機関を通じて支援策の周知、普及を図った。 ・先行技術調査支援事業については、事業組合等も構成員が中小企業等であれば利用できるように対象の拡大を行った。 ・平成16年度から平成20年度まで実施した、中小・ベンチャー企業が行う実用化研究開発から事業化活動までの一体的な支援を行う「中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（実用化研究開発事業及び事業化支援事業）」は、国内外における特許出願の際に必要な出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等も補助対象とすることにより、特許等の出願を促進することができた。	A		
↓	3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の事業化を支援する						

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
209	(1) 中小・ベンチャー企業の知財を活用した経営の実現を促進する 中小・ベンチャー企業における知財を活用したビジネスプランや知財戦略の策定等を支援するため、都道府県等の中小企業支援センターを通じて知財の専門家やコンサルタントから構成されるチームを一定期間集中的に派遣する事業の充実を図る。また、2008年度から、これまでの派遣事例を分析・評価することにより、支援の質の向上や利用の拡大に努めるとともに、日本弁理士会が実施している知財ビジネスアカデミー等の講習会において派遣事例を活用した講習を行うなどの連携を図る。	78				○	中小企業が知財戦略を取り入れた事業戦略を推進して知的財産を企業の利益に結び付けられるよう支援する人材を質・量ともに充実させ、知財を活用した事業化を支援する総合プロデュース機能を向上させていくことが必要であるため。
			経済産業省	・地域の中小企業等における知的財産の戦略的活用を支援するため、専門家を一定期間集中的に中小企業に派遣する事業を実施する都道府県等中小企業支援センター（16箇所）の活動に対して助成を行った。なお、平成20年度は、都道府県等中小企業支援センター全体で、のべ709人の専門家を派遣した。 ・平成20年度に日本弁理士会は、中小企業や一般を対象とした知的財産権制度の普及を目的とする「知的財産フォーラム」を5回開催。同フォーラムにおいて知財専門家派遣事業事例の活用についても講習を行った。	B		
210	(2) 開放特許の活用等を支援する 特許流通データベースや開放特許活用例集について周知を図るとともに、イベントの開催などにより開放特許の活用の促進を図る。また、開放特許の流通が民間や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われるよう、地方公共団体による技術移転に関わる専門家の育成を支援する。	79				○	中小企業の経営革新、販路開拓支援の一貫として、引き続き、特許流通支援を推進する必要があるため。
			経済産業省	・特許流通アドバイザーの活動や、各種催事事業等を通じて、特許流通データベースや開放特許活用例集等の知財流通施策について周知を図った。 ・技術シーズとニーズとのマッチングを目的とした特許ビジネス市を4回開催するとともに、関東及び関西地域でフェアを開催し、開放特許の活用促進を図った。（特許ビジネス市における実施権許諾契約：11件） ・地方自治体が確保する技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー）に対して、特許流通に関するノウハウ継承をするための支援（人材育成）を行った。特許流通アドバイザーのOJT指導を中心として実施し、2009年3月末で54名の育成を完了した。	A		
↓	(3) 知的財産を活用した資金調達の多様化を図る						
211	i) 資金調達型の知財信託、知財担保融資及び特定目的会社のスキームを活用した資金調達の事例を公表し、中小・ベンチャー企業におけるこれらの制度の利用を促進する。	79				○	中小・ベンチャーの資金調達の手段の一つとして「知財に着目した融資」の注目度が高く、引き続き取組が必要であるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	知財信託や知財担保融資等に関して「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」(2007年度)において、現状の知的財産を活用した資金調達等について事例を取りまとめた。これを受け、金融機関において、知的財産等を現状どのように評価対象として組み入れているか、ヒアリング調査及びアンケート調査等を全国約450金融機関に対して実施し、「知的資産経営実践のための指針～知的資産経営ファイナンス調査・研究編」(2008年度)として取りまとめ、それらの具体的な融資等の手法を、「知的資産経営評価融資の秘訣」(2008年度)として取りまとめた。	A		
212	ii) 知的財産を活用した資金調達を促進するため、2008年度において、特許権のみならず特許を受ける権利を質権の目的とすることができるようにすることについて検討を行い、一定の結論を得る。	79				○	特許を受ける権利を質権の目的とするかどうかの結論が出ていないため、引き続き検討が必要であるため。
			経済産業省	・特許を受ける権利を目的とする質権設定解禁の可否について、委託調査等を行い、海外の制度状況、実務のニーズ等について情報収集、分析を行った。	B		
↓	IV. 知的財産を活用して地域を振興する						
↓	1. 地域におけるイノベーションを加速する						
213	(1) 地域における知的財産の事業化を支援する 知的財産を活用した事業を扱うファンド等の資金供給機能やその事業化サポート機能を活用して、地域における知的財産の事業化を総合的にプロデュースする機能を強化する。 この機能が最大に発揮されるよう、各地に設置される地域力連携拠点などが把握した新たな事業化ニーズの具体化に役立つ技術シーズたる知的財産を提供可能な地域の大学やTLO、さらには特許流通アドバイザーなどが地域力連携拠点のパートナーとして参画することを促すほか、これらの機関が必要としている市場ニーズ等の収集に関して地域力連携拠点との連携を促すなど知的財産を活用した事業化に対する支援を強化する。	80				○	知財専門人材やパートナーとの連携により総合的な支援機能を有する地域力連携拠点と特許流通アドバイザーとの連携を強化することにより、知的財産を活用した事業化を引き続き支援していく必要があるため。
			経済産業省	・地域の中小企業等における知的財産の戦略的活用を支援するため、専門家を一定期間集中的に中小企業に派遣する事業を実施する都道府県等中小企業支援センター(16箇所)の活動に対して助成を行った。なお、平成20年度は、都道府県等中小企業支援センター全体で、のべ709人の専門家を派遣した。 ・地域力連携拠点が主催する事業検討委員会に特許流通アドバイザーが委員として参画する等の連携業務を実施することで、知的財産を活用した事業化支援を実現した。	B		
214	(2) 地域企業と大学等との連携を促進する 大学における研究成果として創出された知的財産の企業における活用を促進するため、2008年度から全国約300か所に設置される地域力連携拠点等を活用するなど、引き続き企業と大学とのつながりを強化する。	80				－	地域企業と大学等との連携を強化するために必要な取組は、今後とも各省において進められると考えられるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国16カ所に展開されているJSTイノベーションプラザ・サテライトの科学技術コーディネータにより、シーズの発掘から企業化までの研究開発を切れ目なく行い、地域におけるイノベーションの創出を総合的に支援してきたところ。</li> <li>・産学官連携戦略展開事業(コーディネートプログラム)において、研究開発マネジメントや新技術の事業化などに関する知識や実務経験を有し、企業ニーズと大学シーズのマッチングや産学官共同プロジェクトの企画・調整など企業・地域社会と大学との橋渡し役を務める専門人材(産学官連携コーディネーター)による大学等への支援を実施した。</li> </ul>	A		
			経済産業省	<p>地域力連携拠点においては、従来の支援機関に加え、新たに大学が拠点として直接企業の支援に当たっているほか、約150の大学が拠点のパートナーとして参画し、共同セミナーの開催や技術的アドバイス等を実施した。</p>	A		
215	(3)「農商工連携」による地域振興を促進する地域の基幹産業である農林水産業と商・工業が連携して知的財産を創造し活用することを促進するため、関係省庁が連携して知的財産や地域ブランドに関する相談事業を実施したり、セミナーを共同開催するなどの取組を促進する。あわせて、農林水産分野の知的財産情報と特許情報に関するデータベースの有機的連携等を推進する。	80				○	地域レベルで知財施策とその他の施策とを連携させる取組が開始されたものの、連携は未だ不十分であり、引き続き推進していく必要があるため。
			農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地で地方農政局及び地方経済産業局等が連携し、知的財産や地域ブランドに関するセミナーを各地で協同開催した。また、育成者権と特許等の情報を一元的に検索できる統合検索システム「aff-chizaiサーチ」を構築した。</li> <li>・地産地消活動に必要な人材育成、地産地消に関する情報提供のほか、勉強会の開催等により全国的な取組の推進を図った。</li> <li>・地産地消の取組に必要な直売施設等の整備のほか、地域の関係者が一丸となった地産地消の取組や、高齢者や小規模農家が活躍できる生産・流通体制づくりなどモデル的な取組への支援等により、地域の取組を推進した。</li> <li>・各地域において地産地消に関する知見や経験を有する「地産地消の仕事人」の選定を行った。(48名)</li> <li>・関係省庁や経済団体等と連携し、学校給食や企業の食堂における地場産物の利用拡大に向けた推進活動を行ったほか、「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施し、学校給食等における優れた地産地消メニュー20件を選定した。</li> <li>・2009年3月2日に、全国地産地消推進フォーラム2009を開催し、農産物直売所をテーマにした基調講演や、優良事例の表彰及び事例発表を行った。</li> <li>・知財活用等のセミナーを開催(8地区:北海道、東北、関東、北陸、近畿、中国四国、九州、沖縄)</li> <li>・ブランドアドバイザーを派遣(8ブランド:北海道2、東北、関東、近畿2、中国四国2)</li> </ul>	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方経済産業局、沖縄総合事務局、独立行政法人工業所有権情報・研修館及び日本弁理士会は、地方農政局等に設置された相談窓口と連携することにより、寄せられた相談に対して迅速に回答できる体制を整備した。</li> <li>・データベースの検索機能(仕様)の策定等に協力し、特許流通データベースと、品種(育成者権)データベースとの一元的な検索を実現した。</li> <li>・農林水産省主催の「アグリビジネス創出フェア2008」に弁理士を派遣し、無料相談を実施するとともに、「特許ビジネス市in東京アグリ」を併催した。</li> <li>・農林水産事業者を対象とした知財専門家による無料相談会を全国で開催した(18回)。</li> <li>・地方農政局と連携し、農林水産事業者や関係機関職員等を対象とした農林水産・食品関連知財セミナーを全国で開催した(47回)。</li> <li>・農林水産省が実施した農林水産関係者を対象とした知的財産研修会、日本弁理士会より講師として弁理士を派遣した(延べ15人)。</li> <li>・地域団体商標制度の普及・啓発・活用に資するため、農林水産省及び関係団体が主催する地域ブランド関係のフェア・セミナー等において「地域団体商標2008(活用事例集)」等を頒布した。</li> <li>・2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的対応策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、都道府県、政令指定都市、農業関連団体等に幅広く配布。また、自治体等関係者を対象とした説明会・セミナーを開催し、幅広く情報提供を実施した。</li> <li>・北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」を設置し、自治体等関係者の相談に対応した。</li> </ul>	A		
216	(4) 地域資源を活用した新商品、新サービスを創出する 地域資源を活用した新商品・新サービスを創出し、真に力のある地域ブランドとするため、2008年度から、試作品開発等への支援や企画から販売までの一貫した取組に対してきめ細やかなアドバイスをを行う専門家の招へい、品質・名称管理等、各地のブランド化への取組に対して支援を行う。	80				○	地域レベルで知財施策とその他の施策とを連携させる取組が開始されたものの連携は未だ不十分であるため、引き続き、フォローアップする必要があるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年度から、地域ブランド化の取組全体について一貫してアドバイスするプロデューサーの招へい等を支援する「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」を活用し、地域ブランド化に取り組む23地区を選定し支援を行った。</li> <li>・知的財産権を活用した地域活性化研修会等の実施</li> <li>「地域活性化のための知的財産権(ブランド化と地域団体商標)セミナー」を仙台、京都、福岡の3カ所で開催し、知的財産権を活用した地域の活性化について理解を深める場となった。</li> <li>・地域活性化に向けた知的財産権等のアドバイザー派遣</li> <li>地域活性化を図ろうとする取組を行っている団体や既に知的財産権を取得し地域活性化に向けた取組を行っている団体(5団体)へ弁理士やマーケティングに関する専門家を現地に派遣し、今後の知的財産権を活用した取り組みに関するアドバイスをを行った。</li> <li>・持続的な養殖生産を確保するため、窒素やリン等の物質循環を可能とする魚介類と藻類など複数の種類を組み合わせた複合養殖技術の開発を支援した。また、価格が高騰している魚粉の含有率を下げた配合飼料の開発等を支援した。</li> <li>・地域産業資源活用事業計画認定</li> <li>・食料産業クラスターの形成(食品産業が中核となって農林水産業と関連産業その他異業種も含めた連携)を通じた、地域食材を活用した新商品の開発等の取組を支援</li> <li>・知財活用等のセミナーを開催(8地区:北海道、東北、関東、北陸、近畿、中国四国、九州、沖縄)</li> <li>・ブランドアドバイザーを派遣(8ブランド:北海道2、東北、関東、近畿2、中国四国2)</li> </ul>	B		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源活用促進法に基づき、中小企業者等による、地域の優れた資源(産地の技術、農林水産品、伝統文化等)を活用した新商品・サービスの開発・販売等の取組に対し、予算、金融措置、設備投資減税等の総合的な支援を実施。2009年度までに596件の事業計画の認定を行った。</li> <li>・同法に基づく事業計画認定や支援措置の効率的・効果的な実施のため、全国10箇所の地域支援事務局にマーケティング等に精通した常勤の専門家を約110名配置し、地域資源活用事業に取り組む中小企業者等から、5,400件を超える相談に応じ、事業計画の策定のアドバイスとともに、事業化に向けたブラッシュアップなどきめ細かな支援を行った。</li> </ul>	A		
↓	2. 地域知財活動の基盤を整備する						
217	(1) 人材データベースを整備・活用する 2008年度中に、大企業で知財関係部局を経験した人材のデータベースについて、日本知的財産協会等の協力を得つつ構築し運用を開始する。また、「産学官連携支援データベース」や「企業等OB人材データベース」との連携を図る。	81				－	「地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース」は整備済みであり、データベース間の連携については、今後、各省において必要な取組がなされると考えられるため。
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「産学官連携支援データベース」について、平成19年度に実施した利用者の調査結果を基に、検索機能の充実、情報の新規登録や更新時のお知らせ機能、情報の一覧性の向上等の機能追加を行い利便性の向上を図った。</li> <li>・2008年10月、独立行政法人科学技術振興機構(JST)が提供している「産学官連携支援データベース」について、国内の大学・公的研究機関等の産学官連携機関、産学官連携従事者報、産学官連携事業・制度に関する情報のさらなる充実を図るため、大学等に対し、最新情報の掲載について依頼を行った。なお、最新情報が掲載されたデータベースは2009年3月24日からJSTのホームページ内で閲覧可能となった。</li> </ul>	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	大企業で知財関係部局を経験した人材のデータベースを構築するための検討を行い、平成21年2月に「地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース」を構築し試行的運用を開始した。また、バナーを貼ることにより「産学官連携支援データベース」との連携を図った。	A		
↓	(2) 地域における支援人材を活用する						
218	i) 2008年度中の構築を予定している大企業で知財関係部局を経験した人材のデータベースも活用しつつ、企業の研究部門・知財部門のOBや技術士等の実務経験のある人材を地域における産学連携を支援するコーディネーターや知財管理のアドバイザー等として積極的に活用する。	81				○	2009年2月に運用が開始された「地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース」について、今後、その充実、利用の拡大を図る必要があるため。
			文部科学省	・産学官連携戦略展開事業(コーディネートプログラム)を実施し、企業ニーズと大学シーズのマッチング、産学官共同プロジェクトの企画・調整などを通じ、大学、高等専門学校、大学共同利用機関等への支援を実施した。産学官連携コーディネーターの活動の結果、共同研究・特許実施件数等の獲得実績は着実に増加している(平成19年度:年間約80億円の効果)	A		
			経済産業省	・大企業で知財関係部局を経験した人材のデータベースを構築するための検討を行い、平成21年2月に「地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース」を構築し試行的運用を開始した。 ・企業の知財部門のOB等を大学知的財産アドバイザーとして、24の大学に派遣し、派遣先大学における知的財産管理体制の構築を支援した。	B		
219	ii) 地域における弁理士の活用を図るため、日本弁理士会に対し、地域に設けたアクセスポイントの活用、共同運営支所の設置、知財権制度の周知等を行う「日本弁理士会キャラバン隊」活動の推進を促す。	81				－	共同運営支所の設置については検討中であるものの、今後、各省において地方における弁理士の活用を図るために必要な取組が進められると考えられるため。
			経済産業省	・キャラバン隊の派遣や全国9地域に設置された日本弁理士会のアクセスポイント、全国の都道府県に設置された地域窓口などを有効に活用し、地域における弁理士の活動を促すよう日本弁理士会に要請。 ・地域活性化のために、弁理士同士が共同運営する支所を地域に設置することについての検討を日本弁理士会に要請し、現在検討中。 ・日本弁理士会は地域への知財支援活動として、セミナー・相談会等への講師・相談員の派遣による支援活動を実施(ICTベンチャー知的財産戦略セミナー、産業財産権相談会等)。	B		
220	(3) 知的財産戦略の策定支援を通じた地域の知的財産人材の育成を図る 知財を活用した事業化を支援する、法律、技術、金融、販売等に係る専門家による支援チームの総合プロデュース機能を向上させるため、地域人材を活用しつつ当該チームを各地域で編成し、中小・ベンチャー企業に派遣して当該企業の知財戦略の策定を行い、地域の知財戦略支援人材の育成と企業の支援を行う。2008年度はより広い地域での実施を図るとともに、支援人材の育成に必要なマニュアル等の一層の整備を行う。	81				○	中小企業が知財戦略を取り入れた事業戦略を推進して知的財産を企業の利益に結び付けられるよう支援する人材を質・量ともに充実させ、知財を活用した事業化を支援する総合プロデュース機能を向上させていくことが必要であるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	・法律、技術等の専門家による支援チームを8地域(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)において編成し、支援チームによる中小企業の知的財産戦略策定の支援を行うとともに、地域における知財支援人材に対して座学講座・実施研修等を実施した。 ・支援人材が知財コンサルティングを実施する際に参考となるマニュアルを取り纏めた。(平成21年5月にホームページへ掲載)	A		
221	(4) 地域振興を直接担う知的財産人材を育成する知財を活用した地域振興を促進するため、地域の中小企業の経営者や知財担当者、農業従事者や普及指導員、大学等の研究者、産学連携従事者、公設試験研究機関の研究者、知財政策担当者等の地域における知財人材に対する研修等を充実させる。	82				－	地域における知財人材に対する研修・セミナー等については、今後、各省において必要な取組が進められると考えられるため。
			文部科学省	・地域における知的財産人材の育成を図るため、技術移転支援センター事業(JST)において、大学、TLO等における技術移転業務の担当者等を対象とした「目利き人材育成研修」の地方開催を5回(四国(香川)、兵庫、愛知、岡山、秋田)実施した。	A		
			農林水産省	・知財人材育成機関との連携の下、農林水産関係者・食品産業関係者を対象とした知的財産研修を各地で実施した。 ・農業現場の関係者向けの基礎的な研修を4ヶ所(大宮、仙台、大阪、熊本)、都道府県等職員向けの基礎・応用研修を1ヶ所(東京)、普及指導員を対象とした知的財産専門研修を4ヶ所(東京、仙台、岡山、熊本)で実施した。 ・地方農政局と地方経済産業局等が連携し、農林水産関係者・食品産業関係者を対象とした知的財産セミナーを共同開催した。 ・農林水産分野の知的財産専門家の不足を補完するため、独立行政法人研究機関、大学、TLO、都道府県等の知的財産担当者等を対象に実践的なスキルの向上を目的とした「農林水産知的財産専門家養成ワークショップ」を東京、大阪で開催した(10月16～17日、11月6～7日:東京、11月18～19日、12月16～17日:大阪) ・農林水産分野の研究者を対象として、研究計画の立案時や実施時における意識向上を図るため「農林水産知的財産セミナー」を開催した。 ・知財活用等のセミナーを開催(8地区:北海道、東北、関東、北陸、近畿、中国四国、九州、沖縄) ・ブランドアドバイザーを派遣(8ブランド:北海道2、東北、関東、近畿2、中国四国2)	B		
			経済産業省	・各地域知財戦略本部事業において、中小・ベンチャー企業の経営者、農林水産関係事業者、大学等の研究者に対して、対象者別セミナーを開催した。 ・独立行政法人工業所有権情報・研修館において、中小・ベンチャー企業の経営者や知財担当者に対し、知財の研修を行った。	A		
↓	3. 地域の知的財産戦略を推進する						
222	(1) 「地域知的財産戦略本部」の活動を強化する全国9ブロックの「地域知的財産戦略本部」が中核となって、知財を活用した地域振興を推進するため、各地域での活動の一層の充実を図るとともに、各地域の特性に応じて策定した「地域知的財産戦略推進計画」を着実に実行し、計画等に盛り込まれている成果目標を達成するよう促し、2008年度からその達成状況について報告を受ける。	82				◎	地域知財戦略本部は地域における知財の拠点であること、2009年度は第2フェーズ最終年に当たり、各地域知財戦略本部の評価がなされる予定であることから、報告内容を含めて引き続きフォローアップする必要があるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第3章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	地域知財戦略本部の事務局である各経済産業局等特許室が参集する特許室長会議において、目標を達成するよう促した。	C		
↓	(2) 地方公共団体の知的財産戦略を推進する						
223	①地方公共団体の知的財産に係る戦略や条例の策定を奨励する 2008年度において、2007年度に公表した地方公共団体の知財支援施策に関する調査結果について、更なる情報の収集・提供の充実に努めるとともに、地方公共団体が「地域知的財産戦略本部」等を通じてこれらの情報を活用するなど、知財に係る戦略や条例の策定、独自の支援制度の導入・拡充、域内の企業・大学等と連携した戦略の取組を推進するよう促す。	82				○	各地方公共団体において整備された戦略等が実体を伴ったものとなるべく、引き続き、地方公共団体の取組を奨励していく必要があるため。
			文部科学省	国際競争力のある技術革新のための集積を目指す知的クラスター創成事業（第Ⅰ期及び第Ⅱ期）及び地場産業の育成等を目指す都市エリア産学官連携促進事業、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の地域イノベーション創出総合支援事業等を推進することで、地方公共団体等と大学・研究開発機関等との連携を図り、地域における知財戦略策定・推進等を奨励してきたところ。	A		
			農林水産省	地方農政局に設置した知的財産相談窓口を通じて、地方公共団体の農林水産分野における知財支援施策に関する情報収集を行った。また、長野県の「信州農産物知的財産活性化戦略」の策定に参画した。	A		
			経済産業省	2008年度は、2007年度に引き続き地方公共団体における知財戦略や知財関連条例の策定状況等について都道府県の知財担当にアンケート調査を実施した。	A		
224	②意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する 意欲的な取組を進める地方公共団体として選定された都道府県や政令指定都市に対し、「地域知的財産戦略本部」とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、その成果については広く周知を行う。また、2008年度から、農商工連携の取組等を行う地方公共団体も本事業の対象に加える。	82				○	地方公共団体における知的財産関連の取組を推進する上で、地方公共団体の先進的な取組事例を作り出していくことが重要であるため
			経済産業省	2008年度から、農商工連携の取組等を行う地方公共団体として、岩手県、高知県、熊本県、長崎県の4県と知財支援連携モデル事業を実施している。また、従来から実施している愛知県、横浜市についても2008年度も引き続き連携モデル事業を実施している。	B		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり						
↓	I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する						
	1. デジタル・ネット環境をいかした新しいビジネスへの挑戦を促進する						
↓	(1) 動画配信ビジネスの成長を支援する						
225	①コンテンツ共有サービスの法的環境等を整備する 新たなメディアとして成長しつつある動画投稿サイト等により今後の新しいコンテンツ市場の創出が期待されるため、サービス事業者による権利者との著作物の利用に係る包括契約の締結や違法コンテンツを排除するための技術的手段等の活用などの自主的な取組を促進する。また、サービス事業者が萎縮しないよう、著作権の間接侵害について検討を行い、2008年度中に結論を得る	84	総務省	業界団体によるWebサイト等を通じた関係ガイドラインの周知及び運用の促進を支援してきたところ。	A	◎	残された課題について引き続き検討する必要があるため。
			総務省	総務省	A		
			文部科学省	・著作権等管理事業者が動画投稿サイト等と契約を行うことにつき、助言を行った。 ・いわゆる「間接侵害」に係る課題については、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、近年の裁判例の分析等を深めつつ、事業者（ISP等）の間接侵害責任が生じない範囲を明確とすることにも留意し、引き続き総合的に検討を行うことが適当であるとされた。	A		
			経済産業省	著作権者が改変を許諾した著作物を提供し、クリエイターが当該著作物を自由に改変・投稿できるサイトをインターネット上に構築し、二次著作物の商品化を図るとともにビジネスモデルの在り方を整理した。	A		
226	②デジタルコンテンツ端末の融合・連携を促進する テレビ、パソコン、携帯端末等の各端末に横断的にサービスが展開されることにより、利用者の利便性の向上やコンテンツの市場の拡大が期待されるため、情報通信ネットワークや情報端末の活用による各端末が融合・連携したサービスの開発・実証実験を促進する。	84	総務省	高画質・高機能のデジタルテレビ端末に向けて、マルチキャスト、VOD等の配信形態により映像コンテンツの配信を実現するIPTV伝送技術に関する実証実験や、ユビキタス特区事業において、携帯端末に向けて複数の地上デジタル放送のワンセグ放送等を提供するマルチワンセグメントサービスの実証を実施し、デジタルコンテンツのウィンドウの多様化の促進のための取組を行った。	A	◎	今後実施予定の実証実験等の取組を促進するため。
			総務省	総務省	A		
			経済産業省	「エレクトロニクス産業の国際競争力に関する研究会」（2008年2月～）において、エレクトロニクス産業の競争力向上のための方策として、異分野の融合、ユーザー視点のソリューション能力の向上について報告書を取りまとめるとともに、競争力指標の案を提示したところ。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
227	③家庭内の動画配信ネットワーク基盤の開発・標準化を推進する 家庭内で容易にかつ安全に動画配信サービス等を利用できるようにするため、性能に差異がある情報家電相互間や外部のネットワークとの間の相互接続性を確保するホームゲートウェイの開発及び国際標準化を促進する。	84				－	すでに関連施策が関係各省において円滑に実施されているため。
			総務省	家庭内で容易にかつ安全に動画配信などのサービス等を利用できるようにするため、その基盤となる要素技術として、自動認証型マルチデバイス管理・連携・最適化機能、および、スケーラブル対応型ソフトウェア制御機能を確立した。	A		
			経済産業省	「エレクトロニクス産業の国際競争力に関する研究会」（2008年2月～）において、エレクトロニクス産業の競争力向上のための方策として、異分野の融合、ユーザー視点のソリューション能力の向上について報告書を取りまとめるとともに、競争力指標の案を提示したところ。	B		
228	④コンテンツ配信サービスに関する共通基盤技術の標準化を促進する コンテンツ配信サービスによるコンテンツ市場の拡大を促進するため、通信インフラ事業者、ハードウェア事業者、コンテンツ事業者間の連携を強化し、利用者にとって使いやすい端末やサービスの提供を実現するための共通基盤技術の標準化を促進する。	84 ～ 85				－	すでに関連施策が関係各省において円滑に実施されているため。
			総務省	I P T Vの仕様の標準化促進の観点から、実証実験を行うことにより、通信事業者、放送事業者、製造事業者などで組織された標準化団体であるI P T Vフォーラムにおいて策定されたVOD仕様、IP再送信仕様、IP放送仕様、CDNスコープ仕様、インターネットスコープ仕様及び放送連携仕様のうち、CDNスコープ仕様で実機を製造する上で必要なテスト環境についてまとめられたテスト仕様について、正常性・有効性が検証できた。	A		
			経済産業省	映像コンテンツの新たな配信方策として、従来のテレビ放映のみならず、インターネットを活用した具体的配信サービスの方策について、調査検討を実施した。	B		
229	⑤地上デジタル放送に係るインフラ整備を促進する データ放送や双方向サービス等を活用した新しいコンテンツビジネスの展開が期待される地上デジタル放送に関し、2011年の全面移行に向け、アナログ放送でカバーしていた地域に確実にデジタル放送を送り届ける環境整備やデジタル受信機の全世帯への普及を促進するなど官民連携した取組を進める。	85				○	デジタル放送移行に向けて取組を強化することが必要。
			総務省	本年度は、地上デジタル放送への完全移行に向け、デジタル中継局の整備支援、辺地共聴施設の整備支援、全都道府県に展開したテレビ受信者支援センターによる丁寧できめ細かな相談対応等を実施。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	(2) 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する						
230	①通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する通信・放送の法体系の見直しについては、コンテンツの生産・流通・消費を最大化する方向で検討を行い、2010年を目途に結論を得る。また、通信・放送の法体系の見直しの状況を踏まえ、新たなコンテンツの創作への寄与等を考慮しつつ、利用者からみたサービスの形態に応じた、権利関係の規定の見直しや著作権接権の在り方の検討を2008年度から開始する。	85				◎	引き続き、通信・放送法制の検討を行う必要があるため。
			総務省	通信・放送の法体系の見直しについては、情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」において、具体的な制度の在り方の検討が進められ、2008年6月に「通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」、同年12月に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ」が取りまとめられ公表された。	B		
			文部科学省	文化審議会著作権分科会での検討課題として設定し、平成21年1月の同分科会報告書では、総務省の情報通信審議会での議論に留意しながら、時宜を逃さずに検討を行うこととされた。	A		
			経済産業省	米国における著作権接権関連契約に関する調査を実施した。	A		
231	②ネット検索サービス等に係る法的課題を解決する次世代をリードする情報の検索・解析・信憑性検証技術の開発・国際標準化による先進的な事業の出現を促進するとともに、ネット検索サービスが円滑に展開されるよう2008年度中に法的措置を講ずる。また、利用者に応じて、適した商品等の情報を提供するサービスが円滑に提供できるよう、利用者のプライバシーを保護しつつ利用者に関する情報を安心・安全に収集・蓄積・活用するための方策等について検討を行い、2008年度中に一定の結論を得る	85				○	ネット検索サービスの適法化については、著作権法改正案を提出。検索・解析技術の開発・国際標準化や先進事業の促進は、引き続き取り組むことが必要。
			総務省	・「電気通信サービスにおける情報信憑性検証技術に関する研究開発」として、①Webコンテンツの分析技術及び②意味内容の時系列分析技術の研究が開始され、一部の成果としての実証実験サイトの公開を行った。 ・国際標準化への活動としてWICOW2008において研究発表を行った。 ・日本国内では、総合科学技術会議 科学技術連携施策群 情報の巨大集積化と利活用基盤技術開発連携群の活動 ～情報爆発時代におけるソリューションと連携強化～シンポジウム（内閣府主催）においてデモ・パネル展示を行った。	A		
			文部科学省	文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、検索エンジンサービスを実施するために必要な複製等について、権利制限を講ずることが適当であるとの結論が示された。これを踏まえ、同年3月にこの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した。	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	・次世代をリードする情報の検索・解析技術の開発を実施するとともに、開発した技術に関して国際標準化方策について検討を実施した。 また、ネット検索サービスを適法化するための著作権法改正の議論に参加、文化庁に対して、業界の意見集約、条文案作成等事務作業等において積極的に協力した。 ・利用者のプライバシーを保護しつつ利用者に関する情報を安心・安全に収集・蓄積・活用するための方策について検討を行い、当該情報の匿名化技術の開発や匿名化の程度に関する指針、利用者の柔軟な希望に対応できる同意取得の方法など対応の方向性をとりまとめた。	B		
232	③コンテンツ配信に伴うサーバー上の複製行為等に係る法的課題を解決する コンテンツ配信の通信過程において端末やサーバー等で生じる一時的な蓄積について、通常の通信過程における機器の利用であって権利者の利益を不当に害しない場合は著作権法上権利を及ぼさない措置を導入するなど、一時的蓄積等に係る法的課題を解決するための検討を行い、2008年度中に法的措置を講ずる。	85 ～ 86				－	著作権法改正案が提出されたため。
			文部科学省	文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、通信を巡る蓄積等の行為について、法的安定性を確保するため、一定の範囲で権利制限を講ずることが適当であるとの結論が示された。これを踏まえ、同年3月にこの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した。	A		
233	④研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する(再掲) ネット等を活用して膨大な情報を収集・解析することにより高度情報化社会の基盤的技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発が促進されること等を踏まえ、これらの科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発については、権利者の利益を不当に害さない場合において、必要な範囲での著作物の複製や翻案等を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。	86				－	著作権法改正案が提出されたため。
			文部科学省	・文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、情報解析分野の研究開発目的での著作物利用について、一定の条件の下で権利制限を講ずることが適当であるとの結論が示された。これを踏まえ、同年3月にこの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した。	A		
234	⑤リパース・エンジニアリングに係る法的課題を解決する 革新的ソフトウェアの開発や情報セキュリティの確保に必要な範囲において、コンピュータ・ソフトウェアのリパース・エンジニアリングの過程で生じる複製・翻案を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。	86				◎	権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入と併せて検討するため。
			文部科学省	文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、相互運用性の確保や障害の発見等の一定の目的のための調査・解析について、権利制限を講ずる必要があることについては概ね意見の一致が見られたとされた。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
235	(3) デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を図るため、新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方、ネット上の違法な利用に対する対策強化等について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る。また、コンテンツ市場の拡大に向けて、既存のメディアにとらわれない新規事業の創出など、デジタル・ネット時代に対応した新たなビジネスモデルの構築に向けた取組を支援する。	86				◎	残された課題について検討を行う必要があるため。
			内閣官房	「デジタル・ネット時代における知財精度専門調査会」にて検討が行われ、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入についての提言等を含む報告書がとりまとめられた。	A		
			総務省	・情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において、放送コンテンツのネット配信等に関する権利処理の円滑化等について議論を行っているところ。 ・民間による権利処理の円滑化促進のために、放送コンテンツ等に係る権利情報データベースの構築、権利集約、公開等に関する実証を実施中。	B		
			文部科学省	文化審議会著作権分科会において、知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会 デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について（報告）の内容を聴取し、必要な議論を行った。 また、今後の検討に必要な基礎的な調査を実施した。	A		
			経済産業省	著作権者が改変を許諾した著作物を提供し、クリエイターが当該著作物を自由に改変・投稿できるサイトをインターネット上に構築し、二次著作物の商品化を図るとともにビジネスモデルの在り方を整理した。	A		
↓	2. 世界に目を向け、グローバルなビジネス展開を支援する						
↓	(1) 海外展開を促進する環境を整備する						
236	①海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける（再掲） 海外の動画共有サイトに掲載されている我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツを円滑に排除し、コンテンツの流通を促進するよう、2008年度において、日本のコンテンツ事業者が容易に排除を要求できる枠組みや技術的手段の導入などについて、官民挙げて対象国に要請するなどし、その結果を取りまとめる。	87				◎	二国間協議の中で、引き続き要請していく必要があるため。
			内閣官房	2009年2月に行われた第6回知的財産保護官民合同訪中代表団（ハイレベル）に参加し、中国に対しインターネット上における著作権侵害対策強化（信頼性確認団体による簡易手続きの確立）を要請した。	B		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、-)	理由
			総務省	他省庁と協力してインターネット上の海賊行為への対策に取り組んできたところ。海外の動画共有サイトに違法に掲載されている放送コンテンツについて、放送事業者等へのヒアリングを実施し、その被害状況や対策等について把握を行っているところ。また、違法コンテンツの排除ができる技術的手段の可能性について検証等の取組を検討中。	B		
			外務省	2008年10月の日中経済パートナーシップ協議その他の機会において、関係省庁とともに知財保護の強化を求めた。2009年2月に行われた第6回知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)に参加し、中国に対しインターネット上における著作権侵害対策強化(信頼性確認団体による簡易手続きの確立)を要請した。	B		
			文部科学省	官民合同訪中ミッションを派遣し、中国政府に対し、インターネット上の著作権保護に関する提案・要請をした。2008年6月 IIPPF実務レベル訪中ミッション参加(CODA) 2009年2月 IIPPFハイレベル訪中ミッション参加	A		
			経済産業省	2008年6月、コンテンツ業界単独による初の官民代表団を中国に派遣し、同国における「インターネット上における著作権侵害」の問題改善のため、国家著作権局に改善を要請するとともに、中国のコンテンツホルダーとのネットワーク構築を行った。また、2009年2月、国際知的財産保護フォーラムによるハイレベルの訪中代表団において、国家著作権局から日本レコード協会が信頼性確認団体に認められたことにより、インターネット上の違法コンテンツ削除要請に関する簡易な枠組みが構築された。	A		
237	②海外におけるコンテンツの規制緩和を働き掛ける 2008年度から、外国のコンテンツが国内に流通することを規制している国に対し、放送、映画、ネット配信事業などにおいて日本のコンテンツが適切に流通できるよう、規制緩和等必要な措置を求める。	87				◎	二国間協議において、議題として取り上げる等要請を行っていく必要があるため。
			総務省	2008年10月、日中経済パートナーシップ協議でコンテンツ規制緩和を中国側に申し入れた。	B		
			外務省	2008年10月、日中経済パートナーシップ協議でコンテンツ規制緩和を中国側に申し入れた。	B		
			経済産業省	2008年10月の日中経済パートナーシップ協議において、日本を含む外国製コンテンツの円滑な流通を促進し、海賊版の出回る余地を減らすために、参入規制の緩和、認可に係る審査期間の短縮化・審査基準の明確化を要望した。	B		
↓	③コンテンツの製作や流通のための国際的な連携を強化する						
238	i) コンテンツ産業のアジアでの連携を一層強化するよう、2008年度中に、アジア向けの中長期的な政策パッケージ「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定し、コンテンツの国際共同製作、人材ネットワークの構築、コンテンツの流通促進等を支援する。	87				◎	「アジア・コンテンツ・ビジネス・サミット」を開催する必要があるため。
			外務省	「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」の策定に際し、必要な協力を行った。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	2008年7月にアジア向けの中長期的な政策パッケージ「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定し、「アジア・コンテンツ・ビジネス・サミット」の開催等を提言。これを受け同年10月に「アジア・コンテンツ・ビジネス・サミットキックオフ会合」を開催。中国、韓国、シンガポール等6カ国・地域が参加し、同サミットの開催について合意。さらに、2009年3月に同サミット開催に向け第1回の実務者会合を開催。	A		
239	ii) 映画に関する国際的な連携を強化するよう、国際ルールの範囲内で、民間団体と海外諸国の団体との映画に関する協力覚書、合作協定、交流促進協定（相互の映画祭支援や映画人教育交流支援等）等の締結を支援するほか、既に締結されている国についても、その連携を一層強化するよう支援する。	87				○	フランスとの覚書を更新する等、映画に関する協力覚書の締結を行い、国際共同製作を促進する必要があるため。
			外務省	民間団体と諸外国の団体との間で協定等を結ぶ機会がなかった。	－		
			経済産業省	仏国のCNC（国立映画センター）と日本映像国際振興協会（ユニジャパン）における映画専門家の交流等の促進を目的とした協力覚書の締結（2005年5月）、中国電影合作制片会社と日本映像国際振興協会における両国の共同製作に関する覚書（2007年8月）に基づき、2008年10月の東京国際映画祭及び2009年3月のフランス映画祭において映画プロデューサーを対象とした国際共同製作に係るセミナー及びネットワーク交流会を開催した。	B		
240	④国際的な著作権制度の調和を推進するインターネット時代にふさわしい著作権制度の国際調和に向け、現在検討されている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の議論に積極的に貢献する。また、アジア諸国を中心に、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」への早期加入を働き掛けるとともに、途上国における著作権制度の普及・整備を支援する。	88				－	関係省庁において国際会議において積極的に議論に参加しているため。
			総務省	世界知的所有権機関（WIPO）著作権等常設委員会における新条約（「放送機関の保護に関する条約（仮称）」）の作成に関する議論に参画した。	A		
			外務省	著作権制度にかかる新条約の早期採択に向け、関係省庁と連携しつつ、WIPO著作権等常設委員会等における議論に積極的に参画。	A		
			文部科学省	視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の採択に向け、著作権等常設委員会（SCCR）等に積極的に参画した。	A		
↓	(2) コンテンツ産業のグローバルなビジネス展開を促進する						
	①コンテンツ事業者の国際競争力を強化する						
241	i) 日本のコンテンツ事業者のグローバル展開を加速するため、「コンテンツグローバル戦略」に沿って、国際共同製作の促進、人材ネットワークの強化、資金調達の拡大等の施策を推進するとともに、コンテンツ事業者が自ら主体的に取り組むことを促す。	88				－	今後は主に「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」に沿って施策を実施しているため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	「コンテンツグローバル戦略報告書」(2007年9月策定)において、コンテンツビジネスのアジアシフトが提言したところ。これを受け、2008年7月にアジア向けの中長期的な政策パッケージ「アジア・コンテンツ・イニシアティブ」を策定し、アジア地域のコンテンツ流通促進のため、「アジア・コンテンツ・ビジネス・サミット」の開催等を提言した。	A		
242	ii) 海外放送メディアのスポンサーとなり得る企業や放送事業者、番組制作者、関係省庁等による官民一体となった支援・協力体制を整備し、日本のコンテンツにとって効果的なウィンドウとなり得るチャンネルの時間枠などの新たな流通ネットワークを開拓・確保し、日本の放送コンテンツを継続して供給する仕組みを構築する。					○	現地における放送チャンネル枠を確保する等露出機会を確保する必要があるため。
			総務省	・ICT国際競争力会議デジタル放送分科会にてコンテンツ分野における海外展開の方策について検討を進めた。 ・情報通信審議会第5次答申(平成20年6月27日)を踏まえ、放送番組の国際共同製作をはじめとする海外展開を含めた放送コンテンツのマルチユースに向けた取組(AMDアワード等)を支援した。 ・官民一体となって国際ドラマフェスティバルを開催し、放送コンテンツのマーケット拡大、海外展開に向けた取組を実施した。 ・海外ウィンドウ確保に向けた取組を検討中。	B		
↓	②海外展開を支えるビジネス手法の確立を支援する						
243	i) 国際市場におけるコンテンツビジネスを促進するため、製作段階における海外展開を前提とした契約を促し、そのための契約ルールや契約慣行の確立を支援する。	88				－	関係省庁において積極的に支援しているため。
			総務省	・情報通信審議会第5次答申(平成20年6月27日)を踏まえ、放送番組の国際共同製作をはじめとする海外展開を含めた放送コンテンツのマルチユースに向けた取組(AMDアワード等)を支援した。 ・官民一体となって国際ドラマフェスティバルを開催し、放送コンテンツのマーケット拡大、海外展開に向けた取組を実施した。	A		
			文部科学省	平成18年度から実施している諸外国における映像コンテンツの二次利用に係る契約の実態調査につき、最終年度の本年度はイギリスとフランスの実態調査を行い、成果報告書を取りまとめた。	A		
			経済産業省	国際市場におけるコンテンツビジネス促進のための海外の法規制、税制及び契約ルール等に関する支援を実施した。	A		
244	ii) コンテンツ事業者の法務能力を向上するため、国際実務に精通するエンターテインメント・ロイヤー等との交流の場を設け、ライセンスビジネスの強化を推進する。	88				－	民間での取組が円滑に進んでいるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの国際共同製作に関して必要となる海外の会計・税制に関する調査事業を行った。</li> <li>・海外でのコンテンツ製作に対する資金調達手法や完成保証制度についての調査事業を行った。</li> <li>・エンターテイメント・ロイヤーを活用して、中国でのコンテンツライセンス契約書の雛形や注意する点についてまとめたレポートを作成した(2008年3月)。コンテンツ事業者に広く情報提供するため、ジェトロWEBサイトで公開し、また、エンターテイメント・ロイヤーを講師としたセミナーを開催した(2008年8月)。</li> <li>・2008年3月に、ジェトロとNPO法人エンターテイメント・ロイヤーネットワーク所属弁護士と意見・情報交換を実施した。</li> </ul>	A		
↓	③海外展開を目指すコンテンツ事業者を支援する						
245	i) 事業者が海外展開を戦略的に進めることができるよう、JETRO等を通じて、海外の市場動向、政策動向、法制度、商慣習、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報をセミナーの開催やホームページでの公開等により提供するとともに、JETRO等の海外拠点における企業相談などを実施する。	89				○	基礎データ等の整備を実施する必要があるため。
			総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送コンテンツの海外展開に当たって障害となる、インターネット上の不正流通に関し、海外の動画共有サイトに違法に掲載されている放送コンテンツについて放送事業者へのヒアリングを実施し、その被害状況や対策等について把握を行っているところ。</li> <li>・「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査研究」を行い、地上テレビ番組の海外展開の状況等を取りまとめるとともに、その結果をホームページ上で公表した。</li> </ul>	A		
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各在外公館では、現地の日本企業からの問い合わせや要望に積極的に対応した。具体的には、現地政府に対する行政・司法手続きは正の申入れ、事業の相手方とのトラブルを解決するための働きかけ等を必要に応じて行い、ビジネス環境の改善に努めるとともに、現地情報の入手や人脈形成への協力等、種々の支援を展開した。</li> </ul>	A		
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JETROが事務局を務めるコンテンツ海外流通促進機構の取組を積極的に支援した。</li> <li>・また、事業者の海外展開・権利執行支援として、我が国権利者が、海外で権利行使をする際に実践で役立つ「中国における著作権侵害対策ハンドブック2」を作成した。</li> <li>・その他、「ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック(イタリア共和国編)(平成19年度作成)を活用し、我が国権利者を対象としたセミナーを実施した。(国内3カ所)</li> </ul>	A		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツ海外流通促進機構の取組の支援を行い、コンテンツ企業の海外事業展開の促進や海外における海賊版被害の実態調査についての情報提供を行った。</li> <li>・コンテンツ国際共同製作事業の支援として、作品情報、キャスト・スタッフ情報、会社情報等の日本映画産業について、日本語・英語での情報提供を行った。</li> <li>・ジェトロ海外事務所を活用して、現地コンテンツ市場に関する情報を収集し調査レポートを作成した。</li> <li>・海外コンテンツ市場に関するセミナーや個別企業相談を実施した。</li> </ul>	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
246	ii) 海外におけるコンテンツの販路拡大への支援や日本文化についての国際的な理解を増進するため、コンテンツ海外流通促進機構への支援、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品の際に必要な字幕作成のための支援、映画やメディア芸術など我が国コンテンツの海外における定期的な展示会・上映会の開催等を行うほか、国際交流基金やODAを通じ、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信を支援する。	89				○	引き続き国際共同製作支援等を行う必要があるため。
			総務省	・発展途上国における教育放送の発展・普及に資するため、国際交流基金・ODAを通じて、我が国の良質な教育放送番組の英語等への吹き替え経費の補助を行い、発展途上国への提供を促進するなど、我が国のコンテンツの海外発信を支援した。 ・日本のテレビドラマの海外発信機会の拡大及び国際競争力の向上を目的とする「国際ドラマフェスティバル(第2回)」を共催し、海外の番組製作者等に対する表彰を行ったほか、放送コンテンツマーケットを展開し、コンテンツの海外販路拡大に向けた取組を実施した。	A		
			外務省	①国際交流基金を通じ、海外の日本映画祭や国際映画祭における日本映画上映に対し、国際交流基金本部・在外フィルムライブラリー所蔵の字幕付フィルムの提供を行った。 ②外務省(文化無償資金協力)及び国際交流基金(テレビ番組交流促進事業)のスキームを活用し、アニメ、テレビドラマ及び教育番組等のTV番組を相手国(又は申請テレビ局)に供与した。	A		
			文部科学省	国際文化交流を通じて、我が国の魅力ある文化を海外に発信し、相手国をひきつけることができる能力(ソフト・パワー)をさらに強化するため、2005年度からアニメ、マンガ、コンピュータゲーム等我が国が得意とするメディア芸術分野等で、諸外国の芸術家等とのワークショップを通じた人材育成やコンテンツの共同制作などの支援を行っている。 事業開始年度である2005年度からこれまで、メディアアート、マンガ、演劇分野等につき12件のワークショップ事業等を実施した(2008年度は3事業実施)。 2009年度においても、メディア芸術分野等における取組を推進すべく委託事業を実施予定。(事業対象、件数とも未定)	A		
			経済産業省	2008年度は、カンヌ国際映画祭見本市を始めとした国際見本市への出展支援を実施した。 10月には東京国際映画祭に併せてコンテンツ国際取引マーケット実施。また、放送事業者の祭典である国際ドラマフェスティバルとの連携を図り、映画を始め、放送コンテンツ等の幅広いコンテンツに関するビジネスマッチングの機会を創出した。 コンテンツ海外流通促進機構は、香港・中国・台湾の取締執行機関と共同で日本コンテンツの取締活動を実施。 2005年1月から2009年1月までの間で、合計7298件の摘発を行い、合計530万枚の海賊版DVD等を押収し、2317名を逮捕。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
	④取引市場の機能を強化する						
247	i) グローバルなビジネス展開を加速するため、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」、「東京国際映画祭」等の海外のバイヤーが集まる各種イベントにおいて、見本市や国際シンポジウムを充実させるなどして、取引市場の機能を強化する。 また、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を効率的かつ効果的に開催するよう、関係者の意見を踏まえつつ、観光、ファッション、食などのコンテンツ関連分野との連携や既存のイベント・見本市との連携・融合を促進するとともに、開催期間、会場、広報の在り方などを見直し、一層の運営強化を図る。	89				◎	JFWとの連携等、コフェスタを強化する必要があるため。
			総務省	日本のテレビドラマの海外発信機会の拡大及び国際競争力の向上を目的とする「国際ドラマフェスティバル(第2回)」を共催し、海外の番組制作者等に対する表彰を行ったほか、放送コンテンツマーケットを展開し、コンテンツの海外販路拡大に向けた取組を実施した。	A		
			外務省	「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」実行本部から希望があった83公館にポスターとチラシを送付し、広報に協力した。	A		
			文部科学省	「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の中で「文化庁映画週間」を開催するとともに、東京国際映画祭において、「文化庁映画賞贈呈式」、「同記念上映会」、「全国映画祭コンベンション」等を実施した。	A		
			経済産業省	「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を実施し、「東京国際映画祭」のマーケットである「コンテンツ国際取引マーケット(TIFFCOM)」と「国際ドラマフェスティバル」の連携イベントを通じ、マーケット機能の強化を図り、過去最高の入場者数、出典団体数等を記録した。	A		
			国土交通省	ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、放送、映画等のコンテンツを活用し、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となって展開。また、海外で実施される旅行博において「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」のPRや、プロモーションDVDを放映するなどの連携・協力を行った。	A		
248	ii) 海外の人の日本のコンテンツに対する関心を高め、取引市場の拡大につなげるため、海外のコンテンツ事業者等が日本のコンテンツを容易に理解できるよう、国内で開催される見本市や映画祭などの国際イベントにおけるイベント進行や広報パンフレットに加え、コンテンツ関連情報データベースについても、英語を始めとする多言語化を促進する。	89				－	関係省庁や関係団体において、進展しているため。
			総務省	「国際ドラマフェスティバル」において、英語版の広報パンフレットを作成するとともに、イベント進行を英語でも行った。	A		
			外務省	国内においてイベントを実施する機会がなかった。	－		
			文部科学省	「メディア芸術プラザ」、「全国ロケーションデータベース」の英語化を引き続き推進した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」のwebサイトにおいて、日本語、英語、中国語による3カ国語のサイト運営を行うとともに、同イベントのパンフレットを日本語、英語の2カ国語により発刊している。 また、コンテンツのデータベースポータルサイトである「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」では、日本語、英語の2カ国語によりサイトを構築している。	A		
249	⑤コンテンツの国際共同製作を促進する コンテンツの国際共同製作を支援するため、日本映像国際振興協会（ユニジャパン）やJETROなどを通じて、国内における法務、資金調達等をテーマとしたセミナーの開催、海外の映画祭におけるマッチング支援、海外への情報提供等に対する支援を行う。	90				○	国際共同製作は、海外展開に向けた重要な施策であり、引き続き支援する必要があるため。
			経済産業省	ロッテルダム国際映画祭、ベルリン国際映画祭、香港国際映画祭、カヌ国際映画祭、上海国際映画祭、釜山国際映画祭、トロント国際映画祭へ国内映像制作者（プロデューサー）を派遣し、我が国コンテンツの積極的PRのためのワークショップを開催した。 第21回東京国際映画祭において、セミナー・プロデューサーワークショップを開催。国際共同製作のための海外映像制作者との企画マッチングの場を設けた。 「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」において、国際コンテンツ人材交流・育成セミナーを開催し、世界的に活躍しコンテンツ産業を検診するトップクリエイターを招いてセミナー・ワークショップを開催した。	A		
↓	3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する						
↓	(1) コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する						
250	①デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する 放送事業者と権利者団体間の契約ルールの策定やコンテンツ関連情報の集約化など2007年度中に一定の結論が得られた事項については実施に向けた取組を支援するとともに、権利処理の円滑化等のデジタルコンテンツの流通に関する課題や国際的枠組みについて引き続き検討を行い、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備し、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。	90				◎	引き続き、コンテンツの流通促進方策についての契約ルール作りや、権利処理の状況を踏まえた多角的観点からの検討が必要のため。
			総務省	・情報通信審議会第5次中間答申（平成20年6月27日）を受けて、放送コンテンツ権利情報データベースの構築に向けた取組を実施。初年度である本年度は、番組制作者や権利者団体が製作・著作をもつコンテンツに関するデータベース（プロトタイプ）を構築等実証を実施中。 ・情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 において、放送コンテンツのネット配信等に関する権利処理の円滑化等について議論を行っているところ。	A		
			外務省	・デジタルコンテンツの流通を促進する法制度の整備にかかる課題について、関係省庁と協力しつつ、必要な検討を行った。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	・(社)日本芸能実演家団体協議会による過渡的受け皿の運用や、創作者団体協議会によるポータルサイトの構築、著作権情報集中処理機構の設立等に際し支援を行った。 ・文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、①コンテンツの二次利用に関する課題として、権利者不明の場合の利用の円滑化、②インターネット等を活用した創作・利用に関する課題として、関連の権利制限規定の見直し、③権利者が安心してインターネットにコンテンツを提供するための環境整備としての海賊版の拡大防止策の三点を速やかに実施すべきとの結論が示された。これを踏まえ、同年3月にこれらの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した。	A		
			経済産業省	・著作権者が改変を許諾した著作物を提供し、クリエイターが当該著作物を自由に改変・投稿できるサイトをインターネット上に構築し、二次著作物の商品化を図るとともにビジネスモデルの在り方を整理した。	B		
251	②利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する i) コンテンツの利用を円滑化するため、次の事項について2008年度中に法的措置を講ずる。 a) 権利者不明のコンテンツの利用を円滑に進めるための対策 b) 違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し c) 障害者による著作物の利用促進のための権利制限規定の整備 また、著作物のライセンスの保護等の在り方、いわゆる間接侵害の明確化、法定損害賠償及び複数の権利者が関わるコンテンツに関する望ましい権利行使の在り方等について、2007年度の検討成果を踏まえてさらに検討を進め、2008年度中に結論を得る。	90				◎	文化審議会で検討し、一定の結論を得たため。権利者不明の対策や間接侵害については、引き続き検討する必要があるため◎。
			文部科学省	・文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、a)、b)、c)については、一定の範囲で法的措置を講ずるべきとの結論が示された。これを踏まえ、同年3月にこれらの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した。 その他の課題についても、文化審議会著作権分科会において必要な検討を行った。	A		
252	ii) eラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえ、2008年度中に結論を得る。	90～91				○	関係者からの要望があり、検討を行うことが必要である。
			文部科学省	・文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、引き続き、関係者からの具体の提案や関係者間の協議の進捗状況等も踏まえ、適宜検討を行うこととされた。	A		
253	iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。	91				○	関係者からの要望があり、検討を行うことが必要である。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	・文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、権利制限を行うことの正当性の有無や国際条約との関係等について、医薬品等の製造販売業者の文献提供の実態等を精査しつつ、引き続き検討を行うこととされた。	A		
			厚生労働省	関係省庁及び製薬企業団体と連携して、文化審議会著作権分科会において要検討事項とされた事項の検討に協力した。	B		
254	iv) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2008年度中に一定の結論を得る。	91				○	関係者からの要望があり、検討を行うことが必要である。
			文部科学省	・文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において、保護期間の在り方について検討を行い、2009年1月、同小委員会での議論は今期で終了し、今後の文化支援施策の在り方等を踏まえて、著作権法制全体として保護と利用のバランスの取れた結論が得られるよう検討を続けることが適当であるとする同分科会報告書が取りまとめられた。	B		
255	③放送コンテンツの二次利用に関する契約締結を促進する 2007年度に放送コンテンツの関係者間で合意された「放送番組における出演契約ガイドライン」が実際の制作現場において実効性を持って運用されるよう、関係業界における周知徹底を図るための取組を支援するとともに、マルチユースを進めるための関係者間の契約ルールづくりを促進する。	91				－	ガイドラインの周知が徹底されたとともに、総務省において検討が行われ、ルール整備が進んだため。
			総務省	情報通信審議会第5次中間答申を踏まえ、放送事業者等関係者の協力の下、マルチユースに意欲ある製作者からの企画を募集し、優れた企画を選定・表彰する取組(AMDアワード)を支援した。	A		
			文部科学省	平成18年度から実施している諸外国における映像コンテンツの二次利用に係る契約の実態調査につき、最終年度の本年度はイギリスとフランスの実態調査を行った。本年度内に成果報告書を取りまとめる予定。	A		
			経済産業省	米国における著作隣接権関連契約に関する調査を実施した。	A		
256	④私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る 2007年度における検討の成果を踏まえ、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ見直しを進め、私的録音録画補償金制度の見直しについて2008年度中に結論を得る。	91				－	文化審議会において検討し、一定の結論を得たため。
			文部科学省	文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会において、私的録音録画補償金制度の抜本的見直しなどの課題について検討を行い、2009年1月、同小委員会での議論は今期で終了し、関係者が忌憚のない意見交換ができる場などで関係者の合意形成をめざすことも必要とする同分科会報告書が取りまとめられた。	B		
			経済産業省	・文化審議会における検討状況等を踏まえつつ関係者と検討を進めてきたところであり、引き続き検討を行う。 ・「コンテンツ取引と法制度のあり方に関する研究会」(平成20年9月～)において、クリエイターの創造環境について検討中。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
257	⑤技術革新のメリットを享受できるプロテクションシステムの採用を促す コンテンツの流通を促進するに当たり、技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにするとの観点も踏まえ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護を図り、あわせてコンテンツビジネスが拡大するように、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するため、以下の取組を進める。 a) デジタル放送のコンテンツ保護に関するルール及びその担保手段の在り方について、権利者が安心してコンテンツを提供できる環境整備の観点やユーザーにとっての使いやすさへの配慮等を踏まえて検討を行い、2008年度中に一定の結論を得る。 b) 民間事業者において動画配信サービス等のプロテクションシステムを検討する場合は、権利者が安心してコンテンツを提供できる環境やユーザーの使いやすさに配慮したルールの採用を奨励する。	91 ～ 92				◎	総務省、経済産業省で現在検討が行われているところであり、その結論を得る必要があるため。
			総務省	情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において、デジタル放送のコンテンツ保護に関するルール及びその担保手段の在り方について審議を行っているところ。	B		
			文部科学省	情報通信審議会地上デジタル放送推進に関する検討委員会にオブザーバーとして出席する等、関係者間の協議等を支援した。	A		
			経済産業省	・情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会に参加し、関係者と検討を進めてきたところであり、引き続き検討を行う。 ・「コンテンツ取引と法制度のあり方に関する研究会」(平成20年9月～)において、不正流通対策について検討中。	B		
↓	⑥違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する(再掲)						
258	i) 2008年度から、Winny等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。	92				◎	警告メールの送付等の取組を引き続き支援する必要があるため。
			警察庁	警察庁の主催する総合セキュリティ対策会議の報告書を受け、警察庁は、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」の発足に協力し、平成20年5月に同協議会は発足した。それ以降、警察庁はオブザーバーとして参加しており、取組推進への必要な助言を行っている。	B		
			総務省	「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」にオブザーバーとして参加し、その活動を支援しているところ。	B		
			文部科学省	ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会にオブザーバーとして出席する等、関係者間の協議等を支援した。	B		
259	ii) ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯に対し、著作権団体との連携を強化し、効果的な取締りを実施する。	92				◎	サイバー犯罪の取締りを強化する必要があるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			警察庁	著作権団体からの相談を端緒に、著作権者の許諾を受けずに、ファイル共有ソフト「Winny」を使用して、外国映画の情報に日本語字幕を付して放流していた被疑者を逮捕するなど、効果的な取締りを実施した。	A		
260	iii) コンテンツ提供事業者に対し、適法配信サイト識別マークの付与や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促す。	92				◎	技術的手段の可能性についての検証等の取組が行われているところであり、その推移を引き続き注視する必要があるため。
			総務省	海外の動画共有サイトに違法に掲載されている放送コンテンツについて、放送事業者へのヒアリングを実施し、その被害状況や対策等について把握を行っているところ。また、違法コンテンツの排除ができる技術的手段の可能性について検証等の取組を検討中。	B		
			文部科学省	適法配信サイト識別マークについて、必要に応じて、関係者への助言を行った。	B		
			経済産業省	日本レコード協会が実施しているエルマークの広報を支援している。 また、自動動画検索技術を用いてインターネット上の海賊版動画の被害実態を可視化及び数値化することで現状を把握すると同時に、検出された動画について削除申請を行った際の有効性について追跡調査を行った。	A		
261	⑦青少年を有害情報から守るための取組を奨励・支援する 有害なコンテンツから青少年を守るため、フィルタリングシステムの構築など業界の自主的な取組を促進するとともに、学校関係者、保護者、関係業界に対する広報啓発活動や連携強化を促進する。	92				－	すでに関連施策が関係各省において円滑に実施されているため。
			警察庁	フィルタリングの利用促進のため、非行防止教室等において各種啓発活動に従事する警察職員への教養DVD及びフィルタリングの利用を推奨するための一般広報用リールレットを作成し、各都道府県警察に送付した。	A		
			総務省	平成20年4月、総務大臣から携帯電話事業者等に対して行ったフィルタリングサービスの改善等に関する要請を受けて、各携帯電話事業者等において、利用者の選択肢を増やすサービスの提供が促進された。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年8月・10月に、青少年を有害情報環境から守るための国民運動の一環として、「ネット安全安心全国推進会議」を開催し、全国規模の学校関係団体やPTA、通信関係団体など関係業界・団体の連携強化を図った。</li> <li>・2008年9月に携帯電話利用に際しての有害情報意識啓発DVD「ちょっと待って、ケータイ」を、各都道府県教育委員会・市町村教育委員会へ配布し、有害情報に対する意識啓発の向上を図った。</li> <li>・2009年1月に、「ネット安全安心全国推進会議」の取組の一つとして、「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催し、国や地域で実践してきた取組の紹介や問題の解決について考える機会を提供した。</li> <li>・2009年2月携帯電話のインターネット利用に関する子ども向けリーフレットを全国の小学校6年生に配布し、有害情報に対する意識啓発の向上を図った。</li> <li>・2009年2月に文部科学省、内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省と合同で、青少年におけるフィルタリングの普及促進その他のインターネットの適切な利用を推進するため、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼した。</li> <li>・2009年2月携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレットをPTA団体・都道府県教育委員会等へ配布し、親子でのルールづくりを促した。</li> <li>・教職員、保護者、児童等に対する普及啓発活動である「e-ネットキャラバン」を実施した。平成21年度も実施する予定である。</li> </ul>	A		
			経済産業省	業界の自主的な取組の促進に資するべく、コンテンツの格付け基準の策定を支援するとともに、パソコンメーカー等への要請を実施し、パソコン等におけるフィルタリングの搭載等の取組を促進している。	A		
↓	(2) 市場の透明性を確保し、取引機会を拡大する						
262	①コンテンツ関連情報を集約化する 今後整備が予定されている権利者情報に関するデータベース（「創作者団体ポータルサイト」）及び放送コンテンツの権利情報に関するデータベースやコンテンツの作品情報に関するデータベース（「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」）の内容の充実に向けた取組を支援するとともに、これらのデータベースが一体として機能するよう、2008年度中に関係者の連絡協議の場を設置し、データベース運用主体間の連携を図る。	93				◎	これら3つのデータベースを基に、総合的なコンテンツ取引システムを構築する必要があるため。
			内閣官房	コンテンツ情報の整備に関する連絡会議を開催し、関係者間で情報交換及び連絡調整等を行った。	A		
			総務省	情報通信審議会第5次中間答申（平成20年6月27日）を受けて、放送コンテンツ権利情報データベースの構築に向けた取組を実施。初年度である本年度は、番組製作者や権利者団体が製作・著作をもつコンテンツに関するデータベース（プロトタイプ）の構築等実証を実施中。	A		
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創作者団体ポータルサイトの設立に際し助言を行うとともに、コンテンツポータルサイト運営協議会に参加し、支援を行った。</li> <li>・「日本映画情報システム」を「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」に反映させるため、関係団体との協議を行った。</li> </ul>	A		
			経済産業省	クリエイターが集まるサイトを通じて投稿作品を応募し、採用された作品のグッズの商品化を図るとともに、当該権利情報を「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」で管理することとし、当該データベースの内容の充実を図った。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
263	②ジャパン・コンテンツ・ショーケースを支援する登録件数が少ない分野への協力を呼び掛けるとともに、サイトの利用状況等を検証し、大手コンテンツホルダー以外の者からも登録を働き掛けるなどその運用の拡大やその国際化を支援する。	93				◎	コンテンツ・ショーケースの在り方も含め、総合的なコンテンツ取引支援システムを構築する必要があるため。
			総務省	放送コンテンツ権利情報データベースの構築に向けた取組を実施するに当たり、映像産業振興機構のジャパン・コンテンツ・ショーケース等他のデータベースの取組との連携についても検討を行った。	A		
			文部科学省	・「日本映画情報システム」を「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」に反映させるため、関係団体との協議を行った。 ・コンテンツポータルサイト運営協議会に参加し、支援を行った。	A		
			経済産業省	ジャパンショーケースへの登録を呼びかけ、当該データベースの内容の充実を図った。	A		
	③放送コンテンツの取引市場を整備する						
264	i) 放送コンテンツの国際競争力を更に強化し、その成果をクリエイターや視聴者に還元していくために、放送コンテンツの権利内容や交渉窓口等に関する情報の集約・公開等により、オープンで透明な放送コンテンツの取引市場を形成するとともに、これらに関するルール、制度の在り方等について検討し、2008年度中に結論を得る。	93 ～ 94				－	一定の結論を得たため。
			総務省	情報通信審議会第5次答申(平成20年6月27日)を受けて、放送コンテンツ権利情報データベースの構築に向けた取組を実施。初年度である本年度は、番組製作者や権利者団体が製作・著作を持つコンテンツに関するデータベース(プロトタイプ)を構築等実証を実施中。	A		
265	ii) 我が国の放送コンテンツの市場を拡大するため、我が国の放送コンテンツに関する取引を海外事業者も含めて集中的に行うための取引市場の創設を検討し、2008年度中に結論を得る。					◎	放送コンテンツの取引市場の形成を含め、総合的なコンテンツ取引支援システムを構築する必要があるため。
			総務省	情報通信審議会第5次中間答申(平成20年6月27日)を受けて、放送コンテンツ権利情報データベースの構築に向けた取組を実施。初年度である本年度は、番組製作者や権利者団体が製作・著作をもつコンテンツに関するデータベース(プロトタイプ)を構築等実証を実施中。	A		
266	iii) 自ら資金調達を行い多様な取引市場にコンテンツを提供する意欲のある製作者を募り、これらに対して新たな取引の機会を提供する実証実験を2008年度中に実施し、その効果の検証等を行うとともに、その取組を促進し、放送コンテンツ取引の活性化を図る。					－	総務省において実証実験が行われたため。
			総務省	情報通信審議会第5次中間答申を踏まえ、放送事業者等関係者の協力の下、マルチユースに意欲ある製作者からの企画を募集し、優れた企画を選定・表彰する取組(AMDアワード)を支援した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
267	iv) 放送コンテンツに係る製作取引の現状を検証するとともに、当該分野における適正な製作取引のガイドラインの策定、当該ガイドラインのフォローアップ体制整備など、より適正な製作取引の実現に向けた具体策の検討を行い、2008年度中に結論を得る。					○	新たなガイドライン等を踏まえ、適正な取引が徹底されているかどうか引き続き注視する必要があるため。
			総務省	2009年2月、放送コンテンツ分野におけるより透明で公正な製作取引の実現のため「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定した。	A		
268	④弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する 消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。	94				○	再販制度の在り方については、社会的関心も高く、引き続き、注視する必要があるため。
			公正取引委員会	関係業界における再販契約の弾力的な運用の取組等、著作物の流通についての意見交換を行うため、平成20年6月19日に「著作物再販協議会（第8回会合）」を開催し、非再販商品の発行・流通の拡大及び価格設定の多様化等の流通・取引慣行の是正を推進することを提案するとともに、関係業界の流通・取引慣行の現状を公表した（平成20年7月24日公表）。 また、弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を妨げるような独占禁止法上問題となるおそれのある行為が行われないうよう、監視を行った。	A		
			文部科学省	今後も必要に応じ、引き続き、関係団体等との意見交換を実施する。	A		
			経済産業省	関係団体等間で、時限再販制度について意見交換を行った。	A		
↓	(3)スピーディーな権利処理を実現するための環境を整備する						
269	①集中管理を拡大する 権利者に対し利用実態に応じた適正な利益を還元する著作権等管理事業者の取組を支援するとともに、権利委任者の拡大・対象となる権利の範囲拡大による集中管理事業の拡大を支援する。	94				○	集中管理のカバー率が十分ではない分野がまだあるため。
			文部科学省	実演及びレコードの一任型管理事業の拡大を促すための支援を行った。	A		
270	②グローバルな流通に対応したコード付与を促進する コンテンツのグローバルな流通を促進するため、既存の国際標準化されたコンテンツIDの普及やコンテンツIDの新たなコード体系の策定・普及に向けた関係者の自主的な取組を促進する。	94				◎	コンテンツIDの普及を引き続き支援する必要があるため。
			総務省	情報通信審議会第5次中間答申（平成20年6月27日）を受けて構築を進めている放送コンテンツ権利情報データベースにおいては、共通のIDとして、デジタル時代の著作権協議会（CCD）が提案したCCD IDモデルを利用することとしている。	A		
			文部科学省	デジタル時代の著作権協議会（CCD）にオブザーバーとして出席する等、関係者間の協議、取組等を支援した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	民間運営のインターネットサイトを通じて、クリエイターの投稿作品にコンテンツID及び利用条件を記した許諾コードを付与するとともに、投稿作品の製品化に際しては当該情報をQRコードとして付与する事業を実施した。当該作品を利用したいユーザーは、許諾コード及びQRコードから利用条件を確認し、利用許諾の手続を行った。	A		
271	③音楽のネット配信に対応した権利処理を改善する音楽のネット配信市場の拡大に伴い急激に増加した権利処理手続が効率的に行われるよう、楽曲コードの付与作業や照合作業等に必要な作業を集中的に処理する第三者機関が2008年度中に設立されるよう支援する。	94				◎	設立された第三者機関のその後の運営状況を把握し、引き続き支援する必要があるため。
			総務省	著作権情報集中処理機構の設立の支援を行った。	A		
			文部科学省	著作権情報集中処理機構の設立の支援を行った。	A		
			経済産業省	著作権等管理事業者、音楽配信事業者等との意見交換の結果、第三者機関が2008年3月に設立された。	A		
272	(4) 国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用を進める 国立国会図書館において行われている貴重な図書等のデジタル化やインターネット情報資源等を収集保存し、ネット上で一般ユーザーの利用に供する取組について、その促進が図られるよう一層の連携を進める。 このため、権利者の経済的利益や出版ビジネスとの関係を考慮しつつ、国立国会図書館における蔵書のデジタル化の推進に必要な法的措置を2008年度中に講ずるとともに、国立国会図書館と他の図書館等との連携や図書館等利用者への資料提供の在り方については、関係者間の協議を促進し、2008年度中に一定の結論を得る。	95				◎	文化審議会において検討し、一定の結論を得たため、制度的対応については済み。ただし、アーカイブ化については引き続き支援が必要。
			文部科学省	・文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成21年1月の同分科会報告書では、国立国会図書館においては、その所蔵資料の滅失、損傷、汚損を避けるため、納本後直ちに電子化できるようにする必要があるとの結論が示された。これを踏まえ、同年3月にこの内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、平成21年通常国会に提出した。 ・なお、電子化された資料は多様な利用が可能となるため、館内閲覧やコピーサービスのルールについては引き続き関係者間で協議を続けていく。	A		
↓	4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する						
↓	(1) 創造活動を支える環境を整備する						
273	①コンテンツ制作に対する投資を促進する 一般投資家からの投資を促進し、多様な資金調達を行うことができる環境づくりを促すため、金融商品取引法、信託制度、L P S (投資事業有限責任組合) 制度やL L P (有限責任事業組合) 制度など各種金融支援制度の更なる周知を行うとともに、コンテンツへの投資促進に必要な評価手法の確立の取組を促すなど投資市場の活性化を支援する。	95				－	各種制度の充実が図られたため。
			金融庁	金融庁ウェブサイト内における信託業法の情報発信ページ(16年改正信託業法の施行に伴い作成されたもの)について、掲載内容を拡充。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	LPSを活用したコンテンツファンド創設やLLP創設に際しての個別相談に応じるなど、各種金融支援制度の普及に努めている。	A		
274	②コンテンツ制作現場の環境を改善する コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備するため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正かつ迅速に運用するとともに、下請取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決(ADR)、下請適正取引ガイドラインの普及啓発を進め、下請取引の適正化を図る。	95				○	
			公正取引委員会	コンテンツの作成委託を主に行っていると思われる親事業者及びその下請事業者に対して書面調査を行うとともに、下請法違反行為に対し厳正かつ迅速に対処した。また、下請法に係る事業者等(コンテンツ制作に携わるものを含む)からの相談に適切に対応するとともに、コンテンツ業界の団体が主催する下請法の講習会に講師を派遣する等、下請法の普及啓発に努めた。	A		引き続き下請法及び独占禁止法の適切な運用を図る必要があるため。
			総務省	2009年2月、放送コンテンツ分野におけるより透明で公正な製作取引の実現のため「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定した。	A		
			経済産業省	・経済産業省ではコンテンツ制作現場含む下請事業者の利益保護のため、下請代金法による取締りを強化し、第3四半期において、約10万社に対して、書面調査を実施し、831社に立入検査を実施した結果、1,653件の改善指導等を実施し、約11.1億円を下請事業者に返還させた。  ・経済産業省では、中小企業者からの様々な相談に対応するため、4月より全国48ヶ所に「下請かけこみ寺」を設置するとともに、裁判外紛争解決手続なども実施し、3,217件の相談が寄せられた。 さらに、きめ細やかなるに対処するための相談体制の拡充として、全国の「下請かけこみ寺」において、弁護士による無料相談を11月17日より実施し、235件の相談が寄せられた。	A		
275	③税制上のインセンティブを周知・検討する 個人や法人によるコンテンツの制作への資金拠出を円滑化するため、これまでに講じられた税制上の措置の周知を図るとともに、制度の利用状況等を踏まえ、その在り方を検討する。	95 ～ 96				○	税制上の措置に係るコンテンツ業界の関心が高いため。
			総務省	コンテンツの海外展開促進に関する調査研究等を実施し、海外展開への税制優遇措置の要望を把握するとともに、ICTビジョン懇談会等において、コンテンツの新たな資金調達手段等を検討した。	A		
			文部科学省	各種広報資料により制度改正内容の周知を図りつつ、寄附の実態調査を実施するなど、寄附の促進にむけて税制のあり方に関する検討をおこなった。	A		
			経済産業省	個別の問い合わせに対応するとともに、制度の状況を踏まえ、検討を行った。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	④フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する						
276	i) 日本と海外のフィルムコミッションの連携を促進するとともに、各地のロケーションに必要な情報をインターネット上に集約した「全国ロケーションデータベース」について、外国語版を含め一層の活用を進める。また、2008年度から、海外からのロケ受け入れに際しての一元的窓口として「ジャパンフィルムコミッション」の設立に向けた取組を支援し、日本の有望なロケ地の海外への発信を強化する。	96				○	ロケーションの更なる活用を促す必要があるため。
			文部科学省	「全国ロケーションデータベース」の海外を含めた一層の活用を推進する観点から、機能改修及び英語化を行った。	A		
			経済産業省	映像制作者がロケーションをスムーズに実施できるような環境づくりを模索するため、ロケに必要な諸手続、コンテンツを用いた地域活性化のあり方等について、今後ロケーション受入を地域振興につなげたいと考える地域にとってのモデルとなるべく、地域でコンテンツを利用した地域振興事業を実施。	A		
277	ii) 全国の関係行政機関等に対し、映像制作のための道路や公的施設の円滑な利用についての理解増進に向けた働き掛けを行うとともに、国の施設を活用したロケーションが行われるよう基準を整備する。また、東京国際映画祭においてロケーションマーケットを実施する。	96				○	ロケーションの更なる活用を促す必要があるため。
			文部科学省	「全国ロケーションデータベース」の整備のほか、東京国際映画祭において、ジャパン・ロケーション・マーケット2008の共同企画として「全国フィルムコミッション・コンベンション」を実施し、映像制作を通じた地域振興及び施設等の利用についての理解増進に向けた働きかけを行った。	A		
			経済産業省	これまで東京国際映画祭において、ロケーションマーケットを開催し、地域振興事業の中間報告を行うとともに、全国から集まる制作者等に地域でのロケーション受入れに関する取組状況について広く情報を提供、意見交換を行った。第21回の東京国際映画祭では、地域資源を活用した新たなビジネスモデルの方策についてシンポジウムを実施し、国際的に通用するロケ受け入れの人材育成、地域と国内外のコンテンツ制作者の交流、国内外に向けた日本の魅力的なロケーション情報の発信を行った。	A		
			国土交通省	地域のフィルムコミッションの活動を支援するとともに、その活動について広く周知広報を行った。	A		
278	⑤地域のコンテンツ産業を振興する 海外からの積極的なロケーションの受入れ、地域での創作環境向上のためのイベントの開催、地域の産業及びコンテンツの連携のための方策を検討するとともに、地域とコンテンツが一体となった取組を支援する。また、地域コンテンツの制作、流通の仕組みづくりを検討することで、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業を振興する。	96				◎	ソフトパワー産業の成長のために地域のコンテンツ産業を振興する必要があるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			総務省	ユビキタス特区「マルチワンセグメントサービスの開発・実証」を実施し、2008年7月の北海道洞爺湖サミットにおいては携帯電話向けに一部のセグメントで北海道民放各局の地上デジタル放送を提供したほか、同年12月の札幌地下街での実験では商店街の情報など地域コンテンツの提供を行った。	A		
			経済産業省	「コンテンツ活用型地域振興事業」を実施し、地域のコンテンツを積極的に発信するためのマーケットの開催などにより、地域のコンテンツ産業の振興を図った。また、コンテンツと観光との連携など、コンテンツの活用を地域の活性化に結びつける取組を支援した。本年度は、緊急経済対策として「地域資源活用型新規産業創造事業費補助金」を実施し、地域資源を活用した映像コンテンツの製作を支援し、国内外からの観光誘致や直接投資の増加を図った。	A		
279	⑥映像産業振興機構の活動を支援する映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構が行う活動を支援する。	96				○	映像産業振興機構の活動を引き続き支援し、その状況を注視する必要があるため。
			総務省	放送コンテンツ権利情報データベースの構築に向けた取組を実施するに当たり、映像産業振興機構のジャパン・コンテンツ・ショーケース等他のデータベースの取組との連携についても検討を行った。	A		
			文部科学省	「アジアにおける日本映画特集上映事業」及び「短編映画作品製作による若手映画作家育成事業」を委託し、同機構と協力して事業を実施した。	A		
			経済産業省	国際的に活躍するプロデューサーを育成するため、V I P Oが行っているインターンシップ事業に映像プロデューサーを希望する学生約40名をインターンに派遣)を支援した。	A		
↓	(2)コンテンツの創作を支える技術開発を促進する						
280	①ソフトとハードの連携による新しい技術の開発を促進する 技術戦略マップ2008(コンテンツ分野)の策定を踏まえ、日本の優れたコンテンツ制作技術等の戦略的な活用・研究開発・実証実験等を行い、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」などの場において、CGなどソフト・ハードの連携に資する技術についての情報発信を行う。	97				○	引き続きコンテンツ関連技術の研究開発を促進する必要があるため。
			経済産業省	「CEATEC JAPAN 2008」において、コンテンツクリエイターとハード・ソフト等事業者とのコラボレーションに焦点を当てた特別企画展を開催した。	A		
281	②世界をリードするコンテンツ関連の技術開発を促進する デジタル・ミュージアム等の公開・展示技術や高精細度画像関連技術等、先進的なコンテンツ制作や新たな表現及び流通の実現をもたらし得る先端技術の研究開発を促進する。	97				○	引き続きコンテンツ関連技術の研究開発を促進する必要があるため。
			総務省	高画質・高機能のデジタルテレビ端末に向けて、マルチキャスト、VOD等の配信形態により映像コンテンツの配信を実現するIPTV伝送技術に関する実証実験を行った。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	「デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進」事業を平成21年度に立ち上げるため、新規で一億円の予算を措置した。これに基づき来年度は、委託事業においてデジタル・ミュージアムの概念及びシステムに関する詳細な調査検討を行い、研究開発計画の具体化を行う予定。	A		
			経済産業省	2007年度より、大型ディスプレイの低消費電力化を実現するための基盤技術の開発を行っている。	A		
282	③科学技術とコンテンツ創造の融合を促す デザインやコンテンツ等に係る工学分野と芸術分野との融合領域における知的創造活動を促進するため、クリエイターと科学技術者が知識やアイデアを交換できる場を構築するとともに、分野間の連携の下でメディア芸術に関する基盤的な研究開発及び人材育成を支援する。	97				○	工学分野と芸術分野との融合領域における創造活動の支援が必要なため。
			文部科学省	メディア芸術制作者に先進的な表現手法等を提供するとともに広く国民全般が容易にメディア芸術を制作し楽しむことを可能とするため、戦略目標として「メディア芸術の創造の高度化を支える先進的 科学技術の創出」を設定し、科学技術振興機構において、戦略的創造研究推進事業の研究領域「デジタルメディア作品の制作を支援する基盤技術」を定めた。平成16年度より、本研究領域に対する研究課題を公募、採択を行い、研究を実施している。今後も上記課題を引き続き推進する。	A		
↓	(3)一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する						
283	①ユーザーの自由な創作・発表の場の提供を促進する 個人の創作の範囲を広げ優れたコンテンツの萌芽を育てるため、2008年から、例えば背景音楽等についてコンテンツを公表する場を提供するサービス事業者が権利者団体等との間であらかじめ包括的な契約を行うことのほか、効率的な権利処理を可能とする技術開発を進める等、個人の自由な創作を支援する自主的な取組を促進する。	97				－	民間の取組が一定程度進んだため。
			総務省	ユーザーや消費者がインターネット上で自ら創作・発信を行うCGM (Consumer Generated Media) について調査を実施し、それがデジタルコンテンツ市場の拡大に寄与する可能性や課題等について検討を行った。	A		
			文部科学省	著作権等管理事業者が動画投稿サイト等と契約を行うことにつき、助言を行った。	A		
284	②ネット上での意思表示システムを構築する インターネット上における著作物の自由な創作・発信を促すため、意思表示システムの改善普及を行うとともに、民間における活動を促進する。また、自由利用の範囲を超えた商業利用等に対する課金処理等の権利処理スキームの在り方についての関係業界の検討を促進する。	97 ～ 98				－	調査研究が行われ、その成果が公表されたため。
			総務省	情報通信審議会第5次中間答申(平成20年6月27日)を受けて、放送コンテンツ権利情報データベースの構築に向けた取組を実施。初年度である本年度は、コンテンツの二次利用の促進及びその手続きの簡素化に向けて、共通のコンテンツIDを利用し、番組製作者や権利者団体が製作・著作をもつコンテンツに関するデータベース(プロトタイプ)の構築等に関する実証実験を実施。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	2007年度から開発に取り組んでいる、著作者がネットワーク上で自分の著作物を公開する際意思表示システムについて、試行版の作成を行った。	A		
			経済産業省	民間運営のインターネットサイトを通じて、クリエイターの投稿作品にコンテンツID及び利用条件を記した許諾コードを付与するとともに、投稿作品の製品化に際しては当該情報をQRコードとして付与する事業を実施した。当該作品を利用したいユーザーは、許諾コード及びQRコードから利用条件を確認し、利用許諾の手続を行った。	A		
285	③青少年の創作活動を支援する 将来的なコンテンツ制作の担い手となる子どもの創造力や表現力を高めるため、青少年がデジタル・ネットワーク環境を活用して創作・表現活動を行う場を提供する取組を支援する。	98				○	幼少期からの創造教育の推進が必要なため。
			総務省	ICTビジョン懇談会において、コンテンツ創造力、表現力を向上させるための人材育成の在り方について検討を行った。	A		
			文部科学省	子どもたちに夢と希望を与える映像や、体験活動に対する興味・関心を高める映像を制作し、インターネットで配信することにより、子どもたちのさまざまな体験活動を促進し、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図る「子ども放送局」推進事業を行った。	A		
↓	(4)優れたコンテンツを生み出す人材を育成する						
286	①プロデューサーやクリエイターを育成する i)産業界と大学との連携や実践的な研修等により、コンテンツ制作の専門知識と合わせて技術やファイナンス、商取引等の総合的能力を持ち、国内外でプロデューサーとして活躍する人材及び指導者の育成を促進する。	98				○	大学等における教育プログラムの充実をはかる必要があるため。
			文部科学省	科学技術振興調整費「新興分野人材養成」プログラムにおいて、「自然科学と人文・社会科学との融合領域」を設定し、平成16年度公募でデジタルコンテンツの創造に関する人材養成の課題を採択し、推進している。	A		
			経済産業省	「完成保証型」など、国際共同制作も視野に入れた外部からの様々な資金調達手法を調査するとともに、資金調達環境の整備・向上に資する制作工程の透明化・標準化のためのシステム開発を行った。また、これらをマニュアル化することにより、資金調達にかかるプロデューサー人材の育成を図った。加えて、ハイパーソニック等の最新デジタル映像技術を活用した技術分野における人材育成事業を行った。	A		
287	ii)国内外の若手クリエイターを対象とした実践的な研修や海外留学等により、メディア芸術を始め映画、アニメ、ゲーム等、各コンテンツ分野における次世代の創作者を育成する事業を支援する。また、コンテンツ関連技術の専門知識を有する人材やエンターテインメント・ロイヤラーの育成を促進する。	98				◎	若手クリエイター育成の充実が必要なため。
			総務省	・2003年～2009年度までに、コンテンツ制作技術者等の168の研修事業に対し助成金を交付し、研修を実施。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	「若手クリエイター創作支援事業」、「芸術団体人材育成支援事業」及び「新進芸術家海外留学制度」を実施することにより、メディア芸術分野における次世代の創作者育成のための支援を行った。	A		
			経済産業省	ゲーム分野において、第一線のゲーム制作者によるクリエイター向けシンポジウムを実施。アニメ分野においては、優秀なアニメーターの発掘・育成・輩出のシステムを確立するため、制作現場に対応できるアニメーターの基本的技能を明確化した基準を策定した。	A		
288	②大学レベルの人材を育成する コンテンツ分野における高度人材育成のための学部での人材育成プログラムへの支援等、これまでの取組を継続的に進めるため、大学等におけるコンテンツに係る教育及び研究の体制の一層の充実を支援するとともに、海外の機関との提携や大学と産業界の連携・協力の促進を行う。また、コンテンツに関わりの深い専門職大学院等においても、その自律的な活動を促進するため、教育活動等の質を適正に評価する認証評価機関の整備に向けた取組を奨励する。	98				○	大学等における教育プログラムの充実を図る必要があるため。
			文部科学省	科学技術振興調整費「新興分野人材養成」プログラムにおいて、「自然科学と人文・社会科学との融合領域」を設定し、平成17年度公募でデジタルコンテンツの創造に関する人材養成の課題を採択した。今後も引き続き推進する。【2003年～2009年2月28日】(実績) 『知的財産推進計画』(知的財産戦略本部決定)について、国公私立大学に対し事務連絡を发出するとともに、各種会議等での説明を通じて周知することにより、各大学における知的財産教育の自主的な取組を促している。	A		
			経済産業省	コンテンツ系教育機関との連携・協力の下、優秀な新人クリエイターを発掘し、第一線で活躍する産業界の代表者の下で、弱点補強や新規制作等の実践型事業を実施した。	A		
289	③有能な人材を発掘し、顕彰する メディア芸術及び映画、音楽、アニメ、マンガ等の各種コンペティションの取組や優れた業績を残した人材を顕彰し、発表と鑑賞の場を提供する取組を幅広く支援する。	99				○	顕彰・奨励の仕組みの創設による若手クリエイター育成の充実が必要なため。
			総務省	・テレビ番組制作者の制作意欲の活性化と制作政策能力の向上を図ることを目的とした(社)全日本テレビ番組製作社連盟主催のATP賞を後援するとともに、総務大臣賞を授与した。 ・デジタルコンテンツ産業の発展、作品の質的向上、制作者の制作意欲の向上及び人材育成を目的とした(社)デジタルメディア協会主催のAMDアワードを後援するとともに、総務大臣賞を授与した。 ・日本のテレビドラマの海外発信機会の拡大及び国際競争力の向上を目的とする「国際ドラマフェスティバル(第2回)」を共催し、海外の番組製作者等に対する表彰を行ったほか、放送コンテンツマーケットを展開し、コンテンツの海外販路拡大に向けた取組を実施した。	A		
			外務省	・2007年12月に第2回国際漫画賞の募集を開始し、2008年9月に授賞式を行った。 ・第3回国際漫画賞については、2009年秋に授賞式を行う予定(作品募集は2008年12月に開始済)。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	国内外の優れたメディア芸術作品を顕彰し、国民に鑑賞の機会を提供する「文化庁メディア芸術祭」を実施した。また、「文化庁映画賞」において、映画界で優れた業績を残した人材を顕彰した。	A		
			経済産業省	デジタルコンテンツ協会の行うデジタルクリエイターズコンペティション受賞者等に対して個別の特性に応じた研修事業を行うことにより、継続的に支援してきたところ。併せて、2008年度においては、近年に制作・発表された作品の実績を踏まえ、日本の家庭用ゲーム産業の発展に寄与したと評価される人物及び団体を表彰する制度を設置した。	A		
290	④アジア域内の優秀な人材の交流を促進する アジアにおける優秀な人材の交流を促進するため、コンテンツ分野の高度人材の受入れ拡大の方策等について2008年度中に検討し、必要に応じ制度改正等の措置を講ずる。	99				－	既存の制度における取組が一定程度進んだため。
			法務省	関係省庁とともに検討し、「構造改革特区第11次提案に対する政府対応方針(平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定)」を踏まえた、在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みを設けたところであるが、当該枠組みはコンテンツ分野の高度人材の受入れにも応用できるものである。	A		
			外務省	関係省庁とともに「留学生30万人計画」を策定し、コンテンツ分野の高度人材受入にも応用可能な受入環境作りの整備を進めた。	B		
			厚生労働省	2005年度より、外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等を行い、国内就職支援を実施した。さらに、大学との連携を強化し、集団的な就職ガイダンス等を在学年数の早い段階から積極的に実施した。また、外国人雇用サービスセンター等との連携の下、一般の学生向けセンターにおける外国人留学生に対する積極的な就職支援を行うなど、留学生の国内就職を推進した。	A		
			経済産業省	産業界からヒアリングを行い外国人材の受入れニーズ等の聴取を行った。	B		
291	5. コンテンツ促進法を的確に運用する コンテンツ促進法を的確に運用するとともに、同法の施行状況を評価し、必要に応じ見直しを行う。また、同法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、同制度の積極的な利用を推進する。	99				○	引き続き、コンテンツ促進法を的確に運用するとともに、コンテンツ版バイ・ドール制度の積極的な利用を推進する必要があるため。
			内閣官房	コンテンツ促進法の適用件数及び運用事例の収集を行った。2007年度のコンテンツ版バイ・ドール契約の締結件数は、内閣府2件、警察庁1件、文部科学省32件、経済産業省13件の合計48件であった。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	II. 日本の魅力をいかした日本ブランド戦略を進める						
↓	1. 日本の魅力の発信とその基盤整備を進める						
292	(1) 分野横断的な日本ブランド戦略を構築する 2008年度において、食文化、地域ブランド、ファッション、コンテンツ、伝統文化等の分野横断的な日本ブランドの確立と世界への発信を強化するため、個々の取組を推進するに当たっての共通的な基本コンセプトを明確にするとともに、地域・対象等に応じて重点的に取り組むべき戦略を構築する。	100				－	2009年3月10日に「日本ブランド戦略」を策定したため。
			内閣官房	2009年3月10日に「日本ブランド戦略」を策定した。	A		
			総務省	知的財産推進本部コンテンツ・日本ブランド専門調査会の「日本ブランド戦略」の策定に向けて関係省庁の会議等に参加し、地域コンテンツの製作等への支援等について検討を行った。	A		
			外務省	コンテンツ・日本ブランド専門調査会の関係省庁ヒアリングに参加したほか、同調査会の「日本ブランド戦略」報告書作成に協力した。	A		
			文部科学省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」や「コンテンツ・日本ブランド専門調査会ヒアリング」等を通して「日本ブランド戦略」の策定に関わった。	A		
			農林水産省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」や「コンテンツ・日本ブランド専門調査会」等を通して「日本ブランド戦略」の策定に関わった。	A		
			経済産業省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」や「コンテンツ・日本ブランド専門調査会ヒアリング」等を通して「日本ブランド戦略」の策定に関わった。	A		
			国土交通省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」や「コンテンツ・日本ブランド専門調査会ヒアリング」等を通して「日本ブランド戦略」の策定に関わった。	A		
293	(2) 関係省庁連携によるアクションプランを策定する 2008年度において、「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」を設置し、関係省庁が連携して地域や対象等に応じて取り組むべき重点的な施策をアクションプランとして策定する。	100				－	2009年6月頃までにアクションプランを策定するため。
			内閣官房	2008年6月に「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁会議」を設置した。また、2009年6月頃までに「日本ブランド戦略」における関係省庁のアクションプランを作成する。	B		
			総務省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加し、地域コンテンツの製作等への支援等について検討を行った。	B		
			外務省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加した。	B		
			文部科学省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加した。	B		
			農林水産省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加し、日本ブランド戦略の策定へ向けた現状の確認と今後取り組むべき重点的な施策について協議した。	B		
			経済産業省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加した。	B		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			国土交通省	「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加した。	B		
294	(3) 日本ブランドに関する調査の結果を体系的に整理し活用する 国際交流基金、JETRO、国際観光振興機構(JNTO)等が文化交流、輸出促進、観光立国などのそれぞれの政策に応じて実施している海外における日本のイメージ等に関する調査・情報収集活動について、2008年度に設置する「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」等を通じて、関係者間で共有・活用する体制を強化する。	100				－	「日本ブランド戦略」策定過程において、関係省庁連絡会議等を通じて情報共有を図っており、関係者間で情報共有・活用する体制が整備されたため。
			内閣官房	関係省庁及び機関が有する日本ブランドに関する調査結果を収集・整理し、その結果を日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議等を通じて共有化を図ることにより、日本ブランド戦略の取りまとめにおいて活用した。	A		
			総務省	知的財産推進本部コンテンツ・日本ブランド専門調査会の調査結果の内容を関係機関で共有した。	A		
			外務省	・外務省が実施している対日世論調査の結果について、「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」等を通じて、関係者間で共有・活用した。 ・第2回日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会(幹事会)において、関係機関が日本に対するイメージ等を発表するなど、調査・情報収集活動の結果を関係者間で共有した。	A		
			文部科学省	・日本ブランドに関する情報を提供するとともに、「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加し情報共有化を図った。 ・米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリアの5ヶ国を対象に日本文化の普及状況、その他関心がもたれやすいジャンル、日本文化を発信する海外の機関等を調査した。	A		
			農林水産省	日本ブランドに関する情報を提供するとともに、「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加し情報を共有した。	A		
			経済産業省	日本ブランドに関する情報を提供するとともに、「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加し情報を共有した。	A		
			国土交通省	日本ブランドに関する情報を提供するとともに、「日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議」に参加し情報を共有した。	A		
295	(4) 国内外の拠点を活用した日本ブランドの発信を強化する 在外公館において、日本ブランドの発信に貢献する民間企業等に対し、製品展示会等の催しの開催、相手国政府への仲介、情報提供等により積極的に支援するとともに、日本のアニメ、マンガ等のメディア芸術の国際的な発信拠点の形成を促進するなど、国内外での発信拠点の整備に向けた取組を進める。また、国際空港の免税エリアなど外国人の目に付きやすい場所を活用した日本のブランド製品の販売や各種情報の発信を促進する。	100 ～ 101				◎	世界各地に所在する在外公館等を活用した日本ブランドに関する情報発信、訪日外国人に対する日本ブランド製品のPR等の取組の強化が必要であるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			外務省	2009年2月にイスラエルの日本大使館において、日本の自動車メーカーの最高級ブランドの新車発表会を行う等、日本ブランドの発信を行った。	C		
			文部科学省	・文化に携わる芸術家・文化人等を「文化交流使」として指名し、一定期間海外で日本文化に対する理解を深める活動を展開していただく文化交流使事業において、本年度は、新たに10名と5組の団体を文化交流使として指名した。 ・「若手クリエイター創作支援事業」及び「メディア芸術ラボラトリー支援事業」を実施し、我が国メディア芸術分野の推進拠点の形成を促進した。また、メディア芸術の国際的な拠点の整備の在り方に関する検討会を開催した。	A		
			農林水産省	外務省と連携し、在外公館のレセプション等の場において日本食のPRを行う「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施。	B		
			経済産業省	「生活関連産業ブランド育成事業」の一環として、我が国の優れた生活関連製品(日用品)を公募・選定の上、統一的なコンセプトで取りまとめた「日本展」を、インテリア総合見本市「メゾン・エ・オブジェ」(パリ)に出展。また、中小企業庁(JAPANブランド)、JETROと連携・協力の下、①それぞれの企画及び開催場所を掲載した共同リーフレットを作成し、各会場に配布、また、②在仏大使公邸にて、フランス内外のバイヤーや企業関係者、プレス等を対象に、出展製品を展示したレセプションを開催した。	B		
			国土交通省	2010年までに訪日外国人旅行者を1,000万人とすることを目標に掲げ、2003年からビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となって展開。その一環として、外国の方々から見て品質やデザイン等の観点から、特に魅力的なおみやげを選定することにより、魅力ある日本のおみやげを育成・発掘し、地域ブランドの振興を図るとともに、おみやげを通して日本の魅力を海外に伝え、日本への来訪を促進するため、2008年2月及び2009年2月に第4回、第5回目の「VJC魅力ある日本のおみやげコンテスト」を開催、各回の受賞商品については成田・羽田・中部・関西の各空港内において展示販売。	A		
296	(5) 国内外における日本ブランドを紹介する各種イベントを充実させる 見本市、展示会等の日本ブランドを紹介する各種イベントについて、より効果的に日本ブランドを国内外に発信するため、2008年度から、関係省庁等が相互に連携してその内容を充実させる。	101				◎	分野ごとに行われている日本ブランド発信イベントの連携等による情報発信力の強化・充実が重要であるため。
			総務省	日本のテレビドラマの海外発信機会の拡大及び国際競争力の向上を目的とする「国際ドラマフェスティバル(第2回)」を共催し、海外の番組製作者等に対する表彰を行ったほか、放送コンテンツマーケットを展開し、コンテンツの海外販路拡大に向けた取組を実施した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界料理サミット実行委員会主催「世界料理サミットTOKYO TASTE」(2009年2月9-11日開催)の開催中に、内閣府・内閣官房・農水省・厚労省・文科省・経産省・観光庁と協力して会場にブースを出し、食を中心とした日本ブランド発信に関する各種広報資料を海外メディア等に対して配布した。</li> <li>在外公館において、天皇誕生日祝賀レセプション等の各種イベント開催時に、日本企業の製品を展示し、日本ブランドの発信に努めた(2008年12月の天皇誕生日祝賀レセプションでは、25の公館が日本製品を展示)。</li> </ul>	A		
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化庁メディア芸術祭及び同海外展を実施し、日本のメディア芸術に関する発信を行った。</li> <li>日本の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与することを目的として、昭和26年以降、日本古美術品の海外展を実施しており、2008年はブラジルのサンパウロにて海外展を実施した。</li> </ul>	A		
			農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>外務省と連携し、在外公館のレセプション等の場において日本食のPRを行う「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施。9月にはJETROと連携し、JETROが香港において開催した海外貿易会議のビジネス交流会の場においても実施。</li> </ul>	B		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生活関連産業ブランド育成事業」の一環として、我が国の優れた生活関連製品(日用品)を公募・選定の上、統一的なコンセプトで取りまとめた「日本展」を、インテリア総合見本市「メゾン・エ・オブジェ」(パリ)に出展。</li> <li>中小企業庁(JAPANブランド)、JETROと連携・協力の下、①それぞれの企画及び開催場所を掲載した共同リーフレットを作成し、各会場に配布、また、②在仏大使公邸にて、フランス内外のバイヤーや企業関係者、プレス等を対象に、出展製品を展示したレセプションを開催した。</li> </ul>	B		
			国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本ブランドを始めとする、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となって展開。関係省庁とも連携。</li> </ul>	A		
↓	(6) 日本ブランドに関する海外向けの情報を充実させ						
297	i) アニメ、音楽、映画等の映像コンテンツを始め、観光、ファッション、食、工業デザイン等のあらゆる分野において日本の魅力を発信していくため、2008年度中に開始される外国人向け映像国際放送について、民間参加を促進しつつ、海外の視聴者の拡大を図るとともに、その積極的な活用や必要な支援策について政府や関係団体が一体となった取組を推進する。	101				○	日本ブランドに関する情報発信方法の一つとして、国際放送の活用が必要なため。
			総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送法の規定に基づき、2008年4月に株式会社日本国際放送を設立。9月より事業会社化。2009年2月2日には、24時間完全英語化等、番組内容を刷新した外国人向け映像国際放送が開始された。</li> <li>各国・地域における衛星・ケーブルテレビ等を通じた配信体制の整備(2009年3月末現在、約80ヶ国・地域、約1億1090万世帯で視聴可能)を推進。</li> <li>2008年度政府予算において、新映像国際放送の実施のための政府交付金として15.2億円を計上。</li> </ul>	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			外務省	総務省及びNHKと協力し、米国・ワシントンDC周辺地域における外国人向け映像国際放送の配信を外務省予算により実施した。	A		
298	ii) 関係省庁の連携を深めることにより、日本ブランドの情報を海外から容易に入手できるよう、日本に関する情報を海外へ発信しているWebサイト等の情報を整備し、その内容を一層充実させる。	101				○	日本ブランドに関する情報発信方法の一つとして、Webサイトを含めたクロスメディアの活用が必要なため。
			総務省	「国際ドラマフェスティバル」のWebサイトを開設し、放送コンテンツの情報発信を充実させた。	B		
			外務省	外務省が運営する日本の一般事情を紹介するWebサイトに、ファッション、食等の日本事情に関する情報を掲載し、充実を図った。	A		
			文部科学省	○日本のマンガ、ゲーム、音楽といったポップカルチャーや現代アートは、「ジャパン・クール」と呼ばれ海外で人気を博しているが、これまで海外の日本文化へのニーズに対応する具体的な日本の芸術活動の情報を広く情報提供する仕組みがなく、日本文化を効果的に発信できていなかった。 日本の芸術団体の活動やウェブサイトを通じた日本文化の海外向け発信実態の調査等を経て、2008年度においては、海外の文化芸術に携わる関係者向けに、我が国の芸術団体等の情報を収集し、日本の文化芸術を発信するウェブサイト（ポータルサイト）の構築について検討し、作業に着手した。	A		
			農林水産省	日本食材、日本食のレシピ、日本食材の輸出業者等を紹介する英語のウェブサイトを構築し、海外への情報発信を充実させた。	A		
			経済産業省	コンテンツのデータベースポータルサイトである「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」では、日本語、英語の2カ国語によりサイトを構築しており、海外向けの情報発信の充実に努めた。	A		
			国土交通省	日本ブランドを始めとする、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となって展開。JNTOホームページを通じて、日本ブランドの情報も含めた観光情報を各国へ発信。	A		
299	(7) 外国人観光客やメディアに積極的に発信する i) 外国人観光客を対象として、日本の食、地域ブランドや、ファッションなどの日本ブランドを取り入れた観光ツアーやイベントを企画・提案する関係者の取組を支援する。また、官民が取り組む各種イベントについて、海外メディアなどに対する積極的な情報発信を促す。	101				◎	ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進による日本の魅力の発信強化が必要であるため。
			外務省	海外における観光展や見本市等の行事に在外公館が出展し、日本観光パンフレットの配布や映像の上映等を実施し、日本の魅力を発信し、観光客の誘致に努めた。	A		
			文部科学省	内外の著名な文化人・芸術家が世界の文化の最新情報や文化をとりまく課題に関する知見を、講演・討論を通じて交換する場を提供するとともに、日本文化を紹介する目的で「国際文化フォーラム」を開催。2008年度は10月に東京、11月に京都、奈良において、「現代音楽」「源氏物語」「文化遺産」といった3つのサブテーマのもと、第6回国際文化フォーラムを開催し、多数の参加を得た。	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	外務省と連携し、在外公館のレセプション等の場において、海外メディア等を対象に日本食のPRを行う「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施。10月に韓国において実施した同事業においては、海外メディアのほか、インターネット上において料理関係ブログの運営する者に対してPRを行うなど、情報発信の対象者も工夫。	B		
			経済産業省	外国人観光客を対象としたツアーを実施している商店会等と今後の連携方法について検討を行った。	A		
			国土交通省	日本の食、地域ブランドや、ファッションなどの日本ブランドを含めた、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となって展開。	A		
300	ii) 日本の魅力の海外への情報発信等を通じて外国人観光客訪日促進に貢献した者を「YOKOSO! JAPAN大使」として任命し、活用する。	101 ～ 102				－	観光庁による取組が進展したため。
			国土交通省	外国人旅行者の受入れ体制に関する仕組みの構築や外国人に対する日本の魅力の発信といった努力に公的評価を付与することにより、訪日促進の諸活動が広がることを期待し、一層の外国人旅行者の訪日を推進するため、他の関係者の手本となる優れた取組を行った者を「YOKOSO! JAPAN大使」として任命することとし、平成20年1月に第1弾として17名、平成20年6月に第2弾として10名、平成21年2月に第3弾として12名を決定した。	A		
301	iii) ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として外国人観光客向けに行われた「原宿ウォーキングツアー」の取組を参考に地域が自主的に行う同様の取組を支援する。	102				－	2007年度以降、民間主導で継続して実施されており、推進計画における掲載は役割を果たしたと考えられるため。
			経済産業省	外国人観光客を対象としたツアーを実施している商店会等と今後の連携方法について検討を行った。	A		
			国土交通省	日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となって展開。ビジット・ジャパン・キャンペーンの中核事業である「YOKOSO! JAPAN WEEKS」等において、地域が自主的に行う同様の取組を支援。	A		
302	(8) 日本ブランドの海外発信等に貢献した者の顕彰を行う 日本文化の発展や日本ブランドの海外への発信に功績のあった者に関しては、国籍や年齢にとらわれることなく積極的に顕彰する。	102				○	日本ブランドの振興に向け、日本ブランドの海外発信等に貢献した者の顕彰を強化する必要があるため。
			外務省	・定期叙勲の推薦及び外務大臣表彰を実施した。 ・平成20年春の外国人叙勲(計51名が受章)において、例えば、杖道、日本文学(「源氏物語」など)、日本美術を海外に紹介・普及した功労者に叙勲した。平成20年秋の外国人叙勲(計75名が受章)において、例えば、盆栽・いけばな、柔道・剣道の海外への普及、及び、我が国の野球界の発展に寄与した功労者に叙勲した。 ・2007年12月に第2回国際漫画賞の募集を開始し、2008年9月に授賞式を行った。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			文部科学省	文化庁長官の私的懇談会である「文化発信戦略に関する懇談会」の報告(2009年3月)において、すみやかに着手すべき取組のひとつとして、「文化発信への貢献に対する表彰」が提言されたのを受け、2010年度に文化庁長官表彰制度に当該部門を設ける予定のところ、先行的に、仏語訳の源氏物語に、国宝「源氏物語絵巻」などの挿絵を盛り込んだ書籍「Le Dit du Genji」を出版したディアンヌ・ドウ・セリエ出版を長官表彰した(2009年3月)。	B		
			農林水産省	日本産農林水産物・食品の輸出の一層の拡大に向けて、外国人または海外に在住する邦人で日本食、日本食材その他日本産農林水産物の海外での紹介、普及などに多大に貢献してきた者を日本食海外普及功労者として選定、6月に第3回表彰式を実施。	A		
			経済産業省	ものづくり等の分野において、日本文化の発展に功績のあった者に対し、大臣賞、中小企業庁長官賞を顕彰した。	A		
303	(9)日本人の感性をいかした日本ブランドを国内外に浸透させる日本人の感性を活かしたデザインやものづくりなどを推進し、日本ブランドが国内外に浸透するよう「感性価値創造イニシアティブ」に基づき、「感性価値創造フェア」やシンポジウム、イベント等を開催し情報発信に取り組む。	102				○	日本人の感性をいかした日本ブランドについて、情報発信の取組を強化する必要があるため。
			経済産業省	2008年12月にフランス・パリの装飾美術館で「kansei-Japan Design Exhibition」、2009年1月に東京・南青山のスパイラルで「感性価値創造ミュージアム」とそれぞれ題し、展示やセミナーを実施した。合わせて2万人近くの来場を得、メディアにも多数取り上げられ、日本人の感性を発信できた。	A		
↓	2. 豊かな食文化を醸成する						
↓	(1)優れた日本食、食材を生み出す						
↓	①世界に通じる食を担う多様な人材を育成する						
304	i) 2008年度から、食に関する伝統的な学問領域に加え、食文化や経営等の観点を含めた食に関する総合的な学問の体系化及びそれらを学べる大学等の教育体制の充実に向けた取組を促す。	102				－	民間による取組が進展したため。(2005年度、宮城大学食産業学部、2006年度、女子栄養大学食文化栄養学科、2008年度放送大学科目履修認証制度「食と健康アドバイザープラン」)
			文部科学省	知的財産計画2008について、国公立大学に対し事務連絡を発出するとともに、各種会議での説明を通じて周知することにより、各大学における食を担う多様な人材の育成に関する取組を促した。	A		
			農林水産省	関西において検討が進められている食の大学院設置に向けた取組について検討会に参加するなど連携を図った。また、有識者による日本食文化の基準となるテキストの作成を支援した。	A		
			経済産業省	関西において検討が進められている食の大学院設置に向けた取組について近畿経済産業局において、検討会を設置するなどの協力を実施。	A		
305	ii) 料理人の資質の向上を図るため、調理師専門学校と大学や料理業界との連携、専門調理師・調理技能士の育成など、民間の取組を支援する。	102				－	民間による取組が進展したため。(料理店から料理学校への講師の派遣、日本料理アカデミーによる日本料理コンペティションの開催等)
			厚生労働省	・調理師免許交付数の累計は3,429,509件であり、専門調理師・調理技能士認定者数は、30,788件である。 ・専門調理師及び調理師の資質の向上を目的として調理技術センターや全国調理師養成施設協会が主催する講習会において講演を行った。	A		
			農林水産省	2008年度に日本料理アカデミーが開催した「第1回日本料理コンペティション」について後援。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
306	②外国人シェフを対象とした実務研修の充実を図る 海外の著名なシェフや若手シェフに日本食の調理方法や食材に関する知識を普及させるため、外国人シェフの日本料理店等における実務研修、料理人団体や専門学校が実施する海外の料理学校との連携などの自主的な取組を支援する。	102 ～ 103				○	日本食の海外への普及・発展に貢献し得る外国人の育成が必要であるため。
			外務省	NPO法人日本料理アカデミーが開催した外国人シェフの日本料理店における実務研修「日本料理フェローシップ」(2008年12月と2009年2月)に対し後援名義を付与した。	B		
			文部科学省	国費留学生の受入対象となっている調理師を養成する専門学校の取組を支援した。	B		
			農林水産省	NPO法人日本料理アカデミーが開催した外国人シェフの日本料理店における実務研修「日本料理フェローシップ」(2008年12月と2009年2月)に対し後援名義を付与した。	B		
↓	(2)安心・安全な日本食、食材への信頼の向上を図る						
307	①海外における日本食レストランの信頼の向上を支援する 世界のより多くの人々が信頼できる日本食を楽しめるよう、2007年3月に策定された「日本食レストラン推奨計画」に基づき、2008年度から、日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)等の民間の組織が取り組む日本食・日本産食材に関する普及啓発活動、衛生知識の向上等を旨とする教育研修活動や情報提供等の取組を支援する。	103				○	日本食・食材の普及に向け、海外における関係者のネットワーク構築、日本食の特徴等に関する啓発活動等の強化が必要であるため。
			農林水産省	日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)は、モスクワ、スイス、ニューヨーク、シンガポールに日本食レストラン関係者のネットワークを新たに作るとともに、昨年設立された地域を含め、それぞれの国・地域において、日本食・日本産食材等に関する情報を発信する普及啓発活動や料理人の調理技術・衛生知識の向上等を旨とする教育研修活動等を実施した。また、全米レストラン協会主催のNRAショー(シカゴ)に日本食の特徴である「うま味」を紹介するブースを出展した。	B		
308	②日本の農林水産物・食品のブランドを保護する 2008年度から、農林水産物や食品の輸出に取り組む農業者、関連団体、海外で事業展開をする食品企業等に対し、海外における日本の農林水産物・食品の偽装表示等の実態及びこれらの問題に対処するための制度、手続、対応方法等に関する情報を提供するとともに、相談窓口における対応、利害関係者の情報共有等の場の設置など、支援を強化する。	103				○	日本産農林水産物・食品のブランド保護に向けた取組の強化が必要であるため。
			農林水産省	昨年度実施した偽装表示等の調査報告書について、ホームページ上において周知を図った。また、海外における農林水産物・食品の模倣品に関する調査を実施し、その調査結果を輸出事業者へ周知した。	B		
309	③日本産食材の信頼を高める 国際市場における日本産の農林水産物・食品のブランド化を図り、信頼を高めるため、2008年度から、日本産果実や和牛の統一的なマークの普及と適切な管理、農産物の生産における工程管理手法の導入等を支援する。	103				○	日本産農林水産物・食品のブランド保護に向けた取組の強化が必要であるため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	<p>&lt;果実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年度日本食・日本食材等海外発信委託事業において、日本産果実マークを盛り込んだDVDやPOPの作成、海外での新聞・雑誌広告の掲載等により、海外の消費者へのマークの認知度を高める取組を実施。</li> <li>・2008年6月、日本国内及び台湾への商標登録出願（商標権は農林水産省が所有）受理後、マーク及び使用許諾要領を公表し、各産地等への使用申請に係る募集を開始。</li> <li>・2008年8月、中国及び香港への商標登録出願。</li> <li>・2009年2月、国内において商標登録。</li> </ul> <p>&lt;和牛&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和牛統一マークを活用し、海外の消費者に日本産和牛肉の品質やおいしさをPRするため、商標登録に向けた取組を支援。</li> <li>・2008年7月に豪州、8月に日本で商標登録。</li> <li>・2008年7月にシンガポール、タイ、ロシア、8月にUAE、メキシコで商標登録を出願。</li> </ul>	A		
↓	(3)優れた日本の食文化を再評価し、国内外への発信を強化する						
310	①海外のオピニオンリーダー等に対する日本食の発信を強化する 効果的に日本食を世界に発信するため、国内や在外公館等で行われるイベント等の様々な機会を捉え、海外のオピニオンリーダー等に対し、旬の高品質な日本食、食材等を提供する。また、関係機関及び省庁が連携し、他分野のイベントと組み合わせた日本食のプロモーションを行う。	103 ～ 104				◎	日本食・食材の更なる普及に向けた取組が必要であるため。
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JETRO、地方自治体と協力するなどして、日本食にかかる講演、デモンストレーション、ワークショップ、試食など、日本食紹介に関する文化事業を30以上の在外公館が開催した。</li> <li>・農林水産省と共同で、在外公館等において、各国のオピニオンリーダー等に日本からの高品質で旬の食材を用いた日本食等を提供することにより、日本食文化の普及を図るとともに、日本産農林水産物・食品の輸出振興を支援する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施しており、本年度は、開催地によってはJETRO等関係機関とも協力しつつ、これまで17件実施してきており、年度内に更に2件実施予定（計14カ国17公館19事業）。</li> </ul>	A		
			農林水産省	<p>外務省と連携し、在外公館のレセプション等の場において日本食のPRを行う「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施。9月にはJETROと連携し、JETROが香港において開催した海外貿易会議のビジネス交流会の場において実施。</p>	B		
			経済産業省	<p>農産品をはじめ輸出促進につながるようジェトロにおいて事業を行った。</p>	A		
			国土交通省	<p>日本食をはじめとする日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体となって展開。</p>	A		
↓	②日本の農林水産物・食品の輸出を拡大する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
311	i) 我が国農林水産物等の輸出額を2013年までに1兆円規模にするという目標の実現に向け、2007年5月に策定した「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」の下、検疫協議の加速化等の輸出環境の整備、品目別の戦略的な輸出促進等、官民が連携して総合的な輸出戦略を実行する。また、日本産酒類について、輸出に必要な手続や諸外国の規制等に係る情報提供を行う。	104				○	日本産農林水産物・食品の輸出強化に向けた取組が必要であるため。
			外務省	各在外公館において、「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の実施や我が国農林水産物等の輸出円滑化のための働きかけを行った他、農水省による常設店舗の設置や、各種PRイベント及び展示会への参加等にあたり側面支援を行った。	A		
			財務省	・海外市場や輸出実務に詳しい専門家を講師とした酒類業者向けの輸出セミナーを開催し、酒類の輸出に関する手続等の情報提供等を行った。 ・諸外国(スイス及び中国)の輸入規制等に関する委託調査研究を実施し情報収集に努めると共に、輸出を行う酒類業者の利便に資するべく、国税庁ホームページに掲載した。	A		
			農林水産省	6月に「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」を改訂するとともに、同戦略に基づき、検疫協議の加速化等の輸出環境の整備、品目別の戦略的な輸出促進、意欲ある農林漁業者等に対する支援、日本食・日本食材等の海外への情報発信を総合的に推進した。	B		
312	ii) 食品産業の海外展開を促進するため、2008年度において、海外展開における課題等を調査・分析し、海外展開支援マニュアルを作成するとともに、東アジア主要都市に設置した協議会を通じ、投資促進に資する情報の収集と共有化、海外現地法人の人材育成等を支援する。	104				○	日本の食品産業の更なる海外展開に向けた取組が必要であるため。
			外務省	「食品産業海外連絡協議会」へ参加・協力するとともに、食品市場、原材料、コールドチェーン等に関する調査に協力した。	A		
			農林水産省	・「食品産業海外事業活動支援センター」によるホームページ、メルマガ等を通じた投資情報の提供や海外投資情報及び知的財産に関する国内(東京、新潟、名古屋、大阪、福岡)セミナーを開催した。 ・投資の検討や海外現地での事業を拡大する上で必要となる食品市場、原材料、コールドチェーン等に関する調査を実施した。 ・日系企業が原材料を調達している現地食品企業等を対象とした食品衛生管理に関するセミナーを広州、青島において開催した、 ・「食品産業海外連絡協議会」(北京、上海、広州、バンコク、シンガポール、ホーチミン(20年度新設))において、日系食品企業間の情報共有化、現地政府関係者を招聘した、食品衛生規制等に関するセミナー・意見交換会を開催した。 ・食品企業の持つノウハウや独自技術の流出を未然に防止する観点から、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」の契約書案英文版を作成した。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
313	③国民運動として食育を推進する 日本の優れた食文化を再評価し、活用していくため「食育推進基本計画」に従い、伝統ある優れた食文化の継承等に配慮し、6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」を中心とする広報啓発活動、学校給食における郷土料理の積極的な活用、地域の食文化の発信、地産地消の推進など国民運動として食育を推進する。	104				－	官民における食育に関する取組が進展してきたため。
			内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月の「食育月間」においては、テレビにおける政府広報に加え、群馬県との共催による第3回食育推進全国大会の開催等、集中的な普及啓発活動を実施した。</li> <li>食育推進基本計画全般の評価を含めたフォローアップを進め、関係者・関係団体との協力をより緊密にし、食育関係施策の一層の推進と強化を図るための方策を検討することを目的に「食育推進評価専門委員会」を開催した。</li> <li>企業やマスメディア等が行う食育に関する情報提供について、伝えるべき項目や効果的な伝達手法の事例等を提示し、食育に対する関心を高める効果的な手法について検討することを目的に「企業分野等食育活動検討会議」を開催し、報告書を取りまとめた。</li> <li>食育白書を公表した。</li> </ul>	A		
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年6月に学校給食法を改正し、その法律の目的に「学校における食育の推進」を明確に位置付けるとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこと、この場合校長が食に関する指導の全体計画の作成などを行うこと、栄養教諭が食に関する指導を行うに当たっては、地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を行うことなどを定めた。</li> <li>2008年7月に教育振興基本計画を閣議決定し、「今後5年間に取り組むべき施策」として、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実や、学校給食において地場産物を活用する取組を促すこと、米飯給食の一層の普及・定着を図ることなどが盛り込まれた。</li> <li>2008年度、各地域において、栄養教諭を中心として家庭や生産者、PTAなどの地域の団体と連携・協力し、各学校における食に関する指導の全体計画の作成、地域の生産者を指導者とした体験活動、家庭に対する啓発などを通じて各地域の抱える食育推進上の課題の解決に取り組む「子どもの健康を育む総合食育推進事業」を実施した。</li> <li>今後とも、食育推進基本計画に基づき、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実や学校給食において地場産物を活用する取組の促進等に取り組む。</li> </ul>	A		
			厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体、食品生産者・事業者、管理栄養士・栄養士その他の保健医療福祉活動の専門家、地域における食生活改善推進員等において、適切な食習慣の普及・啓発を行った。</li> <li>6月の食育月間において、食事バランスガイドを活用した適切な食習慣の普及・啓発の取組を強化した。</li> <li>10月の食生活改善普及月間において、食事バランスガイド等に関する知識の普及啓発を行い、食生活改善の取組を強化した。</li> <li>より多くの方に食に関する正しい知識を身に付けてもらうために、食事バランスガイドのリーフレットの配布を実施した。</li> </ul>	A		
			農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年6月の食育月間を中心に、シンポジウム等を開催した。</li> <li>様々なメディア等の活用を通じて一般国民に「食事バランスガイド」の普及・啓発を行った。</li> <li>食育に熱心に取り組もうとしている地区を対象に、集中的・重点的に「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の普及・啓発を行うモデル的取組に対して支援を行った(14団体)。</li> </ul>	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
314	4) 食文化に関する民間主体の取組を促進する 「食文化研究推進懇談会」等の民間の主体的な活動による日本の食文化の評価及び国内外への普及に向けた取組について、その成果や知見を積極的に政策に反映する。	104				－	これまで12回の会合が開催され、委員による主体的な取組が進展してきたため。
			内閣官房	食文化の普及・啓蒙に関する政策に対して有識者から提言を受けるとともに、食文化に関する情報共有を図る場として「食文化研究推進懇談会」を開催した。	A		
			外務省	・「食文化研究推進懇談会」において関係者との情報交換を進めた。 ・2008年12月、NPO法人日本料理アカデミーが実施する「日本料理フェローシップ」を後援した(実績:2005年10月、2006年10月～11月、2007年12月)。	A		
			文部科学省	・「食文化研究推進懇談会」において関係者との情報交換を進めた。 ・2008年12月、NPO法人日本料理アカデミーが実施する「日本料理フェローシップ」を後援した(実績:2005年10月、2006年10月～11月、2007年12月)。	A		
			厚生労働省	・「食文化研究推進懇談会」において関係者との情報交換を進めた。 ・(社)全国調理師養成施設協会が会員校である調理師養成施設(全国91校)において、合計5,802人を対象として食文化の普及啓発事業(食育教室)を実施するに際して、情報提供などの必要な支援を行った。	A		
			農林水産省	・「食文化研究推進懇談会」において関係者との情報交換を進め、民間の取組を支援。 ・2008年12月、NPO法人日本料理アカデミーが実施する「日本料理フェローシップ」を後援した(実績:2005年10月、2006年10月～11月、2007年12月)。 ・有識者による日本食文化の基準となるテキストの作成を支援した。	A		
↓	3. 多様で信頼できる地域ブランドを確立する						
↓	(1) 地域ブランドの創出を支援する						
315	①地域資源を活用した新商品、新サービスを創出する(再掲) 地域資源を活用した新商品・新サービスを創出し、真に力のある地域ブランドとするため、2008年度から、試作品開発等への支援や企画から販売までの一貫した取組に対してきめ細やかなアドバイスを行う専門家の招へい、品質・名称管理等、各地のブランド化への取組に対して支援を行う。	105				○	地域レベルで知財施策とその他の施策とを連携させる取組が開始されたものの連携は未だ不十分であるため、引き続き、フォローアップする必要があるため

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年度から、地域ブランド化の取組全体について一貫してアドバイスするプロデューサーの招へい等を支援する「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」を活用し、地域ブランド化に取り組む23地区を選定し支援を行った。</li> <li>・知的財産権を活用した地域活性化研修会等の実施</li> <li>「地域活性化のための知的財産権(ブランド化と地域団体商標)セミナー」を仙台、京都、福岡の3カ所で開催し、知的財産権を活用した地域の活性化について理解を深める場となった。</li> <li>・地域活性化に向けた知的財産権等のアドバイザー派遣</li> <li>地域活性化を図ろうとする取組を行っている団体や既に知的財産権を取得し地域活性化に向けた取組を行っている団体(5団体)へ弁理士やマーケティングに関する専門家を現地に派遣し、今後の知的財産権を活用した取り組みに関するアドバイスをを行った。</li> <li>・持続的な養殖生産を確保するため、窒素やリン等の物質循環を可能とする魚介類と藻類など複数の種類を組み合わせた複合養殖技術の開発を支援した。また、価格が高騰している魚粉の含有率を下げた配合飼料の開発等を支援した。</li> <li>・地域産業資源活用事業計画認定</li> <li>・食料産業クラスターの形成(食品産業が中核となって農林水産業と関連産業その他異業種も含めた連携)を通じた、地域食材を活用した新商品の開発等の取組を支援</li> <li>・知財活用等のセミナーを開催(8地区:北海道、東北、関東、北陸、近畿、中国四国、九州、沖縄)</li> <li>・ブランドアドバイザーを派遣(8ブランド:北海道2、東北、関東、近畿2、中国四国2)</li> </ul>	B		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源活用促進法に基づき、中小企業者等による、地域の優れた資源(産地の技術、農林水産品、伝統文化等)を活用した新商品・サービスの開発・販売等の取組に対し、予算、金融措置、設備投資減税等の総合的な支援を実施。2009年度までに596件の事業計画の認定を行った。</li> <li>・同法に基づく事業計画認定や支援措置の効率的・効果的な実施のため、全国10箇所の地域支援事務局にマーケティング等に精通した常勤の専門家を約110名配置し、地域資源活用事業に取り組む中小企業者等から、5,400件を超える相談に応じ、事業計画の策定のアドバイスとともに、事業化に向けたブラッシュアップなどきめ細かな支援を行った。</li> </ul>	A		
316	②地域ブランドを支える関係者間の連携や交流を促進する 農林水産物・食品を対象とする地域ブランドについて、2008年度から、民間の有識者や地域ブランドの取組主体、支援者・支援団体等が集まる「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の活動を通じ、地域ブランドを生産する者とブランド化や販売等を支援する者の連携を促	105				－	農林水産省により、2007年に「食と農林水産業の地域ブランド協議会」が設置され、セミナーやホームページを活用した情報交換を実施し、取組が着実に進展しているため。
			農林水産省	2008年度から、地域ブランドの取組主体や支援者等が集まり情報交換、交流を行う「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の活動を支援した。協議会のホームページの運営やメールマガジンの発行、総会及びパネルディスカッションの開催などの活動を通じて、地域ブランドの取組主体とその支援者との交流を促進した。	A		
↓	(2)消費者に対する地域ブランドの信頼性を確保する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
317	①ブランドの信頼性を確保するための技術基盤を構築する 地域ブランドの信頼性を確保するため、2008年度から、農水産物やその加工品の品種や産地の偽装等を判別するDNAや微量元素を利用した識別技術の開発及び実用化を進める。また、消費者の望む生産情報を簡易に提供できるツールの活用を推進する。	105				○	DNA品種識別技術の開発については、地域ブランドの信頼性確保の観点から取組を強化する必要があるため。
			農林水産省	・落花生、海苔類、リンドウ等についてDNA品種識別技術の開発に取り組んだ。また、本年度から新たに登録される品種について、植物体の一部を標本及びDNAによる保存を開始した。 ・サトイモについて元素組成の分析により一部の産地間で違いを識別できる指標元素を見出すなど、農産物の産地を識別する技術開発を推進した。 ・アズキ品種に特異的なマーカーの利用により、加工品(あん)についても品種の同定が可能であることが示されるなど、加工品中の原料品種を対象とした判別技術の開発を推進した。 ・カボチャの産地判別、辛子明太子の原料魚種判別、プリの近縁種及び類似魚種の判別法について、その妥当性を確認するため複数の機関において試験を行った。 ・ノリの品種・原産地の判別に必要なノリゲノム情報の解読・微量元素等の分析等を行った。	B		
↓	②ブランド管理を担う関係者に対する普及・啓発を推進する						
318	i) 消費者の信頼を裏切らない継続的なブランド管理を実施するため、地域ブランドに取り組む関係者に対する普及・啓発のためのセミナーの開催やアドバイザーの派遣等を行う。	105				○	地域資源のブランド化に対する支援強化が必要であるため。
			農林水産省	・2008年度から、地域ブランド化に向けた、生産・品質管理、名称管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイザーするプロデューサーの招へい等を支援する「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」を活用し、地域ブランド化に取り組む23地区を選定し支援を行った。 ・知財活用等のセミナーを開催した(8地区:北海道、東北、関東、北陸、近畿、中国四国、九州、沖縄)。 ・ブランドアドバイザーを派遣した(8ブランド:北海道2、東北、関東、近畿2、中国四国2)。	B		
319	ii) 地域団体商標制度、加工食品を対象とした「本場の本物」認証、各都道府県が定める認証制度等について、各取組に応じた制度の活用を促進するため、団体等に対する普及・啓発活動を実施する。	105 ~ 106				○	地域団体商標制度等の地域ブランドに関する表示制度の活用を促す取組は、地域ブランドの振興を図る観点から、引き続き、必要であるため。
			農林水産省	地域食品ブランド表示基準(「本場の本物」)として5品目(市房漬、三河産大豆の八丁味噌、枕崎鯉節の本枯れ節、山形のつけもの、沖ケ浜田の黒糖)を認定。計16品目を認定。	B		
			経済産業省	・地域団体商標権利者に対してアンケートを実施し、権利活用状況や権利者からの要望・意見を把握するとともに、権利者等を訪問して権利取得後の活用等について意見交換を行うなど、制度の普及・啓発活動を実施した。 ・地域団体商標の制度紹介や活用等に関するセミナー等を開催し、制度の普及・啓発活動を実施した。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
320	③地域団体商標制度の活用を促す 関係者が連携・協力して団体等に対する普及・啓発活動を実施し、各種団体が地域団体商標制度を積極的に活用することを促進する。また、2008年度から、同制度の普及促進・発展に貢献した者を顕彰する。	106				○	地域団体商標制度の活用を促す取組は、地域ブランドの振興を図る観点から、引き続き、必要であるため。
			農林水産省	知財人材育成機関との連携の下、各地で農業生産関係者や都道府県等職員向け知的財産研修を実施した。また、各地方農政局、地方経済産業局等が連携し、各地で知的財産セミナーを実施した。これらのセミナーにおいて地域団体商標について説明し、普及・啓発を図った。	A		
			経済産業省	・地域団体商標制度導入から2008年3月までに登録された地域団体商標371件を収載した「地域団体商標2008」を刊行し、都道府県、知財駆け込み寺及び地域ブランドに関するセミナー等で配布することにより、地域団体商標制度の活用を推進した。 ・初心者を対象とした地域団体商標制度周知用ビデオコンテンツを作成し、2008年10月1日より特許庁HPでの配信を行うとともに、DVD版を経済産業局、農政局、都道府県をはじめ関係機関に配布することにより、地域団体商標制度の普及・啓発を推進した。 ・発明の日(4月18日)の「平成20年度知財功労賞」において、制度の普及促進・発展に貢献した者を顕彰した。	A		
321	(3) 地域ごとのブランド発信の取組を支援する 地域ブランドを国内外へ発信するため、地域ブランドを生産・販売する生産団体や中小企業等による展示会や見本市の開催・出展等への支援を引き続き行うとともに、有識者による講演・シンポジウム等を開催する。	106				○	国内だけではなく、地域ブランドの海外展開に向けた販路拡大や海外展開支援の強化が必要であるため。
			農林水産省	・海外の食品見本市における日本パビリオンの設置等により、農林水産物・食品の輸出に取り組む者と現地バイヤー等とのマッチングを支援した。 ・「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」の地域段階事業において、地域ブランドの取組主体が行う展示会や見本市の開催・出展等を含む様々な取組に対して支援した。また、全国段階事業では2009年2月に「食と農林水産物の地域ブランド協議会」の平成20年度総会及び講演・パネルディスカッションを開催した。 ・優良ふるさと食品全国フェアを開催した(9月18日から3日間)。 ・食品産業と農林水産業等との連携による国産農林水産物を活用した新商品等の展示会や見本市への出展等による販路拡大の取組を支援した。	B		
			経済産業省	地域の特色ある素材や技術を活用し、世界に通用する新しい伝統「JAPANブランド」を確立しようとする各地域の取り組みを支援するため、パリ、ニューヨークなどの海外の主要都市において、バイヤーとの展示商談会やテストマーケティングを実施し、JAPANブランドの国際市場への浸透を図った。	A		
↓	4. 日本のファッションを世界ブランドとして確立する						
↓	(1) クリエーションを活性化するための環境を整備する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
322	①若手デザイナー等の活躍の場の充実 ファッション業界に強い影響力がある海外の有力なメディアやバイヤーが若手デザイナーによる日本のファッションを目にする機会を充実させるため、2008年度から、「東京発 日本ファッション・ウィーク」において、国内外の有能な若手デザイナーを紹介する「SHINMAI Creator's Project」を実施する。	106				－	2009年3月に開催された第8回JFWにおいて実現されたため。
			経済産業省	第8回「東京発 日本ファッション・ウィーク (JFW)」(平成21年3月23日～29日)において「SHINMAI Creator's Project」を実施した。実施に当たっては、インターネットを通じ公募し、審査委員会を経て、5組6名のデザイナーを選出した。デザイナーには、可能な限り日本製の生地を使用してもらうべく、JFWジャパン・クリエーションに招聘し、出展している産地企業とのマッチングを行った。	A		
323	②中小繊維製造事業者を支援する 優れたファッションを支える高い技術を持った日本各地の中小繊維製造事業者を支援するため、「JFWジャパン・クリエーション」において、中小繊維製造事業者とデザイナーのコラボレーションの場の提供を行う。	106				－	2008年10月開催のJFWジャパン・クリエーションにおいて「デザイナー／アパレルと出展者のコラボレーション」として実現されたため。
			経済産業省	2008年10月15日～18日に開催されたJFWジャパン・クリエーションにおいて、単なる展示会、顔合わせに終わらせない、密度の高い真剣な商談、企業連携の場とするため、「真に良いものだけを集める場、川中のクリエイティブなものづくりを行っているリーダーを集める場」として充実を図り、その一環として中小繊維製造事業者とデザイナーのコラボレーションを行った。	A		
324	③上質・一流なファッションを担う人材を育成する 大学の学部や大学院などにおけるファッション関連の授業科目の開設やその充実など、大学等による自主的な取組を支援する。	107				－	大学等におけるファッション人材育成への支援は着実に実施されているため。
			文部科学省	知的財産計画2008について、国公私立大学に対し事務連絡を发出するとともに、各種会議での説明を通じて周知することにより、各大学におけるファッションを担う人材の育成に関する取組を促した。	A		
			経済産業省	大学におけるファッション講座の設置を、財団法人ファッション産業人材育成機構と連携して推進した。その結果、既に設置されている青山学院大学(2講座)、神戸大学、横浜市立大学、首都大学東京、法政大学の他、明治大学、日本女子大学、上智大学、東京経済大学にファッション講座が設置された。	A		
325	④海外人材の日本での教育機会を拡大する 2008年度中に、ファッション分野に関し、設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関として一定の要件を満たす民間教育機関で学ぼうとする外国人については、「就学」の在留資格が与えられるよう必要な措置を講ずる	107				－	2008年10月に制度が創設され、運用が開始されたため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			法務省	「構造改革特区第1次提案に対する政府対応方針（平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定）」を踏まえ、在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関（ファッション・デザイン分野の民間教育機関）を審査するための枠組みを平成20年10月に設け、申請があれば審査を行うことができるよう、措置を講じた。	A		
			文部科学省	2008年度は当省として意見の付言を要する問題のある事案がなかった。	－		
			厚生労働省	2008年度は当省として意見の付言を要する問題のある事案がなかった。	－		
			経済産業省	各種学校としての認可を受けていない民間教育機関（ファッション・デザイン教育機関）において、外国人学生の受入れを実施するための審査基準（ファッション・デザイン教育機関の運営に関する審査基準）を策定し、民間教育機関で学ぼうとする外国人に対して「就学」の在留資格が与えられるようになった。	A		
326	⑤生地やデザインのアーカイブを整備する 中小企業基盤整備機構における「繊維アーカイブ調査委員会」による「繊維アーカイブ調査研究報告書」（2008年3月）を踏まえ、2008年度中に、生地やデザインのアーカイブのより詳細な調査を行い、過去の貴重なテキスタイル・サンプルの散逸防止に必要なアーカイブの機能を検討し、結論を得る。	107				◎	新たな創造を生み出すための基盤整備として、過去の創作物等をアーカイブ化して活用することは重要であるため。
			経済産業省	デジタルアーカイブのシステム構築に向け、専門家による委員会を立ち上げ、効果的かつ具体的なシステム構築について検討し、システムの仕様書を作成した。同時に体験型アーカイブ事業を実施し、「繊維アーカイブの重要性」を示すために繊維関係者を対象としたセミナーや産地と連携した作品制作（ワークショップ）、その作品及びテキスタイルデザイナー等が有するアーカイブの展示会を実施。更に、学生を対象とした産地ツアーを実施した。	A		
327	⑥デザイン・ブランドの模倣品問題に適切に対処する 日本繊維産業連盟に設置された「知的財産保護推進委員会」等国内の繊維産業団体におけるデザインやブランドの保護強化のための検討体制を活用し、他の先進国の団体との連携やアジア諸国等への働き掛けを強めるよう促す。また、各種セミナーや展示会などの機会を通じ知的財産制度の普及・啓発を図り、企業戦略上重要なデザインやブランドについては国内外で知的財産権を取得するよう促す。	107				－	ファッション業界に特化した事業としては、事業者団体間で締結した覚書に基づく民間主体の取組を実施・推進する段階となったため。
			経済産業省	中国での繊維品の知的財産権侵害への対策のため、日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会との間で「知的財産権の保護に関する日中了解覚書」（MOU）を2008年12月に締結。	A		
↓	(2) プロモーションを強化する						
328	①「東京発 日本ファッション・ウィーク」を世界への発信拠点とする 「東京発 日本ファッション・ウィーク」のブランド価値を向上させ、我が国のファッション情報発信拠点としての地位の確立を図るため、2008年度において、「東京発 日本ファッション・ウィーク」における国内外の広報や一般消費者を対象としたイベントを充実させるとともに、若手の登竜門としての機能を強化し、既に地位が確立しているパリやミラノのコレクションとの差別化を図る。	107 ～ 108				◎	ファッション産業の振興のためには、他分野のイベントとの連携等による「東京発 日本ファッション・ウィーク」の強化・充実が重要であるため。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第4章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	第7回JFW(平成20年9月1日～7日)及び第8回JFW(平成21年3月23日～29日)を開催した。また、JFW開催の他、ニューヨークなど海外において、JFW参加デザイナーによるショー、展示会等を開催した。更に、若手の登竜門としての機能を強化するため、「SHINMAI Creator's Project」を立ち上げ、第8回JFWで実施した。	A		
↓	②日本のファッションを世界一流のブランドとして浸透させる						
329	i) 国際交流基金やJETRO等が支援を行う海外展示会等において、日本の優れたテキスタイルやアパレルの出展支援を強化するとともに、これらの取組が若手デザイナーや中小繊維製造事業者等にとって利用しやすいものとなるようその周知のための活動を拡大する。	108				－	国際交流基金やJETROによる海外展示会等への出展支援は着実に実施されているため。
			外務省	国際交流基金では、平成20年度に主催の海外展「WA－現代日本のデザインと調和の精神」展や「巡回展 現代日本デザイン100選」等において、日本のプロダクトデザインやファッションを紹介した。また、市民青少年交流助成にて「日露学生による服飾造形に関する意見交換会」への助成を行った。	A		
			経済産業省	日本のアパレル等の海外展開を支援するため、JETROが行う「パリサロン展」出展支援事業の強化(ファッションジャーナリスト等からなる出展審査委員会を設置や審査基準を策定等)を行った。また、本事業の周知を図るため、インターネットでのPRするとともに、JFW参加デザイナー等に広くPRを行った。また、ファッションジャーナリストやバイヤーをコーディネーターとして委嘱し、出展者拡大に向けた取組を行った。	A		
330	ii) 日本の優れたデザイナー等が海外においてプロモーション活動等を行う際、海外において発信力のある在外公館を活用することを支援する。					◎	世界各地に所在する在外公館を活用した日本ブランドに関する情報発信等の取組の強化が重要であるため。
			外務省	在外公館文化事業として日本人デザイナー作品展(平成20年6月～9月、英国)、日本人デザイナーによる講演会(平成20年7月、オーストリア)を行った。	A		
			経済産業省	在外公館を通じた海外発信の方法について検討を行った。	C		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
↓	第5章 人材の育成と国民意識の向上－知的財産人材育成総合戦略を実行する－						
↓	1. 海外との交流を活発化し、グローバルな知財人材育成を実行する						
↓	(1) アジア諸国における知的財産に関する人材育成を支援する						
331	①アジア諸国の人材の受入れと専門家派遣を拡充する 日本をアジアの知財人材育成の拠点とすべく、知財人材の受入れと専門家の派遣を拡充することにより、アジア諸国の知財人材との連携の深化や人材ネットワークの充実に努める。また、大学の学部や大学院、知財系の学会などにおける同様の取組を奨励する。	109				－	項目54と統合することが適当。
			外務省	・アジアのほぼ全域に対して知財人材の受入と専門家を派遣。 例えば、マレーシア「知的財産権人材育成に係るMyIPO行政能力向上プロジェクト」(研修「特許」マレーシア4名)。中国「知的財産権保護プロジェクト」(研修「行政・法政コース」中国15名)などを実施。	B		
			文部科学省	・WIPO(世界知的所有権機関)との協力により「アジア地域著作権制度普及促進事業」を実施した。 ①アジア・太平洋地域でのシンポジウムの開催(マレーシア) ②途上国の国民を対象とした、著作権の重要性に関する啓発を目的としたセミナーの開催(3カ国・5カ所) ③途上国への著作権専門家派遣(スリランカ) ④途上国の取締機関職員を対象とする研修の実施(5カ国10名、2週間) ⑤途上国における集中管理団体設立を目的とした、政府職員や著作権管理団体職員等を対象とする研修の実施(2カ国8名、1週間)  ・その他、独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力により、途上国の政府職員等を招へいた著作権研修を実施(5カ国8名、3週間)。  ・知財分野を含めた様々な分野における留学生の受け入れに対する支援を行っているほか、『知的財産推進計画』(知的財産戦略本部決定)について、国公立大学に対し事務連絡を发出するとともに、各種会議等での説明を通じて周知することにより、各大学における知的財産教育の自主的な取組を促している。	A		
			厚生労働省	・2005年度より、外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等を行い、国内就職支援を実施した。さらに、大学との連携を強化し、集団的な就職ガイダンス等を在学年数の早い段階から積極的に実施した。また、外国人雇用サービスセンター等との連携の下、一般の学生向けセンターにおける外国人留学生に対する積極的な就職支援を行うなど、留学生の国内就職を推進した。	B		
			経済産業省	・2008年度については、アジア太平洋地域を中心とした知的財産関係者を官民合わせ246名受け入れた。また、24名の専門家を派遣。 ・1996年度から2008年度までの間、アジア太平洋地域を中心に55か国1地域から官民合わせ3076名の研修生を受入れ。また、同期間に16か国1地域から383名の専門家を派遣。	B		
332	②研修機関間の国際的なネットワークを構築する 2008年度から、日本と中国の知財人材育成機関間で対話の場を設置して、組織や業務内容について情報交換を行うなど、アジアにおいて日本が中心となって研修機関間のネットワークの構築を行う。	109				－	省庁が主体的に研修機関間のネットワークの構築に取り組んでいくため。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価(ABCD)	「2009」の扱い(◎、○、－)	理由
			経済産業省	・2008年5月に、(独)工業所有権情報・研修館(INPI T)と中国知識産権培训中心との間で日中知的財産人材育成機関間連携会合を北京にて開催し、2008年11月に、INPI Tと韓国の国際知識財産研修院との間で日韓知的財産人材育成機関間連携会合を大田にて開催し、業務概要等についての情報交換、両機関の協力についての意見交換を行い、アジアの主要出願国である日中及び日韓の知的財産人材育成機関間ネットワークを構築した。	A		
333	(2) 国際的な知的財産専門人材を育成する 国際的な産学官連携体制の強化に対する支援を通じて、科学技術や海外での侵害訴訟及び契約実務に精通し、経営に明るく国際的に通用する知財専門人材の育成を図る。 また、知的財産権分野における専門家に海外研修等を受けさせることにより、国際的に通用する知財専門人材の	109				○	専門家の海外研修についてはこれまでの取組を評価し、今後の取組のあり方について検討が必要。 弁理士等については、海外の知財専門人材との交流を通じて国際的に通用する人材の育成を図ることが必要。
			文部科学省	・2008年7月、産学官連携戦略展開事業(戦略展開プログラム)において選定した66機関のうち、国際的な産学官連携活動の推進に取組む17機関に対して、海外大学技術移転機関や海外特許事務所におけるOJT等を実施するために必要な支援をした。	A		
			経済産業省	・大学等の知財分野の研究者等に、国内外の知財に関するテーマについて研究させると共に、海外の知財に関する研究機関や学会に派遣することで知財に関する知識の習得を図った。	B		
↓	2. 知的財産専門人材を育成する						
↓	(1) 総合プロデュース機能を強化する						
334	①総合プロデューサーを育成する イノベーション環境の変化に応じつつ、経営・事業戦略に知的財産戦略を組み込むためには、価値ある知的財産を見出し、それを他のリソースと有効に結び付けて事業化まで関与する総合プロデュース機能の強化が必要である。このため、特許流通・技術移転の専門家を養成するための研修や国際特許流通セミナーの開催により、知財流通の担い手を育成するとともに、知的財産流通や知財信託等の事例の公表を通じて知財流通業務の魅力をPRし、優秀な人材の参入を奨励する。	110				－	省庁が主体的に研修や国際特許流通セミナーを行っていくため。
			経済産業省	・特許流通・技術移転の専門家を養成するため、工業所有権情報・研修館において特許流通講座の基礎編を10回、実務編を3回開催した(2009年3月末)。また、「国際特許流通セミナー2009」を2009年1月に開催した(参加者2,455名)。 ・知財信託等の資金調達事例や知的財産の流通に係る現状について取りまとめた報告書(「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」)、及びその他の最新の資金調達事例等を経済産業省のウェブサイトやセミナー等により普及した。 ・グループ内信託における届出・申請手続きに必要な書類のサンプルを経済産業省のウェブサイト等を通じて普及した。	A		
335	②総合アドバイザー型の弁理士を育成する 中小・ベンチャー企業、大学、研究機関等の産業技術力強化に向けた総合的支援を行うため、2008年度から、企業部員を交えて議論し合う研修や企業の経営・事業戦略に接する機会などを通じて、コンサルティングやマーケティング、知財戦略策定等を含めた知的創造サイクルの全般にわたった総合アドバイザー型の弁理士を多数育成するよう日本弁理士会に促す。	110				○	総合プロデュース機能の強化を図るという観点から、引き続き、総合アドバイザー型弁理士の育成を進めることが適当。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本弁理士会が実施している知財ビジネスアカデミー等を通じ、総合アドバイザー型弁理士を育成する活動を推進するよう日本弁理士会に要請。</li> <li>・日本弁理士会は知財ビジネスアカデミーにおいて、知財関係者を交え、マーケティングやコンサルティング、知財戦略策定など知財戦略支援に関する講義を開催した。</li> <li>・経営や会計にも明るくコンサルティング等にも優れた総合アドバイザー型弁理士を育成するため、継続研修のカリキュラムに、コンサルティングやマーケティング、知財戦略策定等に関する科目を盛り込んだ。</li> </ul>	A		
336	③産学連携従事者の増員や能力の向上を図る 若手研究人材に対するTLO、大学知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル、研究開発型独立行政法人、資金配分型独立行政法人等でのOJT等を通じて、研究開発成果を知的財産に結び付け、知的財産を事業化に結び付けるための能力開発を行う取組を支援する。	110				◎	総合プロデュース機能の強化を図るという観点から、引き続き、産学連携従事者の能力の向上を進めることが適当。
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年7月、産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）において選定した66機関のうち、知的財産活動基盤の整備に取り組んでいる19機関に対して、教職員等を対象とした知的財産研修会等の実施を支援した。</li> <li>・JSTの技術移転支援センター事業において、大学等の研究成果を実用化する人材の育成・確保のため、大学、TLO等における技術移転業務を支援・サポートする人材（目利き人材）の専門能力の向上、目利き人材のネットワーク構築等を目的とした目利き人材育成研修を実施。2008年度は712人の参加を得た。</li> </ul>	A		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業技術フェローシップ事業（2008年度予算額：2.0億円）を実施し、産学連携業務に従事し、知財を事業化に結び付けるための能力を有した人材の養成を支援。</li> <li>・独立行政法人産業技術総合研究所では、産総研イノベーションスクールを開講し、ポストドクターを対象に、企業経験者による講義やOJTを通して、民間企業における知財戦略の考え方の習得を図り、知財を含めた技術経営力の強化に資する人材の育成に努めた。</li> <li>・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では大学の研究・教育機能を活用し、産業技術の発展の場と人材育成を目的として、平成20年度は、「NEDO特別講座」を5大学を拠点として、9つのコアプロジェクトについて実施した。</li> </ul>	A		
337	④各種専門家を知的財産分野で活用する 2008年度から、科学技術基本計画で定められた重点推進分野などの先端技術に深い知識と経験を有する者、金融についての知識経験を有する者などを知財専門人材として活用するために、知財に関する様々な職種の情報を収集し、業界紙、学会誌、シンポジウム、セミナー等を通じて周知・紹介する。	110				－	知財に関する様々な職種はいろいろなどころで周知・紹介されるようになったため。
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（独）工業所有権情報・研修館のホームページ内に、大学知的財産アドバイザー派遣先大学の一覧表を掲載した。また、大学知的財産アドバイザーの事業について、セミナーや講演の場で紹介を行った。</li> </ul>	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	2) 弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る						
338	i) 弁理士の資質の向上を図るため、2008年度から、弁理士登録をしようとする者に対する実務修習や既登録弁理士に対する継続研修の実施などにより、複雑化する技術や国際化に対応でき、顧客からの信頼を得ることができる弁理士を育成するための日本弁理士会の取組を促すとともに、大学（法科大学院、知財専門職大学院）、工業所有権情報・研修館等を活用するよう促す。また、弁理士の大幅な増加を図る。	111				○	引き続き、弁理士の必要な増員や資質の向上を図ることが適当。
			文部科学省	・各種機会を通じて、弁理士研修の機会の提供など、法科大学院や知的財産専門職大学院に対し周知している。	A		
			経済産業省	・実務修習及び継続研修について充実したカリキュラムを作成し、複雑化する技術や国際化に対応でき、顧客からの信頼を得ることができる弁理士を育成するよう、日本弁理士会に要請。 ・最新の法令や技術動向等、専門的能力の維持・向上を図るための継続研修は、平成20年4月1日より開始。 ・弁理士になろうとする者が実際の出願書類の作成等の実務能力を担保するための実務修習については、平成20年12月11日より開始。 ・平成20年度に行われた弁理士試験の合格者数は574名。 ・弁理士は、昨年度の試験実施以降、現在までに約500名増加し、現在の弁理士総数は約7,800名。 ・2008年度2月末時点において、(独)工業所有権情報・研修館が、弁理士や民間企業の知的財産関係者等を対象に実施した「審査基準討論研修」等に弁理士が受講した。	A		
339	ii) 新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2008年度以降検討を行う。	111				○	特許侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等については、現制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情を踏まえつつ、必要に応じて検討を行うことが適当。
			法務省	・新たな制度の運用状況を見守ってきたところである。	C		
			経済産業省	・平成20年度に行われた特定侵害訴訟代理業務試験の合格者は287名。 ・特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士総数は約2,200名となった。 ・特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士の活動状況等の実情を把握するために、引き続き調査する。	C		
340	iii) 大企業に比べて紛争対応力の弱い中小企業やベンチャー企業における弁理士の活用など、紛争処理に関するユーザーの多様なニーズに応えるため、いわゆる付記弁理士になるための研修や付記弁理士に対するより一層の啓発を行うための研修について、日本弁理士会の取組を促す。	111				－	特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修や付記弁理士研修など、弁理士会の自主的な取組に委ねることが適当。
			経済産業省	・特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士総数は約2,200名となった。 ・付記弁理士等の資質の維持・向上を図るため、研修カリキュラムの充実を図るよう日本弁理士会に要請。 ・日本弁理士会は、特定侵害訴訟代理業務試験を受験する前に行う付記弁理士となるために必要な能力を担保する研修(45時間)を実施。また、付記弁理士に対し、実際の特定侵害訴訟の実務の遂行を円滑かつ効果的に行うために必要な知識を習得するための研修(17~20時間)を実施。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
↓	3) 知財に強い弁護士の大増員や資質の向上を図る						
341	i) 法曹人口の大幅な増加が図られている中で、司法修習において地方裁判所知的財産権部や知財法律事務所によって提供される選択型実務修習プログラムに積極的に応募することなどにより、知財に強い弁護士が増加することを期待する。 また、知的財産法を含む選択科目別の司法試験合格者数を調査するなど、知財に強い法曹人材の養成が適切に行われているか検証する。	111				○	引き続き、知財に強い弁護士の増員や資質の向上を図ることが適当。
			法務省	・司法試験委員会は、2008年の新司法試験に関し、知的財産法を含む選択科目別の司法試験合格者数を公表した。それによれば、合格者のうち知的財産法を選択した者は309人で、選択科目8科目中3番目に多かった。新司法試験合格者のうち知的財産法を選択した者は2006年は159人、2007年は298人であり、着実に増加している。	A		
342	ii) 2008年度から、知財に関する研修への参加や講義の受講等弁護士の自己研鑽を通じて、企業の経営・事業戦略をサポートするのに必要な知財実務に強い弁護士が増加することを期待する。 また、弁護士が企業内で知財実務に直接携わることができるよう意識の改革や環境の整備を促す。	111				－	知財に強い弁護士という観点から、項目341と統合することが適当。
			法務省	・政府における知的財産推進計画の策定、実施等の動きを受けて、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共催する知財に関する共同セミナーが、9月20日(大阪)、10月4日(東京)で開催された。さらに弁護士のみを対象とする日本弁護士連合会知財特別研修が11月19日に開催された。 ・また、企業等の弁護士の求人情報等については日弁連HP内の「ひまわり求人求職ナビ」にて情報が提供されており、その自主的な取組を的確に見守ってきたところである。	A		
343	4) 特許庁の実務に関する知見・ノウハウの開放を推進する 2008年度から、特許庁審査官の審査手法をベースにした実践的な検索実務に関する研修のほか、特許庁の拒絶理由通知書に対する応答や審査基準等に関する研修を地方でも実施するなど、特許庁の実務に関する知見・ノウハウの開放をより一層推進する。	112				－	省庁が主体的に知見・ノウハウの開放を進めていくため。
			経済産業省	・(独)工業所有権情報・研修館において、特許庁の実務に関する知見・ノウハウを開放するため、2009年2月末までに以下の研修を開催した。 「検索エキスパート研修(上級)」3回 「検索エキスパート研修(中級)」2回(うち地方開催1回) 「検索エキスパート研修(意匠)」1回 「特許審査基準討論研修」3回 ・また、2008年度より、拒絶理由通知書への応答についての講義を新たに開催した(地方開催1回)。 ・2009年3月に、「検索エキスパート研修(上級)(第4回)」、さらに、特許庁の実務に関する知見・ノウハウを開放するため以下の研修を新設・実施する予定。 「意匠審査基準討論研修」1回 「意匠拒絶理由通知応答研修」1回	A		
↓	3. 知的財産創出・マネジメント人材を育成する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
344	(1) 研究者・開発者の知的財産意識を高める 2008年度から、知財戦略や知財ポートフォリオの構築を支援する知財プロデューサーを研究開発プロジェクトに派遣することにより、プロジェクトの知的財産戦略を強化するとともに、知財プロデューサーが研究者・開発者と緊密なコミュニケーションを行うことにより、研究者・開発者の知的財産意識を高める。	112				○	総合プロデュース機能を強化するという観点から、知財プロデューサーの派遣先を拡充することが必要であるため。
			経済産業省	・2008年12月から、大学を含む研究開発プロジェクトに対して、知財プロデューサーの派遣を開始し、知財プロデューサーが研究者と意見交換を行うことで研究者の知財意識を涵養した。 ・知財プロデューサー派遣事業における、特許流通アドバイザー及び特許情報活用支援アドバイザーのサポート内容・体制について検討し、支援体制を構築した。	A		
345	(2) 経営者・経営幹部の知的財産意識を高め産業界の意識を改革する 企業の経営者・経営幹部が知財を正しく理解し、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略に組み込むことができるよう、経営者・経営幹部を対象とした知財戦略セミナー、シンポジウム、大学等における知財マネジメントスクール、関係府省との意見交換等を通じた啓発活動を行う。 また、2008年度から、経営者などのメンバーが企業の抱える知的財産問題やその対策、知的財産の活用事例などについて発表・討論し合う取組を全国的に推進するための必要な方策を検討し、順次、取組を開始する。 さらに、2008年度から、企業等における技術経営力の強化に資するよう、産業技術総合研究所等において、「イノベーションスクール(仮称)」を開催し、人材育成を図る。	112				◎	セミナー、意見交換、イノベーションスクール、各企業や業界団体との意見交換会等を通じて、引き続き、経営・事業に携わる者の知財意識を高めることが適当。
			経済産業省	・経営者・経営幹部の知的財産意識を高め産業界の意識を改革するため、特許庁幹部と国内企業経営者・経営幹部との意見交換を行った(98社)。 ・また、地域知財戦略本部事業において、経営者等を対象とした知財戦略に関するセミナーやシンポジウムを実施した。例えば、中小・ベンチャー企業向けのセミナーは288回開催され、9451名が参加した。 ・独立行政法人産業技術総合研究所では、産総研イノベーションスクールを開講し、ポストドクターを対象に、企業経験者による講義やOJTを通して、民間企業における知財戦略の考え方の習得を図り、知財を含めた技術経営力の強化に資する人材の育成に努めた。 ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)では大学の研究・教育機能を活用し、産業技術の発展の場と人材育成を目的として、平成20年度は、「NEDO特別講座」を5大学を拠点として、9つのコアプロジェクトについて実施した。	A		
			農林水産省	・農林水産・食品分野の知的財産の活用促進と知的財産関係者の連携促進を図るため独立行政法人研究機関、大学農学部、TL0、都道府県等、民間企業等を対象に「農林水産知的財産ネットワークシンポジウム」を開催した(10月29日:東京)。	B		
↓	(3) 農林水産分野や食品分野の知的財産人材を育成する						

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
346	①農林水産分野や食品分野において知的財産に詳しい人材を育成する2008年度から、知財人材育成機関との連携を通じて農林水産関係者・食品産業関係者を対象とした知的財産研修を充実させるなどにより、農林水産省と経済産業省が連携しながら、農林水産分野や食品分野の知的財産人材を育成する取組を一層推進する。	113				○	農林水産分野で知財の重要性が高まっているところ、人材育成の基本的考え方や研修方針など人材育成の方針を検討する事業検討委員会の開催を通じて、当委員会の意見を踏まえて、地域ブランドや生産現場における知的財産の活用を中心とした研修を充実させることが必要。
			農林水産省	・知財人材育成機関との連携の下、農林水産関係者・食品産業関係者を対象とした知的財産研修を各地で実施した。 ・農業現場の関係者向けの基礎的な研修を4ヶ所（大宮、仙台、大阪、熊本）、都道府県等職員向けの基礎・応用研修を1ヶ所（東京）で実施した。 ・また、各地で地方農政局と経済産業局等の共催による農林水産関係者・食品産業関係者を対象とした知的財産セミナーを開催した。 ・農林水産分野の知的財産専門家の不足を補完するため、独立行政法人研究機関、大学、TLO、都道府県等の知的財産担当者等を対象に実践的なスキルの向上を目的とした「農林水産知的財産専門家養成ワークショップ」を東京、大阪で開催した（10月16～17日、11月6～7日：東京、11月18～19日、12月16～17日：大阪）。	B		
			経済産業省	・農林水産関係者や食品産業関係者等を対象とした農林水産食品関連知財セミナーを各地域知財戦略本部事業において実施した（開催回数：56回、参加者数：約1,800名）。	A		
347	②普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図る農業技術・経営に関する支援活動において農業者に接する機会の多い普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図るため、2008年度から、普及指導員の資格試験に育成者権や商標権を中心とした知的財産権に関する設問を導入する。 また、育成者権等の権利取得支援や権利侵害の未然防止を図るため、実務的な視点を含めた普及指導員向けの研修を実施する。	113				－	普及指導員の資格試験に知的財産権に関する設問が導入されたため。また、省庁が主体的に普及指導員の資質の向上に取り組んでいくため。
			農林水産省	・平成21年度普及指導員資格試験において、育成者権や商標権を中心とした知的財産権に関する設問を導入するとともに、普及指導員を対象とした知的財産専門研修（6月東京、7月仙台、8月岡山、9月熊本）を実施し、普及指導員の資質向上を図った。	B		
↓	4. 国民の知的財産意識を向上させる						
348	1) 学校における知的財産教育を推進する 2008年度から、知的財産教育の必要性が明確化された学習指導要領の見直しを踏まえつつ、創意工夫に対する興味やオリジナリティの尊重を教えるなど、各学校段階に応じた知財教育を推進する。 また、2008年度から、児童等に対する知財教育の在り方を検討するため、知的財産に関するテキストの配布やセミナーの開催に当たりアンケートを実施し、知財教育現場の現状を調査する。	113				◎	知財教育現場の現状を踏まえつつ、引き続き、各学校段階に応じた知財教育を進めることが適当。
			文部科学省	・2008年3月に改訂し、知的財産に関する教育内容の充実を図った小・中学校学習指導要領について、教員一人一人に学習指導要領の冊子を配布したり、各種説明会等を開催したりして、その趣旨の周知・徹底に努めた。また、2009年3月に、高等学校の学習指導要領を改訂し、知的財産に関する教育内容の充実を図った。	A		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	・小学生、中学生、高校生を対象に、各学校段階に応じた知財に関するセミナーを、全国の経済産業局特許室にて開催した。例えば、小学生、中学生及び高校生等向けセミナーは開催448回、参加者数32,560人。その際にアンケートを実施した。 ・また、(独)工業所有権情報・研修館と協力して、知財に関するテキストの配布やセミナー開催に関するアンケートを実施し、教育現場の現状を調査した。	A		
↓	(2) 地域における知的財産教育を推進する						
349	①課外活動を通じた知的財産人材育成を推進する 創造性をはぐくむ教育により柔軟な発想力と豊かな創造性を養うとともに、自らが新しいアイデアやモノを創造する体験を通じて培われるオリジナリティを尊重する意識を自己や他人の権利を尊重する意識に発展させるべく、地域の工作教室、発明教室等の知的財産の創作に関する課外活動を通じた知財教育の充実を促す。 また、2008年度から、指導員の知的財産に関する知識を高める機会を増やすために知的財産管理技能検定の受験を奨励するとともに、専門家の派遣及び実践指導を通じて指導者の育成を図る。	114				－	各学校段階に応じた知財教育という観点から、項目348と統合することが適当。
			文部科学省	・次代を担う青少年(小中学生)に対して、実際にものをつくることの大変さや完成の感動の体験を通じて、技術に対する興味を高め、その重要性を十分に認識させるとともに、知的財産に対する意識を育むことを目的に「ものづくり体験教室」を実施し(128ヶ所、参加者5,476名)、併せて優秀な作品を制作した生徒を選考し、「ものづくり体験教室全国大会」を実施した。	A		
			経済産業省	・創造性の開発や知的財産の保護・活用を一体とした知的創造サイクルを普及啓発するため、青少年の課外活動において創作・創造性開発活動を行う指導者に対し、全国で研修会を35回、実践指導会を40回それぞれ開催した。	A		
350	②学校と地域との連携による知的財産人材育成を推進する 学校と地域産業界が連携して若手ものづくり人材の育成を図る事業等を通じ、学校と地域産業界の連携による知財を創出する技術者などの人材育成を促す。 また、2008年度から、学校と地域の大学・企業等とが連携して児童や生徒の科学技術や産業技術に対する興味・関心をはぐくむ事業等を通じ、児童や生徒の創造性の育成、イノベーションを担う人材に魅力を感じるよう	114				－	各学校段階に応じた知財教育という観点から、項目348と統合することが適当。
			文部科学省	学校と地域産業界が連携して若手ものづくり人材等の育成を図る「地域産業の担い手育成プロジェクト」を43地域で実施し、学校と地域産業界の連携による知財を創出する技術者などの人材育成を促した。	B		
			経済産業省	・児童や生徒の科学技術や産業技術の社会的価値等に関する理解を促進し、職業観を醸成するため、学校等における産業界の技術者等を活用した取組を支援した。	B		
351	(3) 知的財産の創造、保護、活用の体験教育を充実する 高校生や大学生を対象としたパテントコンテストや中学生を対象としたものづくり知的財産報告書コンテストの充実を図ることにより、知財の創造、保護、活用の体験教育を推進する。	114				○	従来のパテントコンテストに加えてデザインパテントコンテストを実施することにより、体験教育を一層充実させることが必要。

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	・高校・高等専門学校・大学に対し、パンフレット等を幅広く配布し、パテントコンテスト開催の周知に努めるとともに、主催者の一人として運営に協力した。	A		
			経済産業省	・高校生、高専生、大学生等を対象としたパテントコンテストを実施した。また、大学生等を対象として試行的にブレデザインパテントコンテストを実施した。(参考：平成20年度パテントコンテスト応募総数248件、表彰件数12件。ブレデザインパテントコンテスト応募総数19件、表彰件数19件) ・中学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」を実施した。	A		
352	(4) 知的財産を含めた消費者教育を推進する 「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。」という消費者基本法の規定及び2007年度に結論を得た消費者教育の体系化を踏まえ、2008年度から、より効果的な消費者教育の実施のための検証・検討を行い、消費者教育の担い手の育成などに向けた取組を推進する。	114				－	内閣府が主体的に知的財産を含めた消費者教育を進めていくため。
			内閣府	・2007年度に策定した市民講師育成プログラムを用いた市民講師育成講座を開催し、消費者教育(知的財産を含む)の市民講師を育成するとともに、同プログラムの内容を検証した。また、教材等の消費者教育に関する基盤的情報を提供するための「消費者教育ポータルサイト」を構築した。その他、消費者行政推進基本計画(2008年6月閣議決定)で示された消費者市民社会にふさわしい消費者市民教育の検討に資するため、各国の消費者市民教育(知的財産を含む)について調査・研究を行った。	A		
			文部科学省	・著作権に関する普及啓発事業 対象者別セミナーを実施。 国民一般 全国 10ヶ所 都道府県職員 全国 1ヶ所 図書館等職員 全国 3ヶ所(エルネット通信を実施) 教職員 全国 1ヶ所(エルネット通信を実施) 「はじめて学ぶ著作権」教材開発(新規) 「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的手法の研究開発を実施	A		
353	(5) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する 児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、弁護士や弁理士などを含めた民間の知財の専門家を活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を行う。	115				－	省庁が主体的にセミナーの開催等を実施していくため。
			文部科学省	・社団法人日本知財学会による研究分科会の開催等の取組を促進。 ・2008年度、26の大学等で行われた研修会等において、大学等が知的財産活動を行う際の留意事項等について周知を行った。	A		
			農林水産省	・知財人材育成機関との連携の下、農林水産関係者から一般までを対象とした知的財産基礎研修を全国4ヶ所(大宮、仙台、大阪、熊本)で実施した。 ・農林水産・食品分野の知的財産の活用促進と知的財産関係者の連携促進を図るため独立行政法人研究機関、大学農学部、TL0、都道府県等、民間企業等を対象に「農林水産知的財産ネットワークシンポジウム」を開催した(10月29日:東京)	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	・各地域知財戦略本部事業において、各種セミナー（児童・生徒・学生向け、教職員向け、中小・ベンチャー向け等）を実施するとともに、知財に関する初心者・実務者向けの説明会を全国各地で開催した。 ・例えば、児童及び生徒等向けセミナーは開催608回、参加者数39000人、産業財産権セミナーは開催470回、参加者数16000人。また、初心者説明会は開催54回、参加者数7239人、実務者説明会は開催72回、参加者数15804人。	A		
↓	5. 知的財産人材育成を官民挙げて進める (1) 知的財産人材育成推進協議会を支援する 2008年度から、知的財産人材育成推進協議会を中心とした関係機関の連携の下、イノベーション環境の変化に応じた知的財産人材や経営・事業戦略に知的財産戦略を組み込むことができる知的財産人材を育成するなど、各関係機関の特色を打ち出した活動を行いつつ、関係機関間の相乗効果を発揮した活動を行うよう促すとともに、これを支援する。 また、2008年度から、各関係機関の研修を系統立てて整理した上で研修情報を発信するとともに、外部からの問い合わせに対して適切な研修等を紹介できる体制や各関係機関が共同で利用できる研修会場など、各関係機関の知的財産人材育成事業を円滑に行うためのプラットフォームの構築を図るよう促す。	115				○	研修機能の更なる底上げを図るべく、知的財産人材育成推進協議会の各関係機関においては、多様なキャリアパスに応じた研修等を実施していくことが必要。
			法務省	・知的財産人材育成推進協議会の会合に必要に応じてオブザーバー参加するなどして、その活動や取組に協力した。	B		
			文部科学省	・知的財産人材育成推進協議会の会合にオブザーバーとして参加するなど、その活動、取組に協力してきたところである。	A		
			経済産業省	・知的財産人材育成推進協議会の活動を支援した。同協議会は定期的に作業部会を開催し、参加機関間の連携を図ると共に、2008年9月に知財人材育成のためのイベントを大学と協力して開催し、各機関が取り組む研修や事業の紹介等を行った。	A		
↓	(2) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する ① 知的財産の教育者を育成する 初等中等教育や大学、民間企業など広範な分野において知財人材の育成が求められているため、小学校、中学校、高校のそれぞれの教員を対象とした知的財産に関する集中的な研修を通じ教育者を育成する。 また、2008年度から、知的財産人材の研修機関が教員の研修機関と連携して研修を実施する。	115				○	学校や課外活動における知財教育を充実させるという観点から、引き続き、教育者の育成を図ることが適当。
			文部科学省	・著作権に関する普及啓発事業 対象者別セミナーを実施 国民一般 全国10ヶ所 都道府県職員 全国1ヶ所 図書館等職員 全国3ヶ所 (エルネット通信を実施) 教職員 全国1ヶ所 (エルネット通信を実施)	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	・小学校から高校、高専の教職員を対象とした知財教育セミナーを各地域知財戦略本部事業において実施した(開催回数:62回、参加者数:約2,200名。 ・2008年8月に、(独)工業所有権情報・研修館と(独)教員研修センターが連携し、専門高校の教員を対象に知財教育に関する以下の研修を実施。「産業・情報技術等指導者養成研修(工業:B-2)」1回開催	A		
356	②知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する 2008年度から、学校での知財教育を充実させるため、初等中等教育における各段階に応じた教材や手引書の改訂を図る。また、経営や経済等を学ぶ学生を対象とする、知的財産の活用をテーマとした教材の開発を図る。 eラーニングを始めとして、いつでもどこでも知的財産を学べるよう、2008年度から、教材のダウンロードが可能な環境の整備のほか、知的財産をテーマとしたゲーム、クイズ、ワークブック等の開発を通じて、教材の充実を図る。	116				－	省庁が主体的に教材・教育ツールの開発を行っていくため。 なお、経営や経済等を学ぶ学生を対象とする、知的財産の活用をテーマとした教材については、項目364と統合する形で、その開発を推進する。
			文部科学省	・2009年3月に告示した新しい高等学校学習指導要領において、工業や商業等に関係する科目の中で、知的財産権について取り扱うこととした。 ・著作権に関する普及啓発事業 「はじめて学ぶ著作権」教材開発(新規)。経験豊富な教員(計7名)を協力者として委嘱し、新規教材の開発を実施。	A		
			経済産業省	・(独)工業所有権情報・研修館において、産業財産権標準テキスト、副読本の改訂作業及びeラーニング学習教材等の充実を図った。 ・eラーニングにおいて、いつでもどこでも知的財産を学べるよう教材のダウンロードが可能な環境の整備を行い、2008年4月にモバイル端末で視聴できる教材を提供した。現在eラーニング教材の充実を図っており、作成予定の学習教材においても2009年4月にはモバイル端末による視聴可能とする予定。	B		
↓	(3) 知的財産人材に関する評価指標の充実を図る						
357	①知的財産管理技能検定の普及を図る 2007年10月、知的財産管理に関する能力を測る「知的財産管理技能検定」が国家検定として創設された。2008年度から、この検定がより多くの企業や個人に利用されるよう、検定の普及を図る。 特に、児童や生徒等に対して知的財産教育を行う指導員や教員の知的財産に関する知識を高める機会を増やすべく、2008年度から、指導者や教員を対象とした知的財産に関するセミナー等で検定の受検を推奨する。	116				－	知的財産教育協会が主体的に知的財産管理技能検定の普及を図っていくため。
			文部科学省	・「産学連携による実践型人材育成事業－長期インターンシップ・プログラムの開発－」において、大学院生等一定の専門性を有する学生を対象に、将来各研究分野や企業活動における中核的人材育成のためのプログラムを開発・実践する事業を公募により実施しているところである。選定校の一つである名古屋工業大学のプロジェクトでは、「知的財産管理技能検定」の受検推奨、履修者への当該検定受検義務づけ、オリエンテーションでの知的財産管理検定試験の紹介、知的財産管理技能検定試験の模擬試験等実施を行っており、将来の知財保護・創造における指導者等になりうる学生等に向けて、当該検定の周知・普及を図った。	B		

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			経済産業省	・教員を対象とした知財教育セミナー等の場において、「知的財産管理技能検定」の紹介を行った。 ・2009年2月に、(独)工業所有権情報・研修館と知的財産教育協会が連携し、知的財産管理技能士を対象としたフォローアップ研修を1回開催し、38名が受講。 ・(独)工業所有権情報・研修館が実施する知的財産推進協力校事業の中間報告会開催時に知財管理技能検定を紹介し、受検を推奨した。	A		
358	②専門職種ごとの実務能力を評価する制度を充実させる2008年度から、特許情報の検索技術を競い合う特許検索競技大会の実施やサーチャージャー・翻訳者などの専門職種ごとの研修や検定の充実を教育・研修機関に促すことにより、専門職種ごとの実務能力を評価する制度を充実させる。	116				－	教育・研修機関の自主的な取組に委ねることが適当。
			経済産業省	・(独)工業所有権情報・研修館は、関西特許情報センター振興会と協力し、特許情報検索に携わる者に対する実務能力評価とインセンティブ向上のための機会を提供すべく、2008年8月に東京・大阪の2会場にて特許検索競技大会を実施(参加者86名)、当該大会の実施後、特許・情報フェア&コンファレンスにおいて、優秀者3名を表彰した。また、2009年2月に東京・大阪において特許検索競技大会2008フィードバックセミナーを実施した(参加者171名)。	A		
359	(4)各種学会における知的財産関連の研究を促す研究者等に対する知財の普及・啓発のため、2008年度から、自然科学系・経営系等の学会において知財に関する研究発表や知財に関する分科会の設立を促す。また、2008年度から、知財系の学会に対しては、大学等の教育機関で利用できる教育ツールや人材育成カリキュラムの開発など、知財人材育成に関する研究を行うよう促す。	116				－	学会の自主的な取組に委ねることが適当。
			文部科学省	・社団法人日本知財学会による研究分科会の開催等の取組を促進。	A		
			経済産業省	・学会での知財に関する理解を深めるべく、知財学会の分科会において知財教育の現状及び知財人材育成に関する研究についての紹介を行った。	A		
	(5)教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育の環境を整備する						
360	i)大学等において知財実務の教育が実践できるよう、知財分野に精通し、研究開発、経営、起業等に豊富な知識・経験を有する民間企業等の人材を教員又は講師として、法科大学院、MOETプログラム、知財専門職大学院、知財を専攻する学部・学科において活用するよう自主的な取組を促す。	117				－	知財人材を育成するための環境整備として大学等における知財教育を充実させるという観点から、項目364と統合することが適当。
			文部科学省	・『知的財産推進計画』(知的財産戦略本部決定)について、国公私立大学に対し事務連絡を発出するとともに、各種会議等での説明を通じて周知することにより、各大学における知的財産教育の自主的な取組を促している。	A		
361	ii)法科大学院における夜間及び休日専門の課程や夜間の講座の拡充等、実務家教員の採用や社会人の入学を容易にするための各大学の取組を促す。	117				－	「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」に基づいて、法科大学院の自主的な取組に委ねることが適

(注)項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	・「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」（平成20年9月中央教育審議会とりまとめ）において、夜間コースの設定・拡充を提言し、社会人が法科大学院にアクセスしやすい環境を整えるための各大学の取組を促した。	A		
362	iii) 競争原理に基づいて優れた教育研究を選定し財政支援を行う各種のプログラムにおいて、知財の分野を支援することにより、高等教育機関における知財教育を充実させる。	117				○	引き続き、技術経営系専門職大学院のMOT教育や知財専門職大学院の知財実務教育の充実を進めることが適当。
			文部科学省	・「専門職大学院等における高度専門職業人教育推進プログラム」において、法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクトを国公私を通じた競争的環境の中で選定し、重点的な財政支援を継続的に実施。知財教育の充実についても支援事業の対象としている。 ・「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の公募テーマの一つである「知的財産関連教育の推進」で選定された取組（2006年度：5件（申請は225件）、2007年度：5件（申請は27件））について、継続して支援を行った。	A		
363	(6) 専門高校における知的財産教育を推進する工業高校や農業高校などにおける知財教育に関するこれまでの取組事例を活用するとともに、そのような取組の普及と定着を促すため、2008年度から、地域との連携や学校間の連携を取り入れた教育実践プログラムの開発を支援することにより、専門高校における知財教育を推進する。	117				○	引き続き、知財教育推進協力校における知財教育の充実を進めることが適当。
			文部科学省	・学校と地域産業界が連携して若手ものづくり人材等の育成を図る「地域産業の担い手育成プロジェクト」を43地域で実施し、学校と地域産業界の連携による知財を創出する技術者などの人材育成を促した。	B		
			農林水産省	・教育機関における産業財産権教育の支援を目的に、社団法人発明協会が独立行政法人工業所有権情報・研修館の委託を受け実施している平成20年度「産業財産権標準テキストを活用した知的財産教育推進協力校」の会議にオブザーバーとして参加した。	B		
			経済産業省	・（独）工業所有権情報・研修館にて、工業高校や農業高校などの専門高校を対象に、産業財産権標準テキストを活用した知財教育推進のための推進協力校事業を実施。2008年度は、地域との連携や学校間連携を取り入れた実践教育が参加各校で行われた。	A		
364	(7) 大学等における知的財産教育を推進する知的財産に関する授業科目の開設状況を調査しつつ、高等専門学校、大学等の工学部、理学部、農学部、医学部、歯学部、薬学部等の理系学部や法学部、芸術学部、経営学部といった将来の知財専門人材や知財創出・マネジメント人材を育成する学部・学科等において、例えば、知的財産に関する授業科目の開設や、知的財産権制度だけでなく知的財産と経営・事業との関係を教える授業を行うなど、それぞれの専攻に即した自主的な取組を促す。 また、2008年度から、知的財産人材の研修機関と大学等との連携の下、大学等における知財教育カリキュラムの充実や教職員の養成を図るよう促す。	117				○	知財専門人材の能力の広域化や知財マネジメント人材の育成という観点から、引き続き、知財人材を育成するための環境整備として大学等における知財教育を充実させることが適当。

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。

「知的財産推進計画2008」の実施状況に対する評価【第5章】

項目番号	項目名	頁	担当省庁	2008年度に実施した内容	各省庁自己評価 (A B C D)	「2009」の扱い (◎、○、－)	理由
			文部科学省	・『知的財産推進計画』（知的財産戦略本部決定）について、国公私立大学に対し事務連絡を発出するとともに、各種会議等での説明を通じて周知することにより、各大学における知的財産教育の自主的な取組を促している。	A		
↓	(8) 法科大学院における知的財産教育を推進する						
365	i) 法科大学院の教員資格については、法学部の教育経験にとらわれず、実務経験を重視して、専任教員に関する審査を行う。	118				－	省庁が主体的に審査を行うことになっているため。
			文部科学省	・本年度は法科大学院の設置認可申請がなかったため、審査を行っていない。	－		
366	ii) これまでの知財教育の内容をレビューしつつ、知財実務に重点を置いた教育を行うなど知的財産法関連の授業科目を一層充実させるといった法科大学院の自主的な取組を促す。	118				－	知財人材を育成するための環境整備として大学等における知財教育を充実させるという観点から、項目364と統合することが適当。
			文部科学省	・知財法に関する教育の一層の充実について、『知的財産推進計画』（知的財産戦略本部決定）を法科大学院に周知することにより、各法科大学院における取組を促した。	A		
367	iii) これまでに調査分析した法科大学院の入学選抜状況を公表することにより、入学選抜方針に基づく入学試験において理系出身者に配慮するといった法科大学院の自主的な取組を促す。	118				◎	技術的素養を有するなど知的財産に強い法曹人材の増加が求められているところ、法科大学院における理系出身者に関する調査を充実させることが必要。
			文部科学省	・各法科大学院における入学選抜の取組状況を調査し、その中で、理系学部出身者や社会人など実務等の経験を有する人材の受入れ状況を公表した。 ・『知的財産推進計画2008』（知的財産戦略本部決定）を周知することにより、引き続き各法科大学院における取組を促した。	A		
368	(9) 知的財産専門職大学院における知的財産教育を推進する これまでの知財教育の内容をレビューしつつ、弁護士、弁理士に限らず、広く知財に携わる専門家を目指す者を対象とした、実務、ビジネス、知財政策、国際面を含めた教育を一層充実させ、知財ビジネスを多方面で支援できる知財専門人材を育成するといった知的財産専門職大学院の自主的な取組を促す。	118				－	知財人材を育成するための環境整備として大学等における知財教育を充実させるという観点から、項目364と統合することが適当。
			文部科学省	・平成17年度より知的財産専門職大学院が開学し、知的財産に関する専門的知識を有する高度専門職業人の養成を行っている。また、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において知的財産に関するプロジェクトを支援している。 ・専門職大学院の知的財産に関する教育について、各年次の『知的財産推進計画』（知的財産戦略本部決定）を、文書や各種会議での説明を通じて周知することにより、各専門職大学院における取組を促した。	A		

(注) 項目番号欄のうち↓印は事項名のみのも。 ※印は他の項目と重複するもの。